

平成26年第2回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（6月9日）	頁
1. 議事日程	10
2. 出席議員氏名	11
3. 欠席議員氏名	11
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	11
5. 議会事務局職員出席者	11
6. 開 会・開 議	12
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	12
8. 日程第2 会期の決定	12
9. 日程第3 報告	12
10. 日程第4 報告第1号 継続費繰越計算書について	12
11. 日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について	13
12. 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成25年度志布志市一般会計補正予算(第7号))	19
13. 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)	20
14. 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて)	21
15. 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について)	22
16. 日程第10 施政方針	27
17. 日程第11 議案第31号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	44
18. 日程第12 議案第32号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	46
19. 日程第13 議案第33号 土地改良事業の施行について	47
20. 日程第14 議案第34号 平成26年度志布志市一般会計補正予算(第1号)	48
21. 日程第15 議案第35号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	66
22. 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	67
23. 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	67
24. 散 会	68

第2号（6月16日）

1. 議事日程	69
2. 出席議員氏名	70
3. 欠席議員氏名	70
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	70
5. 議会事務局職員出席者	70
6. 開 議	71
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	71
8. 日程第2 一般質問	71
小辻 一海	71
野村 広志	94
長岡 耕二	117
青山 浩二	124
9. 散 会	136

第3号（6月17日）

1. 議事日程	137
2. 出席議員氏名	138
3. 欠席議員氏名	138
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	138
5. 議会事務局職員出席者	138
6. 開 議	139
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	139
8. 日程第2 一般質問	139
八代 誠	139
小野 広嗣	150
玉垣 大二郎	176
平野 栄作	186
9. 散 会	205

第4号（6月18日）

1. 議事日程	206
2. 出席議員氏名	207
3. 欠席議員氏名	207

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	207
5. 議会事務局職員出席者	207
6. 開 議	208
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	208
8. 日程第2 一般質問	208
丸山 一	208
東 宏二	218
小園 義行	233
9. 散 会	259

第5号（6月30日）

1. 議事日程	260
2. 出席議員氏名	261
3. 欠席議員氏名	261
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	261
5. 議会事務局職員出席者	261
6. 開 議	262
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	262
8. 日程第2 報告	262
9. 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について	262
10. 日程第4 議案第31号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	262
11. 日程第5 議案第32号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	264
12. 日程第6 議案第33号 土地改良事業の施行について	265
13. 日程第7 議案第34号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	266
14. 日程第8 議案第35号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	273
15. 日程第9 議員派遣の決定	274
16. 日程第10 閉会中の継続審査申し出について （産業建設常任委員長）	274
17. 日程第11 閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・ 議会運営委員長）	274
18. 閉 会	275

平成26年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月 9日	月	本会議	開会 会期の決定 施政方針 議案上程
10日	火	休 会	
11日	水	休 会	
12日	木	休 会	
13日	金	休 会	
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	本会議	一般質問
17日	火	本会議	一般質問
18日	水	本会議	一般質問
19日	木	委員会	総務・産業建設常任委員会
20日	金	委員会	文教厚生常任委員会
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	
24日	火	休 会	
25日	水	休 会	
26日	木	休 会	
27日	金	休 会	
28日	土	休 会	
29日	日	休 会	
30日	月	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	継続費繰越計算書について
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	専決処分の報告について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度志布志市一般会計補正予算(第7号))
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第31号	志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第32号	志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号	土地改良事業の施行について
議案第34号	平成26年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
議案第35号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申し出について	(産業建設常任委員長)
閉会中の継続調査申し出について	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小辻一海	1 環境行政について	(1) 不法投棄・ポイ捨てが相変わらず減少していないが、現状の認識と今後の取り組みについて問う。 (2) 高齢者等のごみ出しに負担感が増しているとの声を聞くがその対策を問う。 (3) 資源ごみ集合収集を有明地区で実施する考えはないか。	市長 市長 市長
	2 学校施設について	(1) 閉校になった田之浦・出水中学校の今後の活用策について。 ① 跡地利用と地域の活性化についてどのように考えているか。 ② 学校の備品・付属設備等の活用はどのように考えているか。 (2) 休校中の四浦小学校の今後の考え方を問う。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
2 野村広志	1 雇用創出と若者定住化政策について	(1) 雇用の創出につながる臨海工業団地の企業誘致について問う。 (2) 地域おこし協力隊の活用による定住化政策について問う。	市長 市長
	2 施政方針について	(1) 志ブランド確立への取り組みについて問う。 (2) 茶業振興について。 ① 茶レンジ風邪なし運動等の成果と今後の方針・課題について問う。 ② 茶機能実証事業など茶消費拡大対策の成果と今後の取り組みについて問う。	市長 市長 教育委員長
	3 消防行政について	(1) 各消防方面隊組織の再編への取り組みについて問う。 (2) 地域消防・自衛消防の状況把握について問う。 (3) 消防団員の福利厚生について問う。	市長 市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3長岡耕二	1 中学校の跡地利用について	(1) 出水・田之浦中学校の跡地利用について。 ① 市長の基本的な考えを示せ。 ② 地域の意見をどのようにくみあげていくか。 ③ 今後どのような形で進める予定か。	市長
	2 水道事業について	(1) 田床・柳井谷自治会の進捗状況を示せ。 (2) 事業実施に伴う財源はどのように考えているか。	市長 市
4青山浩二	1 スポーツ振興策について	(1) 今回の県下一周駅伝大会についての感想と今後の対応策について問う。 (2) 2020年・鹿児島国体に向けたサッカー会場の今後の対応策について問う。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	2 所信表明について	(1) 3月議会の所信表明において「小中一貫教育の導入」とあるが、具体策を問う。	市長 教育委員長
5八代 誠	1 市有林を含む林業振興について	(1) 戦後植林され、伐採期を迎えた公有財産である市有林の管理及び整備について問う。 (2) 森林資源の無駄のない再活用について問う。	市長 市長
	2 学校給食の現状について	(1) 本市の学校給食の現状（全般）について。 ① アレルギー対策について問う。 ② 給食費未納対策について問う。	教育委員長
6小野広嗣	1 人口減少対策について	(1) 民間有識者らによる日本創成会議は先月、2040年に若年女性の割合が半減し、消滅する可能性が高い自治体が896自治体にのぼるとの試算を発表し、波紋を呼んでいるが、市長は日本創成会議の提言をどのように受け止めたのか。 (2) 人口減少に歯止めをかけるためには、若者が結婚し、子どもを産み育てやすい環境をつくるための政策を集中することが必要であり、雇用・生活の安定や、結婚・妊娠・出産支援、働き方の改革等、総合的な施策の展開が急務である。本市では、今後どのような対策を考えているか。	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 小野広嗣	2 防災・減災対策について	(1) 昨年12月に、「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立した。そこには地方公共団体などに対し、計画策定や施策についてその責務が明記されている。災害から生命を守る計画策定に向け、本市の計画策定はどう考えているのか。また今後、どのような取り組みを行うのか。	市長
	3 イベントにおける安全対策について	(1) 昨年8月に京都府福知山市において、花火大会の会場で露店の爆発事故が起き、楽しいはずの花火大会が悲惨な事態となった。イベント開催時の来場者への安全確保は必ず行わなければならないが、本市ではどのような考え方に立ち、対策を行っているのか。	市長
	4 図書館行政について	(1) 施政方針では図書館運営について、「図書館へ行こう！」をキャッチフレーズに本好きな子どもを育てる環境づくりや図書館をより身近に感じられる読書活動の推進に努めるとあるが、今後さらに、図書館利用の推進を図るためにどのような効果的な取り組みを考えているのか。	教育委員長 市長
7 玉垣大二郎	1 地域振興について	(1) 都城志布志高規格道路の志布志道路部分の建設計画において代替道路建設が示されたが、その計画状況とこの地域の今後の開発について問う。	市長
		(2) 町原地区に新たな市道の建設や生活道路を整備する考えはないか。 (3) 町原地区に存在する耕作放棄地を有効利用する考えはないか問う。	市長 市長
	2 防災行政について	(1) 高齢者や買い物客の避難のため、稚子松跨道橋への階段を建設できないか問う。	市長
		(2) 防災行政無線の難聴地域の解消を図るべきではないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 西江園 明	(取り下げ)		
	(取り下げ)		
	(取り下げ)		
	(取り下げ)		
9 平野 栄作	1 環境行政について	<p>(1) 外来植物のメリケントキンソウが、関東以西に広く分布域を拡大してきており、県内においても全域的に生育が確認されている。</p> <p>このままでは、憩いの場である緑地公園での散策やサッカー等の屋外スポーツ、または学校での体育等の授業にも影響が大きくなるものと危惧される場所であるが、以下の点について問う。</p> <p>① こどもエコクラブチームMK Tの活動が新聞、市報に掲載されているが、この活動をどう受け止めているか。</p> <p>② 市内における発生状況を把握しているか。</p> <p>③ 植物の生態等の周知を図る必要があるのではないか。</p> <p>④ 部分的には駆除が行われているが、広域的に連携した取り組みが必要と考える。効率的・効果的な対策をどう推進していく考えか。</p>	市長 教育委員長
	2 道路行政について	<p>(1) 各自治会では年1回、周辺道路の伐採・清掃作業を実施している。</p> <p>高齢化の進展に伴い、作業が困難となる自治会も出てきている中、作業を継続している自治会において、近年作業中の怪我等事故の発生を耳にするが、市としての安全対策面への配慮や事故保障について問う。</p> <p>また、今後更に高齢化が進展していくが、自治会における道路清掃作業の方向性を示せ。</p>	市長

平成26年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成26年6月9日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第1号 継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度志布志市一般会計補正予算（第7号）)
- 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 施政方針
- 日程第11 議案第31号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第32号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第33号 土地改良事業の施行について
- 日程第14 議案第34号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第35号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成26年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの22日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの22日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。
平成26年陳情第3号は、産業建設常任委員会に付託いたします。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成25年度事業報告及び決算書、平成26年度事業計画及び予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。
次に、第90回全国市議会議長会定期総会において、次の3名の方が表彰を受けられましたので、報告いたします。

一般表彰、議員15年以上、小園義行君。議長、副議長表彰、林 勇作元副議長、上村 環。
以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時30分 休憩

午前10時33分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 会議を再開します。

—————○—————

日程第4 報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長（上村 環君） 日程第4、報告第1号、継続費繰越計算書についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

報告の内容の説明を申し上げます。

報告第1号、継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成25年度志布志市一般会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） おはようございます。

報告第1号、継続費繰越計算書について、補足して御説明申し上げます。

志布志市継続費の平成25年度年割額に係る歳出予算のうち、支出を終わらなかったものについて翌年度に逡次繰り越しをいたしましたため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

これは、防災行政無線同報系デジタル化整備事業の平成25年度予算の支出未済額に基づく逡次繰り越しでございます。平成25年度から平成27年度の3年間の継続費の総額が7億8,000万円で、平成25年度の予算現額が2億7,500万円でございます。このうち平成25年度の支出済額は2億6,843万4,196円、残額が656万5,804円となり、この額を翌年度へ逡次繰り越しするものでございます。

財源内訳は、地方債が650万円、その他が6万5,804円でございます。繰り越しの理由としましては、契約による執行残で、この残額を翌年度に繰り越すものでございます。

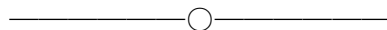
以上で、平成25年度志布志市継続費繰越計算書についての補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

以上で継続費繰越計算書についての報告を終わります。



日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（上村 環君） 日程第5、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成25年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足して御説明申し上げます。

一般会計の平成25年度から平成26年度への繰越明許費の繰越額が確定いたしましたので、御報告申し上げます。なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしてあります付議案件説明資料の2ページから3ページに掲載してございます。

2款、総務費の過疎地域等自立活性化推進交付金事業1,000万円につきましては、国の追加協議で事業採択を受け、平成26年3月議会で補正予算を計上したのですが、経費の性質上年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

3款、民生費の安心こども基金総合対策事業1億3,622万7,000円は、子ども・子育て支援新制度の電子システム導入経費について国の統一規格等が示されたことから、平成25年12月議会で補正予算を計上したのですが、未確定の統一規格等もあり、年度内の手続き及び事業完了が困難になったため、繰り越したものが350万円と、県の追加協議で事業採択を受け、同じく平成25年12月議会で補正予算を計上したのですが、経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものが1億3,272万7,000円ございます。

次に6款、農林水産業費、1項、農業費の活動火山周辺地域防災営農対策事業8,565万8,000円につきましては、国の予算が翌債の対応であり、平成26年3月議会で補正予算を計上したのですが、事業については平成26年度で実施するために繰り越したものでございます。

次に、農業・農村活性化推進施設等整備事業897万円につきましては、平成25年6月議会で補正予算を計上したのですが、12月の入札が不落となり、工期を勘案し年度内完成が見込めないため繰り越したものでございます。

次に、農業基盤整備促進事業1億770万円については、国の補正予算関連法案が平成26年2月に成立したことを受けまして、3月議会で補正予算を計上したのですが、経費の性質上年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。2項、林業費の林道舗装事業761万2,000円については、平成25年6月議会で補正予算を計上したのですが、二つの工区に分割発注したもののうち、一つの工区において12月の入札で資格業者全員辞退により不調となり、工期工程等における年度内完成が見込めないため繰り越したものでございます。

次に8款、土木費、2項、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業1,040万円は、平成25年当初予算に計上したもので、6月に橋台・橋脚等の修繕工事を発注し、その後河川管理者からの施工許可が遅れたことにより、2月に上部工の契約をいたしました。工期工程等における年度内完成が見込めないため繰り越したものでございます。

次に10款、教育費の小学校耐震補強事業1億5,450万円につきましては、国の補正予算関連法案が平成26年2月に成立したことを受けて3月議会で補正予算を計上したのですが、経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

次に、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の高吉地区水路災害復旧工事900万円につき

ましては、平成25年9月議会で補正予算を計上したのですが、12月の入札が不落となり、工期を勘案し、年度内完成が見込めないため繰り越したものでございます。2項、公共土木施設災害復旧費の稚子松都市下水路災害復旧工事350万円につきましては、平成25年9月議会で補正予算を計上したのですが、1月の入札が不落となり、工期を勘案し、年度内完成が見込めないため繰り越したものでございます。

以上、10件で5億3,356万7,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が全額市債で5万7,000円でございます。未収入特定財源が4億8,741万4,000円で、このうち国県支出金が3億91万4,000円、市債が1億8,650万円でございます。また、一般財源が4,609万6,000円でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑はありませんか。

○16番（岩根賢二君） 説明資料をいただいておりますけれども、この進捗状況及び完成の見通しということの中で、9月契約予定とかいうのが2件ほどあるわけですがけれども、これがなぜ9月なのか、その見通しは大丈夫なのか、説明の中でも入札が不落というふうな案件がたくさんあったようではありますが、その見通しについて説明をお願いいたします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 御説明いたします。

説明資料2ページの6-1農業費、農業・農村活性化推進施設整備事業の内之野地区でございますが、内之野地区につきましては、これは用水路でありまして、普通作が終わった後の工事発注ということで9月の契約を予定しております。

次に3ページ、11、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費の高吉地区でありますけれども、ここにつきましては、同じく下流の方に田んぼの用水をしておりますので、田んぼが終わった後の工事発注ということで計画しております。

○16番（岩根賢二君） ということであれば、この説明の繰り越しの理由という中に、例えば6番目であれば12月の入札が不落となるということが書いてありますけれども、もう既にこの時点から、今年の9月以降でないと契約はできないということが分かっていたということになるわけですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 当初の発注が12月、両方とも災害も含めまして12月の発注を計画しておりまして、3か月で完了の予定ということで発注の計画をしておりました。

○議長（上村 環君） 課長、放映もされておりますからね、よく聞こえるように、もうちょっとはっきり言ってくださいね。

○9番（丸山 一君） この繰り越し理由の中で、全員辞退とか、不落とか、10件のうち4件もあるわけですね、これは僕は土木建設業に長年携わってきた経験から言いますと、こういうことは異常事態だと思うんですよね。前の本会議においても、やっぱり様々な理由があって工期的なものは勘案して、ちょっとロングで組んだらどうかと、二次製品の会社は、今はこの曽於地区にないわけですから、そういうことを勘案すれば入札の仕方というのを考えなくちゃいかんという

ことを言ったわけですがけれども、それが全然反映されていないような気がいたします。全員辞退により不調となったと、今、新聞等でも入札不調ということがよく出ておりますけれども、やっぱりそれなりの理由があると思うんですよね、全員が辞退をすると、この理由というのは明確な何か理由があるんですか。

○財務課長（野村不二生君） 今回、報告しております内容の不調につきましては、年度末にかけての事業量というものが各業者さん方が事業を持っていらっしゃるということで、また事業の内容等を勘案して入札に参加されなかったというふうに聞いているところでございます。

○9番（丸山 一君） 我々も年度末、例えば、正月前ぐらいに入札があった場合も、以前は工期がなくても頑張って仕事を受注をして3月末の工期内においては、仕事を全部済ませるという努力を目標としてすべて完了をしてきた経緯がございます。今、答弁にありますとおり、仕事をいっぱい抱えていてできないと、できないという理由は、仕事量が土木工事なんか随分ここ10数年減ってまいりまして、会社がスリム化しているというのがあります。技術者もいない、リースの機械もあまりない。それと作業員もあまりいないというのが僕は一番の原因ではないかと思うんです。ですから、工期を組む場合も、そういうことを勘案して、もうちょっとロングで組んだらどうかと、前にも提案したことがありますけれども、市長、認識はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、議員御指摘のとおりだというふうに思います。そしてまた、私自身も市長を務めておりまして、入札不調ということについては、本当にびっくりしたところでした。不落になったということについては、びっくりしたところ。その原因については、今お話があったとおりでございます。長年建設業においては、公共事業においては、国の予算が削減されてきておりまして、そのあおりで地元の業者においてもスリム化、そしてまた、統廃合というような形で進んできております。しかしながら、新たに安倍政権が成立しまして、公共事業の見直しがされて、このような形で補正予算がしっかり組まれるようなことになったとしても、それを受ける業者自体が非常に脆弱化しているというようなことが本市においても出てきたというふうに思っているところでございます。

私自身としましては、今お話がありましたように、工期のさらなる延長、あるいは国に対しまして、この公共事業の増工についてはしっかりと保っていただくような要望を重ねていくことが必要というふうにはなるんじゃないかというふうに思っております。私どもの地域にとりましては、こういった公共事業に関連される方々の雇用というものは、非常に大きな面があるというふうに認識しておりますので、そのことについてはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回、このいわゆる繰り越しですがけれども、実際に緊急災害、こういったものというのを、このことを当局としたら、ここを出して議会で認めてくださいよということでしょうけど、受益されている方が農家の方とか、そして林業を営んでおられる方々の影響というのを、このことができないことで非常に大変な状況なのではないかというふうに推測するわけ

ですね。そういった影響というのが、この繰り越しの中でどう出ているのかというのが1点と、あわせて、今もありましたが、本市の建設業、土木業というのも適正な規模というのが当然あると思うんです。旧志布志町時代に、建設関係の土木含めて42社ぐらいあったと思います。合併をしたことによって、当時の旧3町の建設業の土木も含めてという意味ですよ、その方々がどれぐらいこの9年間で、8年間で減って、現在のこの不落という状況になっているのかと、これはいわゆる業者の方々が少ないということもある。そして、どれぐらいの推移になっているのかというのが一つ。

三つ目に単価の見直しとか、そういったことは、果たしてこれが適正な単価になっているのかと、そのことによって全員辞退というのは普通なかなかなり得ないことですよ、そういうことがどうなのか、当局は安いとか高いとかは言いにくいでしょうけれども、そこについての適正な価格の見直しというんですかね、そういったものが不落という状況を受けてどういうふうに見直しがされたのかということも含めて答弁を求めます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 受益者の状況ということではありますが、県単の内之野地区につきましては、これは用水の取水でありまして、現在も取水されている状況で、改善の方向の工事計画でありまして、ちょっと遅れるんですが、取水については支障はない状況であります。

災害の高吉地区ですが、ここにつきましては、純然たる排水路の出口河川沿いの排水路でありまして、それについても受益者直接の影響はないとみております。

○建設課長（中迫哲郎君） 3点目の単価の見直しとか、適正な単価ということですが、基本的に公共単価ということで、県の単価を準用して使っておりますので、適時、県の方も見直しをされておりますので、適正な価格での発注、また繰り越しも今回も労務費が上がりましたら、その労務費の上昇分だけ上げておりますので、そういう配慮はされていると考えているところでございます。

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく時間をいただきたいとの申し入れがございました。

しばらく休憩いたします。

—————○—————
午前10時30分 休憩
午前10時33分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、ちょっと時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

ただいま、平成26、27年度の業者の格付けが、土木建築を合わせまして、79社でございます。そのうち土木の業種につきましては、平成24年、25年の格付け業者が69社ございましたが、5減の64業者となっております。

それから、建築の業種につきましては、平成24年、25年、23で、現在も変わっていないところでございます。同じく23でございます。これは重複している関係で現在の数が79事業所というふうになっております。合併時点からの推移につきましては、時間をいただいて、後日またお示しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○18番（小園義行君） 私たちが、ここに出されるもの、資料含めて、災害復旧ということであれば、当然県やそういったところの査定も受けてということになりますよね、現在全く影響がないんだという答弁ですのでね、果たしてそれが災害と言えるのかというふうに思ってしまうわけですね。実際、ここに出ているのが災害復旧工事として出されて、県やその査定があつて、そうだねということになって下りてくるわけですし、そこらは全く受益者を含めて影響がないということが災害と言えるのかというようなふうに感じてしまうものですから、その影響がないのであれば、維持補修費、そういうことになるのかねというふうに私たちは思うわけですが、ともあれ影響がないということは幸いですよ。でも実際この災害というこの言葉の意味というのは、突然そういう状況になったということでしょうから、それがそのままずっと放置されているということにはならんけれども、そこらについてはしっかり当局として向き合ってもらいたいものだというふうに思います。

災害という、復旧工事という、そのことを私たちがまともにこれを受け取ると、きちんとやらないといけないよということなんですけどね。そこら辺についてはどうですかね、県とか、そこ何にも指摘ないんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 災害の高吉地区であります、排水路の復旧ということで、ちょうど末端の水路部分ですが、これについては、先ほど説明しましたとおりのことですが、用水路につきましては、どうしても緊急に必要な災害であります、応急・復旧工事という形で申請しまして、応急的に一時的に復旧する場合があります。

○建設課長（中迫哲郎君） 建設課が所管する都市下水路の災害復旧でございますが、ここにつきましても、6月の出水期の前には完全復旧ということで、もう既に完成しておりますので、幸いにして3月の菜種梅雨時期には影響が出なかったのは幸いだったかなということで考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 以上で繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

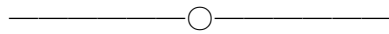
—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第6、承認第1号から、日程第9、承認第4号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第4号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度志布志市一般会計補正予算（第7号））

○議長（上村 環君） 日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成25年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成26年3月31日に平成25年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、承認第1号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に7,212万7,000円を追加し、予算の総額を196億6,393万1,000円と定めたものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正ですが、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、労務単価見直しにより26万円増額し、900万円としたものでございます。

5ページをお開きください。

第3表、地方債補正ですが、起債同意額の確定により、市道整備事業など6件の地方債を総額170万円増額変更したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、10款、地方交付税は特別交付税の確定に伴い7,321万5,000円増額し、交付総額76億8,670万2,000円となっております。

11ページをお開きください。

21款、市債は事業費の確定に伴い、土木債を450万円増額、農林水産業債220万円、消防債を30万円、教育債を10万円、商工債を20万円それぞれ減額しております。

次に歳出予算について、主なものを御説明申し上げます。12ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は持続可能な財政基盤確立のため、基金の利活用や残高を考慮し、財政調整基金積立金を7,185万4,000円増額しております。

17ページをお開きください。

8款、土木費、4項、港湾費、1目、港湾建設費は、県営事業の港湾負担金の額が確定したことに伴い1万3,000円増額しております。

20ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は労務単価見直しにより26万円増額しております。

そのほか歳出予算につきましては、地方債の財源振り替えをいたしております。

以上が、承認第1号の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

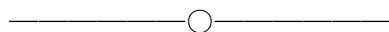
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置を創設する等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

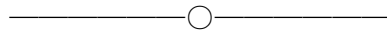
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置等の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

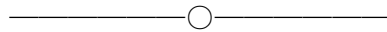
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び介護給付金課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額の基準についての軽減措置が拡充されたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） おはようございます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて補足して御説明申し上げます。付議案件説明資料の新旧対照表に基づきまして、御説明いたしますので、13ページをお開きいただきたいと思います。

本年度の税制改正におきまして、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保の観点から見直しがされ、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、減額措置の拡充がなさ

れたところであります。

内容につきましては、第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げ、「14万円」を「16万円」に改めるものであります。第2条4項の改正は、介護納付金課税額の課税限度額を2万円引き上げ「12万円」を「14万円」に改めるものであります。第23条の改正は、引用している地方税法施行規則の改正により、条ずれが生じたことに伴うものでございます。第28条中の「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改める改正も課税限度額の引き上げによる改正であります。同条第2号中、5割軽減対象世帯分ですが、「当該納税者を除く」という文言を削るのは、減額につきまして、従来世帯主を除く被保険者数で判断していたのを今回単身世帯も対象とするため改正されたものであります。また、同条第3号2割軽減対象世帯分ですが、軽減判定所得が35万円から45万円に引き上げられたものであります。

附則であります。この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。附則第2項は適用区分に関する規定であります。

次に、本日お配りしました補足資料を御覧いただきたいと思っております。1枚紙の方の資料でございます。国民健康保険税の内訳としまして、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額がございしますが、支援分、介護分をそれぞれ2万円引き上げ、合計で81万円にするものであります。影響する世帯を試算しましたところ、85世帯が影響を受け約327万円の増となるところであります。

一方、減額措置につきましては、5割軽減では、単身世帯も対象とし、2割軽減は軽減判定所得が35万円から45万円に引き上げられることに伴いまして、軽減世帯は179世帯増え、軽減額は約1,260万円の増となるところでございます。説明は以上でございます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今、少し説明がありましたけれども、今回国民健康保険税の課税の引き上げですね、限度額ですね、今の説明で、81万円というここになる世帯は86世帯というふうにおっしゃったんでしたかね、いわゆる課税世帯の81万円になる世帯がどれぐらい現在あるのかと、ここですよ。それとあわせて、この課税限度額の81万円になる方々の収入は大体どれぐらいからこの81万円になるのかということをお二つ目をお願いします。

三つ目に、この28条関係で、それぞれ世帯主等が入っていたものを単身のそこもそうですよというようなことでありましたが、この7割、5割、2割の軽減世帯が国保に加入されている世帯の何割に当たるのか、何世帯、7割、5割、2割の世帯が本市の国保に加入されている方々の世帯のどれぐらいあるのかということをお示しください。

○税務課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問ですが、今回の減額措置の拡充によりまして、対象世帯は先ほど説明いたしました179世帯増えております。軽減合計につきましては、1,260万円増えて、全体で約5,150万円になったところでございます。5割軽減につきましては444世帯、全体の7%に当たりますが、増加しております。2割軽減につきましては、265世帯、4%に当たっております。減少になっております。全体で見ますと、5,977世帯のうち、約3%の人が対象にな

ったということで把握したところです。

もう1点目の課税限度額の引き上げの影響ですが、85世帯の方が対象になったところです。全体の1.4%に当たったところです。

もう1点の対象になる所得層ですが、所得層で見みますと資産がない場合で試算したところ、40から64歳までの1人世帯で893万円以上の方が対象になります。2人世帯では863万円以上、3人世帯では832万円以上、最後ですが、4人世帯では801万円以上の方が対象になる形になります。

以上でございます。

○18番(小園義行君) もう1回確認させてくださいね。今回の課税限度額が引き上がりますね、その77万円が81万円になる世帯は85世帯ということで理解していいんですね、今の答弁だと。本市で国保に加入されている方で、最高の課税をかけられる世帯がいくらですかということですので、85世帯ということでもいいんですか。それと併せて、その81万円以上の課税をかけられていいよという世帯の大体の収入、例えば550万円とかですよ、600万円とか、その収入ですよ、収入はどの世帯がそういうことになるのかというのが二つ目。

そして、三つ目に7割、5割、2割と軽減措置を設けてますね、ここが全体が5,977世帯なんでしょう、その中のどれぐらいの世帯が7割、5割、2割の軽減世帯に入っているのということを知りたいわけですよ、そこをちょっと教えてください。

○税務課長(木佐貫一也君) ただいまの御質問の課税限度額の世帯数ですが、今回影響額を調べる際に、対象保険者数を導き出すのに前年度データを使いまして、課税の増減、人数の増減で出した関係で、今回85世帯増えるというのだけが、数字で出たところでございます。今お尋ねの現在の数字につきましては、ちょっとお時間をいただいております。今のところは影響を受ける対象世帯数、変化分が85世帯ということで御了承いただきたいと思っております。

7割、5割、2割も同じように異動の世帯数で今、出している関係で数字自体が影響が何割に変わったというのが、ちょっとお待ちください。

7割は判定額が変更ないということで、ちょっと数字が今ここにはないんですが、5割につきましては、462世帯から906世帯に増えると、それと2割軽減につきましては、918世帯から653世帯、265世帯減るということで今回の試算をしたところでございます。総数で179世帯増になったということで御説明申し上げたところです。

以上でございます。

○18番(小園義行君) 僕が聞いているのはですね、これ即決だからですよ、即決だから聞いているんですよ。答弁がまだ出てないのもあります。いわゆる最高限度額の課税の81万円になる世帯は、今回の状況で前年度の所得含めてですよ、含めて85世帯が増えるというのはそうだと思いますね、全体でどれぐらいの人の世帯に影響があるのかというのについては、全体でいくらですという世帯数が推測されてませんね。85世帯は増えるということ、それまでどうだったのかということで、所得は上下しますから、それぞれでしょう。とりあえず去年のそれで、あなた方が今回出されてる。これはもう6月ですから確定ですよ、所得がですね、7月から本課税になるわ

けですから、だからそのことで、81万円を超える、ここの課税をさせられる世帯がいくら世帯な
んですかと、その世帯は収入にしたらいくら、年間これこれですよと、収入が、だから81万円の
最高のここが課せられますという、その二つを知りたいわけですね。

そして、もう一つの質疑は7割、5割、2割、これ増えたり減ったりするんでしょう。その中
で、志布志市の国民健康保険に加入されていて、国保税を納められている世帯が、先ほどの例だ
と5,977世帯ありますね、その中で7割、5割、2割の軽減世帯がこの5,977世帯のうちいくらあ
るのということを単純に教えてって、それだけなんですよ、三つそれを教えてください。

○**税務課長（木佐貫一也君）** ちょっと数字を、ちょっとお時間いただきたいと思います。誠に
申し訳ございません。

○**議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく時間をいただきたいという申し出でございま
す。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午前11時02分 休憩
午前11時24分 再開
—————○—————

○**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**市長（本田修一君）** 長時間にわたり議会を中断させてしまい、誠に申し訳ございませんでし
た。ただいまの案件につきましては、即決案件ということで、特に審議が詳しくなっております
関係で、手元資料がないということで、ただいま現課の方にて、資料を準備したところでござい
ます。今後、こういったことがないように、担当においては、審議が止まることのない形での資
料を持参して本会議の臨むように指導をしたいと思います。よろしく願います。

○**税務課長（木佐貫一也君）** 大変申し訳ございませんでした。貴重な時間を拝借いたしまして、
おわび申し上げます。

先ほどの御質問の件ですが、課税限度額につきましては、私、増減等申し上げましたけど、85
世帯が対象世帯ということで、プラスマイナスゼロで世帯については、影響なかったというこ
とで、この訂正分についてもおわび申し上げたいと思います。

それと、7割軽減世帯につきましては、2,724世帯、5割世帯につきましては、464世帯、2割
世帯につきましては、913世帯、合計で4,101世帯が軽減対象になっているところでございま
す。課税限度額の平均収入につきましては、先ほど申し上げました4世帯801万円以上の収入の方が対
象ということで、御理解いただきたいと思います。よろしく願います。

○**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 専決第4号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、基本的に反対の立場で討論をしたいと思います。

私もいろいろな相談に乗りますが、この国民健康保険税の滞納、そういったものについて住民の方々から大変多く相談を受け、当局にもお願い等々をする機会が数多くあります。そうした中で、今回課税の限度額を4万円ほど引き上げるということで、77万円から81万円の課税限度額の引き上げであります。今、当局の方から答弁がありましたように、85世帯、その方々の年収といいますと、801万円を超えると課税の最高限度額になる。収入の1割を国民健康保険税に納めるということであります。これは住民にとっては大変な苦勞だろうというふうに思います。また、軽減世帯の数が4,101世帯ということで、5,977世帯の中でいきますと大変な数の方々がそういう状況になっていると。いわゆる7割、5割、2割の軽減世帯、所得が低いというそういう状況が発生しているということでございます。私は、これは国が1986年に、それまでの国の負担分を45%から38.5%、そこに引き下げたことが大きな原因によって、各全国の自治体で国民健康保険税の、いわゆる払いたくても払えないというそういう状況が発生している大きな原因になっているというふうに思います。本市でも、今述べましたように軽減世帯が4,000を超えるという状況の中では、まさしく国が課税できるというところから発想するのではなくて、いかにして払えるものにしていくのかと、このことがない限り、この国保税の問題はこれから先も永遠につきない問題だろうと思います。実際、命に変えられないから短期保険証、そういったもので何とかして病院に行ける体制はつくるという状況が住民の中には数多くあるわけであります。私は、今回のこの引き上げ、これは単に数字的な問題ではなくて、命に関わる、健康に関わる問題という意味で、もっと国に対して、国が責任をもって、そういった状況を変えていくという立場に立つこと、そして、地方自治体としては、法定外の繰り入れをする、そういったもの等、本市も努力されておりますけれども、そういった形で住民の方々の負担軽減のために全力を尽くしていく必要があるというふうに思います。今回、この条例が可決されますと、7月から本課税でこういう形になっていくわけですが、私はそうした立場からして、国にもしっかりとものを申ししていく、その姿勢が必要だろうというふうに思います。そういった立場から住民の皆さん方の立場に立つと、とてもこの課税限度枠の引き上げ、そういったものについては認めるわけにはいかないという立場で反対の討論をしたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第4号は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

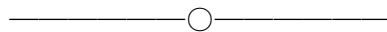
○市長（本田修一君） 先ほど報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、合併時の業者数について答弁ができておりませんでしたので、そのことについて答弁をさせていただきます。

○財務課長（野村不二生君） 先ほど御質問のございました合併時点での業者数、その後の推移ということで報告させていただきます。

格付けの土木一式の業種におきまして、合併時点では84業者でございました。現在が今年度が64ということございますので、20業者の減となっております。

建築一式につきましては、合併時点で32業者ということで、今年度が23でございましたので、9業者の減ということになっております。

以上でございます。



日程第10 施政方針

○議長（上村 環君） 日程第10、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。本日ここに、平成26年第2回志布志市議会定例会の開会に当たり、平成26年度における市政運営に臨む所信の一端を御説明申し上げます。

私は、先の定例会におきまして、2期8年間の実績を礎に、これからもさらに輝きつづける「ふるさとづくり」の集大成に向けて、初心にかえって市政の課題に取り組むことを約束し、今期の市政推進に当たっての基本的な考え方や、主要な施策について所信を申し述べたところです。

私が、志布志市長として3期目の市政に臨むに当たり、「市民に寄り添う市政の継続」、「心を動かし、感動を共有できる市政」そして「『志』を高く持って、小事にも最大限の努力を尽くす」この3つの約束について申し上げました。

このことを基本にし、市民の皆様にお示ししました各種の事務事業につきまして、まちの指針である「第一次志布志市振興計画」の後期基本計画の実現に向け、厳しい財政状況のなかで、継続して努力すべきもの、新たな課題として取り上げるものに整理し、補正予算の編成に努めたところです。

去る4月23日、オバマ米大統領が国賓として来日され、安倍首相との首脳会談によりどのような共同声明が発表されるのか注目されました。なかでも特に、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の問題については、「2国間の重要な課題について前進する道筋を特定した」と明記され、進展を強調した一方で、「TPPの妥結にはまだなされるべき作業が残されている」とも指摘され、両極端な二面性をもった報道がなされたところです。

私たちのまちにとりまして、TPPの協定締結は、極めて重要な関心事であり、その決定が農産物重要5項目であるコメ、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味資源作物については、聖域として自由化を阻止するといった自民党決議が遵守されるべきものと考えるところです。

一方、大きな政治的課題として、安倍政権発足以来、デフレ経済を克服する政府の経済政策、いわゆるアベノミクスの実施により日本経済は、企業業績を中心として景気が回復してきました

が、本年4月1日から消費税が増税されたことにより、今後日本経済にどのような影響を与えるのか予断を許さないところです。

政府が発表した4月の月例経済報告では、景気の基調判断は「緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られる」として、2012年11月以来1年5か月ぶりに判断を引き下げたところです。しかし、これは「増税に伴う駆け込み消費による反動で、予測された一時的なもの」と見ており、「景気の回復基調は続いている」と分析しているようです。

今後も、景気の落ち込みはあるものと予測されており、その際にはただちに補正予算を組み、景気回復の経済対策が講じられるものと考えられます。とは言え、私たちのまちにおいては、アベノミクスの経済効果なるものが感じられない中で、そのような景気の落ち込みがあるとなれば、本市の経済にとって深刻な影響があるものと予測しなければなりません。

このように、基本的な日本経済に深刻な影響を受けながらも、私たちは市民の皆様の様々な要望に対して積極的に応え、更なる福祉の向上を目指していかなければなりません。

今定例会におきまして、先に述べました所信表明の内容を実現するために、できる限り市政に反映しようとするものであります。

私どものまち、志布志市は今、市、そして市民の皆様のあらゆる面での取り組みの結果、鹿児島県で最も元気なまち、最も話題の豊富なまちと言われるようになりました。それは、この度の大相撲で千代鳳関と千代丸関の兄弟幕内関取誕生というニュースであり、とりわけ千代鳳関の小結への三役昇進は、私たち志布志市民が大いに待ち望んでいたことであり、市民の喜びはもちろんのこと県民の皆様にとりまして、大きな喜びと感動となったところです。

また、第4回鹿児島県商店街グルメグランプリ（Show-1グランプリ）において、志布志中央商店街を中心とした黒潮隊の皆さんが3年ぶりに首位を奪還し、「天然鱧入り志布志湾三昧丼」で2回目となるグランプリチャンピオンに輝きました。

去る4月28日、29日に開催されましたお釈迦まつりについて、ある町の行政関係者の方が来られて、「志布志はすごい。志布志には負けた。」と感想を述べられました。

9万人という大勢の来場者の方々に、肩をすりあわせるぐらいのにぎわいがあったということに、私自身も感動したところであり、いつもいつも実行委員会の皆様に、「どうせやるなら本気で取り組みましょう」と毎年話をしてきましたが、まさしく関係者の方々がこのように気持ちを高め、来られたお客様に感動してもらうために、誠心誠意、準備をしてこられた結果だと思えます。

このように、志布志市で一番大きな祭りが、多くの市民の皆様の協力のもと本当に大きなうねりとなって展開され、県下三大祭りとして確実に誇りをもてる祭りになりつつあります。

志布志市は今や、鹿児島県で一番元気のあるまちと言われていますが、この流れがまち全体の活気となり、必ずや日本一へ向かって進んでいく、確実な足取りにつながっていくものと信じているところです。

私はこれまで、いろんな場面で、「資源ごみリサイクル率日本一」、「医療費が日本一低いまち」、

「あいさつ日本一の市役所」、「日本一早いしぶしの夏そば」など、様々な分野で日本一づくりに取り組むことを話してまいりました。この日本一づくりへの取り組みは、本市のまちづくりを進めるうえで重要なものであり、行政と市民が一体となり地域ブランドである「志ブランド」を確立させる施策に取り組むことにより、志布志の知名度、評価が高まり、志布志で生産される農・畜・林・水産物が「安心・安全・健康・うまい・本物・環境・循環」をキーワードとして銘柄が確立されることで、その結果として、二次産品、三次産品の評価が高まり、ひいては市民の所得向上につながるものと考えております。

このようなことから、「志ブランド」の認知度を高めるための情報発信に尚一層努めるとともに、引き続き市民の皆様と様々な日本一づくりを確実に達成するための施策を実践してまいります。私は、志布志市の将来像であります「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現のために誠心誠意、全力を傾注する覚悟でありますので、これまで同様、議会の皆様をはじめ市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、志布志市振興計画の「7つのまちづくりの方針」に沿って、御説明申し上げ施政方針といたします。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてであります。志布志港につきましては、ポートセールスに加えて、「志布志港 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」の活用等により利用促進に努めてまいりました。

平成25年の港湾貨物取扱量は、木材の輸出が、速報値で10万立米を超え日本一となるなど、1,051万tと昨年より増加したところですが、外貿コンテナ貨物取扱量は、速報値で8万7,183TEUと、昨年の実績より若干下回ったところです。引き続き10万TEUに近づくように、官民一体となりポートセールス並びに利用促進に取り組んでまいります。

一方、平成23年5月に選定された「国際バルク戦略港湾」につきましては、県が中心となり整備実現に向けた調整を行っているところです。本市としましては、国・県・関連企業と連携し、大型バルク船に対応した港湾計画の変更と、早期事業化及び特定貨物輸入拠点港湾への指定に向けて、要望活動等に取り組んでまいります。

東九州自動車道は、新直轄方式により志布志～末吉財部間48km、清武～日南間28kmの事業が進められています。鹿屋串良～曾於弥五郎間が、平成26年度供用開始に向け整備が進められているものの、未だに日南～串間～志布志間は基本計画区間のままであります。本市では、国に事業区間の整備促進と日南～志布志間の、整備区間への早期格上げを要望してまいります。

都城志布志道路は、全体で5区間、13.4kmが開通し、志布志市内では有明北～志布志間で橋梁工事や用地買収が進められております。志布志～志布志港間については、用地買収が開始され、本市も事務を受託しておりますので事業推進が図られます。県境区間も昨年、整備区間に指定され、全線において着手できたところでもあります。都城志布志道路建設促進協議会では、防災・経済・医療の道として、国、県や関係機関に要望してまいります。

国道220号については、今日の高齢化社会に対応すべく、歩道等の整備促進を関係機関に要望し

てまいります。県道の整備につきましては、本市の幹線道路であり、第2次緊急輸送道路である志布志有明線の野神工区の早期事業完成を促進するとともに、他の路線についても積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

都市計画に関しましては、平成25年8月に志布志臨港地区に編入された新若浜地区を、工業地域に用途指定の変更を行ったところです。その他の地域についても、平成24年度実施の「基礎調査」と昨年実施の「用途指定概算業務」の結果を踏まえ、用途地域の見直しを検討し、土地利用の動向等を十分勘案しながら、計画的なまちづくりを進めてまいります。

また、都市計画道路「関屋線（県道志布志福山線）」については、引き続き、志布志インターチェンジまでを整備してまいります。

情報化の推進につきましては、平成24年度に策定しました「志布志市情報化基本計画」に基づいて、各種施策の実効ある取り組みを展開するとともに、電子自治体の一層の推進と、光ファイバー通信網「しぶし志ネット」の様々な分野での利活用策について、補助事業や民間活力等の動向にも十分注視しながら、調査・研究してまいります。

平成28年1月から利用が開始されます「社会保障・税番号制度システム」、いわゆるマイナンバー制度に係る各種システムの改修に着手することになります。このマイナンバー制度は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号を付与するものですが、各種システムに付番された個人番号が新システムに及ぼす影響等を調査する「システム影響度調査」を実施後に、社会保障関係システムについて改修を行ってまいります。

また、毎年度実施しております、転入者等からの行政告知放送端末の設置要望につきましては、引き続き市単独事業により設置促進を図ってまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用が注目されております。本市におきましても、平成25年2月に、有明町伊崎田地区に送電の開始が、大隅半島では第一号となるメガソーラーが完成しました。さらに、本年5月12日には、大黒ビアガーデン跡地に1,500世帯分相当の年間約625万キロワットの発電が見込める、大隅地区最大級のメガソーラーが完成し竣工式がありました。これまでに4件の立地協定を締結してメガソーラーが設置されていますが、低炭素社会の実現に向けた取り組みとして、今後も他の分野も含め推進してまいりたいと思います。

本市の公営住宅につきましては、志布志市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替、ストック改善、修繕及び用途廃止を年次的に行っているところであります。また、沿岸部における公営住宅の整備については、津波の影響も懸念されることから、平成25年度に改訂された鹿児島県地域防災計画や志布志市地域防災計画の内容を十分考慮し、計画を進めてまいります。

定住交流の推進につきましては、本市への定住促進と地域の活性化を図るため、平成25年度に創設した移住定住促進事業により、対象地区に市外から新たに住宅を新築又は購入し移住定住された方に補助金を交付して、中山間地域の活性化と均衡ある発展を図ってまいります。また、本年度は泰野地区に定住促進住宅用地の購入を進めてまいります。さらに、市内の空き家を活用し

た空き家バンク制度を昨年度に引き続き取り組んでまいります。

水道事業につきましては、現在、上水道1か所、簡易水道6か所で運営しておりますが、将来的には簡易水道を上水道へ統合する予定であります。

また、水道施設としまして、各水源地・配水池は元より、送・配水管等を併せ、延長にして720kmを保有し、年次的に新設、改良、維持管理を行っております。

水道施設の危機管理において、長期・中期・短期そして即時的な対応を総合的に取り組むことが必要であることから、水質管理を含め施設の耐震化、石綿管対策、老朽管対策等を行い、安心・安全な良質で安定した水の供給を図ってまいります。さらに、水道未普及地域への給水検討も行ってまいります。

環境行政の推進につきましては、平成21年度作成しました志布志市環境基本計画に沿って、引き続き市民の皆様の御協力を頂きながら取り組んでまいります。「混ぜればごみ、分ければ資源」の合言葉のもと、市民と行政の共生・協働により確立された本市の廃棄物管理は、「志布志モデル」として国内外から高い評価を受けるまでになっているところです。この取り組みは、本市の環境施策の中心をなすものであり、引き続き市民の協力をいただきながら資源化率が高まるよう、埋立ごみの減量化に取り組んでまいります。

「志布志モデル」につきましては、国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業による「フィジーを中心とした大洋州における志布志市ごみ分別モデルの推進」の3ケ年の事業完了を受け、本年度から新たに「サモアを中心とした大洋州における志布志モデルの推進」を展開し、サモア国、バヌアツ国に対して適正な廃棄物管理に関し、本市の持つ知識や経験を生かして国際貢献を進めてまいります。

なお、高齢者等のごみ出しに関し、負担感が増しているとの声があるところでございますが、支援が必要な高齢者に対しましては、関係機関との情報共有に努め、その実態を把握するとともに、「自助」「共助」「公助」の原則を踏まえながら、今後支援策を検討してまいりたいと思っております。

また、本年度もサンサンひまわりプランの推進や地域通貨ひまわり券を利用した「マイロードクリーン大作戦」、「おじゃったもんせクリーン大作戦」など、多くの市民の皆様の御協力を頂きながら取り組んでまいります。地球温暖化対策につきましては、庁舎「緑の館」プロジェクトなどを実施し、各家庭で簡単に取り組める緑のカーテン設置の推進とともに、ライトダウンコンサートの実施を通して、市民の温暖化対策への意識啓発を図ってまいります。

共同墓地の管理につきましては、高齢化や利用者の減少により、その管理に係る地域の負担が大きくなってきております。そのため、地域で管理されている共同墓地の水道使用料の一部を助成することで、地域の負担軽減を図り、共同墓地の適正管理を支援してまいります。

水保全の取り組みにつきましては、本年度も水保全の必要性と重要性を啓発するとともに、更なる意識の啓発・高揚を図るため、「志布志市水保全シンポジウム」を開催してまいります。また、市内の河川ごとに設置している河川浄化対策協議会と昨年度設置いたしました「志布志市河川浄

化対策連絡協議会」の連携を強化し、市内4河川の浄化に向けた情報交換、情報共有に努めてまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を活用し、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への接続を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

そして、市民、事業所あるいは各種団体等各主体が「環境にやさしいか」を行動の基準とし、「ものを大切に、人を大切に」する「取り組み」がいっぱいある志あふれるまちを目指してまいります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

また、本年度から災害への備えや発生後に中心となる自主防災組織の育成・強化を図るため、研修会や防災訓練に要する経費、資機材の整備に要する経費につきまして、その経費を助成する事業を実施し、更なる地域防災力の強化を図ってまいります。あわせて、消防団につきましても市内14消防分団の再編を推進すると同時に、隔年で実施する操法大会を含め消防団員の資質向上を図りながら、円滑な地域防災活動ができるよう消防施設等の整備を行い、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

また、女性消防団員を任命し、消防・防災への女性の参画を図ってまいります。

防災につきましては、引き続き本市の防災対策の基本方針を示す地域防災計画について、国や県の見直しの反映や災害・被害の想定などを踏まえた改訂を行い、防災対策の総合的な推進を図ってまいります。

災害時に、特に支援策を要する災害時要配慮者については、一昨年、昨年に実施した調査結果についてシステム化を行い、対象者の把握の簡素化、また、関係機関と情報の共有を行い、災害時における対応の円滑化を図ってまいります。

他にも、災害時における情報伝達手段の一つである、防災行政無線同報系のデジタル化整備につきましては、昨年度の有明地区の整備に引き続き、本年度は松山地区を、平成27年度は志布志地区と順次整備を行い、確実な情報伝達手段の確保に努めてまいります。

また、先日、本市で行われた鹿児島県総合防災訓練については、消防、警察、自衛隊など防災関係機関約82機関が合同で訓練を行い、それに併せて市の地震・津波避難訓練も実施したところであります。多くの方々にご参加、ご観覧いただいたところであり、防災関係機関相互の連携強化など、災害対処能力の向上及び住民の防災意識の高揚が図られたのではないかと感じたところであります。

防犯対策につきましては、警察、防犯協会と連携し、うそ電話詐欺を始めとする特殊詐欺への被害防止広報や地域安全パトロールなど声かけ・見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援するとともに、広報紙やホームページ、行政告知放送端末を活用した啓発活動に努めてまいります。

また、ボランティアの方々の御協力を頂きながら、犯罪の発生率、特に青少年の非行についても、発生率の低いまちを目指してまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者や児童生徒を中心とした交通事故防止活動、シートベルト着用の徹底や飲酒運転の根絶を目標に、交通事故による死者を出さないよう警察や交通安全協会と連携し、研修会の開催などにより交通事故防止の啓発活動に努めてまいります。特に、運転に不安を感じる高齢者の方々へは、運転免許証自主返納支援事業による免許証返納を促し、高齢者の運転による交通事故の抑制を図ってまいります。

また、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備により、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時から再開します。

○
午前11時56分 休憩
午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 引き続き、施政方針について述べさせていただきます。

第3に、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、市の最重要課題として位置づけ、積極的な誘致対策に努めております。また、市内の既存企業に対しましても、工場増設や新たな分野への進出を検討する企業への支援を行い、雇用拡大に努めているところです。

現在、志布志港新若浜地区の背後地に物流アクセス面で優位となる約8haの工業団地の確保に向けて取り組んでいるところです。

この工業団地は、現在整備中の都城志布志道路や臨港道路など、志布志港周辺で進む関連事業とも連携することから、地域の皆様の御協力をいただきながら本市が一体的に開発を行うものです。

平成25年度までに用地取得を進めましたので、今年の夏場から造成工事に着手できるよう、現在、必要な手続きを進めているところです。

また、完成後には、地元雇用の拡大や地域振興につながるよう工業団地の分譲方針について十分な検討を進め、地域経済発展の起爆剤となるような企業誘致へ向け、全力を尽くしてまいります。

次に、農業振興につきましては、農業を取り巻く情勢が国内、国外を問わず産地間競争が激化し、農産物価格の低迷、資材費の高騰に加えて、担い手農家の高齢化や農業従事者の減少、環境との調和、食の安全の確保など、多くの課題が山積しております。このような状況を踏まえ次の施策を重点的に進めてまいります。

まず、地域農業を支える「人」の育成確保については、高齢化の進展に伴い地域農業の担い手が減少し、持続的な営農や集落機能の維持ができなくなっている地域も現れつつあります。

平成24年度に作成した「人・農地プラン」の充実を図るとともに、農業公社の研修事業や「青年就農給付金」、担い手に農地を集め大規模な農業を目指す「農地中間管理機構」などを活用し、営農意欲に満ちた農業者の育成確保を図ってまいります。

生産流通については、本市の温暖な気候や、整備された広大な農地などの有利な条件を活かして、露地野菜作物や施設園芸の振興を図ってまいります。具体的には、露地野菜作物については高性能機械や先進技術の導入に対し、生産者のニーズに沿った事業の追加を行うとともに、施設園芸作物については燃油高騰対策の充実を図り、生産基盤の整備を図ってまいります。

茶業振興につきましては、気象条件と立地条件を最大限に活かしながら、生産基盤整備の強化・環境に配慮した栽培技術の波及に取り組み、低コストや高品質茶生産の向上に努めてまいります。

また、茶機能実証事業など茶消費拡大対策と、関係機関・団体が一体となった銘柄確立に積極的に取り組むことにより、生産農家の経営安定と農業所得向上を目指します。

本市は、桜島の火山灰や台風の被害を受けやすい地域に位置し、台風や干ばつなどの自然災害に対し十分な対応が必要であります。このため本地域では、大規模畑地かんがい事業に取り組んでおり、ほぼ事業が終了しつつあるところです。したがって、市内のほとんどの地域で畑地かんがい用水を利用できるようになり、施設の利用率は年々増えてきております。しかし、施設の利用率は必ずしも高いとは言えないため、利用率の向上へ向けた取り組みを行います。さらに、志布志市畑地かんがい営農ビジョンにおける推進作物の生産拡大を図るとともに、水利用効果の大きい露地野菜の流通対策についても、県の補助事業を活用し、関東や関西の大消費地での商談会に参加して、販路拡大にも努めてまいります。

また、地元で生産された農産物を「食育」、「地産地消活動」により、より多くの市民の皆様を意識していただき、市民の健康と地域活性化を図るため、「食育推進計画」を策定し推進してまいります。

ツーリズム事業につきましては、平成25年度は「志布志市“志”ツーリズム協議会」を中心に、都会の修学旅行生124名を農家民泊で受け入れ、農家民泊の営業許可を取得した8軒が一般客の宿泊体験を受け入れています。

本年度はさらに、これらの取り組みを充実させ都市と農村との交流を推進してまいります。

次に、畜産振興につきましては、経済連携協定（EPA）や環太平洋経済連携協定（TPP）などの協定締結に向けた協議が進められる中、豪州とのEPAについてはほぼ確定し、年次的に牛肉関税引き下げが行われ、またTPPにおいても関税の引き下げをめぐり協議が進められており、国内の畜産業界を取り巻く情勢はさらに厳しくなることが想定され、十分な国内対策が求められております。このような中、肉用牛繁殖経営につきましては、資質向上に向けた優良種畜の導入支援を行い、繁殖牛の能力向上と基盤維持に努めるとともに、育成技術研さんに向けた共進会等の開催及び支援に取り組めます。また、肉用牛のせり市、共進会等の諸行事での家畜の事故

に伴う損失を軽減する対策を、農協と連携して構築し、経営安定と基盤維持に努めてまいります。

肥育牛経営につきましては、肥育素牛の購入支援を行い、肥育経営基盤の維持に取り組みます。乳用牛、養豚につきましても、高品質生産に向けた優良種畜の確保対策や施設整備の支援を行いながら、経営基盤の維持に努めるとともに、引き続き家畜衛生管理の向上のための啓発に努め、畜産振興に取り組んでまいります。

ほ場整備につきましては、野井倉下段（したんだん）地区が、ほ場の区画及びパイプラインの整備が終了しております。引き続き補完工事、換地処分登記が進められ平成27年度までに事業が終了する見込みとなっております。

今後は、この下段地区をモデル地区として、肆部合地区や上門（うえんかど）地区など、野井倉開田の再ほ場整備の推進に努めてまいります。

また、この他の地区のほ場整備につきましては、中山間地域総合整備事業などの新規採択により、志布志地区の14団地で約34haのほ場整備が順次施工されることとなります。あわせて、有明・松山地区におきましても整備を進め、ほ場の集積を促進するなど農業生産力の向上、農業経営の安定を図ってまいります。

農道及び林道につきましては、今後も適正な管理に努め、長寿命化を図るとともに、木材生産量の拡大につながる路線の洗い出し、整備等について年次的に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、曾於地区森林組合を中心に木材価格低迷打破に向けた取り組みで、志布志港を利用した輸出量も増えてきておりますので、市有林の今後の適正管理にも曾於地区森林組合と連携を図ってまいります。

特用林産物（枝物）につきましても、「こころざし花木ブランド」の確立に向けて花木生産組合と連携を図りながら、ブランド化に向けた更なる取り組みを進めてまいります。

水産業の振興につきましては、「志布志湾のハモ」を特化して前面にPRしブランド化を進め、漁業者の所得向上とそれに伴いその他の水産物の魚価の向上を、今後も漁協と連携を図ってまいります。

また、引き続きトコブシ、鯛やヒラメの放流などのパイロット事業に取り組んで、漁獲量の向上にも漁協との連携を図ってまいります。

次に、商工業振興につきましては、本年4月からの消費増税に伴い、特に個人消費の落ち込みが懸念され、地方における中小企業者にとりましては、大変厳しい経営状況が続く中、商工業者の経営安定を図り、商店街の活性化・魅力ある店舗づくりを進めるため、商工会との連携を強化し、商工業振興対策事業を展開・支援してまいります。

特に、本市は、海産物・農畜産物に恵まれた「食の宝庫」である利点を生かし、これまで「食・グルメ」による商店街振興を図ってまいりましたが、引き続き、背白ちりめん三昧井をはじめとしたご当地グルメの県内外への情報発信やその活動の支援、また、新たなグルメ発掘へ向け関係機関と一体となり、商工業の振興に努めてまいります。

昨年より「ダイレックス株式会社」と「西松屋」がテナントとして開店した「サンポートしぶ

シアピア」におきましては、地域経済活性化の核となる施設として、市内外問わず更なる出店を誘致し、誘客を促進し、経営の安定、本市のにぎわいの場の創出につながればと考えております。

また、6年目を迎えた競艇場外発売場「オラレ志布志」の設置につきましても、本事業が市内外に定着し、売上高・利用者数が増大することにより、本市のまちづくりに役立つものと考えており、本年度も引き続き関係機関との連携を密に行いPRに取り組んでまいります。

平成24年度に経済対策として取り組んだ住宅リフォーム助成事業については、本年度から3年間という終期設定のもとに引き続き取り組むこととし、景気の底上げにつながるよう努めてまいります。

消費者行政につきましても、近年多種多様化する悪徳商法をはじめ、商品やサービス等の購入・契約から発生する消費者からの様々な苦情・相談に応じ、問題解決を図ってきておりますが、各イベント時や市内関係機関と連携した高齢者向け啓発活動等を行ってきたことで、年々相談件数も減ってきております。

今後も、「被害を未然に防ぐ活動」に積極的に取り組み、安心した消費者生活の確保に努めてまいります。

観光物産の振興につきましては、平成23年度に策定しました志布志市観光振興計画に基づき、これまでの見る観光から、志布志市を訪れる人を歓んで迎えて、文化、歴史、自然に触れてもらい、市民と交流しながら共に歓べるような観光を目指し、ふれあい交流のおもてなしを行ってまいります。そのために、市民・市民団体・観光特産品協会・商工会・市内観光関係業者・行政が役割を担いながら連携し、観光まちづくりを推進してまいります。

また、志布志市観光特産品協会が主体的に実施するイベントにより観光地の魅力を創出する「魅力ある観光地創出事業」や、観光船や自衛艦等の志布志港への寄港を誘致し経済振興を図る「志布志港寄港促進事業」のほか、志布志ご当地グルメ料理を市内に定着させる「グルメにぎわい通り創出事業」などに対して、補助金を交付し観光や物産振興を図ってまいります。

まちあるき観光推進への取り組みとして、歴史を活用した観光を推進するため、平成24年度に整備した麓地区駐車場の活用を図るとともに、新たに民間地を取得し、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業と連携した駐輪駐車場の整備を進めてまいります。

また、体験型観光事業の推進といたしましては、市内にあふれる歴史建造物等を活用した、体験プログラムや観光ルートの充実を図り、本市でしか体験できないニューツーリズムに取り組めます。

現在、総合観光案内所を設置しているJR志布志駅は、これまで志布志を訪れる観光客のおもてなしの玄関口として整備してまいりましたが、現駅舎がJRから志布志市へ譲渡されることに伴い、今後は駅を地域のにぎわいの中核として、また、市民が寄り添い豊かな時を過ごせるような、どこにもない駅をイメージした、志布志駅整備計画を策定してまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷につきましては、指定管理者による経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実、向上が図られるよう引き続き連携してまいります。

観光物産宣伝に関する取り組みとしまして、志布志の魅力大キャンペーン事業を志布志市観光特産品協会へ委託し、四季のイベントや食材、農林水産体験を複合的に組み合わせたフェアや観光物産展を実施し、志布志市の観光物産情報を総合的に宣伝してまいります。

また、志布志市公認キャラクター第1号である「志武士ししまる」を最大限に活用し、市内外で行われる各種イベント等で志布志の魅力を伝えていきます。

観光客誘致に関する取り組みとしまして、フェリーさんふらわあと連携したスポーツ合宿等の誘致を図り、関西地区のほか福岡地区の大学や旅行エージェントなどへのセールス活動、また、海外からのスポーツ合宿誘致活動を積極的に行い、体育施設、宿泊施設の閑散期における稼働率を上げる取り組みを実施します。

スポーツ合宿に対する支援として、民間主体の関係団体で組織する「スポーツ団体誘致推進協会」を中心に、受け入れ態勢の充実を図るとともに、合宿奨励金の交付や大会主催者等へのサポートを行うことにより、宿泊を伴う合宿や大会等の誘致を図ってまいります。

イベントに関する取り組みにつきましては、「志布志市観光入込み客数・年間100万人」を目標に、「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「ふるさとまつり」の四つのまつりを、市民の皆様が主体となり、知恵と汗を出し合い、地域と協働して実施することで、より个性的でより魅力あるイベントとなるよう取り組んでまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

保健・医療・福祉を取り巻く環境は少子・高齢化の進展とともに確実に変化することが予想されますが、本市においては、市民が元気で、安心して暮らせるまちづくりのために様々な施策を実施してまいります。

本年3月に本市の福祉・保健施策の根幹となります「志布志市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画では「みんな笑がお志あふれる 結のまち しぶし」を基本理念とし、子供から高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが地域において、生き生きとみんな笑顔で安心して暮らすことができ、「志布志市に住んでよかった」と思えるようなまちづくりに努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が生活を営んでいる場所である地域社会が安心して住みやすい場所となるよう、志布志市社会福祉協議会をはじめ社会福祉団体等と連携し、地域活動を通じた生きがいと仲間づくり、健康づくりを目的にしたふれあいサロン活動事業等、福祉事業の充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、国が進めております「子育て関連三法」により、新たに「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられており、平成26年度中に国の基本方針を踏まえた様々な支援策について、市の方向性を明確にした計画策定に努めるとともに、引き続き保育園施設整備への支援も行ってまいります。また、現在、中学生まで無料としている「子ども医療費助成事業」については、助成対象を高校生までとし拡充を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、平成25年4月に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」

に改正され、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、居住するすべての人が共生・協働しながら暮らすことができる地域社会づくりを進めています。平成26年度は、障がい者施策の指針となる障害者計画及び第4期障害福祉計画の策定年度となっております。これまでの計画期間における達成状況や課題等を明確にし、今後の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画策定に努めます。

また、本市と曾於市、大崎町の2市1町で設置している「そお地区障がい者相談支援センター」を活用し、障がい者への相談支援の充実に努めてまいります。

次に保健事業につきましては、高齢化の進展や医療技術の進歩並びに介護サービス等の充実等により、医療・介護の給付費も年々増加し、相互の助け合いで成り立っている国民健康保険や介護保険の特別会計の事業推進は、被保険者の保険料（税）収入が限られる中、非常に厳しい財政運営を強いられております。

このような中「健康」は、市民が豊かな生活を送る上で最も基本的なものであるとともに、高齢化社会における医療費の適正化の視点からも、一人ひとりが生きがいを持って健康づくりに取り組んでいただくことが、大変重要であると考えております。

本年度は、平成21年度に策定しました健康増進計画「健康しぶし21」の最終年度であり期間の検証をし、次期計画に向け、自助、共助、公助による健康長寿を目指して新たに向こう10年間の健康増進計画「健康しぶし21」を策定してまいります。そして更なる「健康づくり日本一のまち」につながる、より効果的な事業を展開してまいります。

生活習慣病の早期発見・早期治療を目指して始まった特定健康診査・特定保健指導につきましては、国が設定した目標受診率60%クリアはもちろん、本市が目指す70%を達成するため、昨年度未受診者が多く受診率の低かった自治会に対して、受診率向上に向けた説明会を実施し集団健診の充実を図るとともに、情報提供につなぐための資料収集に努めてまいります。

また、集落単位での達成受診率に合わせた報奨金交付制度を見直し、受診率70%達成を目指し、併せて疾病予防の観点から引き続き、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

昨年度から始めました、市民の皆様が日頃から取り組む自主的な健康づくりの推進を目的とした特定健診やがん検診、各種健康教室や健康に関する出前講座、市の主催する健康づくりイベント等への参加者に対して、ポイントを付与する「健康マイレージ事業」の充実・拡充に努めてまいります。

また、引き続き、志布志市の健康体操「フロムしぶし元気アップ体操」や「筋膜マッサージ」、並びに筋肉を無理なく安全に鍛える「貯筋運動」を、健康づくり推進員の方々の御協力をいただきながら普及してまいります。

さらに、健康ウォーキングイベント開催等による健康増進に極めて有効な「歩く」ことの推奨などを行い、日常の継続的な運動と食育による健康づくりの促進に取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは！あかちゃん事業」を

継続して実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげてまいります。

また、乳幼児の健康の維持増進を図るため、乳児、1歳6か月、3歳児健診や各種相談等を行い、少子化対策として妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担を継続して取り組んでまいります。

不妊治療助成につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業に取り組むこととしており、今後も少子化対策に努めてまいります。

予防事業につきましては、本年度も市民全員を対象としてインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行い、インフルエンザの集団感染予防に努めてまいります。また、引き続き乳幼児等の定期予防接種費用の全額助成を行い、疾病予防及び子育て支援に取り組んでまいります。なお、予防接種の集団接種につきましては、本年度から、全面的に集団接種から個別接種に切り替えて実施いたしますので、接種可能な医療機関への紹介や適正な時期の予防接種の必要性について保護者へ周知してまいります。

救急医療事業につきましては、鹿児島県ドクターヘリの円滑な運航に協力してまいりますとともに、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成の中での大隅広域夜間急病センターの運営等、休日や時間外医療の確保や、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療の確保のため、各医師会等と連携して、地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。

また、平成27年6月頃に都城市郡医師会病院が、現在の場所から都城市沖水地区に開院する予定ですが、曾於地域にとりましては救急医療に対する拠点病院としての曾於医師会立病院の充実や、老朽化が進んでおります医師会立有明病院をどうするかといったことが問題となっております。昨年度設置いたしました曾於地域医療確保対策協議会で、本年度は、構成市町である志布志市、曾於市、大崎町と医師会立病院、県の関係機関等で将来を見据えた地域の医療体制の基本計画について、具体的に協議してまいりたいと考えております。

介護保険事業につきましては、「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」の最終年度であり、介護予防などこれまでの取り組みや実績を踏まえ、これからの介護保険事業における課題と方向性を検証し、関係機関、地域住民等の協力のもと、高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定してまいります。

併せて地域包括ケアシステム構築の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療、介護連携、認知症施策及び生活支援を強化するとともに、高齢者等のニーズに即した地域介護の基盤づくりに努めてまいります。

介護予防につきましては、地域包括支援センター「いきいきセンター」を拠点に、様々な健康づくり事業を継続して進めてまいりますとともに、引き続き高齢者元気度アップ・ポイント事業についても、高齢者の方々が地域で生き生きと活動していただけるような事業にしたいと考えて

おります。

国民健康保険事業につきましては、鹿児島県国保指導室の資料「鹿児島県国保医療費の現状」によりますと、平成24年度においては、県本土で一番低いまちになりました。しかし、1人当たりの医療費は増加している現状であります。被保険者数が減少していく中で、国民健康保険税の収入は限られており、本年度は、一般会計からの法定外繰入金を増額するなどの対応をしておりますが、毎年、非常に厳しい財政運営を強いられていることを踏まえ、今後も医療費適正化を推進し、特定健診の受診率を向上させることで、医療費の削減に努めてまいりたいと思います。

さらに、昨年に引き続き、全国の同規模自治体の中で医療費が日本一低いまちを目指してまいりたいと思います。

今後も、国民健康保険運営協議会の意見を参考にしながら、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、健全で安定した国民健康保険の事業運営に努めてまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、「伝統と文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

また、教育行政全般において、本市まちづくりの基本理念である「志あふれるまち」を目指して、「きらり輝く三つの教え～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした「志を高める」教育を推進してまいります。

平成22年3月に策定した志布志市教育振興基本計画、前期基本計画が平成26年度で終期を迎えることから、新たに平成27年度から31年度までの5年間に取り組む施策を示す後期基本計画を策定しなければなりません。すでに国・県の教育振興基本計画が示されておりますので、それらを参酌しながら本市の実情に応じた計画を策定してまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

志あふれる子供を育てるためには、小・中学生の基礎学力や人格の形成、体力の向上といった知・徳・体のバランスのとれた教育を推進することが重要であります。

特に、先人から引き継がれてきた親に感謝する心、高齢者を大切にする心、尊敬の念を持って地域を大切にする心、我慢する心などの「志」は、次代を担う子供たちに確実に伝えていかなければならないと考えております。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、授業の充実、問題作成委員会の設置、中学校学力アップ事業、学校応援団事業による地域人材の活用などにより教職員の資質の向上を図り、基礎的・基本的な事項の確実な定着に努めてまいります。

また、学力向上日本一を目指した教育の推進のために関係者からなる「確かな学力の定着に向けた検討委員会」（仮称）を設置し、本市独自の教育の在り方を検討し、志あふれるまちならではの教育システムの創出と学力向上に取り組んでまいります。

豊かな心の育成につきましては、道徳教育の充実を図り、心いきいきあいさつ運動や読書の習慣化に向けた家読（うちどく）運動を学校や家庭・地域で実践するとともに、不登校や問題行動等の早期発見、早期対応に努めてまいります。また「市いじめ問題基本方針」を作成し、いじめの解消にも取り組んでまいります。

たくましい体の育成につきましては、一校一運動や徒歩・自転車通学による自力登下校や食育の充実を推進してまいります。さらに、運動に対する関心・意欲の高揚及び運動機会の確保による体力・運動能力の向上に努めてまいります。

小・中学校施設につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っております。

本年度は、尾野見小学校及び野神小学校校舎の耐震補強・改修工事を実施するほか各小・中学校体育館の天井材、照明器具等非構造部材の点検を行い、子供たちが安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、食材に安心・安全な地元産の野菜等を多く取り入れながら、おいしい給食づくりを心がけ、児童、生徒から大変喜ばれているところであり、本年度も、地産地消の推進を図りながら、「特産品活用学校給食事業」により市内の特産品を本市の将来を担う児童・生徒に提供してまいります。

本市の生涯学習につきましては、市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、「いつでも どこでも だれでも」学べる生涯学習の推進に取り組んでまいります。

まず、社会教育の充実につきましては、地域のまちづくりや青少年健全育成の拠点となる条例公民館、青少年館の年次的な整備に努めているところでございます。さらに、地域の生活環境、住民同士のコミュニケーションづくりにもつながる「花いっぱい運動」を実施するなど、地域コミュニティの環境整備を推進します。

校区公民館連絡協議会等の社会教育団体につきましては、組織の運営及び活動の支援を図り、各団体の育成と相互の連携に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、各種研修等の実施をはじめ、「青少年育成市民会議」を充実させ、地域全体でこころ豊かでたくましい青少年の育成のための環境づくりに努めるとともに、家庭教育の充実についてもその推進を図ってまいります。

さらに、音楽を通じた青少年育成や、学校に高い芸術文化を届ける青少年芸術鑑賞事業等で、豊かな青少年の人材育成も推進してまいります。

生涯学習の推進につきましては、志布志生涯学習センターと連携し、生涯学習講座の受講生3,000人を目指して、魅力ある講座の開設や、市民への広報活動に取り組んでまいります。

また、本市まちづくりの基本理念である「志あふれるまち」につながる市民総参加型の「生涯

学習フェスティバル」を引き続き開催いたします。

さらに、開校11年目を迎えた創年市民大学は、創年と子供の積極的な交流を図るとともに、自主研究グループの自立した活動を促進してまいります。

また、平成27年度に本県で開催される第30回国民文化祭を、本市を全国にアピールできる絶好の機会と捉え、本市におきましては、志エッセイフェスティバルの準備を進めてまいります。

生涯スポーツにつきましては、各地域の運動施設の利活用を進め、市民の誰もがいつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめることを目指し、施設の整備、充実に努め、県が提唱している「マイライフ・マイスポーツ運動」を推進してまいります。

本年度は、有明野球場のピッチングブルペン等を整備し、競技力向上とスポーツ合宿への積極的対応を図ってまいります。

また、本市の目指すべきスポーツの振興や競技力向上を図るために、志布志市スポーツ振興計画を策定しましたので、計画の理念である「志あふれる生涯スポーツのまち」を推進してまいります。

なお、平成26年7月には、サッカー日本代表OBを招き、宝くじスポーツフェア ドリームサッカーを実施し、指導者や児童生徒の競技力の向上を図ってまいります。

図書館運営につきましては、「図書館へ行こう！」をキャッチフレーズに、調べ学習などのレファレンスサービスの充実を図るとともに、おはなし会やブックスタート事業、セカンドブック事業を展開し、本好きな子供を育てる環境づくりに努めてまいります。

また、高齢者や交通弱者等への移動図書館車による図書の宅配サービスを拡充し、図書館をより身近に感じられる読書活動の推進に努めてまいります。

さらに、迫田アヤ志基金を活用させていただき開館した「志ふれあい交流館」では、図書館を中心に、子供から大人、高齢者から障がい者まで、いつでも、だれでも、楽しく語り集える交流の場として広く活用してまいります。

文化財の保護・活用につきましては、国指定名勝の「志布志麓庭園」のうち、公有化した福山氏庭園の維持管理に努めるとともに、本年度におきましては、麓庭園全体の活用整備の検討を行ってまいります。

志布志城史跡公園の保存整備につきましては、斜面保護対策も含めまして、今後約10年間をかけて整備する方針を定めたところであり、本年度から年次的な整備を進めてまいります。

埋蔵文化財につきましては、本年度より東九州自動車道に伴う発掘調査を県教育委員会と協力して実施し、埋蔵文化財の保護と事業の円滑な推進を図ってまいります。

また、埋蔵文化財センターにつきましては、昨年度、約3,600名の方々に来館していただきました。

今後とも、歴史学習の拠点施設として、企画展示会等を開催し積極的な活用を図ってまいります。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

共生・協働・自立のまちづくりを実現するためには、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの様々な団体やグループが、共通の目的を達成するため連携・協力し、地域のことは地域で解決できるような地域社会を形成することが必要であります。

そのため、市内のNPO団体等の情報交換や連携するための「NPO等連絡協議会」や、「共生協働推進委員会」の活動内容の充実を図ってまいります。また、地域での取り組みとして実施されている「ふるさとづくり委員会事業」は、市内全地域で活発な展開がされておりますが、活動内容の充実を図り、さらに地域の活性化に結びつくように引き続き支援し、「元気なまちづくり運動」をより一層推進してまいります。特に本年度は、国の過疎地域等自立活性化推進交付金やコミュニティ助成事業などの活用により地域活性化を図ってまいります。

そして、共生・協働・自立のまちづくりの実現のためには、市政に関する市民の御理解と御協力が必要不可欠です。

また、市民の皆様の御意見を市の施策に反映するためにも、市民ニーズの把握をしっかりと行い、市民が市政に参加しやすい土壌をつくる必要があります。

そのためにも広報・公聴活動を積極的に行い、市の施策や様々な活動を広く周知し、市民の皆様が行政情報を共有していただくことが大変重要であると考えております。

広報・公聴活動におきましては、市報しぶしや市内各戸に設置してあります行政告知放送端末、ホームページ、ケーブルテレビ放送を積極的に活用し、効果的な広報活動を実施しながら、市長へのたより、ホームページの意見箱などのほか、ふれあい移動市長室で市内各地を巡回して、地域の課題や問題点、行政に対する率直な御意見・提案等をお聞きしたいと考えております。

男女共同参画への取り組みにつきましては、男女共同参画社会の実現に向けて「第2次志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」や「志布志市DV対策基本プラン」に基づき、女性の人権の確立を目指す環境整備や教育、学習の推進及び啓発などあらゆる分野への男女共同参画の促進等を図ってまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

市民の満足度を高める行政サービスを提供するために、行政改革の歩みを更に一步前へ進め、引き続き「志布志市行政改革大綱」に基づいた行政評価制度による施策や事務事業の評価を実施してまいります。その上で、限りある行政資源の中で、高度化及び多様化する行政課題に的確に対応できるよう、事業の選択と集中による取り組みなど、成果を重視した透明性のある行財政運営の効率化をこれまで以上に推進してまいります。

さらに、業務マネジメントや業務量調査を分析及び検証し、第2次志布志市職員定員適正化計画で想定される職員数において、業務の平準化を図るとともに、業務改善能力のスキルアップを積極的に推進し、最小の経費で最大の効果を挙げるために、より効率的で質の高い行政サービスを提供してまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と振興計画に基づく、各分野における方策について申し述べましたが、「志あふれるまち」を基本理念とし、「市民のための、市民に開かれた、そして市民

の目線に立った行政を」の信念のもと、「共生・協働・自立」による市民と一体となった政策を、職員一丸となって進めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。



日程第11 議案第31号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第31号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、法人住民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き下げ等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、法人、市民税の法人税割の標準税率が12.3%から9.7%に引き下げられるとともに、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の標準税率が引き上げられるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） 議案第31号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、現在施行中の市税条例の改正を第1条で、第2条では昨年9月定例会において可決いただき平成28年1月1日に施行する一部改正条例の改正を行っております。

それでは、改正の概要を付議案件説明資料の新旧対照表に基づいて御説明申し上げます。

説明資料の16ページをお開きください。第23条の改正は、法人税法の改正で外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、文言を追加するものです。34条の4の改正は、法人の市民税の法人税割の課税標準が12.3%から9.7%に改正されたことに伴い改めるものです。改正の理由におきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原資とされることになったためであります。48条の改正は、法人税法において外国法人にかかる外国税額控除制度が新設されたことに伴うものでございます。

17ページの第52条の改正は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が追加されたことに伴い、根拠条文を追加するものであります。

18ページをお開きいただきたいと思います。

82条の改正は、国・地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い改正するもので、軽自動車税の税率を引き上げようとするものです。二輪車及び小型特殊自動車の農耕作業用のものについては、標準税率を現行の約1.5倍、最低で2,000円の税額に、三輪以上の車両については、自家用にあっては約1.5倍、その他の区分及び農耕作業用以外の小型特殊自動車においては、約1.25倍に引

き上げるものであります。

19ページですが、附則第2条の2の改正は、経過措置の終了したものを整理して削除するものです。20ページの附則第4条の2の改正は、租税特別措置法の改正により、引用条項の改正を行うものであります。21ページの附則第16条の改正は、グリーン化を進める観点から、軽四輪車等の最初の新規検査から14年を経過した月の属する年度以後、13年を経過した翌年度からになります。標準税率のおおむね20%が重課されるものです。附則第19条及び22条の第19条の2の改正は、規定を明確にするため文言が追加されたことに伴い、法律名等の文言の追加をするものです。附則第19条の3の改正は、地方税法の改正にあわせまして、贈与、相続等により払い出しがあった非課税口座内に上場株式を取得した者は、贈与、相続等の時に取得したものとみなす規定を追加するものです。

23ページの附則第22条、22条の2及び23条の改正は、東日本大震災に係る特例等を規定しておりますが、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、条例には規定しないこととされたため削除するものでございます。

資料の26ページをお開きください。

「附則第20の5を削る」という文言の改正規定の次に、附則第21条の2中「附則第41条」という文言を追加しました。これは地方税法の改正により、項ずれが生じたことに伴う繰り上げを行うものです。

議案の方に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。附則第1条でございますが、施行期日が公布の日のほか6段階ございます。附則第2条は市民税に関する経過措置でございます。附則の第1条で、施行期日が公布日を含めれば7段階あると説明いたしましたが、それぞれの施行期日における適用区分を定めております。附則第3条から第5条までは、軽自動車税に関する経過措置でございます。附則第3条は軽自動車税の税率改正の適用を平成27年度以後の年度分の軽自動車税に適用することを指定しております。附則第4条第1項では、軽自動車税に係る経年重課の適用を平成28年度以後の年度分の軽自動車に適用する旨を規定しております。附則第5条は、平成27年3月30日以前に初めて車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車、いわゆる既存車についてですが、改正前の税率を適用することとし、新車として発売された年から13年を経過した翌年度から重課する旨を規定しております。また、資料の27ページ、28ページに改正の主なものについてまとめてありますので、御参照いただきたいと思います。説明は以上でございます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回この法人住民税の引き下げ、そして併せて軽自動車等々の引き上げということで、実際の適用は27年、来年と次の再来年度ということになっていますね。現在お持ちの方々については、一切そういう影響とかいうのはないよということが、そういうことで理解をするわけですけど、例えば、新規に高校入学とかいうことで、こういった原動機付自転車、こういったもの等々の適用というのが来年から即始まるわけですね、そういったときの影響という

のをどういうふうに当局としては推測されているんですか、今回の引き上げによって。

○**税務課長(木佐貫一也君)** 今回の改正に伴いまして、現在の台数で試算いたしましたところ、約592万円の増になると見込んでおるところでございます。

○**18番(小園義行君)** 今年度はそう問題ないでしょう、でも来年度以降、高校に進学される方々、当然今の子供たちが新しく単車通学とかいうこと等がおきますと、現在よりこういう形でのものがあります。非常に、そういった通学の支援というのが当局もいろいろ検討されてると思いますが、こういった引き上げによって、遠くの学校に行かれる方々のいわゆる原動機付自転車等々の税率引き上げの影響というのは、非常に進学をされる家庭にとっては大きいかと思えます。そういったこと等も含めて、次年度以降になりますけど、そういった対応というのもしっかり考えられて対応をやっていただけるもの、そういった議論等々は実際されているというふうに理解していいですか。

○**市長(本田修一君)** お答えいたします。

ただいま御指摘のあった件については、現在のところまだ協議を進めていないところでございます。今後何らかの措置が必要ということになれば、その協議を進めてまいりたいと思えます。

○**議長(上村 環君)** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長(上村 環君)** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第32号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**議長(上村 環君)** 日程第12、議案第32号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長(本田修一君)** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、さらなる子供にかかる医療費の負担軽減を図るため、助成対象者を中学校卒業前の者を現に監護している者から、高等学校卒業前の世代の者を監護している者に拡充することに伴い、子どもの定義に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第1項に規定する子どもの定義を15歳から18歳に改めるものであります。なお、この条例は、平成26年10月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**議長(上村 環君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第33号 土地改良事業の施行について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第33号、土地改良事業の施行についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、土地改良事業の施行について説明を申し上げます。

本案は、志布志市営土地改良事業を施行するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 議案第33号、土地改良事業の施行について、補足して説明を申し上げます。

土地改良事業を申請する場合、土地改良法第96条の2第2項の規定により、あらかじめ議会の議決が必要となります。その後、事業計画概要等の公告を行い、事業参加者から本同意を得て、事業実施に至ることになります。

当団体営事業は、事業名が農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業基盤整備となっており、今後の流れとしましては、平成26年度に採択申請を行い、平成27年度に新規採択を受け、工事着工を予定しているところでございます。

事業の内容としましては、区画整理で1区間でおおむね30a、全体で17.7ha、耕作道路、パイプラインを含む用排水施設を系統的に整備する計画です。事業実施年度は、平成27年度から31年度を予定しております。なお、事業地区につきましては、付議案件説明資料30ページに計画平面図を添付してございますので御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 新規採択希望というようなことですが、具体的に場所は肆部合地区ということですが、この図を見ると大体あそこら辺かなと思うんですが、ちょっと具体的な場所を教えてください。

それと、同意が何パーセントあった場合にこれが前に進むんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 具体的な場所は、肆部合地区、高吉から通山の方にちょっと下った所の現場になります。内村産業さんの倉庫とかある場所になります。

同意についてですが、仮同意につきましては、97.9%をいただいておりますが、採択になって本同意をもらうときは、限りなく100%に近い数値にもっていくことを計画しております。

○18番（小園義行君） 仮同意で97.何パーセントだということで、実際に事業にゴーサインが出せるとしたときに、具体的に何パーセントという、そういう同意率、ここでないと駄目ですよという、それは何パーセントなんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 県のヒアリングでは100%になっております。

○18番（小園義行君） 100%ないと駄目なんですよ、今、そういうことですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） すみません。法手続上は3分の2以上になっております。

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○18番（小園義行君） こっちの質疑はですよ、この事業をきちんとゴーサインが出せるとしたときに何パーセントの同意が必要で、これがオクケーなのかということなをなぜ聞くかといいますと、先ほどもありましたね、今朝、全協でもあったんですけど、国が求めているものと、当局が勝手とは言わないけれども、思っているものが違った場合に、とんでもないことが起きてくるということが、こういった事業は再々あるわけですよ。だから、そこで、事業を進めるにあたって、きちんと前に確実に進められるものというものがないと、同意、そういったもの等を含めてですよ、議会としても判断に迷うじゃないですか。だから、仮同意は97%だとおっしゃいます。今、答弁が2回ほど100%で、今回は3分の2の同意が必要だということでしたね。具体的にこの事業をきちんとやっていくというときに、国、そういったものが求めているのは、明確に何パーセントの同意があれば了とされてるんですか。

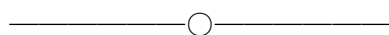
○耕地林務水産課長（立山憲一君） 国が要望しているものは100%となっています。法手続き上、土地改良法では3分の2以上が採択の基準となっておりますが、実際、事業採択、国がその事業を取り込むという判断は100%を望んでいるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第34号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、活動火山周辺地域防災営農対策事業、公営住宅ストック活用事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に8億6,208万6,000円を追加し、予算の総額を189億6,208万6,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、追加は宮脇団地建て替え等に伴う、公営住宅建設事業を1億4,230万円、教職員住宅建設事業等の過疎対策事業を3,390万円計上し、総額で1億7,620万円追加しております。変更は、市道、集落道整備等に伴う一般単独事業の合併特例事業を1億3,090万円増額、国庫補助金の変更による予算組み替え等に伴い、過疎対策事業を1,990万円減額、消防車両の整備に伴う、消防防災施設等整備事業に580万円増額し、総額で1億1,680万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、保育緊急確保事業の保育士等処遇改善臨時特例事業を2,370万円計上、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の追加分を6,243万7,000円計上しております。

9ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業を4,109万3,000円計上しております。

11ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整としまして、2億2,721万7,000円増額、4目、施設整備事業基金繰入金は、公営住宅ストック活用事業等の財源として1億6,133万5,000円を増額、14目、オラレまちづくり基金繰入金は、志布志まちづくり公社施設管理に係る経費の財源として800万円計上、15目、ふるさと志基金繰入金は、食の自立支援事業の配食車両の更新と、有明野球場備品購入事業の財源として423万8,000円計上しております。

13ページをお開きください。

21款、市債は、2億9,300万円増額し、総額で20億円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、本庁舎屋上と志布志支所庁舎2階屋根の防水改修事業の工事費に3,611万2,000円、4目、企画費は志布志の魅力を国内外に広く発信するブランド推進事業に219万5,000円、定住促進住宅用地の購入など、定住促進住宅用地整備事業に1,027万3,000円、地域の活性化を図るためのコミュニティ助成事業に240万円を計上しております。

ます。

16ページをお開きください。

2項、徴税費、2目、賦課徴収費は固定資産税の修正申告等に伴い、税還付金を4,780万円増額しております。

18ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、子ども医療費の対象者を高校生世代までとする事業に1,050万円、4目、保育所費は、保育士確保を図るための保育士等処遇改善臨時特例事業を2,991万3,000円計上しております。

20ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費は、地域で管理する共同墓地を対象に管理者、利用者の高齢化に伴う負担軽減のため、共同墓地管理補助事業として76万8,000円を計上しております。

21ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、園芸振興費は農作業の省力化及び生産経費の軽減を行うための農業生産対策事業として1,272万円、5目、茶業振興費は桜島の降灰防止対策として、活動火山周辺地域防災営農対策事業に3,189万8,000円計上しております。6目、畜産業費は現在行っております助成に加え、保留・導入される雌子牛の費用の一部を助成する高品質生産対策事業に750万円計上しております。8目、農地整備費は内之野地区の頭首工整備、尾野見、和田地区の区画整理をするための農業・農村活性化推進施設等整備事業を3,032万円計上しております。

25ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は個人住宅リフォーム工事に対し、助成することにより、市内産業の活性化を図る住宅リフォーム助成事業に1,000万円、3目、観光費は観光客の利便性向上を図る、まちあるき観光拠点整備事業を2,170万9,000円計上しております。

26ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費は合併特例債を活用し、集落道等を整備するなど、市単独道路維持事業に3,058万円。27ページを御覧ください。3項、河川費、2目、砂防費は県単急傾斜地崩壊対策事業を1,190万円計上しております。

28ページをお開きください。

6項、住宅費、3目、住宅建設費は公営住宅建替工事などの公営住宅ストック活用事業に1億9,537万6,000円、機能性向上に伴う個別改善整備を図る公営住宅ストック改善事業に1億5,277万5,000円、市単独の外壁改修などの公営住宅ストック活用事業に1,400万円計上しております。

30ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費は本市独自の教育の在り方を検討する学力向上推進事業に147万5,000円、5目、教職員住宅建設費は、伊崎田小学校校長住宅改築工事に2,264万円計上しております。

34ページをお開きください。

6項、保健体育費、2目、体育施設費は有明野球場のブルペン、投球練習場を整備するために1,540万円計上しております。

以上が、補正予算第1号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可します。

○16番（岩根賢二君） 通告をいたしておりましたので、3点ほど質疑をいたしたいと思います。

まず、説明資料のページでお願いをいたします。説明資料の13ページの共同墓地管理補助事業に関してということでございますが、この事業で利用者の負担軽減につながるものと期待をいたしておるところでございますが、その補助金の76万8,000円ですか、これの算出根拠。

それと、この事業は、たぶん申請主義になるのかなと思っておりますが、その申請をするためのこの事業の周知の方法。

それと3点目として、市営墓地との比較をするという意味で、共同墓地の箇所数、利用者数、水道使用料金、それと市営墓地の利用者数、水道使用料金、それと管理委託料はどれぐらいになっているのかお示しをいただきたいと思います。

2点目といたしまして、説明資料の32ページ、学力向上推進事業に関してですが、この新たな委員会を設置するということでございますが、以前からありました学校の規模、配置の在り方検討委員会というのがございましたが、それとの関連性はどのようになっていくのかをお示しいただきたいと思います。

それと3点目といたしまして、説明資料35ページの有明野球場の改修事業に関してですが、ブルペン改修と、それと備品購入ということで、スポーツ合宿の推進のためにこういう事業をされるということで大変期待をいたしているところでございますが、社会人野球、大学野球、高校野球の関係者の皆さんからお聞きするところによりますと、あの掲示板といいますか、スコアボードですね、あそこが改良されればもっといいんだけどなあということで、贅沢な希望かも分かりませんが、そのことを整備をすれば、更に合宿、あるいはひょっとしたらプロ球団が合宿に来ていただけるんじゃないかなということ期待をいたしておるところでございますが、そのような電光掲示板の設置については、計画はないものか、その点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、説明資料13ページの共同墓地管理補助事業につきまして、お答えいたします。

算出根拠でございますが、給水装置のある共同墓地が現地調査等の結果、市内に194か所あるというふうに把握しております。類似の補助事業、防犯街灯維持管理助成金などがございますが、これらの助成額算定も2分の1を、基本としていることから、基本料金の2分の1を補助することとし、基本料金640円掛ける2分の1、掛ける12月掛ける約200か所ということで、76万4,000

円としたところでございます。

そして、この事業の周知方法でございますが、まず第一番目に共同墓地管理組合代表者へ通知をいたします。そして、告知放送の活用、それから自治会長への文書での通知、そしてまた、8月広報誌への掲載を考えております。それから、環境学習会等でも周知したいと思います。このような周知を行いまして、9月末か10月末で申請を一旦受け付けを終了しまして、その後、台帳及び現地調査を基に、給水装置がありながら、まだ申請されていない共同墓地については、個別に市からの申請の声掛けを行ってまいりたいと思っております。

それで、共同墓地につきましては、始めに申しましたように、墓地の箇所数は194か所ございまして、利用者数にいたしまして、基数でございますが、3,876基でございます。水道料金につきましては、148万6,160円でございます。対しまして、市営墓地でございますが、利用者数は2,632人でありまして、3,165区画を占めております。水道使用料金につきましては、18万5,450円。そして、管理委託料につきましては、134万8,331円でございます。

続きまして、2番目にお尋ねになりました説明資料32ページ、学力向上推進事業につきましてでございます。在り方検討委員会との関連性はどうかということでございます。

お答えいたします。平成19年2月に設置しました学校の規模・配置の在り方検討委員会につきましては、その後、統廃合について具体的に検討する学校規模適正化推進委員会を平成22年7月に設置した際、廃止しております。この学校の規模適正化推進委員会は、平成23年12月に学校再編基本計画を策定し、所期の目的を達成しましたことから、平成24年3月の委員の任期満了によりまして、現在活動しておりません。今回、統廃合とは別に志あふれる本市の子供を育てるために、小中学生の基礎学力や人格の形成、体力の向上といった知・徳・体のバランスのとれた教育を推進することが重要であると考えまして、そのための具体策を検討する(仮称)「確かな学力の定着に向けた検討委員会」を立ち上げまして、学力向上に向けた取り組みをこれまで以上に推進したいと考えているところでございます。

次に、説明資料35ページ、有明野球場改修につきましてでございます。電光掲示板に改修の予定はないかということのお尋ねでございますが、有明野球場の整備につきましては、今回、以前より利用者から要望が多かった投球練習場及びバッティングゲージや防球ネットといった練習用備品を整備しまして、練習環境の充実を図ったところでございます。御質問のスコアボードの電光掲示板化につきましては、大会運営の環境整備になろうかというふうに考えております。現在、曾於地区中学校や大隅地区の高等学校などの大会が開催されているようですが、スコアボードの電光掲示板化を含め、大会運営に関する改修となりますと大きな予算が必要となりますので、大会数の推移や利用者の意見等をお伺いしながら、次の段階として検討してまいりたいと考えております。

○16番(岩根賢二君) まず、この共同墓地のことに関して数値を述べていただきましたけれども、実際に共同墓地で支払いを今までしている水道使用料金が148万幾らということでございます。そして、今回の補助の金額が76万4,000円ということであれば、ほぼ基本料金だけが、だけが

と言うとおかしいですけれども、水道の使用量ですね、量については、あまり使っていないなどというのがこれで分かるわけですね、ほとんどが基本料金だけで済んでいると、済んでいると言ったらおかしいですが、基本料金だけが、言えば負担になっているということでございますね。ですから、市長が先ほど申されました2分の1ということの考え方の根拠というのは分かりましたけれども、以前一般質問でも申し上げましたけれども、このことを市営墓地との、何と言いますか、公平化を図るという意味で、こういう共同墓地の水道使用料金については、減免または徴収をしないという自治体もあるということで申し上げたことがあるわけですが、そのことについて、調査研究をなされたか1点だけお聞きをしたいと思います。

それと、学力向上推進事業のことですけれども、私も質疑の通告をした後に、既にこの学校の規模・配置の在り方検討委員会というのは、既にもう廃止になっているということに気がつきまして、これはいかんかったなと思っていたところですが、その後に設置されました学校の規模適正化推進委員会というのがあったわけですよ、そのことが志布志中学校の統合につながっていったということで理解はしているわけですが、この推進委員会、適正化の推進委員会というものは、まだ存在をしているということで考えてよろしいんですかね。そのことについて、また確認をしたいと思います。

それと、野球場の電光掲示板については、かなり大きな予算を必要とするということで、次の段階ということの市長の答弁でしたが、もし分かっておれば、その大きな予算というのはどれぐらいの予算なのかお示しをいただければ有り難いですが。

○市民環境課長（西川順一君） 市営墓地と共同墓地とでは、その設置経過もあり、一概に比較してはならないと考えております。市営墓地につきましては、市営墓地使用許可証を交付する際、それぞれ使用面積に応じて使用料を納入していただいております。水道使用料金につきましても、その使用料の中に含まれていると解しております。また、四つの市営墓地は、都市公園法に基づく、都市公園という位置付けになっており、都市公園法では公園の管理は、「当該地方公共団体が行う」と規定されております。そのことにより、交付税措置もされているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 平成19年2月に設置された、先ほど市長から言われました学校の規模・配置の在り方検討委員会については、先ほど廃止をしたということで、その後の学校規模適正化推進委員会につきましても、一応当初の目的を達成したということで、委員の方々も一応2年間の任期を終えているという、そういう状況でございますので、現在はないという状況でございます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 野球場スコアボードの電光掲示板の予算についてということでございますけれども、今回調査をいたしました。電光掲示板本体のみが大体段階的にあるわけですが、4,000万円ぐらいかかるというような試算でございました。また、電気工事、外構工事を含めると7,000万円から8,000万円、それから撤去費用等もろもろを含めると、大体1億円ぐらい事業費がかかるというようなことでございます。

以上です。

○市民環境課長（西川順一君） 少し答弁漏れがありましたので、再度お答えします。

減免は考えなかったのかというような質問だったかなということですが、水道事業は地方公営企業法の適用を受けております。この地方公営企業法第3条に経営の基本原則があり、常に企業の経済性を発揮することと規定され、さらには第17条の2、経費の負担の原則があり、収入をもって充てることが適当でない経費は、一般会計が負担するものとするとの主旨の規定があることから、水道管理条例第34条による減免には該当せず、一般会計から補助するということにしました。

○16番（岩根賢二君） 流れとしては分かったんですけどね、その墓地管理の方ですね。私が最後に質疑したのは、そういう制度がある中で無料にしているところもあるんですよ、ということをお伝えしたのに、それを研究をしましたかということをお尋ねしたわけですね、そのことについて再度答弁をお願いします。

それと、学力向上推進の確かな学力の向上に向けた検討委員会というのが、もうできたんですか、できるんですかね、これの設置要綱については、もちろん制定がしてあると思うんですが、そのことはできればあとでもよろしいですから示してもらいたい。

それと、中学校の統合問題については、有明地区については、以前も申し上げましたが、志布志中学校の状況を見ながら検討をしていくという説明をずっとされてきたわけですから、そのことについて、市長自身がもう、教育長もそうですけれども、もうけじめをつけたんだというふうな感じで、私は受け取ったんですが、もしそういうことであれば、それはそのようなことで、ちゃんと市民に対しての説明責任があると思いますので、有明地区については、こうこうこういうことで、もう統合については、協議はもうこれ以上進めていかないということにけじめをつけていただいて、また新たな視点で、これから学力向上に向けて、こういう検討委員会をつくっていきますよと、小中一貫教育について研究をしていきますよということをおっしゃらないと、市民に対しての丁寧な説明にはならないと思うんですが、そのことについてお答えをお願いします。

○市民環境課長（西川順一君） 県内19の市があるんですけども、五つの市が全部水道料は負担しております。そして、あと10の市がすべて共同、市の負担はありません。そして、あとちょっと一部補助しているというようなところが二つの市が一部補助をしているというような状況であります。そういうことも考えまして、一応、水道料については、そういう全額補助はどうかということも一応考えましたが、県下の状況はそういう状況でありました。そしてまた、すべてのこういう対象墓地が旧有明町並みにできればいいんですけども、今回できるだけ、そういう負担軽減に、少しでも負担軽減につながればということで、こういう提案になったところであります。どうぞよろしくをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校の再編につきましては、学校の規模適正化につきまして、委員会が開催され、そして現在志布

志地区の中学校の統合がなされまして、一応その機能は果たしたということで、現在、新たに委員の任期につきまして発令がされてないところでございます。

今回、新たに中学校の統合、あるいは市内の小学校も含めた学力向上というものを中心に考えたときに、どのような学校の再編があればいいのか、また規模があればいいのか、そしてまた、目標とするものは何なのかということのを改めて一から協議する場として、今回設置しようとするものでございます。

有明地区につきましては、規模適正化推進委員会の中で、この地区についての聞き取りがされておりまして、この地域においては、例えば川東地区、川西地区ということで、それぞれの地区に学校が必要だということの意見が強かったと、そしてまた、伊崎田中学校区においては、そのような観点ではなく、もっと住宅整備があれば、この中学校については、維持できるんだというようなことでありまして、統合というものについて前向きな意見はほとんどなかったというようなことでございまして、有明地区につきましては、まだまだ保護者の方々の統合に向けての機運が熟していないというような判断がされているようでございます。そのようなことを踏まえまして、今回は新たに機関を立ち上げて、本市の教育力の推進をしようというものでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

1点目の今回の検討委員会に設置要綱についてですけれども、今、検討内容について大まかにはできておりますけれども、委員の構成、さらにはどういう内容を話し合いをするのか、それから委員の任期とか、そういうこと等について、大まかにはできております。先ほど市長が言われましたように、この検討委員会というのは、あくまでも学力、知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育成するための検討委員会です。ただ、その審議の過程で場合によっては、小中連携というようなことも話題に出てくる可能性もあると思います。学校として何をやるべきなのか、あるいは保護者地域の方々にどういう協力をもらう必要があるのか、あるいは教育委員会として、どのような施策をしていく必要があるのか、そういうことを委員の皆さん方に意見をいただく中で、小中連携というのがどうしても必要ではないのかというような意見が出てくることも十分予想されます。その時には、その立場で、またいろいろと検討していかなきゃいけないわけですし、小中一貫教育という非常にシステムが大きく変わるような内容が出てきた場合には、すぐできることではありませんので、その時には、また別な委員会を立ち上げるというようなことが出てくる可能性もあると思います。

以上です。

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○16番（岩根賢二君） 市長が答弁されたことをですよ、この議会の場だけじゃなくて、いろんな場面でちゃんと市民の皆さんには伝えてくださいね。はい、その点と。教育長、今の設置要綱については、まだ制定はしてないと、これから検討するみたいな話でしたけれども、それでよろしいんですか。予算が提案されているのに、そういう委員会の設置規定もまだできてないということであれば問題ではないかなと思うんですが、いかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 案はできております。案ができております。まだ予算がとにかく通らないことにはということがありますので、一応教育委員会としては、案は持ってもう既にできております。議決を経てから、きちんとまた御報告をという思いでおりますけれども、よろしいでしょうか。まだ予算が通ってないということです。一応原案は、私どもの方としては作っておりますけれども、議決を得てからきちんと提案をしなきゃいけないのかなと思っておりまして、そういう段取りで今いるところでございます。案は持っておりますので、一応そういうことです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有明地区の方につきまして、まだ統合があるんじゃないかなということをお考えになっている方が多いのかなというふうに改めて感じたところでした。ただいま、答弁いたしました件につきましては、広報誌等で、あるいは学校の保護者の皆様方にお知らせしたいというふうに思っております。

○議長（上村 環君） ここで、2時55分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時40分 休憩
午後2時56分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 所管外に関しまして、3点ほど質疑をさせていただきたいと思いますが、予算説明資料を中心にして進めていきたいと思っております。

まず、14ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業ということで、本年また出てまいりましたけれども、本来は昨年、単年度ということであったろうと思っておりますが、国が補正予算を組んで、また県の方に安心安全基金の関係で降ろしてきてますね。こういった中で、年度途中でこういうこと出てくるわけですが、今回のこの事業のいわゆる人ですね、これはやはり職員の処遇改善ということで、賃金に充てるんだと、賃金の改善に充てるんだという理解でいいのか、そこのお示しをいただきたい。そして、今後、年度途中でありますが、申請、受け付け、そして交付という流れ、ここをお示しをしていただきたいのと、年度途中の実施ということでもありますので、これが4月に遡及して、その交付が可能なかどうか、そこもお示しをいただきたいというふうに思っております。

2点目、そのページであります。生活困窮者自立支援うんぬんのところでもあります。今回、明年4月から実施される生活困窮者自立支援法の施行に鑑みて調査研究、説明会等への参加を図るということで、予算がこうやって組まれているわけですが、旅費として50万円、この備品購入費の件も含めて少しお示しをいただきたいということがあります。そして、今後この我が地域における生活困窮者の実態把握のための調査、そういったものがなされて明年27年4月ということ

になろうと思いますが、そこに対する取り組み、そこに対する予算立てというのは、当局で今どう考えているのか、そして、これを遂行するためには、やはり事務量が増えてまいるわけですね。そういった事務量を補うための人的確保とか、そういった観点に関しては、どう捉えているのかお示しをいただきたい。

そして、先ほども出ていましたが、32ページ、学力向上推進事業ということで、教育長の方からも答弁があったわけですが、すごく所信表明でも市長が出されてて、そのことは、もうとうとうたってらっしゃったわけで、我々としては、しかし唐突に出てきたなという感じがしたわけですが、この学力というのは、知・徳・体のバランスということで、先ほど教育長も言われました。しかしながら、学力日本一を目指すんだというところのその学力、それはあくまでも知識というものを基本とした学力して捉えているのか、あるいはそこには道徳観であるとか、判断力であるとか、あるいは規範性の問題であるとか様々ありますよね、そういった総合的な学力を目指していくんだということをうたって、そのためのいわゆるこの検討委員会というのを立ち上げようとしているのか、そこをはっきりさせておかなければいけないと、いわゆるそこを当局がしっかり発揮した上で検討委員会にいろいろと御検討を願うということでない、先ほども検討委員会の中で様々な意見が出るといいますということが出ていましたけれども、それはそれで出てくるでしょう。しかし、こちらとしては、市長の所信で述べられたこと、そして、教育長がこの場で答弁されたこと、そういった基本的なことを市としては考えておりますと、その方向の中でいろいろと御検討を願いますというのが筋じゃないだろうかと思はうんです。そういったところに対する考え方をお示しをいただきたいと思はいます。

○福祉課長（福岡勇市君） 保育士等処遇改善特例事業につきましては、平成25年度におきましては、安心子ども基金総合対策事業として実施されております。そして、26年度につきましても、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るために今回は内閣府予算として新設された保育緊急確保事業として移行されて実施される予定になっております。

事業の目的でございますけれども、先ほど言われましたように、保育士等の人材確保対策を推進する一貫として、保育士等の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めるものでございます。賃金改善の方法といたしましては、基本給だけではなくて、手当、賞与、一時金でも対応可能でございます。役員報酬については、対象外でございます。職員の範囲や賃金改善の具体的方法につきましては、実情に応じて各保育所において決定するようになっておるところでございます。

あと、これについては、年度途中ですけれども、25年度も実施したとおり、4月に遡って実施するようになっておるところでございます。

申請の流れにつきましては、今後各保育所から申請をもらって県の方に申請交付をするような流れになっておるところでございます。

あと、下段の生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業でございます。議員御存知の先ほど内容の指摘がありましたけれども、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されるこ

とに伴って準備段階として予算を計上したところでございます。

旅費につきまして、50万円ですけれども、これについては、今、鹿児島県で日置市がモデル事業として事業を実施しているところでございます。その推薦でもありました先進地ということで、那覇市と、一応関東の方を旅費として組んでいるところでございます。

あと、備品購入費ですけれども、これにつきましては、27年4月から体制が始まりますので、机、いす、それとアンダーラック、それと保管庫を45万円計上しているところでございます。

今現在の整備進捗状況ですけれども、これにつきましては、中身についてまだ未確定などころがありますので、7月に企画調整会議を開いたり、あと関係各課と協議をしなければいけないと、思っているところでございます。

生活困窮者自立支援法につきましては、いろんな分野の方たちとのフォローがあって成り立つ事業ですので、これについては、先ほど言いましたように、企画調整を開いていろんな課と協議をしていこうと考えているところでございます。

あと人員の手だてもですけれども、課の方では1回協議をいたしまして、フォーラムとかいろんな説明会については、出席をいたしているところでございます。その中で、人員体制につきましては、委託という形もできるんですけれども、なかなか委託については、難しいところで福祉課の中で、今どこの係が積極的にこの制度を取り組んでいくかというものも協議しなければいけない状況になっているところでございます。今後、協議していく予定であります。

以上です。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

今回のこの検討委員会につきましては、市長のマニフェストにもありましたけれども、私としては、市の学校教育目標、達成のために知・徳・体のバランスのとれた子供たちを、そして、志あふれる子供たちを育成するという視点で、今回の検討委員会を立ち上げてます。この学力日本一という言い方につきましても、いろいろと指摘されるところがあると思います。例えば、山口選手が水泳大会で世界一になった。これは誰が見ても世界一という言い方ができます。いろんな競技の中で一位になったら、それは誰が見ても日本一という言い方ができると思います。ただ、例えば、あいさつ運動日本一といったときに、何をもって日本一というのか、そこは非常に難しいところがあると思います、数字で計れませんので。この学力日本一ということにつきましても、非常に判断が難しいところがあります。なぜかといいますと、学力というのは、数値で表せるものだけではないからです。つまり、基礎的、基本的な知識も学力であるし、それから、思考力とか判断力とか、表現力とかいう活用する力も学力であるし、それから、子供たちが自分たちで学ぼうとする力、これも学力という捉え方を私たちはしておりますので、学力日本一、学力向上日本一といったときに、非常に判断が難しいところがあります。数値で、例えば全国学力学習状況調査とか、あるいは鹿児島学習定着度調査というようなのは数字が出てきますので、その数値の部分では学力というのが計れますので、それはある意味ほかのところと比べてどうだという言い方ができると思いますが、それはあくまでも学力の一部だと思っていただいて結構かと思っております。

私ども教育委員会としては、あくまでも知・徳・体のバランスということを中心にしながら、学力のある豊かな人間性も持つて。そして、たくましい健康、体力、そういうのをを持った上での子供たちを育てていくということを念頭に置きながら進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） それぞれ答弁いただきましてありがとうございました。

保育士の処遇改善ですが、先ほど課長の方から答弁をいただいて、4月に遡及して交付が可能ということであります。県の方への申請うんぬんという話が出たわけですが、各園の方からいわゆる職員の処遇改善計画なるものを提出をさせますね。そして、その結果をもって、県に申請するという流れになるんだろうなというふうに思うんですが、最終的にこの年度を終えて、もう終えてますが、25年度は。このいわゆる実績、結果ですね、このことも求められていると思うんですね。そのことがどうなっているのか、昨年度志布志の私立保育園でこの処遇改善計画は全部出されたのかどうか、そういった実績等をもう少し詳しくお示しをください。

それと、あと生活困窮者の件は、少し答弁がかみ合っていないというふうに思うんですが、いわゆる、ここに挙がっていることは分かるんですよ、旅費とか、今述べていただいた備品購入費のうんぬんは答弁でよく分かってます。ただ、明年からスタートするにあたって生活困窮者の実態調査うんぬんというのは、もうスタートを切ってなければいけないんじゃないかと、もし切っていないとするならば、補正等でも組んで、そういった予算をしっかりと計上をして取り組んでいかなきゃいけない時期にきているんじゃないかという観点で当局はどう考えているのかという疑問を1点しているんです。そこに対する答弁がまだなされていないというふうに思いますね。そうなった場合、今度はいわゆる先ほど申しましたように、その準備段階として、今も課長が答弁されましたけれども、いわゆる福祉課でもどこが対応するのかとかいう問題が出てくる、そういった部署の問題も今検討中である。しかし、どちらにしても決まったならば、どこかが対応していかなきゃいけないときに人的配置が必要になる。足らなくなるんじゃないかと、そういった臨時職員の募集等も含めて今年度に出てくるんじゃないのかという疑問をしてるんです。そこに対する答弁を求めておきたいというふうに思います。

あと、教育委員会は、今教育長の答弁でだいぶ安心をしたところでございますが、どうしても総合的な学力日本一というのか、総合的な学力の向上ということを目指すのであれば、よく理解するんですよ、ところが目に見える形である、先ほど言われました。例えば、国語であるとか英語であるとか、数学であるとか、こういった部分の成績を上げるためだけのいわゆる学力の向上という捉え方をしていたらいけないなというふうに思うんですよ。そういった意味では、しっかりと総合的な学力の向上を目指すんだというお考えであろうというふうに思います。

それともう1点、少し出ていましたけれども、いわゆる小中連携による学びの在り方、これ義務教育9年間ありますね、やはり系統立てて9年間どうやって教育をしていくのかということのくくりというのもすごく大事であって、その姿勢というものをある程度本市が持っていた上で

検討委員会で議論をしていくということがすごく大事であろうというふうに思いますが、その点どうなんですかね。それと、大まかにメンバー等も検討に入られていると思いますけれども、予算が通ってからすべてが我々のもとに出てくるわけですが、メンバー構成等がどのようになっているのか少しお示しをください。

○福祉課長（福岡勇市君） 最初に25年度安心こども基金対策事業の補助金実績報告なんですけれども、これについては、各保育所から15あるんですけれども、実績報告を求めておるところでございます。

あと補助金に対する改善額といたしまして、実績なんですけれども、各保育園でばらつきがあるところでありまして、全体として25年度の実績といたしまして6,787円、月額、改善されているように実績は上がっているところがございます。

あと生活困窮者の把握ですけれども、これについては、先ほどちょっと説明したんですけれども、県の方、国の方が通知はあったんですけれども、本年度になりまして、5月13日に会議が1回目があったところでありまして、それと、18日に県の方で、これは民間が主催するんですけれども、フォーラムがありまして、それを受けて6月4日、この前ですけれども、福祉課内で会議をしたところがございます。生活困窮者につきましては、もう御存知のとおり生活保護に至る前の改善するための相談体制ですので、これにつきましては、県の方、国の方が示しているのは、主任相談員、それと相談員、それと住宅確保対策事業と、あと一つ、実際4名体制なんですけれども、3名体制でできるようなシステムになっているところがございます。1名につきましては、常勤のフルタイムの職員がいるようになっていますところ。2人につきましては、嘱託職員でも構わないというような通知がきておるところでございます。これについても、先ほども言いましたように、調整会議の中で人員確保、それと実態調査につきましてはしていないところがございます。予算についても6月の段階では、まだはっきりした体制が国から示されていないので、あとの議会の中で提案の形になるのではないかと考えているところがございます。

以上です。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

1点目の系統立てて教育を進めていくことが大事だという指摘がありましたけれども、私もそのとおりだと思います。小中連携が出てきた背景には、やはり小学校から中学校に上がるにつれてのギャップというのがありまして、そこに学習、あるいは生徒指導面のいろいろな課題があるということですので、そういう小中連携を進めることによって、教育効果を上げて学校というのがたくさんありますので、本市においてもそういうことを視野に入れながら検討委員会で検討を進めてまいりたい、そうふうに思っています。

それから、検討委員会のメンバーのことにつきましては、現在の段階では、小学校、中学校、幼稚園、保育所の代表者、それからPTA関係者の代表者、それから地域関係の代表者、それから有識者として大学の教授を含めて、大体14名から15名ぐらいの委員を考えているところです。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 今、福祉課長の方から答弁をいただいた中で、いわゆる15の保育園があって、その15の保育園の実績報告というのはすべて上がってきてるんですか、上がってきてるんですね。ばらつきがあるということで、答弁された、そういう理解でいいわけですね。

もう1点、ここで確認しておきたいのが、いわゆる、この保育士の処遇改善ということで、いわゆる正の職員の方とパートの方といらっしゃいますね。これ保育園の裁量に任されているわけですが、こういった流れの中で当局としては、いわゆるパートを含んだ処遇改善というのが全保育園でなされたという理解でいいのかどうか。そして、もし、そこにばらつきがあるとすれば、公平をもった処遇改善になるような指導というか、助言をするべきでもあると思いますが、そこらに対する答弁を求めておきたい。

あと、生活困窮者うんぬんの件は、今やっと出てきましたので理解をできるわけですがけれども、去年の段階から、これはモデル事業で25年度、68ぐらいでしたかね、の自治体がモデル事業で1回終えてるんですよ。そして、今年度も再び募集がありました、モデル事業が立ち上がってる。そういった中から見えてきている部分というのは当然あるわけで、国が指針を示すということも、それを待って動くことも当然大事ですけれども、そういったモデル事業をやっているところの先進地をしっかり押さえることができるんですよ。もうインターネットでも押さえられるんですね、そういったことを踏まえて、やはり庁内で早め早めに協議をしていって手を打っていかないと、こういった事業を導入するときに後手後手になって慌ててしまうということになるものですから、こういった質疑をさせていただいています。そこに対する捉え方を最後にお問い合わせをしておきたいと思います。

今、教育長の方から御答弁をいただきました。全く同感であるわけですが、本当にこの学校だけが学力向上に一生懸命になってもかなわぬことであって、家庭でのやはり生活の改善とか、そういったことも含めて、やっていかなきゃいけない。そういったことと言えば、俗に言う学校、地域、そして家庭という連携、ここでの改善策というのを練っていかなきゃいけないんだろうなというふうに思うんですよ。そういった意味では、市長が目指す学力日本一ということだけがひとり歩きをしていくと、捉え方によっては違う捉え方をされる方もいるわけで、だから、そこをしっかり整理をして、思いとして、意気込みとして、そこにやっぱり到達点を目指していくということが大事でしょうから、そういったものがやはり整理される中で検討委員会を立ち上げられて様々な議論をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） 保育所職員処遇改善実績報告書につきましては、保育所の15か所すべて上がっているところでございます。あと、中身につきましても常勤職員、非常勤職員、保育士以外の職員に係る処遇改善実績について、全保育所上がってきているところでございます。

あと、生活困窮者自立支援法なんですけれども、これにつきましては、鹿児島県で先ほども言いましたように日置市がモデルで実施しておるところでございます。ちょっとこの事業につきましては、各市町村温度差があるところで、26年度につきまして予算を計上して先進的に事業とし

で行っているところを勉強して遅れないようにしていきたいと考えているところでございます。
以上です。

○5番（小辻一海君） 私も委員会の所管外ですので、1点だけ御質問させていただきます。先ほど同僚議員と同じ質問になったわけですがけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業ということで、御質問させていただきます。内容は、課長の方から答弁をいただきまして、理解したわけですがけれども、別な角度の方から考えて質問させていただきます。私立の保育所の方に国のすばらしい政策ということで、補助的な予算をいただいて運営の中に処遇待遇ということで活用させていただいているわけですがけれども、このことが今、市立保育園が今、みどり保育園ですかね、1か所あるわけでございますけれども、このことにつきましては、なかなか公立ですので、この私立の処遇待遇には当たらないわけですがけれども、市として、このことについて昨年から事業がとり行われているということですので、市立の保育園についても、やはりパート、嘱託職員、それから臨時職員の方も一生懸命仕事をされているわけですので、そういう待遇は協議されなかったか、1点よろしく願いいたします。

○総務課長（萩本昌一郎君） お尋ねの市が設置しております保育園の嘱託職員ということで1園あるわけなんですけれども、当然私も今回骨格でございましたけれども、当初からそういう嘱託職員、臨時職員の雇用が必要でございましたので、基準等をつくりまして雇用しているわけでございます、今ちょうど定数も満たしているところでございます。

今回、補正でこういう形で昨年に引き続き出てまいりましたけれども、今回こういった形を公立の市の保育園への手当の検討等については、今回、今ありましたように補正で出た関係で当初は協議はしていないところでございます。今後、こういった状況等を勘案させていただきながら、もしそういった形で市立の場合もいろいろ検討が必要な場合は、全体的なバランスを見ながら、検討させていただくというようなことになるかというふうに考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 分かりました。このことについては、やはり私立の方では処遇待遇ということで保育士の確保を進めるということで、こういう事業も行われているということで、ここに掲載されているわけでございますので、これがまた市立の保育園の人員確保が難しくなると言えば、また大変なことになると思いますので、そのことについても御検討をしていただく考えがあるか、もう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私立の保育園の保育士さんたちの待遇が改善されるということについては、本当に有り難い措置だというふうに思います。それに伴いまして、じゃあ市、公立の保育園の保育士さんたちの待遇についてどう考えるかということでございますが、ただいま課長の方から答弁しましたように、他の職員との兼ね合いがございますので、そういったものを勘案させていただきながら対応してまいりたいというふうには、考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。このことにつきましては、やはり公立の保育士さんだけではなくて、やはり図書館、いろいろな所にパート、臨時職員の方々はいらっしゃいます

ので、そのことについて、総務課の方が管轄だと思いますので、十分協議されまして皆さんの仕事が進んでいくように、御検討をよろしくお願いします。終わります。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、差があるとなれば、やはりそこは考えていかなきゃならないので、基本的には市の職員の処遇待遇をどうするかということが基本になりますが、そのようなことは十分勘案しながら検討させてもらいたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（東 宏二君） 13ページのJR志布志駅舎等整備総合計画策定事業ということで、予算が572万2,000円出ています。私も所管外でございますので、11ページでございます。すみません。

志布志に訪れる観光客を迎える施設にふさわしいおもてなしの窓口ということで整備をされているわけですが、駅の玄関口が寂しいと、にぎわいの協奏として機能を果たすようなことをするというので、いろいろなことが書いてあります。いろいろな演出を加える、演出とはどのようなことをされて、観光客やいろいろな志布志の方々がにぎわいが生まれるような施設を想定されているのか。

それと、今現在職員が二人いますよね、その中でおもてなしをされているのか、お茶を一杯ぐらい観光客に出しておられるのか。

それと、志布志駅を利用した、JRを利用した観光客が1年間にどのぐらいの数の方が志布志に訪れているのか。その辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） お答えいたします。

JR志布志駅につきましては、平成21年度駅舎を取得できる部分ごとに譲渡を受けまして、そして観光案内所を設置いたしまして、観光客、そして市民の方々の案内に努めているところでございます。

そして、年々利用者も増えつつある中で、平成23年度に観光振興計画を策定いたしまして、志布志駅周辺につきましては、重点整備エリアと位置付けまして、今回今出ましたおもてなしと交流の場を設置して市民の方、観光客等々に利用していただいて、にぎわいを取り戻していきましょうという計画でいるところでございます。

そういった中で、駅がまちの顔になるよう、新しい駅の構想を策定していただくものでございます。具体的には、観光案内所をはじめといたしまして、子供が遊べる部屋、そして、お茶でもおもてなしを考えたもの、そして、カフェや茶房、そして、ミニ図書館、工房、ギャラリーやイベントが開催できる施設、そしてまた、隣接する土地開発公社の土地を活用できる構想をイメージしているところです。そういったところで地元食材を使った食の提供、そして、観光客をもてなす新たな交流拠点として進めていきたいというふうに考えております。そして、現在、二人の職員が交代でサービスを行っておりますが、やはりそういった利用される方には、おもてなしの心を持って接していただきたいように、こちらをお願いをしているところです。観光案内所の利用者数ですが、これも年々増えつつあるところです。25年度で来訪者が8,020件の人数といたしましては、1万767人の方があそこの観光案内所を利用していただいているということですので、今

後もますますそういった施設整備を行いまして、観光客、市民の方が集えるような施設に持っていきたいというふうに考えているところです。終わります。

○17番（東 宏二君） 委託事業ということで、今課長の方でいろいろ事業内容を説明されましたが、一人でもいるような事業だと思っております。今は二人観光案内所におられるわけですが、また、人件費等がかさんできて、直営じゃないと思うんですけども、ここはどこに委託をされて、委託事業という事業でございますので、たぶん委託をされると思うんですよ。直営でやられるのか、委託をされるのか。今後の事業内容の中で、どのぐらいの市民の集客を考えておられるのか、572万2,000円という大きな金額でございますので、やはりお客さんがどれだけ来られるかの算定もされていると思いますよね、この事業をされるのにはですよ、その辺の試算はされているのか、それとも今後の従業員とか、そこに携わる人が何人ぐらい増になるのか、その辺の計画はどうなっておられますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今ここで予算をお願いしている分については、総合計画策定に関する委託業務ということですので、総合計画を策定していただくための委託料ということで御理解していただければと思っております。

そして、施設が完成した暁には、当然そういった形で管理運営を行っていくわけですが、管理運営に関する委託内容については、そういったところも含めて今回の委託業務内容に含まれていると、そして、管理運営内容等が明確に示された段階で果たして外部委託にした場合には、どういった業者いらっしゃるのか、そういったところも助言をいただくということで、今回の委託がプロデュース業務で監修まで含んでおりますので、今お話のありました管理運営等も、今回この内容で精査いたしまして、今後そういった利用客も、どういう内容にすることによって見込まれる利用者はこういう状況ですと、そういったものまで今回の委託内容の中に含まれておりますので、今回の委託の結果に基づいて、そういった内容が明確に示されるというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○17番（東 宏二君） 私のちょっと勘違いもございましたようでございます。

総合計画策定事業ということで、今後そういう先ほど言われたような事業をされるということで、その委託を設計委託、いろいろな形でやられると思うんですが、570何万円高いような気がするんですよ、そのぐらいのもので、こんだけの計画の策定の委託料が要るのかと思うんですが、この策定を済まされて、先ほど言われたように事業をされていかれるわけですよ。そうすると、次の段階、これを委託を済ませて、次、事業にかかるときにどのぐらいの予算で、この計画を考えておられるのか、もうそこまでできていると思うんですよ、もうその計画を今で策定をされるわけだから、次のステップとして、今度は事業実施をしていくわけですので、その辺の事業計画、規模なり分かっておればその辺のことを、ここに「中枢」と括弧して書いてある、最も大事な部分、中枢というのは辞典をひくと最も大事な部分ということで辞典にも書いてあります。一番中心、志布志市で最も大事な部分ですので、そう簡単な事業ではないと私は理解しているわけですが、その辺のことが分かっておれば、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長の方から概要について答弁があったところでございますが、この志布志駅舎につきましては、年次をかけて私どもは部分的に移譲を受けてきたところでした。

しかしながら、この志布志駅については、当初から全面的な事業というのをお願いしていたところですが、JRの方でなかなかそれに応じていただけなかったということがございまして、部分的に、例えばトイレ改修とか、それから観光案内所の設置とか、そういったふうになってきたところでございます。

今回、JRの方で改めて全面的な移譲というのについて協議が整いましたので、このことについては、全面的な改修というものを考えながら、この駅舎の改築事業に取り組もうということの計画をするところでございます。そのために、まず策定するための総合計画をつくらなければならないということでございまして、大まかな構想というのは先ほど課長が申したようなものがあるところでございますが、総体的にまだまだ、例えば市民の方々の御意見等も賜りながら、こういった構想については、計画をしていかなければならないということもございましょうから、まだ具体的にそのようなものというものはお示しできないところでございますが、例えば、先般、阿久根駅が新たに改築したところでございます。あそこの場合1億7,000万円程度かかったということでございます。それがまさしく新しい阿久根の観光の中心地になっているということをお聞きして、私どももそのことについては、研修をしてきているところでございます。そのような施設づくりになっていくんではないかなと、そしてまさしく、この志布志の観光の顔と、シンボルとなっていくような施設づくりをしてまいりたいということを考えて、今回総合計画の策定のための検討を始めるということでございますので、そのような方向に進むということをお理解いただければというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 1点だけお願いします。

今回消防団員の弔慰救済負担金というのがここに、退職慰労金のことですね。これと併せてこの数字はよく分かります。非常に本市も消防団員の確保というのは大変な状況だと思います。そこで1点だけお聞かせください。非常備消防、いわゆる消防団員の地方交付税の算出単価というのは幾らできてるんですかね、いわゆる年額これこれというものとあわせて、出動手当については、どういった交付税のそういう単価になっているのか、そのことだけ教えてください。

○財務課長（野村不二生君） 手元に資料がございませんので、少々時間をいただきたいと思えます。

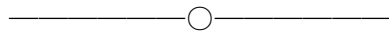
○18番（小園義行君） そこにないんだったらいいです。大体、国が交付税単価を示して、そのことによって本市は消防団員のそういう年額報酬を含めてされてるわけで、あとで結構です。分かりました。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第35号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第35号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの設備の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,300万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金是一般会計繰入金を150万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

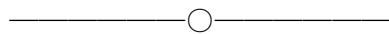
歳出の管理費は、需用費の修繕料を150万円増額するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務常任委員会に付託いたします。

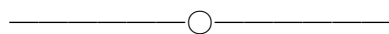


○議長（上村 環君） お諮りします。日程第16、諮問第2号及び日程第17、諮問第3号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16、諮問第2号及び日程第17、諮問第3号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第16、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成26年9月30日をもって任期が満了する中西浩二氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

中西浩二氏の略歴につきましては、説明資料の31ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

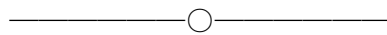
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定されました。



日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第17、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成26年9月30日をもって任期が満了する福留道子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

福留道子氏の略歴につきましては、説明資料の32ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から15日までは、休会とします。

16日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時45分 散会

平成26年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成26年6月16日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 辻 一 海

野 村 広 志

長 岡 耕 二

青 山 浩 二

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） 皆さんおはようございます。

今年も梅雨時期に入っていますが、大きな災害が発生しないことを願ひまして、6月議会本定例会の一般質問のトップバッターを仰せつかることになり、また、市当局側から一転して志布志市の新議会人として、この場に立たせていただくことになり初めての質問で大変緊張しております。小辻でございます。よろしくお願いいたします。

まずもって、今回の任期満了に伴い、市長、市議選挙が開催され、はや4か月が過ぎようとしております。我々議会におきましては、前回より4人減の議員定数20名の中、市民の皆様の大きな期待と温かい御支援により、新人議員6人を選出させていただきました。今後4年間、しっかり勉強し、新鮮な感覚と行動力で市民一人一人の声を大切に市制発展のため、一層の努力をする所存でございますので、市長をはじめ市当局の皆様方の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、市長は「志あふれるまち」を基本理念とし、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向け、市の行政へ取り組まれてきたと思うところがございます。この間、本市を取り巻く社会経済情勢は、日々変化してきており、様々な課題の対応が求められる中、首長選挙に過去にない5人の立候補という激しい戦いの末、2期8年の実績や日本一のまちづくり継続を訴えられ、3選を果たされましたことに敬意と今後の御活躍を御期待申し上げまして、質問通告に従い、一問一答式で質問させていただきます。

まず最初に6月を迎えまして、本田市が3月の骨格予算から補正予算を提案され、本格的に3期目のスタートとなり、先日施政方針を述べられましたので、施政方針を受け、市長の政治姿勢を問う形で環境行政につきまして、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目として、不法投棄、ポイ捨てが減少していない現状だが、この認識と今後の取り組みについて御質問させていただきます。市長は、本年度も環境行政については、志布志市環境基本計画に沿って取り組んでいくと施政方針で述べられております。本市におきましては、ごみ減量化と併せて、ごみ資源化に旧志布志町のときから取り組みが行われて16年目に入ろうとしております。この間、市民の皆様が協力して取り組んでいただいた成果として、現在では資源ごみり

サイクル率日本一を市として達成しています。また、それが国際的にも高い評価を受け、国際協力機構の草の根技術協力事業として海外へ向けて国際貢献を進めていることは大変素晴らしいことだと思っているところです。半面、意識のない僅か何パーセントの市民や、あるいは市外の方々が相変わらずポイ捨てを繰り返し、市としては環境パトロールやマイロードクリーン大作戦、おじゃったもんせクリーン大作戦など、回収を行っている状況であります。私も近くの家の県道、南郷志布志線を毎朝健康のため歩いていますが、毎日のごみ袋に空き缶、ペットボトル、タバコの吸い殻、ちり紙を拾って家に持って帰る状況であります。平成21年度10月1日にポイ捨て防止条例を施行し、その間、同僚議員の皆様から環境行政について幾度となく一般質問が行われたところですが、そのたび市長の方では、立て看板の設置、環境パトロールの強化、監視カメラの設置など、また、提案事項においては、今後検討研究するとか、意識啓発、強化周知していきたいなど、改善策として答弁されているようですが、その後も相変わらず不法投棄やポイ捨ては、さほど変わっていないのが現状であるような気がいたします。このように不法投棄やポイ捨てを繰り返している人、一方、それを一生懸命回収している人のたちごっこの繰り返しでは、市長が一般質問の度、答弁されています立て看板設置や環境パトロールの強化、監視カメラなどの設置ももちろん必要とは思いますが、やはり意識のない方を意識改革することがポイ捨てなど減少する方策の一つではないかと思いますが、このようなことを含め、不法投棄やポイ捨てがさほど変わっていない状況をどのように認識され、今の現状をどのように理解され、どのように考えていくか、まずお聞きいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小辻議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小辻議員がお話がありましたように、現状としまして、確かに厳しい状況ということではあるところでございます。やはり、市内を車で走れば議員御指摘のとおり、不法投棄、ポイ捨てが相変わらず目につくところでございます。

環境パトロールの回収量の状況からしまして、不法投棄、ポイ捨ては減ってきているということは間違いのないところでございます。

そしてまた、マイロードクリーン大作戦につきましても参加者もだんだんだんだん増えてきているということで、本市の市道あるいは国道のカバー率も増えてきているということは間違いのないところでございます。

ということではありますが、厳しい状況ということでございますので、今後の取り組みにつきましては、先ほどもお話がありましたように、更に広報とか環境学習会など、不法投棄防止を呼び掛け、看板、のぼり旗の設置を強化すると、そしてまた、これまで取り組んできました今申し上げたようなことを強化していくことが効果があることの取り組みになるのではないかなというふうに思いますが、そのほかに、やはり議員御自身が取り組んでいただいているように、1点目につきましては、ごみが落ちていたら拾うということが大切ということになるのではないかなというふうに思います。道路などのある区間を決めて、ごみ拾いをしていただいているマイロードクリ

ーン大作戦に多くの市民が参加していただいているということでございますが、その区間については、だんだんだんだん不法投棄のごみも減ってきているということで、そして、なくなってはいないんですが、ないという状況に近づいているということであるのではないかなというふうに思っています。そのように拾っている背中を、姿勢を見せるということも大切ではないかなというふうに思っております。

そして、次には道路に面した畑の土手などの草刈りを常にしていくことも大切なのではないかなというふうに最近では考えるところでございます。看板、のぼり旗も設置したということだけではなく、草が伸びたら、その周辺の草刈をしなければならない。そしてまた、のぼり等につきましてもかすらが巻き付かないように、常にきれいにある状態で設置していくということが大切ではないかなと、また、ノリが生えたら拭き取っていくというようなことの管理も大切ではないかなということで、いつもいつもそのような意識をもって市全体で取り組んでいるということの姿勢を見せることが不法投棄の抑止につながっていくということであろうかというふうに思います。このように、ごみを更に拾うと、そしてまた、きれいに管理するということの2点を今後とも市民に取り組んでもらえるように推進していきたいというふうに考えているところでございますが、このほかにも、実はよくよく考えてみましたら、以前は子供たちが親に対して、いつもごみを捨てたらいけないと、ポイ捨てをする、車からポイ捨てる親がいたら、子供たちが親に対して、ポイ捨てしてはいけないんだよということを子供が逆に論しているような状況があったのではないかなというふうに、今、思い起こしたところでございます。そのような取り組みにつきましても、改めて深めていくということもしていきながら、ポイ捨てごみの抑止に取り組んでまいりたいというふうにも思うところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の考え方などを答弁していただいたんですが、市街地の人の多い道路は、そんなにかもしれません。しかし、田舎の県道、市道、農道を走ると生ごみ、空き缶、ペットボトルなど、いろいろなものがビニール袋に堂々と無造作に入れられて捨てられているのが現状でございます。先ほど申されました環境パトロールの方々や、拾っている、それからいろいろな方々に取り組みをしていただいていると申されましたけれども、あのビニール袋が散乱した状況を見るとですね、市民の意識不足か、市外から来られた方々のマナー不足の問題かが、もう残念でなりません。市長、このことについても資源ごみリサイクル日本一、環境志布志モデルで国内外から評価を受けている本市ですよ、その本市に今のような無造作なビニール袋の塵（ちり）等が落ちていたら、他の市町村から来られた方々はどんな感じがすると思いますか。その塵（ちり）が無造作に捨てられている状況等を市長は御存知であるか、また、そのことを御存知であれば、そのあたりどうされていくか、もう1回お考えをお聞きいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市になりまして、特に、この環境の美化、そして、ごみの分別収集、資源化につきましては、積極的に取り組みを重ねてきたところでございます。そのようなことから、環境パトロールの皆さん方が取り組みをされておられまして、その実績としまして、平成19年度には1万2,578kg回収

していたものが、平成25年には6,750kgと約半分になっているということでございます。これは、とりまなおさず市民の方々の協力度合いが高まってきているんだと、そしてまた、志布志市においでの方々も、志布志の取り組みについても理解をしていただける状況になっているのではないかなというふうには思うところでございます。やはり時間をかけてしなきゃならない問題、道徳観の問題、マナーの問題ということになるかと思いますので、こういったものを高めるということにつきましては、やはり時間がかかる内容ではないかなというふうに思っているところでございます。そのことにつきましては、今お話がありましたように、環境資源化率日本一のまちに、そしてまた、JICAの事業に取り組んでいるまちとして、多くの方々が研修に訪れていただいているという現況からしますと、誠に残念な状況であるということでございますが、このように徐々に徐々に改善が図られているということもお話を申し上げるところでございます。

○5番（小辻一海君） ポイ捨て等は、ある程度御存知のようで、大変御苦勞されているようで、先ほど答弁の中でもありました環境パトロールの活動状況、量的なことをるお話していただいたわけですが、この不法投棄ポイ捨てに関する市民からの通報、それから環境パトロールの方々から回収して持って来られた、それを市民環境課や警察の方々が注意、指導、罰則を行った事件事数をお聞かせいただきたいと思えます。それとあわせて、志布志市ポイ捨て防止条例施行規則の第2条の中に、まち美化推進指導員というのが委嘱されているようでございますけれども、その委嘱の方々はどんな方々で、志布志と有明、松山に何人配置されているか、お示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

不法投棄につきまして、本市に通報されているということにつきましては、月に数件あるようでございます。そして、その際は現地を確認しまして、また、重なるようでしたら必要に応じて看板設置等もしていくということになります。不法投棄の回収につきましては、基本的には道路などの公共的な場所への不法投棄について、市で回収していくということでございます。

そしてまた、警察に通報ということでございますが、本市からは1件もないところでございます。しかし、不法投棄者が、このごみの中から氏名、住所等が分かった場合は、本人を呼び出して注意、指導、そして念書の徴収を行っているということでございます。これらに応じない方については、警察への告発を考えているということでございますが、現在のところではないと、対応していただいているということでございます。

そしてまた、さらに志布志署の方では、廃棄物処理法違反で検挙した件数につきましては、平成24年度で4件、平成25年度で4件あったということでございますが、内容については、個別の量刑については教えていただけない状況になっておりますが、志布志署の方では、そういったふうに対応されているということでございます。

○市民環境課長（西川順一君） 後段の志布志市ポイ捨て防止条例施行規則による、まち美化推進指導員のことについてでございますが、今、そういう環境施策に関わる職員を市長が美化推進委員に任命をしております。本庁職員6名、そして志布志支所職員4名、そして松山支所職員3

名を任命を行っているところであります。

以上です。

[小辻一海君「指導件数」と呼ぶ]

○市民環境課長（西川順一君） 先ほど、市長が申しましたけれども、市役所の方で注意、指導している件数でございますが、25年度の件数は34件ございました。24年度20件、そして23年度は17件、そして26年度は5月末ですが、4件、そういう指導を行っております。

以上です。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から答弁をいただきましたが、ごみポイ捨て等には大変苦労されて、いろいろな対策を講じられていらっしゃるようです。平成24年3月議会の一般質問や、今年の6月議会定例会の一般質問で同僚議員の方が「不法投棄の多い所に看板ひとつない」ということや、志布志市にポイ捨て、不法投棄をすると罰せられるんですよというような周知看板を夏井の県境、それから高岡の曾於市の境、それから有明と大崎の境辺りに設置されたら地元はもちろん、他の県、市町の方にも認識してもらおう考えはないかということをお尋ねしたと記憶しているんですが、まさしくそういうところからやっていくべきだと私も思うところです。その時、市長答弁では、場所、内容、大きさなどを検討していくと答えられているようですが、当然検討されたと思いますが、どのように検討、協議され進められているか、そのあたりをお尋ねいたします。

○市民環境課長（西川順一君） 今申された3か所に、ちょっと場所は違うんですけども、3か所立てました。横幅90cm程度、縦幅1.8mぐらいのところ、それを鹿屋方面からくる所につきましては、グリーンロード沿い、大崎の中沖と蓬原と交わるグリーン道路沿いに1か所、そして、夏井方面からは、ちょうど夏井に220号線沿いにホテルがあるんですけども、その近くの所に立てました。もう1点は、田之浦地区のふれあい交流館の近くに、都城方面からということで1か所立てましたけれども、そこに立てて、志布志市はこういうポイ捨て条例とか、そういうところに気をつけているんですよと、よろしくお願ひします、捨てないでくださいねという意味を込めて、そういうところに立てたところであります。

終わります。

○5番（小辻一海君） 検討内容に御答弁をいただいたわけですが、ごみゼロのまちを目指す、市としては、まだ看板、それからのぼり旗が少ないような感じがします。また、このような看板や、のぼり旗を大きく作成して、市民の意識改革が必要と思います。現在、市で何本作成し、誰が設置しているか。

それと、先ほど答弁があったんですけども、先の質問で同僚議員の方が夏井境とか答弁があったわけですが、境に看板を設置してくれということで、その看板の内容が小さすぎると、まだ大きな看板で、志布志市はこういうまちですよ、ごみゼロを宣言しているまちですよというような、しかもポイ捨て条例までつくっているわけですから、そういう大きな看板を設置してアピールしてくれというような話でございましたけれども、今答弁をいただいたところ、設置は

されているようです。しかし、やはり小さいような気がしますので、そのあたりをもう少し大きな看板設置ができないものか、そのあたりの御答弁をよろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

不法投棄防止看板につきましては、平成25年度で30本作成しております。そしてまた、23年、24年につきましては30本作成しております。また、のぼり旗につきましては、平成25年度、市衛生自治会でのぼり旗を315本作製しまして、21の全校区に15本ずつ配布して、それぞれ設置していただいているということでございます。設置及び管理については、各校区にお願いしてあります。

そしてまた、ただいまお話がありました市境に設置した看板が小さいというようなお話ですが、また、現場を確認しながら、このことについては改善を図っていきたいと思います。

○5番（小辻一海君） 6月は環境月間ですが、ただいま不法投棄防止看板を25年度に30本作製され、ポイ捨て禁止を含むのぼり旗を315本作製され、それから21全校区に15本ずつ配置していただいたと答弁がありました。

また、先ほど市民からの通報や環境パトロールによって回収され、本人を呼び出して指導された件数が5月末で4件だったのですかね、それから25年度34件とのことですが、不法投棄の多い箇所の把握はできているのですかね。

それと、私が今まで見た場所は、先ほど市長の方で御答弁がありましたように、カーブや草むら、そういう所の草が生い茂った所に全く同じ場所にポイ捨てがあるようですけれども、そういうところに防止看板やのぼり旗を設置されているとは思いますが、志布志市内で何箇所そういう所があるか。そして、志布志、有明、松山地区別にそういう多い場所が分かれば、そのケースと看板設置で改善されていったケースをお示しいただければ有り難いと思います。

○市民環境課長（西川順一君） 申し訳ありませんが、今ここで件数がどうのこうのということは件数は分かりませんが、実際どの場所が不法投棄箇所なのかというところは、本所、支所、それぞれまちの所は把握しているところであります。

それに、私たちも実際それ以上把握できないところにつきましては、校区の方が一番把握していらっしゃるということですので、今回15本ずつのぼり旗を配布して、そして、自分たちでそこを管理してくださいねと。そして、先ほどあったように、今ちょうど草が茂る時期ですけれども、草が茂っていたら自分たちで管理をしてくださいね、ということもお願いしているところであります。

よく今市内を回っていると、黄色いのぼり旗がよくありますけれども、草むらが払ってあったりしてありますけれども、本当ですね、そういう取り組みが、このポイ捨ての抑止につながっていくのかなというふうに考えておりますので、今後も看板を設置するだけではなくて、自分たちで環境パトロールの方たちにも言ってるのですけれども、その看板を管理をしてくださいねと、そして、また新しい不法投棄の看板をちょうだいねと、「自分で立てるから」と言った方にも自分でちゃんと管理をしてくださいねと、それが一番の抑止力につながりますよということは常々申し上げているところであります。

後段の質問のそういう改善されたかということですが、やはり、そういう不法投棄看板を設置したところは一定の効果はあります。しかし、やはりそれがちゃんと目が届いているかということについては、やはりそういう管理をして、いつも不法投棄看板がしっかりとみんなの目にふれるんだよというようなことをしていかないと、やはり効果はないと思ってますので、そのあたりをですね、不法投棄の看板設置をするだけではなくて、その管理が大切なんですよということを今盛んにそのことを注意しながら看板設置をしているところでもあります。よろしくお願ひします。

○市長（本田修一君） ただいま担当から答弁申し上げましたように、この不法投棄の箇所については、しっかり把握していて、そしてまた、回収については、すぐさま対応しているというような状況であります。しかし、また別途新しい不法投棄の場所ができるということについては、先程来から御指摘があるとおりでございます。ただ、全体とすれば、これは確実に減ってきているんだということも御理解いただければというふうに思います。

そしてまた、議会においても度々このことについては、御質問をしていただいていると、そしてまた、その度に私どもは更に緊張感をもってこの事の改善については取り組みを深めているということについても御理解いただければというふうに思います。

私自身、3期目の市長になりまして、早速このことについての、また御質問もあろうかというふうにも考えましたので、さらに職員に対しまして、全ての職員がマイロードクリーン作戦に登録するようにと、自分の家の周り100mでもいいから取り組むようにという指導をしているところがございます。そのことが市全体に広がっていけば、さらにさらに、この取り組みが深まって市全体からポイ捨てごみがなくなってくるのではないかなという期待をしているところがございますので、どうぞ議員の皆様方におかれまして、そのことを御理解いただきまして、積極的に私どもと一緒に立ち上がっていただいて、取り組んでいただければというふうに思うところでございます。

小辻議員におかれましては、はじめの御質問の中で、御自身も田之浦の所で拾っておられるということのお話があったところでした。実は、私自身も毎朝拾っております。しかし、毎朝必ず落ちているんです。もう本当に残念です。残念だけど、逆に言えば、落ちていたという、拾う楽しみもあるのかなというふうにも思ったりするところですが、しかし、確実にそれは減ってきていますので、この取り組みは更に更に継続して深めていかなきゃならない内容だというふうに思いますので、そのような形で私どもは推進をしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○5番（小辻一海君） ただいま不法投棄やポイ捨ての数字的なことを答弁していただきました。また、このことについては努力されているようで、回収量は減少してきているとのことですが、本当、こだわるようでございますが、資源ごみリサイクル率日本一、それから環境志布志モデルで国内外から高い評価を受けている市ですよ、県道、市、農道、更に人目のつかない草むらにひと缶、それからちり紙1枚じゃないんですよ、ビニール袋に、そのまま空き缶、それから食べかす、そういうものを入れて、そして、それがそのまま無造作にポイ捨てしてあるんですよ。い

ろいろな場所に不法投棄、ポイ捨てが行われている状況は、本当先ほど市長も言われたとおり残念でたまりません。私はこういうすばらしい環境政策をされている市としては、不名誉なことだと思っております。今までの市長の答弁を聞きますと、事後の対策は努力されているかと思いますが、不法投棄をさせない、防止対策の努力が少し、私の考えでは足りないような気がするところです。

いろいろ聞くところによりますと、監視カメラの設置等も行われているようです。それから、防止看板等の設置で効果が出ているようですので、予算も伴うと思いますが、監視カメラの増設、それから防止看板、のぼり旗の増設など予防対策の強化をお願いするとともに、あと1点ですね、市道、農道に対して環境パトロールの増員と増車はできないものかお尋ねしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

不法投棄監視カメラにつきましては、1台100万円ぐらいするということですので、少し検討させてもらいたいというふうに思います。

それから、環境パトロールの方の増員につきましても、不法投棄の内容をもう少し調べながら、対応がすぐできれば不法投棄はないというようなことになるのかなと、あるいは不法投棄自体を解消するためには、やはり捨てる方の意識の問題でございますので、そういったモラルの向上をいかに培っていくかということが肝要でございますので、このことにつきましては、ただ私どもは看板設置とか、のぼりの設置とかいう形で訴えているだけでございますので、もう少し別な観点からそのような意識向上が図られることが必要ではないかなというふうに思いますので、そのことについても少し検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。ごみゼロのまちを目指される市長ですので、このあたりにも少し力を入れていただきたいと思います。

さらに市長は、施政方針の中で共生・協働・自立のまちづくりを実現するためには、地域自治会、ボランティア、NPO、企業など、共通目的を達成する団体と連携協力し、地域のことは地域で解決できるよう地域社会を形成していく必要があると述べられています。これを更に一歩前進され、市内全地域で活発な取り組みをされているふるさとづくり委員会や、共生・協働・自立のまちづくりに協力的なNPO等連絡協議会、共生協働推進委員会など環境行政に協力的な各団体が多くあるようですので、この団体をお願いして、防止看板、のぼり旗の設置や生い茂った道路の草払いを地域でしていただいて、自分の地域では不法投棄、ポイ捨ては絶対にさせないというような流れをつくり上げたら、市長の目指されるごみゼロのまちにつながっていくのではないかとと思うところですが、その考えはないかお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

共生・協働・自立のまちづくりににつきましては、いつもそのような団体の会においては、特に一緒になってまちづくりをするためには、特に共生・協働・自立で、それぞれの地域で頑張ってもらえることが大切ですよということのお話をしているところでございます。当然、私どもは、市全体としてみれば、志布志市が好きと、そしてまた、地域の方々はそのそれぞれの地域が好きなんだと、

そしてまた、大切にしたいという思いがあらわれて、そういった団体に参加されておられますので、その地域においては、いつもいつもごみがない形で、そしてまた、きれいに環境が整えられているということを心がけておられるというふうには思うところでございます。そのようなことで、校区におかれては、ふるさとづくり委員会事業に取り組みられる方々が一生懸命花壇づくりに取り組んでおられて、それぞれの地域で、本当に花が咲いているという状況でありまして、このことについては有り難く思うところでございますので、今後この方々を中心として、地域を中心として、またさらに、このポイ捨てごみ防止のために何らかの形をお願いするかどうかにつきましては、メニュー等を設けて取り組んでいただくということになるかと思っておりますので、そのことにつきましては、総体的な形でどのような事業推進をすればいいのかということの中で考えてまいりたいというふうに思うところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま答弁で、そういう会合の度、お話をしているという話ですので、ぜひ話だけではなくて協力をお願いをしていただきたいと思います。

先ほど市長が申し上げられまして、また、本市は平成21年10月1日に志布志市ポイ捨て防止条例を施行していますが、今回の市長の施政方針の中で、地域安全パトロールなど声掛け、見守り活動を実施し、犯罪の抑止活動を支援すると施政方針で述べられております。

また、6月は環境月間ということで、市報や11チャンネル、ケーブルテレビのSBS元気告知版でも不法投棄防止を呼び掛けるとともに、市民の皆さんへマイロードクリーン大作戦に参加のお願いもされていたようです。私も見ましたが、市民の方1,276人が登録されているということで、先ほど市長も申されましたが、市の職員の方々にもマイロードクリーン作戦の登録のお願いもされているようです。自分のまちは自分の手できれいにしなければという方々が、このように数多くいらっしゃいますので、先ほど申し上げました防犯協会へ所属する各団体へも犯罪の抑止活動と併せて不法投棄、それからポイ捨ての抑止活動も協力されていったらと思うのですが、そのあたりの考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘がありました防犯協会に属する団体の方々につきましては、特段こういったことのお願いはしておりませんでしたので、今後その席で、私自身が会長ということでございますので、お願いをしてまいりたいと思っております。

○5番（小辻一海君） この件につきましては、今、市長が答弁されたような方向で、ぜひ取り組みをしていただきたいと思いますことをお願いしまして、次に入ります。

では、高齢者などのごみ出しに負担感が増しているとの声を聞くが、その対策について御質問をさせていただきます。

先ほどから申し上げますとおり、本市におきましては、ごみ資源化に取り組みまして15年が経過しております。その間、市民の皆様の御協力により、リサイクル率日本一は言うまでもありませんが、このようになるまで取り組んでいただいた方々も高齢化の波にはなかなか勝てません。現在、一般ごみ、生ごみ、粗大ごみ、リサイクルなどを分けてごみの収集を行っているところで

すが、高齢者の方々にとっては大変だと思っています。現在、高齢者等のごみ出し困難者の対策はどのようになされているのか、あわせて今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高齢者のごみ出しにつきましては、分別お助け隊の設置、ごみ出し困難者対策事業の実施、粗大ごみの戸別収集、あるいは分別品目の簡素化などを実施してまいりました。やはり、基本は各ごみステーションにおきまして、同じ時間に教えあつての行動が一番いいのではないかと考えております。昨年度作成しました志布志市地域福祉計画、地域福祉行動計画でも高齢者のごみ出しについては、自分でできることは自分ですするという自助、そして隣近所あるいは地域ぐるみで支え合い助け合うという共助を基本的な取り組みとして推進していこうとしております。高齢者のごみ出しについては、検討したいと施政方針にも記載しましたが、高齢者等のごみ出しに限らず、日常生活において何らかの不便があるならば、それを少しでも減らすために何かできないか、現在、関係機関が集まって検討するよう指示をしているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま答弁していただきましたが、高齢化に伴い分別ごみ出しに困っているような声があるので、現在ごみ分別お助け隊、ごみ出し困難者対策事業を展開しているとのことでしたが、このことについて、もう少し具体的にごみ分別お助け隊は、誰に委任して年間申請されてお願いされている方は25年で何人だったか。また、ごみ出し困難者対策事業は、どこがどんな取り組みをしているのか、利用された方々の人数が分かれば何人だったかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ごみ分別お助け隊につきましては、職員が直接行ったり、あるいはシルバー人材センターと契約しまして、シルバー人材センターからの派遣をしておりますが、平成25年度においては申請はございませんでした。また、ごみ出し困難者対策事業につきましては、シルバー人材センターとの契約に基づきまして、環境パトロール事業の中で、ごみ出しの支援をしております。平成17年度からスタートしました事業につきましては、17年度において3名、18年度において12名、19年度6名、20年度7名、21年度4名、22年度4名、23年度17名、24年度10名、25年度10名、26年度の7名と、高齢者のごみ出し支援を実施しているところでございます。

搬出の支援品目につきましては、申請者の意向に沿った搬出となります。生ごみを自家処理される場合などは資源ごみ、一般ごみのみのお搬出の支援になるということでございます。

現在、志布志地域で37名、松山地域3名、有明7名、合計47名でございます。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） 数値的な状況を答弁していただきました。ごみ分別お助け隊は、平成25年度は申請なしですね、それから、ごみ困難者対策事業についても47名ですかね、高齢化が進む中、数値的に利用者が少ないような気がしているところです。これは市民の方々を含み、高齢者にどのように周知されているのか、この数字を見れば周知の仕方に疑問に思うところです。また、ごみ分別お助け隊は、職員でやっていらっしゃるシルバーもなんですけれども、やっていらっし

やるとのことですが、職員の定員適正化計画が進み、職員も減少をたどる中、さらに多岐にわたる内容を抱えている職員の皆さんは、負担になり大変だと私、思うところです。さらに今後は高齢化が進み、対象者の増加、介護者や認知症の方々の救済なども検討しなければいけないと思いますが、このことについて施政方針の中では、先ほど申されました関係機関との情報共有に努め、その実態を把握するとともに、自助・共助・公助の原則を踏まえながら、今後の支援策を検討してまいりたいと述べられておりますが、もう現実にもそのような負担の声が上がってきているんです。早急に対応を考えなければいけない時期にきていると思っているんですが、このようなことから、市長は具体的にどのような考え方で進められているか。

それから、ごみ分別お助け隊、ごみ出し困難者事業についても、利用者が高齢化が進む中、少ないような気がします。市民にどのように周知されていくか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○市民環境課長(西川順一君) よく私たち環境学習会というのを開催しているんですけども、その中で教育委員会関係の高齢者学級、あるいは社会福祉協議会関係の高齢者サロン、そういうところにはよく出向いて、こういう制度がありますよということをよく話をしております。そして、その中で言うのが、「分別が分からんときには、すぐ電話をしてくいやんせな」ということは、よく申し上げております。毎日、支所、本所合わせて10件ぐらい、これはどんなふうに分別したらいいのというような電話があります。それに対しては、本所、支所それぞれ丁寧にお答えしております。そういう環境学習会の中でも、「分からんときに、いき電話をしてくいやんせな」ということは、絶対このことは、どの環境学習会に行っても言いましょうねということで話をしております。それが一番ですね、直に会ってそういう話をすることが一番いいのかなと思って、そのことに力を入れております。もちろん、いろんなそういう会議があったり、あるいはちょっとそういうグラウンドゴルフ大会があったとするならば、その中で、ちょっと集計の時間があれば、その時間をちょっと利用して、こういうことをやっているんだけど御協力をお願いしますねと、分からんときがあったらすぐ電話くださいねというようなことは、そういう場を借りながら、いろんな会合で話もしているところでもあります。とにかく、「分からんときがあったらすぐ電話をくださいね」ということを、そういう高齢者の集まるそういう会議等では、よく話をしているところです。

もちろん広報等についても、いろんな紙でもやっていくんですが、やはり一番効くのは、直接会って話をし、そして、それに回答していくということが一番効くと考えておりますので、今後できるだけたくさんの方に会って、聞いて、そして回答していくということで、そういう高齢者の悩みとか、ごみ分別に対応していきたいと、これからも考えております。

○5番(小辻一海君) ただいま課長の方から答弁がありました。そういう高齢者学級、それから電話等でお聞きするというような話がありました。また、自助・共助・公助、または共生・協働という形で地域が一体となって助け合っていく、これは本当に理想的なことだと思います。現実には頼む人が家まで来てくれということがなかなか言えない、言いづらい。また、高齢者の方々

は特に頼みにくいという意見が出ています。頼む人がそのような遠慮がちな気持ちではなかなかうまく進まないと私自身思うところです。このあたりを自治会、公民館あたりと連携を取り合っていないと大変な状況になってくると考えられます。私的に考えますと、各地域で気安く頼める人を大きな自治会で1人、小さな自治会では二、三自治会を合わせた形で1人ぐらい、ごみ分別、仮称ですけど、ごみ分別お助け隊員として、役場職員の方がするんじゃなくて、そういう方々をごみ分別お助け隊員として形成して組織を立ち上げてもらい、その人方に専門的な研修を受けていただいて、その方々が高齢者のごみ出し困難者のごみ出し協力員として取り組んでいただければ、地域にも精通していらっしゃるの、高齢者などとの取り組みがうまくいくのではと考えます。さらに民生委員、福祉関係者や公民館関係者、自治会と連携をとって訪問までしていただいて、高齢者等ごみ出し困難者のごみ出しに取り組んでいただければ、独居老人の安否確認にも生かされ、これが市民の協力のもとでの自助・共助になっていくと思うんですが、そのあたりの取り組みはどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の高齢化率につきましては、漸増しております、現在31%ぐらいまでになっているということでございまして、ということは、それだけ高齢者の方が増えてきているということであるかと思えます。しかしながら、その中であっても、先ほど申しましたように、私どもに直接的にお願いされている方が47名ということでございますので、その数につきましては、議員の方からは頼みにくいんじゃないかなというようなお話もあったところでございますが、本当に困って頼んでおられる方は、そういった状況ということでございますので、私としましては、市民全員の方がこのことについては意識を高く持っていていただいているのかなというようなふうにも思っているところでございます。

しかしながら、高齢化率が、確か合併当初は29%ぐらいだったと思いますが、現在31%になっているということで、高齢者の方々が増えているということでございますので、このことについて取り組みが困難になっていらっしゃる方も少しは増えてきてということについては、間違いのないのではなかろうかというふうには思います。ということで、そのことに対応するために、どのようなことをすればいいかということにつきましては、今、関係機関と協議を進めているということでございますので、ただいまお話があったような提案事項につきましても一緒になって参考にさせていただきながら、協議を進めさせていただければというふうに思うところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方で答弁されたわけですが、社会福祉協議会、それから保健課、福祉課、いろいろな関係と多分連携をとって協議をされていることだと理解しているところですが、その会議でどのようなことが提案され、協議されているか。また、その会議を何回ぐらい開催されたか、お聞かせいただきたいと思えます。

○市民環境課長（西川順一君） 会議を4月から断続的に行っておりますが、最初は5月1日にそういう会合をしました。その中で、関係機関が集まって、5月1日に集まり、まずアンケートをとってみようよと、実際どういうことが必要とされているのか。あるいは、市の社会福祉協議

会のヘルパーさんとの意見交換などをやったりしております。それでサロンに参加をされる方にアンケートを実施を今しているところでございます。二、三か所そういう回答もきているんですけども、住民参加型の例えばワンコインとか、ワンコインサービスとか、そういうことはどうだろうかということもアンケートの中でありまして、そういう制度があったらいいねというようなことのそういうニュアンスというか、そういうところは把握しているところであります。今後、また関係機関集まって、じゃあこれをどういう形で推進していくかということも、今後みんなで協議して行って、進めていきたいというふうに考えているところであります。

○5番（小辻一海君） 今、課長の方で会議でアンケート調査等も行っているということですので、多分これはアンケート調査等も提出がされるとお思いますので、そのあたりになった場合もいろいろと取りまとめをしていただきまして、議員の皆さんにもお配りしていただきたいとお思います。

高齢化が進む中、環境行政の中でも最も重要となってきますが、先ほど言いますごみ困難者対策を早急に考えないと、このような対象者の方に大変な負担をかけることとなりますので、日頃開催される環境学習会においても、今のところ学習会をお願いされる自治会等あたりに足を運んでいただいて学習会をされているよというような話をお聞きしましたので、共生・協働を積極的に取り組められる市民団体、事業所、学校、そういうところに自ら出向いていただいて、子供から大人までの環境意識の高揚を図り、全地域で市民の環境に対する意識啓発をしていただきたいと考えます。やはり、先ほどから言われます市民の方々の意識改革が一番やはりポイ捨て、いろいろなにも学習会が一番必要だとお思いますので、その取り組み方について、もう少し話をお聞きいたしたいとお思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程お話ししておりますように、市としては、この取り組みはどんどんどんどん深めてきてると、そしてまた、いろんな場面でお話をして、お願いをしているというようなことでございます。そのようなことをしているところでございますが、まだ現実的には足りないところがあるのではないかなと、そしてまた、高齢化が更に高まっていけば、もっと深刻な状況が発生する可能性がありますので、そのことについては、今お話がありましたように共生・協働の活動を一生懸命していただいている方々の力もお借りしながらしなければならないというふうに改めて認識したところでございますので、そのことについては関係される方に積極的にお話し申し上げ、協力を依頼してまいりたいとお思います。

○5番（小辻一海君） 粗大ごみ収集について、現在電話予約による粗大ごみの戸別収集を開始されているようですが、今、市民の声として、特に高齢者の中には、先ほど言いますように、遠慮深く電話もしづらい、また一つ二つの品物では回収に来られる方に申し訳ないから電話ができない。それから、前、大変だったと思うんですが、家電リサイクルの件も大体市民にも周知されて、皆さんも理解されているようですので、今の体制を維持しながら2か月に1回でもいいですので、集落のステーションか公民館の校区何か所かに分けて、粗大ごみの収集について回収をす

る意見があるようですけれども、それができないものかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

粗大ごみにつきましては、合併後、平成19年7月から電話受付をした後、それぞれの地区ごとに指定された業者による戸別収集を実施しているところであり、戸別収集を開始した背景は、1番目に回収される粗大ごみは、直接埋め立て処分されておりましたが、その中には再利用、再資源化できるものがたくさんあったということ。それから、2番目に高齢者の方や体の不自由な方がごみステーションまで持って行くことができなくなりつつあるということ。それから、3番目に粗大ごみ回収箇所の景観上あまり好ましくないということ。4番目に、子供たちがその場所で遊んだりして、事故を起こす危険性があるということ。それから5番目に、家電4品目搬出など違反ごみがあっても、排出者が特定できないということの理由によって、戸別収集を開始したということでございます。御質問がありましたように、以前のように粗大ごみのステーション回収について、戸別収集開始以前のように、ステーション回収について、してほしい、してくれないかというようなお話でございましたが、ただいま、この戸別収集を開始しました五つの背景ということを御理解いただければというふうに思います。このことからさらに改めてステーション回収ということになれば、通りがかりの衛生自治会会員以外のごみも不法に投棄がされるということも理由の一つとして実施が困難というふうに考えるところでございます。

以前にも同様の質問をお受けしましたが、そのような方にはグループ回収で御提案しているところでございます。グループ収集を利用される際には、収集場所の設定やその管理が確実にできる状況でないと、不法投棄を誘発したり、収集対象物以外が排出される可能性があるということでございますので、ごみステーションと同様の管理が必要ということでございますので、このグループ回収について取り組みをしていただければというふうに思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 理由については、よく理解しております。しかし、そのグループ回収を今されているというようなお話しをお聞きしたんですけれども、このことは市民の方、周知されてるんですか。私、このことは、「一緒に何人か集めて、そこに来てくれればよかとよな」という話も聞いたんですよ、だから、そういうのが周知されていれば、市民の皆さんはそこまで言われなと思うんですよ。だから、グループで回収しているんだっただけですよ、そういうのも高齢者、また市民の方にもどんどん広報をいろいろしていただきたいと思うんですが、そのあたりはどうですかね。

○市民環境課長（西川順一君） 十分ですね、今御質問がありましたとおり、周知が足りないようでしたら、今後もさらに広報等に記載したり、あるいは、やはりそういう高齢者学級とかサロンとかで、やはり話をしていくのが一番なのかなと考えております。そのあたりでも、十分今後も話をしていって周知に努めていきたいというふうに考えております。

○5番（小辻一海君） 分かりました。このことについては、一般質問をしなくていいように、前向きに周知方をよろしく願いいたします。

施政方針にも述べられていますフィジーを中心とした大洋州における志布志ごみモデル推進の

3か年の事業が完了し、本年度から新たにサモアを中心とした大洋州における志布志モデル推進を展開し、国際貢献を進めるとのことですが、これは冒頭も言いましたように、本当にすばらしいことだと思っております。また、志布志という知名度アップにもつながることと自負しても過言ではないと思います。

しかし、高齢化が進む中、ごみ出し困難者対策など早急に進めていかなければならない重要な施策も多くありますので、地元の施策が遅れないよう取り組んでいただき、外にも手を差し伸べていく環境行政をお願いしまして、次に入ります。

次に、資源ごみ集合収集を有明地区でも実施する考えはないかということについて、御質問させていただきます。

3月の議会定例会の一般質問で、同僚議員から有明の南部消防署跡地に有明地区の資源ごみ集合収集所の設置の検討の願いがあったわけですが、そのことはどのような協議がなされたかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ごみ出しにつきましては、先程来お話しますように、基本的には自分の属する衛生自治会のごみステーションに出していただいているということでございます。そしてまた、このことが自治会あるいは衛生自治会の加入率アップにつながっているということで、その会自体の発展にもつながっているということで、今後、この通山地区の旧南部消防署跡地につきまして、集合の収集場所を増やすということにつきましては、考えていないところでございます。

そしてまた、この旧南部消防署跡地利用につきましては校区公民館を含めて検討をしているところでもありますので、もし地域の方でこのことについて提案があれば、そのことも含めて検討させていただきたいというふうに思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長も御存知のとおり、アピア前の駐車場で資源ごみ収集して、第1・第3土曜日行われているわけですが、衛生自治会へ未加入の方、また資源ごみは今のところ月1回収を自治会ステーションで行っているの、自治会に加入者であっても、仕事やいろんな都合で持って行けない方、市民にとっては大変アピアの所は喜ばれているところでございます。また、アピア駐車場の前が1か所、それから松山の井手間資源ごみ集合所に1か所設置されているということで、志布志、有明方面の方はアピア前へ持ってくればいいということで、今のところアピアの所は大変混雑するというお話も聞いたところです。そこで有明の市民の方々の声として、有明地区にも1か所資源ごみ収集集合所を取り組んでほしいというような意見もあるようですので、そのあたりについて取り組む考えはないか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、集合の資源ごみの収集場所をつくとすれば、また旧南部消防署跡地がふさわしいのではないかとということで、内部的には検討したこともございます。しかし、このことにつきましては、この施設の活用につきましては、現在、地域の方々と協議中でございます。そしてまた、その中で、先ほどもお話しましたように、この通山地区においては、どんど

んどんどん新しいアパート、そしてまた、住宅が建っているということでもありますので、そのような地域で自治会の加入率が減ってきているという大きな問題があるようでございます。ということで、そのことで、このような集合収集施設を作るとなれば、この自治会の加入率増にマイナスになるんじゃないかなという御意見もあるようでございますので、先ほどお答えしましたように、地元の方々と協議を重ねていきたいと思っております。

○5番（小辻一海君） ちょっと誤解されてるんじゃないですか。私は、南部消防署跡地に前回の同僚議員が跡地にどうですかと言われたんですが、検討はということでお話をしたんですよ。そしたら、できないということだったものですから、それはそれでいいですよ。でなくて、有明の方々が有明のどこかに1か所でも取り組み、南部消防署じゃなくてもいいですよ、有明の吉村か、どこかいい場所に1か所でも設置してもらえないかなという有明の市民の方々の声があるからどうですかということをお話をしているんですよ。

○市民環境課長（西川順一君） 基本的には自分の属する衛生自治会のごみステーションに出すというのが基本ですので、そのことを守って推進していきたいと思っております。

ただ、7月からかさ張るもの、袋に入ってかさ張るものですね、缶とペットボトル、それから、その他の紙、それからプラスチック、それについては、月、今は1回ですけれども、月2回の回収を第2金曜日が回収のところであれば、第4金曜日に特別収集という名前を付けていますけれども、特別収集、かさ張るもの、缶、ペットボトル、そしてその他の紙、そしてプラスチック類ですね、それを2回目の回収をやっていこうというふうに考えております。そうやって回数を増やしていくことによって、それらのことについても対処していこうというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○5番（小辻一海君） 課長、基本的には分かりますよ、基本的には、しかし自治会に加入されていない方、そういう方はどうされるんですか。もし、ポイ捨てとか、そういうのが多いというのは、こういうこともですね、ビニールにそのまま入れて捨ててあるんですよ。基本的には分かりますよ、基本的には、そういう環境行政の施策をとっているわけですから、しかし、自治会に入っていらない方は、アピアに今、現に持って行かれるわけでしょう、どうなんですか、持って行かれるわけでしょう。その方々は、有明の皆さんで全部衛生自治会に入っていらない方だけじゃないですよ、その方々が、やはり先ほど言われたように、自治会加入者がなくなるとか、そういうのも分かりますよ、しかし、そういう方々も私の聞くところ、こういうことは言いたくないんですけど、自分たちも税金を納めているんだと、だから、そういうのも少し、環境行政のごみゼロのまちにする市だったら、そういうことも一つでもしてよというような意見があるんですよ、そこを聞いているんですよ、基本的には分かりますよ。ちょっと、そのことを市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今課長の方に確認しましたところ、直接的には今までのところ課長の方でも聞いていないということでしたので、そのような答弁になったかというふうに思います。

しかし、そのようなことにつきまして、私どもの方にも、そしてまた、議員を通じてでも声があるとなれば、検討はする必要はあるというふうには思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 先ほども言いましたよね、高齢者の方々はなかなか電話もしにくいと、それで、市の市民環境課にもなかなかそういうことをしてくださいということはないんですよ、私も市当局側にいる時もだったです。市長の答弁では、いろいろなもので聞いていないという答弁もありました。今も聞いていないと、聞いていないから私たちが聞いたから言っているんですよ、こういうことがあると、だから、それに対応してくださいと言っているんですよ。何もここに立って言う必要はないですがね、そんなら、皆さんだけに言ってくれ、言ってくれて言ってますよ、自分たちは、さっきも言いましたよ、一人一人の市民の声を一般質問等で入れるんだと。そういうですよ、答弁の仕方ですよ、やはり前向きに聞いていないから、そういうことだったら検討していきますよとか、いろいろですよ、まだ話し方もありますよ。それはなかなか市民の方は、言って行けないという方が多いんですよ、やはり高齢者の方々もなかなかあそこまで行って言えない、電話もしにくい、ちょっとそのあたりをまた市長お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどの答弁で検討しますというふうにお答えしたつもりでございしますが、ただ、聞いてなかったことは聞いてなかったというふうに今お答えしたところでございします。

しかし、そのようなことを私どもの方で直接受けたり、あるいはこうして議員の御質問があって、何らかの改善策を求められるということであれば検討はするというところでございします。

○5番（小辻一海君） この件につきましては、今、市長の答弁されたような方向で検討して取り組んでいただきたいと思えます。

次に入ります。学校施設について3点ほど通告しておりましたので、御質問させていただきます。旧田之浦、出水中学校が今年の4月1日付けで閉校して、志布志中学校へ統合され、はや3か月が過ぎようとしております。中学校の校庭から生徒の声が聞こえなくなったことは、時代の流れとはいえ、一抹の寂しさを感じているところでございします。

そこでまず旧田之浦、出水中学校跡地の利活用と地域活性化についてお尋ねします。

平成24年3月の同僚議員の一般質問の答弁で市長は、「この跡地については、きっちり方向性を示しまして、このことが結果的には地域の活性化にもつながっていくんだよという形でお示しをしていければ」と述べられています。

しかし、今のところ、もう6月の半ばになろうとしておりますが、地域には何も見えてこないのが現状でございします。また、現在教育委員会で管理されています校庭、体育館、教室の一部の施設を方向性が決まるまで開放してもらえるのか、開放してもらえるならば、お願いにはどこへ行けばいいのか。

それと、あと1点目として、ここにあります備品、附属設備の活用はどのようにされているのか、市長と教育長へお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

田之浦、出水の両中学校につきまして、平成26年3月に閉校になったところでございします。市

としましては、志布志市立学校跡地等利活用検討委員会等規程に基づきまして、閉校前の2月6日に出水中・田之浦中学校跡地等利活用検討委員会を開催しまして、これまで2回の検討委員会と1回の政策調整会議を開いて、今後の利活用につきまして、調査・検討を行ったところであります。2月の1回目の会において、市の施設として有効活用できる部分はないか、また、その際にどのような財源手当の事業があるかなどの検討を行いました。また5月15日の2回目の会においては、実際中学校に足を運んで、現地での検討を行ったところであります。

しかしながら、現段階におきましては、市の施設として有効な方向性がまだ見えない状況でございます。このような中、地域住民との意見交換など、閉校後行っておりませんでしたので、今後早急に地域住民との対話を交えて、地域の意見を集約するとともに地域活性化に結びつけられる跡地利活用ができますように努めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 今議会でも教育委員長からの委任がございましたので、答弁をさせていただきます。と思っております。

備品、附属設備の活用につきましてお答えいたします。備品、附属設備の活用につきましては、平成24年10月に開催しました中学校統合準備委員会教材備品部会で協議した際、まずは編入する志布志中学校、次に市内の中学校、そして、小学校の順で各学校が希望する備品等を移転し、残った備品等については一時保管もしくは廃棄をするという方針を決定したところでございます。

その後、平成24年11月開催しました中学校統合準備委員会で、田之浦及び出水中学校区内の公民館から公民館活動をする際、各中学校から借用している備品等については、公民館へ譲ってほしいとの要望も出されましたので、そのように決定したところでございます。

本年4月7日に志布志中学校が始業するにあたり、どうしてもそろえておかなければならない備品等は、春休み期間中に移転したところでございますが、それ以外については必要に応じて移転作業を行っているところでございます。最終的には、夏休み期間中に各学校の関係者に集まっておいただき移転先を決定し、移転先が決まらなかったものについては、田之浦、出水中学校の公民館にも希望に応じて譲与したいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（小辻一海君） 跡地利用、活用については庁舎内で学校跡地等利活用検討会を立ち上げ、今2回ほど会議をされているようで少し安心をしたところでございます。両中学校は旧八野小学校の閉校と意味が若干違うと思っております。八野小は地域から閉校していただきたいと申し出をして、自ら再生委員会を発足し、地域の方々が望まれた活用方策で現在に至っていると理解していますが、両中学校は行政側から勧められ、学校の経営や運営などの面、もちろん子供たちの教育環境において社会性、協調性、競争心を養う上で多くの友だちと過ごす場を与えてあげたいという行政側の御提案で学校統合を検討され、保護者、地域の方々と協議され、閉校となったものだと個人的に理解しているところでございます。だから、早く行政側の方針付けをしていただき、地域活性化に生かされるように進めていただきたいと考えます。そのあたりの市長の考え方と、あと1点、備品については教育長の答弁で理解いたしました。

学校予算も限られた中での小中学校の運営ですので、すぐ利用できるものは、市内の各小中学校で活用していただき、残ったもので地域で利用を希望される備品は公民館への活用もお願いするとともに、現在空き家になっている両校の校長、教頭住宅について、どのように考えをお持ちかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、学校跡地利活用検討委員会の中で、関係課に行政として利活用できないかということを検討しているところでございます。保健福祉の施設、農林の加工施設、あるいは生涯学習施設等々考えられる用途について、他地域の活用策も含めながらいろいろな方面からの利用を検討したところでございます。当然、利用するとなると改修費用もかかるわけですので、各種補助事業の情報も提供しながら検討しているところでございます。そして、先ほども申しましたように、今後早急に地域住民の方々の対話を交えて、地域の意見を集約するということをしまして、地域活性化に結びつけられる跡地利活用に進められますよう努めてまいりたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

空き家になっている校長、教頭を住宅についてでございますけれども、校長、教頭住宅については学校施設、すなわち校舎、体育館、運動場と切り離して活用を考えてもいいのではないかなと思っております。市内の学校跡地等利活用検討委員会でも、そのような方向性で協議がなされたところではあります。中学校は閉校いたしました、小学校は残っていますので、今後地域の活性につながるような活用策を考えていただきたい、そういうふうには思っているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長、教育長の今までの答弁から察しますと、1年ぐらいは教育委員会の管理下、もとに置かれ、その中で学校跡地等利活用検討委員会が何回となく開催され、地域住民の要望を取り入れた形で進んでいくのかなと考えているところでございます。現在どのようなことが協議され、また、どのような進捗状況か、そのあたりをお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 先ほど教育長から答弁がありましたように、校長、教頭住宅については、学校跡地から切り離して検討した方がいいのではないかと。そしてまた、隣接する保育園がありますので、これについても一緒になって検討した方がいいのではないかと。

それからまた、逆に小学校が隣接しておりますので、工場関係、工業が進出した際の騒音問題はどうかというのでもあったようでございます。住宅用地にしまして、小学校の児童確保のための施設ということの取り組みをしたらと、あるいは海岸部等での災害発生時の避難所のために活用してみたらとか、そのようなことの意味が現在出ているようでございます。

○5番（小辻一海君） 先ほど教育長の答弁でもありましたように、検討委員会でいろいろと模索されているというようなことでありますが、今現在、校長、教頭住宅は両校空き家となっていますので、早くできればですね、それぞれの学校に子供さんがいられる方々が入りたいというような話も聞いておりますので、そのあたりを所管の教育委員会の方から普通財産という形で地域振興課の方に所管換えをしていただきまして、一般の方も利用できるような形にさせていただきたいと思うところですが、そしてまた、そのことについては夏休みにどうしても移動したいという

考えの方がいらっしゃるようですので、夏休みに2学期から入れるような形はできないものかと、ちょっとそのあたりをお聞きいたしたいと思います。

○教育総務課長(溝口 猛君) 田之浦中の教職員住宅の利活用についてでございますが、現在、跡地等利活用検討委員会の結果を踏まえまして、これにつきましては、教育委員会の方から市長部局の方へ普通財産として所管換えの手続きをとるところでございます。ただ、教職員住宅のいろいろ制限がございまして、特に教頭住宅につきましては、築経過19年ということになっておりますので、この点につきましては、県の方に協議と申しますか、同時並行で報告をする段取りをしているところでございます。

したがいまして、今月中にはと申しますか、速やかにその事務を同時並行しながら、普通財産の方へ所管換えしていくというような形になっているところでございます。

教頭住宅におきましては、現地を見に行ったら、即一般住宅として使えるような状況でございますので、その方向で今、事務処理をしているところでございます。

○5番(小辻一海君) この校長、教頭住宅につきましては、田之浦中だけの問題ではございません。出水中の方からも話を聞けば、そういう入りたいという方がいらっしゃるということをお聞きしておりますので、両校区のためですので、早急な対応をお願いしまして、この跡地利活用につきましては、先ほど市長の方からもるる答弁されていただきましたが、この地域の方々もいろいろな会合の中で雑談として、先ほど市長が言われました社会福祉施設とか体験型交流施設や、それから老人福祉施設、民間企業と連携をした6次産業のような取り組み方を考えていらっしゃる方もいらっしゃるようでございますので、一日も早く行政、地域が一体となって利活用策の取り組みを進めていただきたいと思いますと考えますが、市長、もう少しそのあたりをお聞きいたしたいと思います。

○市長(本田修一君) 先程来お答えしましたように、地域の方々との協議を進めていきたいと。そしてまた、地域の方々の御希望、お考え等がございましたら、それらのものをできるだけ取り込みながら活性化を進めてまいりたいとは思っているところでございます。

○5番(小辻一海君) 先ほど申し上げたとおり、閉校して3か月過ぎようとしている中、跡地利利用のことが地域に何も見えていないという声をお聞きしましたので、市長、教育長へお聞きしたところでございます。今後は一日も早く、市長の方で方向付けをしていただき、行政側だけでなく、地域の住民の方々としっかりと膝を交えて論議をして、地域活性化につながるよう進めていただきたいと思います。このことについては、後の方で同僚議員も質問を予定されているようですので、次の休校中の四浦小学校について、今後の考え方について質問させていただきます。

四浦小学校は、平成20年4月から2回目の休校となり6年3か月が経過しているところですが、現在のところ長い将来を考えても就学児対象者はいないとのことをお聞きしておりますが、開校の期待があるのか、ないとすれば今後の考え方を設置者である市長、管理されている教育委員会へお尋ねしたいと思います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

四浦小学校は、平成20年3月に休校となって以来、丸6年が経過したところでございます。この間、学校施設の管理につきましては、地域の方々に行っていただき、常にきれいに保たれているという報告を受けているところでありまして、誠に感謝を申し上げたいと思います。

四浦小学校の今後についてであります。教育委員会からは休校以来現在まで就学予定の児童はいないと報告を受けております。また、昨年3月四浦校区公民館総会で閉校はやむなしという結論に至ったということでもありますので、今後地元公民館と教育委員会で閉校に向けての協議を進めていくとのことでもあります。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

四浦小学校の今後につきましては、昨年4月9日の四浦校区公民館の運営審議会に私ども教育委員会からも出席しまして、地元の意向等を伺ってまいりました。その中で、平成26年度以降、閉校について具体的なことを教育委員会と話し合いをしていくというふうにしておりまして、これから地元と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（小辻一海君） ただいま市長、教育長から御答弁をいただきましたが、今の御答弁では将来に至っても就学児が望めない状況で閉校を決断しなければいけない状況のようであると私自身受け取ったところです。

市長、地元公民館の皆様方が先ほど言われますとおり、二度の休校を経験しながら、いつでも開校できるよう入念に学校施設の管理及び校庭の草払いなど一生懸命四浦小を管理されておりますので、早急に地域の意向を確認されながら、教育委員会の報告を参考にされ、休校か閉校かの決断をしていただき、閉校となれば、運動場、校舎、体育館や教員住宅を入れた一体的な貸し付けにするのか、また部分貸し付けにするのか、いろいろなことがあると思います。このことが四浦地区が地域活性化になるかならないかの一番重要な鍵（かぎ）となりますので、行政発信じゃない地域発動型の旧八野小学校のモデルもありますので、参考にしながら地域の方々と綿密な意見交換をされ、方向性を決めていただきたいと思います。もう1回市長、教育長の考え方をお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

閉校ということになったとしても、体育館と運動場、ふれあいセンターの三つの施設については、公民館活動のために引き続いて使用させてほしいというような要望もあるようでございます。このことにつきましては、そのような形で協議を進めてまいりたいと思います。

そしてまた、教員住宅につきましても、利用される方がおられるというお話でございますので、そのことに対応できるような形の協議を進めてまいりたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 地元の方々が休校以来、本当に学校の管理のために一生懸命御努力をされているということは私も伺っております。そういう地元の方々の意向を踏まえながら、今後の休校後の在り方については、十分地元の意向を尊重しながら、なるべく早めに地元のためになるような措置を考えていきたいなど、そういうふうに思っています。

以上です。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。早急に協議していただくことをお願いします。

四浦小学校の関連施設であります古い校長住宅が空き家として残っているわけですが、もちろん現在は行政財産で、教育委員会の管理で貸すことはできないと思いますが、この住宅を市の管理する普通財産へ移管して、地元の方へ利用させる考えはないか教育長にお尋ねいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 関連施設の古い方の校長住宅ですけれども、教育資産として、現在教育委員会で管理しておりますが、地元の方が利用したいということであれば、普通財産に所管換えをして貸し付けるということは可能かと思っております。

以上です。

○5番（小辻一海君） 早急な対応をよろしくお願いします。

教育委員会の管轄で建てられた教員住宅は、厳しい規制があり、空き家でもなかなか利用しにくい状況であります。文部科学省の補助を活用して建てられた教育住宅などが教員住宅として利用されなくなった場合、大体何年経って一般の方々が利用できる普通財産へ移管できるか。また、それを払い下げできないものかお尋ねいたします。

○教育総務課長（溝口 猛君） 国の補助金等の活用で造られた教職員住宅の処分についてでございますが、基本的には10年以内の部分につきましては、国庫補助の返納とか、そういうことがございますので、原則できないような形になっておりますが、24年を過ぎますと、事業処分制限というのはなくなるところでございます。あと10年から24年の期間でございますが、これにつきましては、国に対する所定の手続きを行った後、規則等に基づいた住宅の貸し付け等については、活用は可能ということになっております。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

なかなか文部科学省の補助金を活用して建てられた学校側が利用しなくなった教員住宅等は規制が厳しく、一般の方々が利用しにくい状況のようでございます。この状況を早く解決して、空き家等の教員住宅に人が住めるようになれば、少しでも人口が増え、地域活性化にもつながると思われま。

また、児童生徒減少で休校、閉校の学校を抱えている同じ悩みを持つ市町村もあると考えますので、そのあたりと連携をとり、国・県とも協議をされることを要望しておきたいと思っております。併せて、四浦の地域活性化のため、学校跡地の利活用方向付けをしっかりと進めてほしいと考えておりますが、その後を、もう1回市長、御答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この四浦小学校につきましては、先程来お話しするように、丸6年が経過したということでございますが、私も年に1回は市長との意見交換会をしているということで、必ず行っていると。そしてまた、別な事案でも度々訪れるところがございますが、その度に、この四浦小につきましては、地域の方々が活用されている、頼りにされているというのは十分感じるところでございますので、閉校になりましても、この地域の方々の要望に十分応えられるよう、速やかに対応して

いきたいと思います。

○5番（小辻一海君）　今回は、環境行政と学校施設の利活用について御質問をさせていただきました。

最後に志布志を担う子供たちの教育環境を考える一人として教育長へお聞きいたします。

志布志、松山が1中学校へ統一され、有明地区も議論の場になっていくと思われませんが、統合の是非は子供たちの教育環境の整備充実にあると思います。学校統廃合で子供たちへの負担のかかることでは、大変な方向で間違いだと思えます。そのことで、現在旧田之浦、出水中の保護者、地域の人たちが大変心配していますが、現状の旧田之浦、出水中の生徒の通学状況、学校生活状況を分かっている範囲で結構ですので、お聞かせいただきたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君）　お答えいたします。

今回この出水中、田之浦中の閉校に伴って、私どもが一番心配していたのは、田之浦、出水中の29名の生徒が、志布志中でうまく学校生活になじんでいけるかどうかということでした。これは本人だけの問題ではなくて、保護者も地域の方も多分心配されたと思えます。そういう不安を少しでもなくするために、今回は出水中、田之浦中の教職員を7名、志布志中に異動してもらいました。併せて学校の方でも、田之浦中、出水中の生徒がそれぞれクラスでバラバラにならないように最低二、三名はそれぞれのクラスに入れるというようなこととか、それから、田之浦中、出水中の生徒会長は、志布志中では生徒会の副会長に位置付けるとか、そういう細やかな配慮をしながら田之浦、出水中の生徒がスムーズに入っていけるような対応をとったところですよ。堀校長先生の方から、いろいろと情報等をいただいていますよ、まもなく3か月近く経ちますけれども、学校の方も29名の生徒一人一人に細やかな教育相談等を実施しまして、何が心配事なのか、どういうことが良かったかというようなことを聞き取りをしたりしているようです。堀校長の話によりますと、子供たちにとってみれば、今まで小さな学校だったということで人間関係、友だちが非常にたくさんできたというような良さ、それから部活動が非常にたくさん選べるようになって、それもすごくうれしいというような声も学校側としては聞いているようです。

先日、学校の方にある保護者から、二人志布志中に子供を通わせている保護者から、最初はすごく不安だったけれども、どうにか学校になじんでよろこんで行ってくれるので非常に有り難いという声を学校側も聞いて非常によろこんでおりました。

でも、まだ3か月しか経っておりませんので、心の不安定な中学生ですので、今後いろんなことが予想されると思えます。学校側の方には、やっぱり子供たちの声を、そして、子供たちに声掛け、子供たちからの時間をかけて、いろいろ教育相談をしていくという、そういうきめ細かな配慮というのは、今後していかなければいけないのかなというふうに思っているところです。

志布志中の様々な取り組みに対して、私もこれからもまた、見守りながら指導していきたいなと、そういうふうに考えております。

以上です。

○5番（小辻一海君）　ありがとうございました。

市長、教育長、学校統廃合等においては賛否両論あると思います。子供の教育環境を考え、決断を今後お願いしたいと思います。

今回市長、教育長の前向きな答弁により、6月議会定例会の一般質問のトップバッターの役目と、議会人として初めての質問を無事終了することができました。今後も「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けて、お互いに議論してまいりたいと思いますので、今回同様、前向きな答弁をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。



午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆様こんにちは。

月日の経つのは本当に早いものだと感じております。つい先日、この議場にて初めて質問をさせていただきましたが、早くも2回目の質問の機会をいただきました。議場に立たせていただくことに、誠に感謝を申し上げたいと思っております。

梅雨に入りまして、雨が続くかと思うと、今日はなにか灰が舞っておりますが、大変暑い日が続いたりとか、非常に不安定な気候が続いておりますが、これも昨今の気象温暖化の現象が原因かなと思っておりますが、一説によりますと、地球の平均気温は100年前に比べると、わずか0.5℃しか上がってないとのことです。しかしながら、今後100年においては、最大6.4℃の気温上昇が、つまり、これは100年前に比べると10倍以上の気温上昇が予測されているとのことでございます。地球温暖化による降雨量の変化や異常気象が多発すれば、食物への影響も大きく、森林の消滅や生物種の絶滅など予測されるなど、予断の許さない状況にあるといえます。なんと50年後にはアマゾンの森林は砂漠化するという予測もあります。次に続く世代に自信を持ってバトンタッチできる環境づくりは、我々現役世代の責任ではなかろうかと今更ながらに強く感じているところでございます。

それでは、時間もございませんので、通告に従って順次質問をさせていただきます。

まずは、雇用創出と若者の定住化政策の中で、志布志市臨海工業団地、仮称でございますが、開発事業についてお聞きいたします。

市長も施政方針の中で触れられておりますが、現在、港湾貨物量取扱量は総体的に年々増加傾向にあり、官民一体となったポートセールスへの取り組みが成果を上げているところでございます。

また、平成23年に制定された国際バルク戦略港湾や国際コンテナターミナルの拡充、現在整備中の都城志布志道路、東九州自動車道など中長期的インフラの整備など、この志布志港湾一帯を取り巻く環境は大きな変革期を迎えようとしております。そのような中、一方でアベノミクスの経済効果や景気回復の兆しがいまだに感じられない地方において、地域経済の低迷は雇用機会の減少など、若者の流出が課題となり、定住化が図られずしておりますこともまた現実にあるところでございます。

本市が進めている志布志市臨海工業団地開発事業は、そういった現状を踏まえながら、広い見地の中で取り組んでいただけることを強く要望して質問をさせていただきます。

まず、お伺いいたします。現在進められている志布志市臨海工業団地開発事業の概要と進捗状況についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 野村議員にお答えいたします。

臨海工業団地開発事業につきましては、志布志港新若浜地区の背後において、物流アクセス面で優位となるよう、現在整備中の都城志布志道路や臨港道路などの関連事業とも連携して一体的な開発を行うものであります。

平成24年度から事業開始しておりまして、25年度までに用地取得を進めましたので、今年の夏場から造成工事に着手できるよう必要な手続きを進めておりまして、現在は同時許可となります農地転用と開発行為の許可待ち中でございます。この臨海工業団地は、物流面における優位な立地環境が最大のセールスポイントとなることに加えまして、安価な分譲価格も重要なセールスポイントになることから、造成費用を安く抑えるために建設発生土の受け入れ調整を周辺の公共事業とも連携して進めているところでです。

平成27年度以降の早期分譲開始を目指すとともに、地元雇用の拡大や地域振興につながるよう臨海工業団地の分譲方針についても県の産業立地課とも連携を図りながら十分な検討を進め、地域経済発展の起爆剤となるよう企業誘致に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

○3番（野村広志君） 市民にとりまして、とりわけ地元の雇用の拡大、地域振興については、見逃すことのできないことでなかろうかと思っておりますが、どの程度の規模の団地が形成されまして、それに伴う雇用人口並びに定住化、定住する人口がどれぐらい試算されているのか、新規定住者の住宅等の整備等を考えられているのかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

臨海工業団地につきましては、開発面積が7.8haでございまして、都市計画法に基づいて緑地公園が0.3haを設けることとしております。その他、法面排水路0.8haを除きました6.7haが分譲面積となります。分譲可能面積は、安楽川の方から第1工区が3.3ha、鹿児島県が整備中の臨港道路を挟んで第2工区が3.4haとなりますが、企業ごとに必要な面積が異なるため、細かくは分割しておりません。分譲可能面積6.7haは、約2万坪でございます。ここに誘致する企業としましては、食品関連産業をはじめとする製造業、もしくは臨港関係企業を想定しているところであります。その進出規模につきましては、工業統計を参考に試算いたしますと、食料品製造業の場合、1社当

たり平均敷地面積が約4,000坪、雇用者数が平均40名であることから、5社200名の雇用が想定されるところであります。

市内進出企業21社を対象としました調査では、従業員1,100名のうち半数が市内の雇用であるため、新規5社200名のうち、その半数の100名が市内からの雇用と想定されるところであります。

新規雇用につきましては、本市の定住促進対策とあわせまして、市外が100人程度でありますので、民間とも連携しながら、この方々につきましても新規の定住者対策を取り組んでまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 今答弁いただきましたけれども、5社で2,000名ほどということ、また市内で100名ほど試算されているということでございます。大変に期待される雇用でございますので、進めていただければと思っております。交通アクセスの優位性が最大のセールスポイントであると思いますが、進出企業等、先ほどもございましたけれども、業種等は食品加工関係等をということでございますけれども、その進出企業等における優遇の措置であるとか、税制上の措置については、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅地域は、食の一大供給基地でございまして、この面からの発展が期待されるところであります。志布志港の国内外における物流拠点性を生かしまして、一次加工等に付加価値を高める食品関連産業の企業誘致が期待されるところであります。こうした中で、新若浜地区にある県の分譲地、11haでございまして、こちらの方には食品製造業を中心に誘致することが念頭に置かれていることから、本市の臨海工業団地においては、県の分譲地へ進出する企業をサポートできるような食品関連産業をはじめとする製造業、もしくは港湾関係企業を想定しているところあります。

また、進出企業への優遇措置としましては、企業立地促進補助金を設けており、県内で企業立地促進補助金がある27市町村のうち、上位7番目となる最高7,000万円の補助金が受けられるようになっております。その場合、1社当たりの新規地元雇用は80名規模となるところあります。

また、県の補助金最高額10億円のほか、税制優遇として固定資産税の課税免除3年間や、法人税の特別償却、県税のうち事業税、不動産取得税の課税免除などの優遇措置が受けられることになっております。募集要項におきましても、企業側が魅力を感じるような有利な条件を含め、地元雇用の拡大や地域振興につながるよう優遇措置の検討を進めてまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） 様々な優遇措置や税制上の措置が措置されているようでございますが、以下のようなことを含めまして、この誘致活動、また開発事業を全体的に全体の構想として、担当課の方で協議がなされていくのか、それとも関係機関と協議会等を立ち上げてこれを進めていくのか、お考えをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、この事業につきましては、港湾関連の企業進出を予想して企業誘致を行っていくということでございますが、その想定される企業については、本市の特徴であり

ます。一次産業が二次産業、三次産業になるような形の関連企業ということになりますので、当然そこには、その担当の課が入っていくと、そしてまた、これは都城志布志道路の整備に伴って進められている臨港団地、工業団地の造成事業でございますので、建設の方とも十分連携を取りながら進めていくということで、関連する課と協議をしながら進めていくということでございます。

○3番（野村広志君） いろいろなことを勘案しながら進めていただければと思っております。進出しやすい環境と地の利を生かした効果的かつ将来を見据えた企業誘致が早期に進められ、市長が申される地域経済発展の起爆剤となるよう大いに期待いたしたいところでございます。

では、この件につきまして、もう一つお伺いいたします。志布志市が取り組んでおります環境行政との整合性についてでございます。冒頭でもお話をしたとおり、地球温暖化の問題は避けては通れない課題であるかと思われま。この開発事業の中でも、環境に配慮されたエコ団地、これは造語でございますけれども、エコ工業団地について、しっかりと協議がなされ、施政方針の中にもありますとおり、低炭素社会の実現に向けた取り組みとして、他の分野を含め、整合性を図っていただきたいと願っておりますが、そのことについてのお考えを一度お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

午前中もやり取りがありましたように、本市は環境について特に取り組みを深めているまちでございます。そのようなことから、ごみの分別の志布志モデルということで環境に配慮しているところでございますが、地球温暖化対策についても低炭素社会の実現に向けてという観点から臨海工業団地においても、そのことで配慮した工業団地の造成ができれば、企業のイメージアップということでもありますし、そしてまた、本市のイメージアップにもつながってくるということでございます。

しかしながら、その関係法令以上に環境対策というものを強く企業側に求めているとすれば、過度の負担が生じるということでございますので、進出していただける企業につきまして過度の負担にならない形で、例えば太陽光発電施設の導入や、屋上緑化や、それから低炭素社会の実現に向けた本市の環境行政の推進について、配慮を促すということをしなが、この工業団地の造成については取り組みをしてまいりたいと思うところでございます。

○3番（野村広志君） 今ございましたとおり、あまり過度にハードルを高くいたしますと、誘致しておいて、なかなか誘致企業が集まらないということにならないような形で開発事業を進めていただければなと思っております。

近い将来、新若浜地区をはじめとする志布志の臨海地区が環境にもやさしく、人にもやさしい地域として認識され、そのことが志布志全域に広がりをもたせることを大いに期待をいたしまして、次に移らせていただきます。

地域おこし協力隊の活用についてお尋ねをいたします。

人口減少が叫ばれる中で、新聞の誌面上で人口推計においても、自治体の半数以上が消滅するであるとか、生産年齢が800万人を割り込むとか、生産年代の女性が半分以下になるなど、特に過

疎地、農村地帯ほど減少が大きいと発表がされ、本市においても危機感を持たずにはいられない現実にあると言えます。そのような中、様々な制度を活用し、志布志市に見合った運用を図り、ノウハウの蓄積と積極的な活用による活性化と定住化への糸口を探ることが重要であると思われます。そこで、まず本市の中で積極的に行われている定住化政策について、現状と課題についてお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市におきましては、定住化政策につきまして様々な形での取り組みをしているところでございます。特に今、国の方でも進められております地域活性化のための地域おこし活動についての活用についても、今後さらにこのことについては、取り組みをしていきたいというふうに思います。本市で行っている定住化政策につきましては、宅地の分譲、そしてまた、空き家バンク制度の住宅マスタープランや公営住宅ストック計画に基づきました住宅の整備、それから雇用創出のための企業誘致の促進並びに工業団地の整備、それから農業公社による研修事業、就農支援金制度、定住のための住宅取得補助、それから子育てがしやすい環境づくりとしまして、出産祝い金や子ども医療費の助成、子育て支援センターの設置、保育料の減免、その他婚活事業や青少年健全育成事業など、多岐の部署において、それぞれ多岐にわたって取り組みをしているということでございます。

○3番（野村広志君） 定住化政策においては、様々な施策の中で取り組みがなされているようでございますが、その課題についても幾つかあるようでございます。十分に検証をされまして、改善と申しますか、積極的に推進されることを期待いたします。

そのような中で、国の制度として発足しております。地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住定着を図ることを主眼として制度化されております。都会を離れて地方で生活をしたいとか、地域社会に貢献したい、自然と共存したい、自分の手で作物を育ててみたい、地域おこしに協力をしたい、などのような意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱するようでございます。一定期間以上、ここでは3年間とありますが、農林水産業の応援や水源保全監視活動、住民の生活支援、地域おこし活動など、各種地域活動、協力活動に従事しながら、当該地域への定住定着を図っていくことを目的とし、2009年に始まった制度であります。制度の発足から6年目に入り、全国でも山里を舞台にした活動は、過疎、高齢化の進む中、地域の再生に新たな新風を開きつつあるとの報告があり、現在までに受け入れている自治体数は、全国に300を超え、隊員数は1,000人に迫るとのことで、そのことにかかる報酬や活動経費は1年間400万円を上限に特別交付税にて措置いただけるもので、本市にとっても大変に有り難い、すばらしい制度であるのではないかといえます。

過疎地域の人口減少は、一向に歯止めがかからない現状の中、不安を募らせる集落や住民が今、最も必要としているのは、金やもの以上に人であります。この制度活用により、困難な時代を新しい発想と価値観で切り開き、住民と共に地域の将来像を描き、新時代にふさわしい地域づくり

のヒントと、多様な先行モデルを示すことが本市においても大いに期待できるものではないでしょうか。

そこでお伺いたします。地域おこしに必要とされる三つの要素として、よそ者、若者、ばか者と言われますが、本市においても地域おこし協力隊を活用して、地域活性化並びに定住化推進を図っていくお考えがないのかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、地方自治体が都市住民を受け入れ委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を図りながら地域の活性化に貢献してもらおうという事業でございまして、総務省の事業で平成21年度から始まっております。御指摘がありましたように、隊員一人につきまして、報酬等の人件費に200万円と活動費200万円の上限400万円が特別交付税の財政支援を受けることができます。平成25年度で318自治体で、978名が活動しているということでございます。

なお、県内においては、これまで5市町村が取り組みをしております。そして、今年度より新たに3市町が取り組むということでございます。本市といたしましても、昨年7月に東京で地域おこし協力隊受け入れ自治体職員向け研修会への参加や、県レベルでの説明会等を受けまして、事業導入に向けて検討を行ったところであります。しかしながら、受け入れる地域人材や住宅事情及び求められる地域活動の状況把握といった観点から、まだ実際に事業実施導入には至ってないところでございます。この地域おこし協力隊は、最長3年という任期がございまして、若者定住となりますと、昨年7月時点で366人の任期終了者がそのまま定住された隊員で、174名、約48%が全国で定住しております。まだまだ検討の余地があるのではないかと考えているところでございます。

御指摘ありましたように、地域おこしには、よく若者、ばか者、よそ者と、この力が必要かと言われるますが、よそ者こそ地域おこし協力隊と言われるのではないかと思いますので、若者定住化対策という観点よりも、地域活性化政策の観点で全ての部署において有効活用できる部分はないか、今後調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 昨日の新聞だったかと思えますけれども、安倍総理が地域おこし協力隊の隊員の方と面談をされて、活動されている内容等をヒアリングされたというのが新聞に載っておりましたが、今後も積極的に国としても支援をしていくと、活用するということが新聞にも載っておりました。

また、県内の方でもいろいろ活用されているようでございます。特に薩摩川内市においては、様々な工夫が凝らされているようでございます。しかしながら、同時に課題もあるようでございます。やはり地域になじめないとか、定職を得る見通しが立たないであるとか、定住できずに地域を離れる隊員も少なからずいるとのことであります。そこで、薩摩川内市では、地域に必要とされる存在になるよう、明確な目標設定と、任期終了後を見据えて定住能力を養うことを主観に置いたプログラムで、この制度を最大限に活用しているようでございます。

本市においても、このような制度の目的を再検討し、活用されたこの制度が地域の活性化や若者の定住化につながるような政策へと結びつくような検討をしていただきたいと思います。含めて当局の考えを今一度お聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 安倍首相におかれましては、地方を活性化させるために、地方創生本部を新設するということの表明があったところでございます。そして、視察された鳥取県におきまして、今お話がありました地域おこし協力隊について、今後3年間で今の1,000人を3倍にするというようなことを言明、指示されております。ということで、この地域おこし協力隊につきましては、私どもの地域にもぜひ導入を図れるように検討してまいりたいと思います。そしてまた、今お話がありましたように、薩摩川内市の事例についても勉強させてもらいたいと思います。

○3番（野村広志君） 検討していただけるという回答でございますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。活用できればすばらしい制度であると思われま。本市の中においても、外部団体等、例えば観光特産品協会であるとか、商工会であるとか、漁協、あるいは農業公社、福祉団体など、あらゆるステージで首都圏の方々に志布志市の志を学んで感じていただき、市長の言われる志布志に住んで良かった、志布志が大好きと実感できるよう、また、この方々が志布志市の最大のスポークスマン、宣伝マンとなり活躍することでこの制度を機に首都圏から移住推進も視野に入れながら、前向きに検討していただけることとして、強い期待をもって要望しておきます。

次に移らせていただきます。

施政方針についてお伺いいたします。市長が施政方針で示されておられる本市のまちづくりを進める上で重要なものであり、行政と市民が一体となり取り組んでいかなければならないと位置付けておられる志ブランドについて、積極的かつ確実に達成するための政策がとられておりますことに多くの評価がなされていると感じております。志布志は元気があり、あらゆる面において注目を集め、鹿児島県下に名だたる地域に、この志布志市を押し上げてこられたのは、本田市政の大きな成果の一つであろうと感じております。また、同時に、この志ブランドの施策については、現在まで積み上げてこられた実績をもとに、更に継続し、引き続き高い志の精神のもと、生育期から成長期へと次の段階へステップアップする大胆な施策がとられるべき時期にきているのではないかと思います。地場産品、安心、安全、健康、うまい、本物、環境、循環、このキーワードはどれをとりましても、今後本市においてなくてはならない指標であり、ぶれてはならない一過性を持った進むべき道ではなかろうかと思います。そのような中、今後、志ブランド推進政策で、より効果的、戦略的政策を推進するためにも、現在までの取り組みと抱えている課題について、しっかりと棚卸しをし、検証が必要であろうかと思います。

また、市長はとかく日本一という言葉を使い、志ブランドへの熱意と情熱を定着させる得るために努力されておられますが、また日本一かと揶揄（やゆ）される場面も見受けられるようでございます。最初のとっかかりとしては、少し理解しづらく誤解されている節もございまして、しっかりとしたぶれない政策の中で進められていることを今一度市民に正しく理解していただき、

市長が申されるように、市民と一体となった政策実現のためにかじを切っていかなければならないと感じております。

そこで、市長にお伺いいたします。まず、この志ブランドへの熱い思いと、現在まで進めてこられた取り組みの現状についてお聞かせをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志ブランドの確立の取り組みにつきましては、平成22年2月の選挙で公約して掲げ、地域の活性化はもとより、市民の所得の向上、そして何よりも志布志に住んで良かったと、このまちはいい所なんだと、そして誇りとするまちなんだという地域への愛着をもっていただくために、誇りをもっていただくために取り組んできたということでございます。それは取りも直さず、私ども行政が目指すべきものであるというふうに考えまして、そのような形で取り組みを始めたところでございますが、それでは、そのことを具体的に実践していく手段はどのようなことで取り組むべきかということを考えたときに、日本一づくりということになったところでございます。その日本一づくりを進めながら志ブランドを確立していくということになるわけでございますが、様々な分野で日本一ができることによりまして、私どもの町が全国に知られるようになると、そして、知られるようになることによりまして、志布志はどんなところなんだろうと、どんな人が住んでるんだろうと、どの産物があるんだろうということに関心が持たれ志布志に来ていただくと、そして、志布志ではどんなものが、どのように作られているかということについても興味をもっていただきまして、それが日本一ということになると、当然ほかの地域より有利に買っていただくと、そのことが所得の向上にもつながっていくということになるということで、この志ブランドを確立していきながらまちづくりをしていくという方向性を定めているところでございます。当然、そのためには日本一というものを確立していかなければならないところでございますが、私どものまちには、本当に平成12年以来取り組んでまいりました午前中でも議論いたしましたごみ分別収集日本一というのがまさしくあったわけでございます。そのことを核としまして、そして更に様々な分野で健康増進、それからIT活用日本一というような大きな柱を掲げながら、それに取り巻く様々な業種、そしてまた品目についても日本一づくりを目指してきたところでございます。そのような中で、有り難いことに、子供たちが元気なまちということが出現したところでございます。本当に山口観弘君に始まりまして、尚志館高校、そしてまた千代鳳、千代丸と、両幕内関取が誕生するまちとなったところでございます。

そして、何と、これは日本一ではございませんが、昨日、おとといの九州地区のインターハイで、本市の子供が800mで九州一になったという結果が出ております。このことは、ある方に言わせると、市長がやったことじゃないんじゃないかというようなふうに言われる方もおられると思いますが、私自身はそのようなふうには思っていないところでございます。まち全体がこのような方向を目指してきているということで、みんなが元気になっている、そして、よし自分も目指そうということになっている雰囲気があるというような結果をもたらしているんじゃないかなというふうにうれしく思うところでございます。今後、そのことがさらにさらに高まってくれば、本当にこ

の志布志のまちは、全国的に有名になってくると。現在は、鹿児島県で一番元気なまち、話題の豊富なまちと言われておりますが、それが、私もこの3期目においては、日本一になってくるのではないか、なっしてほしいという願いを持っているところでございます。そのような中でございますが、現在の志ブランドの取り組みにつきましては、志布志ブランド推進協議会を設置いたしまして、健康づくり、環境政策、ツーリズム等八つのグループで、それぞれ日本一を目指すための内容などの目標設定を行いまして、ブランド推進室におきまして、関係課等の調整と進捗管理を行いながら、志布志市の認知度向上のために、これらの様々な日本一づくりの取り組みをホームページや動画等で周知し、積極的な情報発信に努めてきたところであります。課題としましては、この志ブランドの確立の取り組みにつきましては、物が豊富にあり、様々な地域や自治体、企業等でブランド化に取り組んでいる現状の中、志ブランドを確立することはなかなか容易ではなく一朝一夕には成果が上がらないということもあります。ブランド推進室におきましては、これまでどおり複数の課にまたがる場合の調整等、取り組みの進捗管理、そして取り組みについて、より効果的な情報発信に努めてまいりたいと、管理に努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○3番(野村広志君) 日本一の効果が非常に出ているということで、市長の答弁を聞きまして、その思いであるとか、お考えを感じたところでございますが、この志ブランド推進政策において、欠けてはならないものがあるかと思えます。これは、全ての政策に言えることではしょうが、人、人材ではなかろうかと思っております。いかにすばらしい政策や環境を整えても、また効果的な補助事業を導入しても、その中でマインド、人の心が成熟していかなければ、志とうたう温かみのあるブランド形成にはほど遠いものではないかと感じております。

また、市長は施政方針の中で農業振興についても、地域農業を支える人の育成確保においては、人・農地プランの充実を図るとともに、様々な研修事業を活用し、営農意欲に満ちた農業者の育成、確保を図っていくと申されております。そのような観点から、この志ブランドにおいても、ブランドの最たるものは志布志の人、人柄という財産が果たす役割が大きく、その意欲に満ちた人材育成こそが次の時代の志を継承し、ブランド形成へと成長させていくものではなかろうかと考えております。様々な議論が志布志ブランド推進協議会の中で協議なされると思えますが、このようなハード面からソフト面に至るまで、あらゆる方向性と可能性を模索していかなければならない政策の中で、その一方でこの政策課、ブランド推進室でございますが、現在3名の職員でしか対応されていないとのことでございます。かじ取り役である担当職員もまた志ブランドの最たる財産、人として、ともに学び、見聞を高め、より質の高い情報と戦略のもとで仕事が進められるべきであると強く感じておるところでございます。

そこでお伺いいたします。多岐にわたるこの志ブランドの政策の推進の中で、人材育成とあわせてブランド推進を更に充実、発展させるため、また、成長戦略の一環としての位置付けの中、各課横断的に練られる政策の一元管理を図り、迅速かつ柔軟に政策の実現に向けて各課マンパワーを集結する必要があるのではないかと思われますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まさしく議員御指摘のとおりだと思います。このブランド推進においては、ただ単に物品をブランド化するというだけでなく、いわゆるそこで人を育てて、そのブランドになるものを取り組む人材をつくっていかねばならない。そしてまた、人材をつくっていく過程の中で様々な業種の方々と関わりながらしていかなければならないということで、現在の市役所の縦割りの組織の中では、なかなか進めにくいのではないかなというふうに当初考えて、ブランド推進課の設置をお願いしたところでした。

しかしながら、このことにつきましては、順序を踏んでやりなさいということで、現在ブランド推進室で取り組みをさせていただいているところがございます。そのような取り組みを重ねていく中で、ブランド推進室の職員においても取り組みのやり方が課を横断して依頼をするというような場面ばかりですので、その取り組みについても取り組む要領が分かってきていると、そしてまた、現課の担当する方においても、ブランド推進室の役割を理解されて連携して取り組みがされているということもございます。現在は全庁的にそういった方向になってきているのではないかなというふうに私自身は思っているところがございます。すべての課において、日本一になる政策目標を掲げて取り組みをしてほしいと、しなさいという指示をしているところもございます。課においては、そのような目標を掲げ、取り組みをしていくわけですが、そのことにつきましては、その担当の現課のみならず、他の課とも連携していかなければならない、特にブランド推進室と連携していかなければならないということの認識については、十分高まっておりますので、現在のブランド推進室の体制でこのまま続けていってみたいというふうには思っているところがございます。

○3番（野村広志君） 市長も申されましたが、これは何度か以前、協議をなされた経緯がございますので、これ以上はお聞きいたしませんけれども、十分に協議がなされまして、前向きにまた検討していただきまして、志ブランドの確立に向けて努力していただければと思っております。

もう一つお伺いいたします。先日の農業新聞の中で、「特産ブランド協会追い風」という見出しの中で、世界農業遺産認定の話が載っておりました。この世界農業遺産は、正式名称を世界重要農業遺産システムと言い、世界農業水産業の振興をつかさどるFAO（国際連合食糧農業機構）という機関が認定をし、農業のシステムを評価するものであるそうです。社会や環境に適応しながら何世紀にもわたり発達し、形どられてきた農業場の土地の利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域を次世代に継承することを目的とし、2002年（平成14年）に創設されたそうです。我が国では、新潟県の佐渡地域と石川県の能登地域が2011年に、そして2013年に熊本県の阿蘇地域と大分県の国東半島宇佐地域、それと静岡県掛川地域の5か所が認定を受けております。ユネスコの世界遺産が建物や自然そのものを登録対象としているのに対して、FAOは農業システムを登録対象とし、認定された地域は観光地として知名度が上がり、農作物のブランド化を図る上で有利になることが期待されております。実際に地域で生産加工した農産物を認定制度を設けたり、地場産品を味わう観光ツーリズムを実

施したり、農業と食を上手にミックスした取り組みが図られております。

また、認定をきっかけに若い人が農業に関心を持つような風潮をつくっていければ、志ブランド確立への大きなステップになるのではないかと考えられます。このことは今すぐ世界農業遺産を認定に目指せと言っているわけではなく、せつかくすばらしい政策として、この志ブランドたるものが産声をあげておりますので、政策実現のために動き出しているのであれば、もう少し目に見える形で、当局としても取り組みを模索していただきたいと切望しているからでございます。

そこで伺いたします。現在、各方面にわたる志ブランド推進事業を整理し、ある一定の目的とか目標を達成すれば、志布志市志ブランドとしての認定をする認定制度を設けたり、冒頭申しました育成期から成長期へと自発的成長戦略がとれるよう、そのシステムと申しますか、仕組みづくりを行うお考えがないのか。また、その延長線上に世界農業遺産への挑戦というものが見えてきたのであれば取り組む考えがないのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全国の自治体の中には、様々な歴史、文化資源、多様な自然と良質で豊富な温泉、それから地域の生活に根ざしました食、風習、祭り、産業資源、地域資源などについて、地域ブランドとして認定する制度を設けているところもあるようでございます。

本市におきましても、志布志ブランド推進協議会の認証審査グループがございまして、こちらのグループにおきまして認証基準等について協議検討がされてきたところでありますが、団体、個人が作った商品に対するブランド認証の在り方や商品以外の取り組み等に対するブランド認証の在り方、判断基準が明確に設定できないという意見が出されてきて、まだ結論に至ってないところでございます。これまで以上に認知度を高めながら、消費者の購買意欲と好感度を高めることで、初めて認証制度がブランド戦略として成り立っていくものと考えております。現時点でまだまだ一定基準を満たすまでの志ブランドの取り組みに、確立に達しておりませんので、引き続き日本一づくりの取り組みを広く、市内外へ情報発信し、志布志の認知度向上に努めていきたいと考えております。

そして、次に世界農業遺産への取り組みでございしますが、たしかに議員のお話したとおり、本当にこの世界農業遺産ということになれば、様々なメリットがあろうかというふうに思います。しかし、先ほど申しましたように、現段階でブランド推進協議会では、ブランドとして認証できるレベルまでに達してないということ。そしてまた、認証しても戦略として、じゃあそれをどういったふうに展開していくのかということの協議もされていないということでございますので、このことにつきましては、認知度を高めながら、そして、その流れの行く先として、御指摘のとおり世界農業遺産への登録申請というようなことになっていくのではないかなというふうに思っているところでございます。このことにつきましては、本当に世界農業遺産に登録、申請できるような内容というものをまず見いだしていく、なければ作り出していくということに取り組むことがまず第一義じゃないかなというふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） まだ多くの課題が残りながら、このブランド推進というのが動き出して

いるところがございますけれども、認証制度についても、まだまだその域まで達していないというところがございます。関係各所と十分に協議がなされて、しかるべき政策実現のために、前向きに検討いただきまして、前向きに動き出すことを大いに期待いたすところがございます。

いずれにせよ、今後志布志市にとりましても、農・畜・林・水産物・商工・観光あらゆるステージにおいて、この志ブランドを市民が深く理解をし、活用されることが最も重要であり、そのためには速やかな情報発信に、なお一層努力していただきますことを期待申し上げまして、次に移らせていただきます。

続きまして、茶業振興について御質問いたします。

本市のお茶は、年々生産が拡大され、本市農業の将来を担う農作物として位置付けられておりますが、しかしながら、昨今、消費者のリーフ茶離れや荒茶の価格の低迷、資材価格の高騰など、茶業を取り巻く環境は厳しさを増しております。需要と供給のバランスが崩壊し、ここ数年来、大変に厳しい経営環境にあると言えます。経営基盤の適正化や低コスト化などの推進、産地の体質の強化に努めるとともに、お茶のさらなる消費拡大が喫緊の課題となっております。そのような中、本市でも総合的病害虫、雑草管理のIPMの導入による農薬使用量の低減をするとともに、土壌診断及びお茶の生育に応じた肥料投入量の低減に取り組むことで、完成度の高い環境保全型農業を実践している事例もございます。

また、一方で海外では、より品質のよいお茶を求め、世界最大のお茶の見本市、ワールドティーエキスポが先日アメリカで開催され、様々な国の地域から自慢のお茶が大集合したそうでございます。おなじみの紅茶やウーロン茶をはじめ、種類やスタイルも様々なお茶が数多く展示、試飲されたようでございます。その中で、世界中のバイヤー達が熱い視線を注いだのが、日本の緑茶、ジャパニーズグリーンティーであったということです。肥満や糖尿病に悩む人の多いアメリカでは、砂糖やミルクを入れなくても美味しく飲める日本茶は評価が高く、市場拡大とともに、よりグレードの高い日本のお茶が求められているということでもあります。

また、アメリカのスターバック社、スターバックコーヒーの会社でございますが、安価な中国茶を使用しておったものをやめて、品質管理された日本のお茶に特化した商品の開発と店舗展開を今後アメリカの本土で大きく展開していくという情報もございます。消費に不透明な国内事情を尻目に、海外で活路が大きく開けているなど感じたところがございます。

本市の取り組みとしましては、昨年開催されました全国茶サミットの中では、緑茶の健康推進に及ぼす影響について、お茶を最重要品目と位置付け、産地ブランド化を図っている自治体が率先して実証事業を行うことが確認されたところではありますが、御存知のとおり、緑茶の持つがん抑制効果、メタボ関連疾患予防効果、肝機能保護効果、老化抑制効果等、様々な作用の効果が、そのメカニズムとともに発表されております。緑茶の飲用習慣の定着、向上は元気で健康な市民生活に大きく寄与するもので、積極的な健康推進運動の展開により、医療、介護の給付金の抑制につながると思われるところであります。

また、併せて緑茶離れをしている世代への地産地消への警鐘を促す効果もあり、消費拡大への

期待がされるところであります。そこで、本市で昨年来実施されました冬期インフルエンザ対策の実証事業、茶レンジ風邪なし運動について、実施概要とその効果についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶レンジ風邪なし運動につきましては、志布志市内の小中学校児童生徒を対象としまして、お茶の飲用を推奨しまして、うがいや手洗いの習慣化をともに促すことで、風邪予防や健康への意識向上を図ることを目的に、平成24年度より実施してまいりました。

対象者には、半年分のお茶と保温ボトルを配布しまして、10月から3月までの間、学校での飲用を依頼しまして、飲用状況や意識確認などのアンケートを実施して、効果の検証を行っております。

平成24年度では、市内7校の小中学校をモデル校としまして、428名の児童生徒を対象に行いました。平成25年度においては、調査対象を市内全小中学校23校、2,917名に拡大しまして、そして教職員302名も拡大しまして、事業を実施したところでございます。

事業の成果といたしましては、実施後集計しましたアンケート調査から病院に行った回数が例年より少なかったと、風邪予防に気をつけるようになったと、どちらも半数以上の保護者が回答をしております。風邪予防や健康への意識向上などの効果があったと考えております。しかし、担任の教員を対象に実施しましたアンケートにおいて、ほとんどの児童生徒がボトルを持参してもらえなかったと、「持参してなかった」という回答が21.4%もございまして、持参率の向上が今後の課題と考えております。

今年度におきましても、引き続き全小中学校を対象としました事業実施を計画しておりますが、学校、保護者との連携を密にしまして、お茶の効能の理解を深めることで、持参飲用の向上を図り、お茶を飲む子供たちの増加を図ってまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

まず各小中学校における給茶機の利用状況でございますが、給茶機は市内全ての小中学校に設置しており、全小中学校のうち約8割の学校が年間を通してお茶を利用できるようにしております。夏場の一時期、冷水器として利用している学校もございます。

また、平成25年度のインフルエンザの罹患状況につきましては、全児童生徒数2,583人中、627人が罹患しており、罹患率が24.3%となっているところでございます。なお、平成25年度におけるインフルエンザによる学年、学級閉鎖につきましては学年閉鎖が5校、学級閉鎖が2校という結果であったところでございます。平成24年度との比較のことでありますけれども、先ほど市長の答弁にありましたように、平成24年度については、七つのモデル校で実施しております。その七つのモデル校での比較でいいますと、7校中、4校が罹患率が減少、2校が大きな変化はなし、1校が増えたという結果が出ております。本市でも、お茶を飲むことによる罹患率の減少ということで一定の効果がみられているのではないかなと考えており

以上です。

○3番（野村広志君） 実施されまして、インフルエンザの予防率と申しますか、学級閉鎖、学

校閉鎖等が若干効果が見られたということですが、近隣の県内であるとか、郡内等々と比べるとどうだったのかというのは、今お分かりでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

近隣の市町村のインフルエンザ罹患状況については、今詳細は把握しておりません。年度によってインフルエンザがものすごく発生したり、地域によって発生状況が違ったりしますので、簡単に比較して、それでこちらが数字的にどうだというのはなかなか難しいところがあるかと思えます。

以上です。

○3番（野村広志君） 今年度も引き続き実施をされるということですが、さらにそのデータと申しますか、予防率がしっかりとした形でデータが出てくれば、また推進されることも、今後もっと進んでくるんじゃないのかなと思っております。すばらしい取り組みでございますので、しっかりと今後も当局の方で進めていただければなと思っております。

もう一つ伺いたします。同時期に開催をされました一日お茶プラス6杯運動についてですけども、これについても実施概要と、その効果についてお聞かせ願いたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶機能実証事業ということで、全国茶サミットで実施しました一日お茶プラス6杯運動の結果を踏まえて、今年度もまた本事業を計画しているところでございます。

昨年度の結果につきましては、お茶の飲用量の把握ができていない状況でございましたが、緑茶飲用前にLH比が1.5以上のグループにおいて統計学的に優位なLH比の改善が認識されたということでございます。このLH比ということですが、LDL悪玉コレステロールと、HDL善玉コレステロールのバランスを示した値でございます。悪玉コレステロール割る善玉コレステロールということで、この比が高いほど動脈硬化のリスクが高くなるというふうに指摘されているところでございます。このLH比を1.5以下に抑えることが動脈硬化を予防すると、または、動脈硬化患者の予防を改善するといわれております。本年度におきましては、医学の管理のもとお茶に含まれるカテキンに注目しまして、血中のカテキン濃度の測定を行い、コレステロール等の関係を検証するもので、お茶と健康の関係を実証しまして、お茶の消費拡大につなげていくということでございます。

この平成25年度における結果につきましては、100人の職員による実証検査をしております。このLH比が、7月開始時においては2.5以上の高危険群が7月検査時で38%おりましたが、事業に取り組みまして10月の検査時には33名、33%。2月には31%、22人に減ってきております。ということで、私どもが当初もくろんでおりました効果が、このことによって検証されてきているということでございます。

○3番（野村広志君） 職員の中で100名データを取られたということで、効果が出てきたということですが、期間は半年間ということでございますね、データの的に100名で、数字としての検証に当たったということですが、それが適当であったかどうかということ、また実

証期間についても、半年でよかったかどうか等々を含めて、まだ実証事業についていずれにおいても検証がまだまだ必要なのかなと思うところがございますが、より検証を高めていただきまして、市民にそれを推奨するところまで、早い段階で実証事業の成果を出していただければなと思っております。まだまだいくつかのハードルが感じられたところがございます。その中で、先ほど教育長の方から話がございましたけれども、給茶機の話がありましたので、そのことについて少し触れさせていただきたいと思っております。

学校の施設の中には、給茶機を全て設置しておりますが、その給茶機の利用状況も含めて先ほど話がございましたけれども、せっかくこのすばらしい設備がございますので、積極的に活用を図っていただきたいなと思っております。鹿児島県の文化の中に根付いている「お茶一杯」、おもてなしの文化というのがございまして、「茶いっぺ」と言って、慌てずに急がず、ゆっくりお茶を飲んでいきなさいと言って、お茶と漬け物を出すおもてなしの心が鹿児島に残るすばらしい文化であると言えますが、本市の子供たちにも、その良き伝統を継承する意味でも、学校において就業時間の前であるとか、給食時間とか、帰りの会の時間であるとかに、給茶機の設備が整っておりますので、ぜひとも活用をしていただき、子供たちにお茶を飲用する習慣を定着させるということはいかなるものかと思っておりますが、当局のお考えをお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回の茶レンジ風邪なし運動というのは、一つは風邪の予防ということだけではなくて、お茶をたくさんの子供たちに飲んでもらうということ、あわせて健康に関する子供たちの関心を高めるということもありますので、今議員言われるように、今回食育という立場でいきますと、お茶をこれからいろんなところで子供たちが飲むことによって健康を保たれる。それから、地域のいろんな文化を知る志布志はお茶がこんなにたくさん採れるんだよという、そういう知識を得ることができるとか。あるいは感謝の心を育てるとか、いろんな意味で効果がありますので、せっかくこのような給茶機がありますので、できるだけ給茶機を子供たちが、いろんな機会にお茶を自ら飲めるような、そういう状況というのをつくっていくことはすごく大事なことだと思いますので、私の方もこんなに多くの予算を使っておりますので、校長研修会等を含めて、この給茶機の利用を更に進めていくように指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○3番（野村広志君） この給茶機の問題でございますが、利用頻度が子供たちがお茶を持っていくようになってから、利用頻度が非常に下がったと。先ほどお話ありましたように、夏は冷たい水が出ますので、それは飲まれる子供たちは多いということでございますが、熱いお茶を飲む子供は少ないということで、メンテナンス、衛生面の観点からも、十分にそこら辺は御配慮いただきまして、協議をいただければなと思っております。お茶の消費の拡大の観点からも、子供たちが日頃よりお茶を飲用する習慣が定着すれば、将来にわたりその裾野が広がりを見せると考えられます。ぜひとも御検討いただきまして、お願いを申し上げたいと思っております。

最後にもう1点お伺いいたします。

お茶に含まれるカテキン、テアニン、カフェイン、フッ素、ビタミンCなど、豊富な成分を取り込んだ商品開発に力を入れる考えはないでしょうか。当然、飲用した方がその成分や効果は十分に得られるのですが、加工された食品にもその効果があるとの報告が出ておりますし、実際にお茶を使った食品も現在市場に多く出回っていることなどから、市長の考えられる食育、地産地消、6次産業化の観点からも、加工食品の商品化は志ブランドの確立に少なからずとも寄与できるものと考えられております。

また、多くの商品が商品化されることにより、地場産品の消費拡大につながり、お茶の飲用と併せてお茶を食するということで、健康推進にもつながるものではないかと考えられます。

それとまた、加工食品とは若干違うんですけれども、先ほどブランド推進の観点からも先進事例としてお話ししますが、指宿市の担当課の職員の方で、あいさつ回りで名刺代わりに、名前やら住所を書いたかつお節パックの名刺を配っているという取り組みが珍しいということで、評判になっているということでございます。特産品のPRにインパクトを与えようとした発想に、消費拡大に苦慮する自治体の知恵が詰まった企画であるに関心したところでございました。本市も参考にならって、お茶のパック名刺などを、市長自らがトップセールスマンとなって、実施する考えがあれば、注目度とPR効果は絶大なものになると考えますが、以上併せて市長のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お茶に関する商品の開発についてでございますが、お茶を使った商品開発や緑茶の味と香りを同時に生かした試みも研究機関や料理研究家並びに農家でも取り組みがあるところでございます。

お茶の消費拡大を図るために大変大事な取り組みでありまして、またこれらを広く周知するという必要もあると考えますので、このことについても更に取り組みをしてまいりたいと思います。

また、お茶を食べるという言葉でございますが、日常茶飯事という言葉があるくらい、お茶というのは日本人の生活の中に溶け込んでいる食物でございますので、最近、この緑茶というものが健康飲料と、健康食として注目がされてきているということにつきましては、お茶の産地である本市にとっては、本当にうれしい限りでございます。このことがきっちりとお茶を食べるといような食生活に高まっていくように、今後とも、先ほど申しました商品開発等も含めまして、私どもの町でも率先して取り組む必要があるというふうに思っています。

そして、先程来お話をさせていただきます茶レンジ風邪なし運動につきましても、お茶プラス6杯運動につきましても、健康な体をつくるということが目的でございます。そして、健康な体をつくりながら医療費の低減を図っていくということも目標としているところでございます。そして、同時に市民全員がたくさんお茶を飲んでいただいて、お茶の消費拡大にもつながっていただくということの目的としているところでございますので、そのためにも今申しましたように、茶に関する商品開発、そしてまた、お茶を食べる風習の定着、普及というものについても取り組みを深めていながら、今申しましたような成果を目指してまいりたいと思うところでございます。

お茶のPRのために、それに関する名刺作製につきましても、ほかの産物もでございます。それ

らと合わせて、どのような形であればいいかということにつきましては、新しい名刺をつくっていきたいというふうに思っております。私自身、市長に就任以来、本市は志あふれるまちということで「志」という文字を大きくした名刺をずっと使ってきておりましたが、今お話がありましたような形でのトップセールスという面から、商品を背景としました名刺づくりについても考えなければいけないというふうには、最近考えているところではございましたので、ほかの事例も参考にさせていただきながら取り組みをしてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） すばらしい政策でございますので、様々な観点から協議をいただきまして、ぜひとも参考にさせていただき、一步でも前に進めていただければなと思っております。

私は、時代の変化とともにリーフ茶は手軽なペットボトルのお茶に移行してしまったなと考えておりました。ペットボトル茶は、その手軽さから、お茶を飲むという感覚よりものを潤すという感覚で飲用されているのではないのでしょうか。今までコーヒーなどを飲んでいた人たちも、健康志向の中で、ノンカロリーで食事の時にでも手軽に飲めるという感覚から、ペットボトルのお茶を飲むようになったのではないのでしょうか。対して、リーフのお茶を飲む人は、お茶本来の味と時間を楽しむことをメインにしていると思います。急須でゆっくりとお茶をいれることで、お茶をいれるというプロセス自体を楽しんでいるのだと思います。時代の流れとはいえ、我ながらさみしく感じられたところではございます。

今後は、少しの時間でも余裕をもって、急須でお茶をいれるというゆとりがほしいものと改めて感じたところであります。どうか当局においても、ティータイムの在り方についても御一考いただければと期待を申し上げまして、次に移らせていただきます。

3番目の消防行政について御質問いたします。

昨年の国会で総務省消防庁において提出され成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が通知され間もないわけですが、市民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が更に増し、地域防災体制への確立が喫緊の課題となっております。

一方で、少子高齢化の進展など、様々な社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難であることも、また本市において見逃せない問題であると言わざるをえません。国は全ての市町村に置かれるようになった消防団が、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であると規定をしております。この趣旨を踏まえ、本市においても消防団、消防組織の強化・充実をより一層推進していかなければならないと強く感じたところであります。

そこでお伺いいたします。三つの方面隊で構成されている本市の消防団でございますが、現在の組織体系についてと、団員の充足率についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市消防団の団員の皆さん方には、それぞれお仕事をもちながら、昼夜を問わず市民の安心・安全確保のために御尽力をいただいていることにつきまして感謝を申し上げたいと思います。

議員お尋ねの消防団組織についてでございますが、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等

による消防団活動及び地域防災力の低下が懸念されている中で、より有効な対応ができる消防団としての整備を図るものでありまして、第2次志布志市集中改革プランや消防団再編基本計画に基づきまして取り組んでおります。なお、この再編にあたりましては、これまでの歴史や地域の特性等もございますので、消防団幹部や各分団、また地域の御理解を得ながら進めているところであります。

現在の段階で3方面隊で14分団、そして団員数の定員が480名で、現在のところ453名在籍しております。

○3番(野村広志君) 三つの方面隊で構成をされておりますが、全部で453名が充足、今団員としての数ということで報告がありましたけれども、方面隊別の充足率はお分かりでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

松山方面隊で定数が90名に対しまして90名、志布志方面隊で242名の定数に対しまして216名、有明方面隊で148名に対しまして147名の充足でございます。総計で480名の定員に対しまして、453名ということでございます。

○3番(野村広志君) 充足率の問題は、また後ほど触れますけれども、その中には分団の中では、なかなか昼間にその分団にいない、夜だけしかいないとか、勤務地が違うと、また市役所の職員の方々もそういった方々がたくさんいらっしゃるかと思っておりますけれども、そういったものについては、当局としてはどれぐらい把握されているのかまたお聞かせください。

○総務課長(萩本昌一郎君) ただいま市長がお答えしました453名のうち、市の職員が消防団等加入している状況でございますが、全体で3方面隊で51名ということで、4月1日現在で把握しているところでございます。

松山方面隊で10名、志布志方面隊で31名、有明方面隊で10名、合計の51名の職員が消防団として在籍しております。

○3番(野村広志君) 昼間と夜の体制については、把握はされてらっしゃらないということですね。

○総務課長(萩本昌一郎君) 大変申し訳ございませんけれども、昼間と夜の在籍の関係の数字については、今持ち合わせておりません。

○3番(野村広志君) 各消防団員の方々は、仕事を持ってらっしゃいます。当然、市内外で働かれる方もいらっしゃいますし、分団以外のところで勤務されていらっしゃる方も多数いらっしゃるかと思います。各分団方面隊においては、昼間の人口と夜の隊員の数ですね、数は大きく違いが出てくるかと思われまして。そういったものも当局としては、十分に把握をしていただいた中で、また今後、その推移を測っていただければなと思っております。

市役所の職員については、火災が発生した場合は、どのような対応をされていらっしゃいますか、お聞きします。

○総務課長(萩本昌一郎君) 先ほど申し上げました3方面隊ごとの職員が、それぞれ消防団というふうに所属しておりますので、火災がありました方面隊ごとに、火災がありました時には、

在籍している職員につきましては出動をするというような、そういう態勢になっているところがございます。

○3番（野村広志君） 消防団の消防組織強化充実については、まだいろいろと課題があるようでございますが、また今後いろいろと消防幹部会等もございますので、協議をしていただければなと思っております。

また、もう一つ訓練等の在り方についても、各方面隊でいろいろとばらつきがあるようでございますが、そこら辺については統一を図るということは考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○総務課長（萩本昌一郎君） 消防団の在り方につきましては、御存知のように現在、幹部会等でいろんなことを協議をしながら詰めているところがございます。合併以降いろいろと統一のできないことや課題があるところがございますけれども、今申されましたことも含めまして、今後まだ課題として残っているようございますので、幹部会等で詰めながら、できるだけ統一の方向で調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） もう1点、先ほどの充足率のところも含めてなんですけれども、分団や、区域ごとに居住人口の違いが出ているかと思っておりますけれども、多くの消防団が市街地や過疎地域の団員の確保には苦慮をしているかと思っておりますが、そういった中で分団や部の定数の配分の見直しや、分団や部の管轄区域の見直し等々ですね、また新たな組織の枠組み等も検討する必要性が出てくるのではないかなと思われそうですが、その辺はどう考えていらっしゃるのかお聞きします。

○市長（本田修一君） 消防団の今後の再編につきましては、引き続き消防団幹部や各分団、地域の御理解を得ながら進めていく予定としているところがございます。

また、再編・統合した分団につきましても、さらに活動の一体化が図られるよう協議、助言を行ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 様々な施策の中で、消防団幹部会等で十分に協議がなされて対応なされることを望んでおります。

もう一つお伺いいたします。組織の再編に関連いたしまして、現在募集中であります女性消防団の組織への組み入れについてでございますが、本部付けと考えているということでございましたが、募集の状況と併せて活用方法についてお聞かせ願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年度末から市の市報、それから散らし、ホームページ等におきまして、女性消防団員の募集を行ってきたところがございます。5月末現在で16名の応募があったところがございます。

また、活動につきましては、例を挙げますと、平常時には防災教育及び応急手当の普及活動、火災予防の啓発活動、災害時には避難所運営活動、避難誘導等を考えるところがございます。これまで幹部会でこのことについては協議をいただいているところがございます。さらに協議を深めてまいりたいと思っております。

そしてまた、募集の段階で15名というふうに定員を定めておりました。内訳につきましては、

各方面隊で5名ずつと計画しておりましたが、各分団での活動となりますと、1名もしくは2名となるところでございます。そこで、この女性消防団につきましては、全体的に本部付けとしまして、防災教育や応急手当の普及指導の活動を中心に各方面隊と連携をとりながら活動をしていただけるようお願いしたいと思っております。

○3番(野村広志君) 女性消防団の活動につきましても、幹部会等でまた十分に協議がなされ、適切に運用されると思っております。女性消防団らしい、きめの細やかな活動ができるよう、従来の消防団では行き届かなかった活動を行っていただければと強く要望をしておきます。

併せて、大隅曾於地区消防組合の消防士の募集が市報に載っておりますが、消防組合において女性消防士の採用をするお考えがないのか、お伺いいたします。将来的には、この女性消防団のよき指導役として今後協議されるべきと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

現在のところ大隅曾於地区消防組合においては、119名の職員がおりますが、その中に女性の職員はいないということでございます。県内の状況を見ますと、20の消防本部のうち、3消防本部に8名の女性が採用されているということでございます。大隅曾於地区消防組合では、現在協議はしているところでございますが、来年度採用につきましては、退職者補充として女性職員の採用の予定はしていないということでございます。

○3番(野村広志君) 県下でも進みつつございます。大隅地区の方でも十分に関係各位と協議をいただきまして、女性消防士の採用等を前向きに検討していただきまして、この女性消防団が有効的に活用できますような施策をとっていただければなおお願い申し上げておきたいと思っております。

このような必要とされる様々な問題提起の中で、一つの提起といたしまして、地域の消防防災力の低下が懸念されることでございます。このような観点からも、団員の処遇や団員の士気の低下につながらないように、最大の配慮をお願いしたいと付け加えさせていただきたいと思っております。

また一方で、女性団員の定数を増やしながら、現団員の定数が満たされない現状があるようでございます。条例定数による決められた団員数は住民の安全・安心を守るために必要であり、消防団の特性である要員動員力を維持するためにも是が非でも団員の充足率が満たされなければならないと感じております。国も市町村合併やもろもろの社会情勢を踏まえ、団員不足、予算削減等の課題がある中、地域の消防防災力を維持するために現在の団員数を維持することが必要であると問題の警鐘を鳴らしております。本市においても先日行われました県の総合防災訓練に見ますように、大きな港を抱え、近年懸念されます南海トラフ地震による津波被害の予測等を勘案しましても、早急に団員の確保について対応が必要ではないかと強く感じております。当局が最大限の御配慮をいただけるものとして、次に移ります。

次に、地域消防と自衛消防の現状についてお伺いいたします。

先程来のお話の中で、各方面隊で各分団、消防団組織が活動されているわけですが、そのような中、地域においては地域消防、自衛消防と自主防災組織といった自主的な消防防災防

火活動を行っている自治会等がございますが、当局はどの程度把握をされているのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の地域消防、自衛消防につきましては、松山地区に6組織、志布志地区に1組織、有明地区に1組織の計8組織と把握しております。

最近では、消火活動等を含めた消防防災全般に対応した自主防災組織の役割の一つとして言われているところでありますので、実態は先ほどの数値以上に組織されているのではないかなというふうに思っております。その活動につきましては、特に火災発生時においては、消防団員が仕事等で地域から離れることが多い昼間の初期消火活動や、消防団の後方支援等が考えられるところでもあります。ほかにも地域内の防災意識向上の活動等も考えられるところでありまして、災害への備えや、いざ災害が起きたら自分たちの地域は自分たちで守るといった活動をしていただく組織であると認識しております。

○3番（野村広志君） それでは、自主防災組織を各自治会で設置をされているようでございますが、設置状況と今後の活動方針についてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自主防災組織の組織率につきましては、平成26年4月1日現在で約78%、77.76%でございます。これは昨年の同時期と比べますと、5ポイント程度上昇しております。これも阪神淡路大震災や東日本大震災などの消防防災意識の高まりによるものではないかなというふうに思います。

そしてまた、今後につきましては、消防活動を含めた自主防災組織としまして、新たに実施しました自主防災組織育成事業補助金や自主防災組織資機材整備費事業補助金等を活用していただきまして、活動の強化、育成を図っていくということの計画をしているところでございます。

○3番（野村広志君） 自主防災組織については、今お話をいただいたところでございますが、前の地域消防であるとか、自衛消防であるとか、この自主防災組織もそうですけれども、装備なり訓練なり、当局のバックアップの体制がどれぐらいとられているのか。また、いくらボランティアとはいえ、地域の火災防火活動等に尽力をいただいているのであれば、火災防火等の活動における範囲内で保険の加入であるとか、配慮がなされるべきではなかろうかと思いますが、現状についてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えします。

現在、地域消防・自衛消防団につきましては、訓練の際の経費や資機材等の助成は行っておりませんが、先ほど申しましたように、本年度より自主防災組織に対しましては、昨年度まで公民館単位で、今年度からは自主防災組織単位での訓練の際の経費や資機材等の整備に関する助成を行っておりますので、そちらの事業を考えてまいりたいと思います。

そしてまた、保険への加入でございますが、地域消防・自衛消防団を含めた自主防災組織のみを対象とした保険ではございませんが、もし活動中にけが等を負った場合等、各種用件等がございますが、市町村が加入する全国町村会総合賠償補償保険制度の対象となることが考えられ

るところでございます。

○3番（野村広志君） 保険等も当局の中で考えていらっしゃる、市町村の保険の方で考えていらっしゃるということでございますので、松山に六つ、志布志と有明に一つずつあるようでございますので、こういった組織の方にはそういったものもお示しいただければなと思っております。

また、常設消防団、各分団、地区でございますけれども、それとの整合性というのは、訓練を共にするとか、連携というのはどのようにされているのかお聞かせください。

○総務課長（萩本昌一郎君） 御質問の地域消防であるとか、自衛消防、そして自主防災組織でございますけれども、そういう非常時の場合、消防団、消防組合というものをもともと設置をしまして、本来の火災等であれば、そちらの方で消火活動にあたっていただくということで、今の消防組合の方の制度があるわけですが、今御質問のそういった組織等につきましては、そういった正規の消防団、消防組合等が到着する前の初期活動であるとか、それから後方支援であるとか、そういったことをお願いをするものでございます。議員先ほど申されましたように、昼間等地元にいない団員とか、そういった方々が結構いらっしゃいますので、そういった方々が到着するまで間、初期活動であったりとか、後方支援とかですね、そういったことに期待をするものでございます。

ただ、御質問のございました訓練等につきましては、一緒にする場合もあろうかと思いますが、私が知っている限りでは、これはすみません、また確認をさせていただきますが、消防団は消防団で今はそういった訓練等を行っておりますので、自主防災組織等につきましては、また自主的にそういった話し合いとか、そういった訓練をしていくというふうに思っているところでございます。

○3番（野村広志君） 関係の方々と、また協議をされまして、当然常設の消防団の方々が中心となりながら、地域の防災、消火活動にあたっていただくわけですが、初期消火等にあたって自発的に地域消防、自衛消防というものが立ち上がっておりますので、ぜひともですね、そこら辺にも御配慮いただければなと思っております。

消防団と共に地域における貴重な防火活動の担い手として、当局としてもできる限りのバックアップをお願いしたいと思っております、次に移ります。

最後に消防団の福利厚生について、少し御質問いたします。

今まで必要とされる課題について、問題の提起をさせていただいたわけですが、最後に団員を守ると申しますか、最終的に安心して活動にいそしんでいただけるような制度についてでございます。

まず、団員の市独自の退職報償金制度の導入についてでございます。

合併以前、旧町時代には制度としてあったものでございますが、合併と同時に廃止されたようでございます。

消防団は現在でも日夜災害に待機し、いつなるとき招集がかかろうとも出動できる準備を怠っていないと思います。そのことについては、誠に崇高な精神の中で日々過ごされているなど敬服

するところでございます。この制度とあわせて日本消防協会が推奨している消防個人年金の加入推進について、このような制度を再推進し、活用することで団員の加入促進につながるのであれば、ぜひとも御検討いただければと御提案申し上げます。当局のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消防団の仕事につきましては、危険を伴う場合があるということでございますので、現在団員につきましては、日本消防協会が運営する消防団員等福祉共済や全日本消防人共済会が運営する火災共済に加入しております。

また、鹿児島県市町村総合事務組合の公務員災害補償、退職報償金制度に加入しており、ほかにも任意ではございますが、日本消防協会が運営する消防個人年金制度もございます。特に、福祉共済については、公務や公務外でも対象となりまして、少ない掛け金で非常に有利な制度でありますので、火災共済を含め、全ての隊員が加入している状況であります。

いずれの制度につきましても、地域の安全・安心を担う消防団員が安心して活動ができるよう、今後も引き続いて加入していく考えであります。

○3番（野村広志君） 提案でございますので、消防幹部会等で団員の意見を十分に勘案されまして、ぜひとも前向きな検討をお願い申し上げたいと思います。

最後にもう一つ、消防団としての資格として、志布志市消防団条例第3条第3号で、「志操堅固で、かつ、身体強健な者」と記されております。そのようなことより健康な身体（からだ）であるために志布志が推奨している特定健康診断を団員に積極的に受診をしていただき、受診率の向上へも貢献をし、また、生活習慣病の早期発見、早期治療への道筋をつけるものとして大いに期待できるものと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域の安全・安心を担う消防団員が活動するために、御指摘のとおり、まず御自身の健康管理が大事だと、健康であるということが肝要であるというふうに思います。

そしてまた、東日本大震災以降においては、消防団員の安全管理等について重要性が言われているところでございます。そのことも含めまして、円滑な消防団活動に資するためには、団員の健康管理及び安全管理については、啓発を図ってまいりたいということでございます。今、御指摘のとおり、消防団員の特定健診の受診率向上については、特に進めてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） ぜひとも消防団の現状ですね、どれだけ受診されているのかということも含めまして把握をしていただきまして、御検討いただければなと思っております。

消防団が地域における影響力は計り知れないものでございます。今後も消防本来の活動はもとより、地域の担い手として、あらゆる面において活動されることを御期待申し上げ、また、市当局も団員の置かれている現状を十分に考慮いただきまして、前向きな対応が図られますことを大いに期待を申し上げまして、私の一般質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○14番（長岡耕二君） 皆さん、どうもお疲れさまでございます。

私も二つのテーマを設けて一般質問を通告しておりましたが、一つは同僚議員が半分ほど聞いていただきましたので、あとは残りの質問をさせていただきます。

それでは、早速質問させていただきます。

今回、志布志町の中学校が統合され、出水中学校、田之浦中学校が閉校となったが、地域にとって中学校の跡地が今後どのような形で利用されるのか、大変関心が高いものであります。中学校の跡地を市長はどのように考えておられるのか、基本的な考えを伺います。ぜひ地域の意見を取り入れてほしいという願いがいろんなところから聞いておりますが、どのような形で地域の意見をくみ上げていかれるのかお伺いいたします。

また、今後どのような形で跡地利用を進めていかれる予定であるのかお示しをいただきたい。

次に、水道事業についてお伺いいたします。

前回、何回となく質問をさせていただきましたが、水道事業だけでは限界があるということで、多くの負担がいろいろな問題もあるということで、いろいろと検討したいといういつもの答弁であります。その後の進捗状況を示していただき、また事業実施に伴う財源はどのように考えているのか、お伺いいたします。あとは一問一答方式を進めていきたいと思っております。誠意ある答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） 長岡議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、出水、田之浦中学校の跡地利用について、基本的な考えでございます。

出水、田之浦両中学校につきましては、平成26年3月に廃校となったところでございます。市としましては、志布志市立学校跡地等利活用検討委員会等の規程に基づきまして、閉校前の2月6日出水中・田之浦中学校跡地等利活用検討委員会を開催しまして、これまで2回の検討委員会と1回の政策調整会議を開き、今後の利活用につきまして、検討、調査を行ったところであります。

しかしながら、現段階におきましては、市の施設として有効な方向性がまだ見えないところでございます。八野小跡地の活用を見てみますと、放課後児童クラブや、園外活動、志布志ちりめん太鼓の練習の場所として利用されており、夏祭り等の地域行事にも積極的に参加するなど、地域の方々との交流が図られており、地域の方々からは、子供たちの声が再び八野の地域で響きわたるようになり、地域に活力が出たというお話を伺っているところでありますので、そういった

地域活性化が図られるような跡地利利用が望ましくと考えております。

今後地域活性化に結びつけられる跡地等利活用ができますように、早急に地域住民との対話を交え、地域の意見を集約するとともに、地域活性化に結びつけられる跡地等利活用ができますよう努めたまいりたいと考えております。

そしてまた、地域の意見をどのようにくみ上げていくのかということについてお尋ねでございますが、旧八野小学校につきましては、八野校区において八野再生委員会を地域で組織していただきましたが、この委員会を中心に意見交換会、今後の進め方等の協議を行い、公募の方針を決定していただき、旧八野小学校跡地利活用計画募集要項の作成をしまして、跡地の利活用に努めてまいったところであります。

今回、出水、田之浦の両中学校におきましても、地域の意見をくみ上げる場として、地域での組織は必要と認識しているのですが、中学校区となりますと、両校とも複数の校区公民館が入っておりますので、組織化がうまくできていない状況であるのではないかと考えております。市といたしましても、当然意見集約の必要性が重要と考えておりますので、早急に地域で組織を立ち上げていただき、地域住民との対話を交えながら、地域の意見を集約できますよう、体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

そして、今後の予定でございますが、今後につきましては、先ほども申しましたように、まず地域の意見を集約するというところでございます。その上で有効な活用策が見いだせるのであれば活用していきたいというふうに考えます。ないとすれば、跡地利活用計画募集要綱を作成しまして、公募による跡地利活用を検討していかなければならないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、地域の意見というのが大事でありますので、早急な体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業について、田床・柳井谷自治会での水道事業の進捗状況でございます。

平成24年9月の第3回定例会以降、現在に至るまで、県と水道未普及地域解消に対する国庫補助事業の可否を含めた協議を重ねながら、田床集落及び柳井谷集落の地元代表者へ説明会を数回行っております。

まず、志布志市の水道未普及地域解消に対する補助事業でございますが、現在県を通じ、厚生労働省へ最終確認中であり、どの補助事業に該当するのか明確な回答が得られてない状況でございます。

また、地元代表者説明会では、水道管布設事業を実施するにあたりまして、前提条件としまして、地元両集落の全世帯が水道加入することと、戸別負担金の概算額を提示したところでございます。

今後、各集落説明会に職員が出向きまして、対象者に説明を行いまして、事業に向けての同意書の徴集を本年9月末までに行う予定であります。

そして、その財源についてでございますが、議員御出席の地元代表者説明会においても説明しましたとおり、概算事業費が1億円を上回るものと予測されているところであります。

水道事業の経営は、水道料金を主たる収入とし、独立採算により運営しておりますので、水道事業としての単独事業実施はできないところでございます。そのため、事業実施するにあたり、最も有利な国庫補助事業導入及び一般会計からの負担が原則となります。このようなことから、地元の全世帯同意の結果を踏まえながら、事業導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

○14番（長岡耕二君） 答弁がありました。今回質問をするにあたって、様々な調査をしてまいりました。一番地域で心配されていた学校の統合の中で、子供たちが統合されたとき、どういう問題があるだろうかとか、そういうこともいろいろ閉校の委員会でもありました。同僚議員の質問の中に教育長が答弁されたとおり、やはり中学校でそして、教育委員会でいろいろな準備をしていただいて、入学、今は3か月になります。うまくいったということに敬意を表したいと思います。その中で、私が生徒数名に聞いたとき、学校では楽しくやっている、クラブ活動、勉強も今まで以上に楽しいですという意見を、全部ではありませんが聞いて納得したわけでございます。そして、父兄の方々にも数名聞いたところ、今のところ順調にしているということでもあります。大変安心しておりますが、今回は教育長への質問も外したのはそういうことで外させていただきました。やはり中学校を統合されるということで、様々な問題があるように思われます。今回は、跡地利用の問題をテーマにして考えてまいりましたが、その中でもやはり中学生は、この地域には大変深く関わってきた学校であります。一つとして、公民館との一緒の行事、そして、中学校では伝統芸能の継承と、そしてまた、いろいろな活動を一緒に敬老会の皆さんとも活動しながら地域に根ざした中学生でありました。その中で、やはり今後まだそういうテーマがいくつかありますが、今回は跡地利用についてだけ絞って質問させていただきました。また、機会を見てあとの方向は質問をさせていただきたいと思っております。

同僚議員が聞いた中で、私が質問をした一つの問題として、やはり2回ほど検討委員会を行われたということでありました。やはり、この地域でかなり心配していた跡地の問題がぜんぜん地域に伝わってこないというのが現実であります。やはり、公民館、学校、生徒、PTAを含めて、閉校の準備委員会を毎月やって今の閉校への準備をしてまいりましたのが、この地域であります。その中でもいつも出てくるのが、今はまだ跡地の問題は考えられんよというのが地域の方々の多数の意見でありました。そして、閉校し、学校が統合され、スタートしてまいりました。その中で、やはり一番心配とあります。どんなものができるだろうか、そして、どういう形で、そしてこの地域がどういう形で活性化できるだろうかということを地域の方々は大変興味を持っておられるのが現実です。その中で、やはり今後地域に、今、市長からの答弁もありましたが、跡地の委員会をつくるということでもあります。その中のメンバーはどのような形を考えておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） この両中学校の跡地の問題でございますが、今、市長の方で答弁がありまして、八野におきましては、地元の方々が再生委員会をつくられて、その地元での意見の集約をされて、私ども庁内の検討委員会の方と相互に協議をしながら進めてきた

背景がございます。

今回につきましても、両地域の方々に自主的にお願いをしていただければというふうに最初考えておりました。閉校の実行委員会の方々が、発展的にこの跡地についても検討いただくというような話も伺っておりましたので、そういう形で組織化ができるものと私ども思っておりましたが、なかなか複数の校区にまたがるということもございますし、組織がなかなか厳しいという状況も伺っておりますので、私どもとしても教育委員会、企画の方で地元の方にまたお願いをいたしまして、組織化の立ち上げということをまずお願いをしていきたいというふうには考えております。ということでございますので、こちらの方からどういった方々ということは、想定をしておりません。ただ、校区の中におきましては、校区公民館、それから、ふるさとづくり委員会、もろもろいろんな組織がございますので、そういった方々に中に入っていただいて、組織化をしていただいて、私どもと一緒に協議を重ねながら、跡地の活用について協議を進めていきたいというふうに考えております。

○14番（長岡耕二君） 今の答弁を聞きますと、再生委員会は自主的に、そして、そういう感じで公民館、そして、ふるさとづくりなど、これは地元で結成するということでもありますか。

そしてまた、田之浦、出水中の跡地の2か所で結成するということですか、それとも統合してやるという考えですか。

それと、市長の考えを聞きたいというのがですね、地域のことを本当に真剣に考えておられるのかなというのが、一つのテーマでもあります。なぜかといいますと、学校がなくなるという所は、地域の方々というのは大変不安感もあるし、いろいろな側面で問題を抱えているといいますか、そういう思いが多分にあるんです。それをやはり市長がどのような形で考えておられるか、もう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） 中学校の統廃合につきましては、長い間議論を重ねまして、そして、特に地元の皆さん方の理解を賜りながら統廃合を進めてきたところでもあります。そして、その進める中で、今お話がありましたように、学校に対する地域の方々の思いというものにつきましては、深いものがあるということ十分に受け止めながら、子供の将来のために統廃合について御理解いただくということについて、有り難く受け止めまして、統廃合を進められたところでございます。

ということでございますので、このような流れの中で決断していただきましたお心というものは最大限尊重しながら、跡地の活用については、真剣に取り組んでいきたいというふうに思うところでございます。

ただ、今、課長の方から答弁ありましたように、八野小学校の事例を考えたときに、そのまま委員の方々に構成していただいて、跡地活用の検討委員会が継続して組織化されるものというふうなふうに当局の方では考えておりましたところ、そのような形になってなかったということでございましたので、早急に地元の意見をまとめるための検討委員会というものを組織化して立ち上げをして、地元の方々の御意向を賜りながら今後進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○企画政策課長（武石裕二君） 今後の跡地活用につきましては、今、市長が答弁をなされたとおりでございます。出水中学校、それから田之浦中学校、それぞれ地域がございますので、それぞれにおいて、組織化というか、地元の方に再生の検討委員会等を立ち上げをしていただくというようなことになろうかと思えます。

その中で、私どもも校区にまたがるということもございますので、企画の方、それから教育委員会等を含めまして、相談を申し上げながら組織化については、進めていきたいというふうに考えております。

○14番（長岡耕二君） 二つに分けてやっていくということでもあります。ぜひ早めに地域の方々が熱い思い、どういう形でつくろうということもありますが、行政がどういう形で示すのかなということもあります。

そして、八野小学校の利用、そして、組織もできたということでもあります。やはり早急に対応していただいて、いい形で表現していただきたいというのが地域の願いでございます。それはなぜかといいますと、やはり二人の議員も同じことをテーマとして掲げたということは、地域の皆さんの考え、不安、そういうのをいつも聞いているということも深く理解していただきたい。そして、いい形で地域の声を取り上げて、地域が納得できるような形の跡地利用の委員会を早急につくり上げていただきたいと、行政主導で少しはそういう形でリーダーシップをとっていただいと、私は思うが市長の意見はどうですか。

○市長（本田修一君） 行政としましては、当然積極的にこのことについては、取り組みをするということでございます。今議員がお話のように地域の方々もずいぶんと心配されているということでございますので、このことにつきまして、委員会立ち上げについて相談するとなれば、速やかに地域の方々も応じてもらえるのではないかと期待するところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひ委員会を立ち上げて進めてほしいというふうに思えます。

それと、地域の方々が一番心配されていることは、今教育委員会の管轄にあるということで、この出水中学校の場合は、やはり毎週グラウンドゴルフをされたり、いろんな活動をされております。そして、校区公民館の地域のバレーボールとか、そういうこともいろんな利用があると思えます。

そして、この地域は、前川の営農センターでの子供たちのキャンプとか、いろんな活動がありまして、野外活動をされながらいろいろな活動もされておりますが、今1年間は教育委員会ですから、その後どういう形で地域で利用できるのか、そういうところを今の時点で分かっている範囲内で答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校施設の中で、体育館ないしはグラウンドにおいて、地域で今後とも引き続いて使用したいというような御希望がございましたら、そのことを前提に話を進めるということになろうかと思えます。

ただ、別途そのようなことも含めて利活用の中で、例えば、企業の進出というようなことにな

った場合には、そのことを地域の方々に最優先して使用させてもらうような形での企業誘致ということになろうかというふうに思うところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひそういう利用も地域の声を反映して進めてほしいと思います。

いろいろとまだ聞きたい問題もありますが、その跡地利用の委員会の中で入った部分を十分に反映して、八野小学校が公募でやりましたよね、そういう形で進めていかれるのか、そして、その委員会で決まったことをやるのか、それとも公募を中心にその中で地域の声をどんな形でしていくつもりなのか、その方向性をちょっとお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 公募につきましては、先ほども申しましたように、跡地活用の検討委員会の中でそのような方向性が出れば公募にしていくんだということでございますが、基本的には、やはり地域の方々が利用したいという御希望がございましたら、それを優先的に考えながら、跡地活用を図っていくということでございます。

○14番（長岡耕二君） 今の意見と、そして、同僚議員が質問したときの委員会のその中で、ありましたように、この地域の活性化ということも含めて、どんな形で進めていかれるのか、ひとつ考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 地域の活性化ということは、学校の機能がなくなったときに、地域の方々が十分に施設について利用を図るためにまずすると、そのために私どもがお手伝いできることをするというところになるかと思えます。

そしてまた、そのようなことが特段必要ないとなれば、現在の例えば小学校で機能性を発揮できるんだということになれば、委員会の中で公募というような形に進みまして、公募をしながら地域の活性化に資するような形での誘致ということになってくるものと考えます。

○14番（長岡耕二君） ぜひ地域の声を反映して進めてほしいと思います。一刻も早く跡地利用の委員会を発足して前に進めて行ってほしいと思います。

学校跡地問題はこれで終わり、また問題がありましたら次の機会に質問させていただきます。

続きまして、水道利用事業の問題であります。私が水道事業を3回ほど質問させていただいた中に、いつも答えが検討するというので、ぜんぜん前に進まないというのが、私の今回の質問の一つであります。

今、どのような形で地域へやるのかということで、補助事業、そして県への打診、そして、地域へ事業にあたりいろんな事業の内容を大まかな形で示していただいております。今度の施政方針を見たとき、未普及地域への検討を考えているというのが施政方針の答えです。そして、3回ほどの一般質問の中で、やはり検討していくというのがいっこうに進まないなということで、私も質問させていただきました。前回のときもいろいろな問題があって、検討の余地があるということでありました。やはり水道事業として、やはり今から住むという所ではなく、今までも住民が住んでおって自分たちで自助努力をしてきたというのも現実であります。その中で事業を進めるということで、前に進むのにちょっと時間がかかるなというのが、私の今回の質問の一つであります。そういうところを市長はどのように考えておられるか、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしましては、この件につきまして、議員から要望、そしてまた、御提案があつてから、検討につきましては、検討を重ねているということでございます。私自身も要望を直接受けているということもございまして、そしてまた、市民の方々、地域住民の方々の切なる要望もあるということでございますので、担当の水道課においては、きちんとこれについては対応するようにということをご指導いたしまして、担当の方ではその都度その都度現場、そしてまた、地域に赴きまして検討を重ねているところでございます。

そして、このことにつきましては、先ほど回答申し上げましたとおりの内容になっているところでございまして、また改めて地域の方々に出向きまして説明会をし、本年9月末までに同意の徴集を行おうというところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひそういう形で進めてほしいと思います。

次に、財源を考えております。市長が一般財源を投入してやっていただくという約束と申しますか、答弁がありました。財源はどんな形で一般財源を投入される考えなのか伺います。

○市長（本田修一君） 財源につきましては、当然国庫補助金等の導入と、そしてまた、足りない分につきましては、起債をします。そしてまた、この事業においては、当然地元の皆さん方の負担があるということのお話は重ねてさせていただいているところでございます。

そして、その負担額がなるべく軽減されるような形で取り組むということで、その足りない分について一般財源の補助というような形になろうかと思っております。そのことにつきましては、今までこのような水道事業に取り組んだケースというものを勘案しながら、そしてまた、本市の水道事業というものの性質を捉えながら、この負担金については地域の方々に内容についての相談は申し上げたいというふうに考えるところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひそういう形で進めてほしいと思います。

やはり地域の方々が一番問題にしているのは、この地域は、距離がかなり離れているということと、そして、市道や公共の道路までもかなり遠い、そして、今度は自分の敷地から住宅までもかなり遠い場所がたくさんあります。半分以上がそういうところであります。メーター換算でして、今、水道課長が提示されておるそういうところで、今までの事業と一緒に考えていきますと、かなりの自己負担が出てきます。そして、今度はその施設の中で今までの事業に含めた形で試算すると、かなりの手出しもあります。そして、古い住宅の場合は、水道の今までの水圧の変化により最初からその場所を調査しないといけないと、そういうことで、かなりの負担を、1戸当たりの負担が今までの事業に比べると、かなりの事業費の加算に自己負担がなるというのが、今、大まかな試算の中で出された部分がそういう形で現れております。その中で一人一人の負担額というものをほかと換算すると、かなりの金額になるのかというふうにも考えております。その部分は、補助事業にも乗せられないと、そういうほかに比べたらいろいろな問題も含まれております。そして、この地域は自分たちでグループでボーリングしたり、そういう形で今も利用されて

おります。それをなしにして、今度は水道事業の水道の水だけを利用するという形になるようでございます。そういうところを今地域でいろいろな打診をしておりますが、そういうところで、やはり問題が発生しておりますが、その対応にいくらかでも何か、なにがしのことは考えられないか、一つだけ質問をさせていただきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話がありましたように、個々の家庭において、工事に伴う、いわゆる個人の中の工事費になろうかと思いますが、それは高い安いが生じてくるのではないかなというふうに思っています。そのことについて、それでは市が補助できるのかどうかということについては、まだ検討しておりません。実際、この地域だけでなく、新たに住居を設置される方は、それなりの負担をしながら水道を引いていかれるわけでございますので、その方々との整合性というものも考えなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。詳しく、そのあたりの数字につきましても、検証をしながら、地域の住民の方々にお示しして、その上で説明を重ねて同意を求めるといことになろうかというふうに思います。

○14番（長岡耕二君） ぜひそういうところを配慮いただいて、スムーズな形で、今までかなり時間もかかっておりますので、スムーズな形で進められることをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

次に、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番（青山浩二君） 皆様こんにちは。

議員番号2番、青山浩二でございます。

はじめの一步を踏み出したばかりの新人議員でございますので、市長並び市当局の皆様方、そして、先輩議員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りながら市民の負託に応える仕事をしてまいりたいと思っております。今回が初めての一般質問になりますが、議会活動を通し、全力をもって志布志市発展のために頑張ってまいります。

また、この一般質問は、ケーブルテレビ、インターネット等を通じ、多くの市民の方が御覧いただいているということで、しっかりと市民感覚、市民目線で質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問通告に従い、一問一答方式で順次質問してまいりたいと思っております。

まずはじめに、県下一周駅伝大会について質問していきたいと思っております。

今年も2月に行われ、今回で61回をかぞえる大変歴史ある大会であります。今回も多数の県トップランナーがしのぎを削り合い、一生懸命走っておられました。そして、多くの県民が、その走る姿を見て、夢と感動をいただいたと思います。私もその夢と感動をいただいた一人であります。そこで、今大会を振り返って、大会の全体的な感想と、地元である曾於チームの感想を市長にお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

県下一周駅伝、大隅路に春を呼ぶ大会でございます。県下に春を呼ぶ大会でございます。このことにつきましては、毎年楽しみにしながら応援をしているところであります。特に、地元チームの郷土入りの際には、4日目につきましては、熱い走りで首位争いをさせていただいているということで、今年も地域の市民の皆さんと一緒に応援したところであります。結果的には5日間総合の成績について、本年度7位という成績でありましたが、躍進2位という成績を収めていただきましたので、来年度さらなる躍進を期待するところであります。過去においては、この県下一周駅伝大会で曾於地区は2回優勝しております。1回目は昭和33年の第5回大会、2回目は平成2年の第37回大会であります。ということで、優勝からだいぶ遠ざかって、長い期間経っております。現在、選手の皆さんが必死になって頑張ってくれておりますが、ただいま申しましたように、優勝からかなり期間が経っておりますので、今後ともぜひもう1回優勝を争うようなチームになっていただきたいというふうに期待するところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

県下一周駅伝大会については、私たち市民に大きな元気と感動を与えてくれる大会であります。大きな企業が少ない曾於チームにおいては、伝統のチームワークでたすきをつなぎ、今年も立派な走りをしていただいたと感じております。

成績につきましては、総合7位と昨年より順位は一つ上げましたので、今後もお互いに切磋琢磨しながらチーム力を上げていってほしいと願っております。

私ども教育委員会の大会運営の役割につきましては、本市には伊崎田小学校前とカトリック幼稚園前の2か所に中継所がございますので、交通安全協会やスポーツ推進員の協力をいただきながら、選手や応援者の誘導や交通整理を行いました。また、地域女性連絡協議会の皆様によります湯茶や賄いの、それこそおもてなしの協力をいただき、選手や関係者の方に好評をいただいたところであります。たくさんの方々の御協力により、本年も無事に大会を終えることができましたことに、心から感謝を申し上げます。

スポーツ振興、競技力の向上という面につきましては、毎年児童の体力・走力の強化のために県下一周駅伝の選手を講師に迎えたり、ジュニア陸上教室やジョガー駅伝、ポートマラソン等を実施しております。これらの事業をきっかけに県下一周駅伝を目指す児童生徒が生まれてくれればと思うところであります。

以上です。

○2番（青山浩二君） 今の答弁で触れられましたが、地元曾於チームの成績についてでございます。全12チーム中、今回7位、前回は8位ということであります。しかし、タイムにつきましては、今回は前回と比べて19分15秒の躍進を遂げられ、選手、指導者、スタッフの皆さんの御努力がうかがえるところでございます。しかしながら、優勝はといいますと、先ほどの答弁のとおり、平成2年第37回大会の24年前までさかのぼらないといわけてございます。

そこで、今後はAクラス入りに向けての強化策が必要と考えられます。本市としては、何か強

化策を考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、私は曾於地区体育協会長と、曾於地区駅伝運営委員会の運営委員長をしております。そのような観点から、選手の確保、競技力向上につきましては、関係者の御意見も賜りながら、選手強化へ向けて取り組んでいきたいと考えているところであります。

本市からは、本年度社会人4名、高校生3名の計7名の選手が出場いたしました。今回の結果は、選手各自がチーム練習とは別に選手自らが話し合い、週2回の合同自主練習を取り組んだことによりまして、底上げの成果になったというふうに考えているところであります。常にAクラス、または優勝を争うようなチームづくりには、やはりその担い手である中高生の育成やジュニア層へのきっかけづくりが大切だと考えております。その方法、手法につきましては、陸上協会や関係団体と連携してまいりたいと、さらに進めてまいりたいというふうに考えるところであります。

○2番（青山浩二君） そういった育成面の強化も必要かと思しますので、市を挙げて全力で取り組んでほしいと思います。

また、市内の企業、市役所もそうではありますが、声掛け等をして、スポーツ振興策の手掛けとなるために、この県下一周駅伝大会に出場できるような力のある人材をもっと積極的に採用していただく対応策は考えられないでしょうか。

○市長（本田修一君） 以前の平成2年の優勝のとき、チーム強化のために有望選手を地元各町、その当時は曾於郡に8町ございましたので、地元各町に就職させて、選手育成ということで、このことにつきましては、曾於方式の開花と言われ評価を受けたところでございます。現在、本市の職員の採用試験につきましては、スポーツの特別採用枠は設けておりませんが、スポーツ・学業ともに優秀な職員につきましては、積極的に採用してまいりたいなというふうには思っております。

そしてまた、市内の企業におきまして、一部企業において、駅伝選手の職員採用について、積極的に取り組んでいただいている所もございまして、チーム強化に協力いただいております。このことにつきましては、深く感謝申し上げたいと思います。

特段大きな企業や大学等がない本地域におきましては、選手確保については、非常に難しい面もありますが、関係機関、各団体、企業の皆さんと行政の協力をしながら選手確保、競技力向上を図ってまいり、Aクラス、あるいは優勝を狙うというようなチームづくりに取り組んでまいりたいというふうには考えているところでございます。

○2番（青山浩二君） ぜひそのようにスポーツ採用枠など、力のある人材確保に努めていただきたいと思っております。

地元である曾於チームが常にAクラス入りであり、総合優勝を狙えるようなチーム力があれば、本市はもとより、曾於市、大崎町においても活力あるまちづくりにつながっていくのではないかとこのように考えます。そして、この駅伝分野においても、ぜひ鹿児島県一を達成していただき

たいと思います。

そこで、この駅伝のみならず、他のスポーツ全般において、今後の志布志市、ひいては曾於地区のスポーツ振興策について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 御案内のとおり、志布志市での若い世代が全国レベルで活躍しておりますが、この選手につきましては、それぞれ学校やスポーツ少年団で基礎が築かれてからこのような選手になったのではないかなというふうに思っています。曾於地区につきましては、現在先ほども述べましたように、曾於地区の体協の会長をしておりますということで、地区全体のスポーツ振興、スポーツの向上を推進していく立場でございます。

ということで、具体的には、県民体育大会の曾於地区大会が6月28日、29日を中心に開催されますので、競技力向上のための環境整備も必要であると考えております。県民体育大会曾於地区大会においては、21の種目の大会が曾於市、志布志市、大崎町で開催されます。そのうち12の種目が志布志市の会場で行われますので、このような競技を通じまして、大会を通じまして、全体の底上げが図られれば有り難いというふうに思うところでございます。

○2番（青山浩二君） ぜひともそのことが実現できるように、そのことを期待して終わります。次に、この駅伝大会の沿道応援についてでございます。

現在、市内の小中学校で沿道応援を実施している学校がどれぐらいあるか教えていただきたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 昨年度の県下一周駅伝の例でいきますと、小学校4校、中学校1校が沿道応援をしているということでございます。

以上です。

○2番（青山浩二君） 今、小学校4校、中学校1校の計5校ということでございますが、バスを利用して沿道まで出向いている学校があるのではないのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 昨年度、松山地区の泰野小学校からマイクロバスを使って、ぜひ応援をしたいという要望がございましたので、6年生のクラス全員を市のマイクロバスを利用して、沿道での応援をしてもらったところでございます。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 私も、この泰野小を含めて6校であると認識しております。そこで、この沿道応援に参加したくてもできない児童生徒のことをどう思っているのか教えていただきたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校が駅伝コースから離れているというようなことで参加したくても参加できない状況とか、そういうことがあると思えます。私としましては、できれば多くの児童生徒が直接県下一周駅伝を見てもらって、沿道雰囲気とか、選手の汗とか息づかい、そういうのを感じてもらう機会があったらいいなというふうには考えております。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○2番（青山浩二君） 沿道沿いにある学校は歩いて応援に行けることができます。

また、先ほど申し上げましたように、市のバスを利用して沿道まで出向き応援する学校もあります。しかしながら、応援したくても地理的条件から応援できない学校の方がはるかに多いのが現状であります。こういった格差をなくすため、沿道まで行けない学校においては、市でバスの提供をして応援に参加できるような体制をつくる考えはないでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど言いましたように、本当に多くの子供たちにこういう体験をさせるというのは、素晴らしいことかと思えます。先ほど泰野小学校が実施しているということでしたけれども、ほかの地区の学校からも、もしそのような要望がありましたら、市有のマイクロバスには制限はありますけれども、できるだけ対応していけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 分かりました。ぜひともそういう要望する学校がありましたら、実現できるようにお願いいたします。

私の友人に小中学校時代に、この県下一周駅伝を目の当たりにして、感動をもらい、この大会の選手になるんだと夢を持った人がいます。実際その友人は、そこから努力を重ね、曾於チームの一員として、この大会に数回にわたり出場しておりました。こういった夢と感動をもっと多くの児童生徒に味わってほしいことを切に願い、この沿道応援を通じ、将来のトップランナーが生まれることを期待しております。

次の質問にまいりたいと思います。

2020年鹿児島県で開催される国体について、質問していきたいと思えます。皆さんも御承知のとおり、今、サッカーワールドカップが開催中でございます。日本代表もつい先日子選1試合目、コートジボワール戦で1対2で負けはしましたが、日本中が今、サッカー一色で盛り上がっているのではないかというふうに思えます。

本市におきましても、サッカーは大変人気のあるスポーツであると思っております。そこで、本市の夏の風物詩となりつつあるサッカーフェスティバルですが、昨年の参加校数、延べ人数、経済効果をお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サッカーフェスティバルにつきましては、毎年毎年盛んになってきておりまして、現在、志布志みなとサッカーフェスティバルとしまして、8月1日から12日までの期間で100チームを超える高校生が本市に来ていただいて、練習試合がされております。平成25年度で18回を数える大会になっております。このことにつきましては、市のサッカー協会の皆さん方や高校の先生方を中心に実行委員会が組織されておりまして、大会の運営がされております。

そしてまた、毎年参加チームも増えてきております。競技力向上のみならず、地元の地域経済の活性化にも大きく貢献されている事業でございます。

合併後におきまして第11回大会でございますが、この時には参加校が68校、そして、現在では平成23年度において16回大会で104チームでございます。

経済効果でございますが、総額で5,500万円ほどの経済効果となっております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志みなとサッカーフェスティバルにつきましては、スポーツに対する意識の高揚と、サッカー技術の向上発展を図るとともに、各高校間の親睦を深めることを趣旨として開催されている大会であります。

平成25年度の参加チームにつきましては、さんふらわあを利用した関西地区からも約10校の参加がありまして、県外63校、県内45校の計108校が参加しております。

大会会場につきましては、志布志運動公園や、しおかぜ公園、城山運動公園、高校のグラウンド等を使用しているところです。本大会につきましては、競技力向上や各高校間や地域との交流、経済効果の面からも成果があり、大変有意義な事業でありますので、今後とも内容を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） サッカーフェスティバルの参加者について補足いたします。参加者数が昨年108校でありまして、4,004名でございます。延べ参加人数にしますと1万2,404名になります。宿泊数が6,941泊になります。経済効果につきましては、先ほど市長が申しあげました宿泊、みやげ、飲料、コインランドリー、その他、氷等々が4,500万円、さんふらわあの効果分が10団体で1,000万円、合計5,500万円、約5,500万円ということでございます。

○2番（青山浩二君） 今の答弁の数字のとおり、本市においてこの大会は大変有益な大会であると思います。大会運営等、大変であると思いますが、ずっと続けていってほしい、そういう大会であると思います。それから、今、名前が出てきましたしおかぜ公園についてですが、2020年鹿児島国体の成年男子サッカー競技が本市において開催されることが決定しております。国体についても、しおかぜ公園を使用するのか、お示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

2020年、第75回国民体育大会につきましては、本市においてサッカーの成年男子の会場として決定をいただいております。会場につきましては、しおかぜ公園と陸上競技場を予定しております。成年男子の大会につきましては、参加16チームでございまして、大会関係者、観覧者等を含めまして1万2,000人程度の来場者が予想されているところでございます。このようなことから経済効果も見込まれているところでございます。

○2番（青山浩二君） 現在、しおかぜ公園はNPO法人が施設の維持管理をしていると認識しております。年間委託ではございますが、4月から11月まではグラウンドの使用はできますが、12月から翌年3月までは芝の養生期間のため使用禁止になっております。この状況をどう思われますか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 12月から3月まで養生期間を設定しているということでございます。現在、大きなたくさんの大会が行われている関係で、芝の管理上12月から3月までは養生期間として、肥料の散布、目土、芝生の移植作業等を行っているところであります。全体の管理

上やむを得ないものだというふうに認識しているところでございます。

○2番（青山浩二君） 私の周りの各種団体も、この冬期に使用したい団体が多数あります。一気に全面改修しなくてもいいと思います。数年スパンで考えていただいて3分の1ぐらいずつ改良していってもらって、そういった方々の手助けとなるよう、冬芝等を研究して行ってほしいと思いますが、そういった管理方法を取り入れる考えはないでしょうか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） しおかぜ公園につきましては、年間約65日間の大会が開催されております。延べ競技者が2万7,300人ということになっております。

芝の管理につきましては、年間を通じて行っておりますけれども、芝生の消耗が激しくて、秋以降の大会では芝生のはげている箇所が多くて、どうしても養生期間を設けて移植なりの作業は必要だということでございます。

夏場の制限を、夏場の使用を極端に制限しますと、養生期間も短く設定することはできることではございますけれども、現在、大会の申し込み、使用申し込みの状態では夏場の制限は難しいのかなと思っております。

ただ、今議員から申されますように、市民の皆様からも年間を使った使用、冬場の使用をしたいという声もあるところでございます。全体の試合数の箇所等も調整することも必要かなと思っております。今後につきましては、現在市長の方からも冬芝について検討しなさい。そして、その事業を進めなさいというふうに指示もいただいているところでございます。まず、相性のいいふれあい広場について、冬時期にも使用できるような、冬芝の導入を進めていきたいと思っております。

○2番（青山浩二君） ぜひ、そういった管理方法、冬芝等の導入、研究していただいて、多くの市民の方が冬期にも使えるような管理方法を取り入れていただきたいと思っております。

では、国体でもしおかぜ公園を使用するということですが、国体のサッカー競技、施設ガイドラインを見てみると、チーム更衣室の設置、シャワー室の設置、また常設スタントがなければ仮設スタンドでもいいから設置しなさいなど、施設面のハードルがかなり高いようであります。先ほどの芝の問題も含めて、今の現状ではとてもじゃないですが、開催できる状況にないと思っております。今後施設面の整備をしていくと思われませんが、いつぐらいから始めて、また費用がどれぐらいかかるのか、考えているのかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

会場や整備についてのお尋ねでございますが、今後の予定につきましては、平成26年度に中央競技団体の正規の視察がございます。しおかぜ公園などの会場を見ていただきまして、会場全体の計画、芝の状況や観覧席等についても、今後どのような施設整備が必要か、その中央競技団体の方から要望があるかと思っております。その内容を受けまして、国・県の役割、そして、市で行うべきことを整理しまして、整備の財源、役割についても協議していくことになるかと思っております。

また、受け入れ体制の整備や競技力向上についても図っていく必要があるかというふうに考えております。

○2番（青山浩二君） 今、答弁されたとおり、今年視察があるということでございます。施設の整備をするということですが、2020年までにはあと6年しかありません。芝の問題にしても張り替え処置などしたら、それが根付いて、そして正式にサッカー競技ができるようになるまで結構な年月がかかると思います。2020年までそんなに時間の余裕があるとは思えません。備えあれば憂いなしということわざもあります。国・県ともしっかり協議して行って、早め早めにすばらしい施設に整備して行ってほしいと思います。

そして、整備が始まれば国体終了まで若干のグラウンド使用制限がかかってくると思います。市民に対して、使用できない旨の周知、これも必要となってきます。周知も徹底し、混乱、トラブルが起きないように努めていただきたいと思います。

また、国体終了後はサッカー専用グラウンドになってしまうのではないかとというような声が周りからよく聞こえてきます。今までどおり他の競技も、そして、多くの市民が利用できるような多目的広場として開放していただくのか、考えをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

整備につきましては、先ほど申しましたように、中央競技団体の正規の視察があった上で、その整備が進むということになります。ということで、今あるということは、かなりの期間が要するというのを団体の方も十分認識されておりますので、そのことについて、提案があった内容につきましては、国・県とも協議を重ねながら大会においては、いい状態で会場が提供できるようにしてまいりたいというふうに思います。

そしてまた、国体終了後の利用についてでございますが、このしおかぜ公園は多目的グラウンドでございます。ということでございますので、このサッカーの団体のみならず、ほかの団体においても可能な限り利用はしていただくということになろうかと思えます。

○2番（青山浩二君） 分かりました。ぜひそのように多目的広場として活用して行ってほしいと思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。

3月議会の市長の所信表明の中で、「小中一貫教育の導入、モデル校の設置、国の制度の活用策など関係者からなる検討委員会を設置し、学力日本一を目指した取り組みを推進してまいります」とありました。その後、私の周りの保護者の方から、「小中一貫校はどこが対象なのか」などとよく聞かれます。3月議会において、同僚議員の質問に対し、市長は「伊崎田はやりやすいと考えている。他の地区は考えていない」と答弁されています。この言葉をパズルのように組んでいくと、対象地域は伊崎田地区と、こういうふうに捉えるのが普通の考えだと思いますが、市長の考えを今一度お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市だけでなく、全国的に現在この小中一貫教育を導入するという学校が増えており、また文科省においても義務教育学校の創設について検討しているという報道が先日あったところでございます。

先に小中一貫の取り組みを導入した地域からは、子供たちの育ちを9年間のスパンで考えることで学習指導や生活指導で成果も上がっているというふうに聞いております。本市の各中学校区においても、これまで児童生徒の交流や教員の授業参観、授業力向上を目指した合同研修の実施などが進められてきました。今後確かな学力の定着に向けた検討委員会において、小中一貫教育のどのような取り組みが可能であるのか、モデル校を設置するなどして確かな学力の定着に向けた取り組みが検討されるものと考えております。

ということで、先の所信表明の際のときの私の答弁につきましては、今、議員御指摘のとおりでございますが、今の段階では、この学力向上の確かな学力の定着に向けた検討委員会を設置するというようにしておりますので、この検討委員会の中で十分検討を重ねていただきながら、方向性を定めていただければというふうに思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

小中一貫教育の導入により、子供たちの育ちを9年間のスパンで考えることで、中1ギャップを生む小中学校間の段差が少なくなり、学習指導、生活指導面で効果が上がっていると聞いております。ここ数年、本県においても小中一貫教育が推進されるようになりました。その意図は、小学校と中学校が共通の学力観に基づく継続的な指導で、学力の向上及び一人一人の個性や能力をより一層伸ばさせることであります。

本市においても、すべての中学校区において、児童生徒の交流、教員等が授業等を通して研修を深めているところですが、部分的な連携にとどまっています。今後更に学校行事、あるいは児童生徒の交流及び教員の授業の乗り入れを取り入れていくなど、積極的に小中連携を図っていきたいと考えております。

教育委員会としましては、今後、確かな学力定着に向けた検討委員会を設置し、小中一貫教育の成果や課題を把握したり、先進地研修等の機会を設けたりして、確かな学力の定着に向けて研究を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○2番（青山浩二君） それでは、まだ対象地域は決めてはいない、これから決めていくんだということの認識でよろしいでしょうか。

○市長（本田修一君） 3月議会の答弁においては、やりやすい地域だというふうにはお答えしたところでございまして、そのことについては、認識は変わらないところでございますが、現在このことについては、検討委員会に検討を委ねるということにしておりますので、その中で、そのような流れになれば伊崎田がモデルというふうになるかと思いますが、一挙に他の地域も含めた形で進めようかということの議論もひよっとすれば出てくるのかなという気もしますので、今現在のところ伊崎田を最優先でやるということについては、検討委員会の検討を待つということにしたいというふうに思います。

○2番（青山浩二君） 検討委員会の設置は、大変重要であると思いますが、できれば所信表明が終わってからでもすぐに保護者アンケートを実施していただきたいのが本音であります。行政が一方的に小中一貫やります、中学校統合やりますというやり方ですと、保護者も地域も困

感しますし、不安も出てきますし、反発が出てくると思います。前回、保護者アンケートを実施したのは、平成23年6月、もう3年前になります。当時のアンケート結果は伊崎田中校区においては、統合を望む45%、望まない28%、どちらともいえない27%。宇都中校区においては、統合を望む19%、望まない55%、どちらともいえない26%でありました。なぜか当時有明中校区では実施されておりませんでした。実施したこの両校区については、真逆の結果が出ております。しかしながら、この結果は先ほど申したとおり、3年前の結果であります。その頃からすると、保護者の考え方もだいぶ変わってきているように思えますし、周りの保護者からも、もう1回アンケートを実施してほしいという声が上がってきているのが現状でございます。再度アンケートを実施する考えはないでしょうか。そして、そのアンケート結果を検討委員会の中でも協議してもらえたらと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域の地元の方々にそのような御心配をおかけしているということにつきましては、誠に申し訳なく思ったところでございます。ただ、私としましては、3期目の市長選に出るに際しまして、マニフェストとしまして、掲げた内容でございますので、そのことの実現については、当然地域の方々の、そしてまた、市民の方々の理解を得ながら推進していかなくやならない。そしてまた、議会の同意も得なければなりません。教育委員会についても説明していかなくやならない内容だというふうに思っているところでございます。

ということで、先ほど答弁いたしましたように、検討委員会の検討に今後は委ねていくということでございます。そして、その中でアンケートをとるという方向性が出ることになるでしょうから、その時までしばらく待っていただければというように思います。それは、大変重要な内容でございますので、地域の保護者の方々の御意見というものがいかなるものかということについて、手元にしっかりと資料として持ちながら検討が進められるべきものというふうに思いますので、そのような方向性がこの検討委員会が開始されましたら示されると思いますので、どうぞ御理解いただければというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

確かな学力の定着に向けた検討委員会につきましては、あくまでも知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育成するために、学校として、あるいは教育委員会として、あるいは保護者、地域の方々にどういう協力をもたらすのかという視点で検討してまいります。その過程で、学力向上に向けて志布志の場合は、小中一貫教育も望ましいのではないかとこの声が出てきたときに、この小中一貫教育というのは簡単にできることではありませんので、もちろんその時には住民の方、関わりのある保護者の方々には、十分やっぱり意見を求めてやっていくこととなりますので、その時にはまたアンケート等も出てくるかと思っております。

以上です。

○2番（青山浩二君） 分かりました。なるべく早い時期にアンケートの実施をしていただきたいと思っております。

それでは、この検討委員会の設置時期、メンバー構成等をお示しください。

○教育長（和田幸一郎君） 検討委員会の設置時期ですけれども、ちょうど8月に全国学力学習状況調査の結果が出ます。そういうのも踏まえたいということがありまして、8月から9月にかけて第1回目の検討委員会を開催しようかなと思っております。

それから、検討委員会のメンバーですけれども、今のところ、各幼稚園、保育園、小学校、中学校、校長の代表、それから各地域の代表、それから有識者として、鹿児島大学の教授を含めて5名程度で、計15名程度、今のところ予定しているところでございます。

以上です。

○2番（青山浩二君） この検討委員会になられる方については、しっかりと小中一貫、中学校統合に向けて慎重に議論に議論を重ねて進めていってほしいと思います。

また、小中一貫校の設置により、地域、また学校によって、メリット・デメリットが生まれてくると思います。どういったことが生じてくると思われるのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 小中一貫教育のメリット・デメリットについてですけれども、小中一貫教育のシステムというのが三つございます。一つは坊津学園のように、施設が一緒になっている一体型が一つあります。それから二つ目に、ちょうど伊崎田小中のような校舎をイメージしてもらえればよいと思います。併設している状況、こういうところで小中一貫をやる場合もあります。それから、松山中のように、松山中に松山小、泰野小、尾野見小の子供たちが行きますが、あれは離れていますけれども、ああいふ離れている状況で、分離している状況で小中一貫をやる場合もあります。

それぞれでメリット・デメリットは異なるわけですが、共通して言えることは先ほどちょっと答弁しましたけれども、小学校、中学校9年間のスパンですと教育が営まれますので、特に今問題になっている小学校から中学校への段差というのがあって、それに伴う不登校とか、学習についていけない状況というものの、これについては、改善ができるのかなと思います。

それから、教える側の立場に立ちますと、特に中学校の教師は、小学校の先生方の丁寧な授業といたしますか、そういうのを学ぶ機会にもなりますし、逆に今度は小学校の教師にとってみれば、中学校の専門的な知識、理解、そういうのが得られるというメリットもあるのかなと思います。

子供たちの視点でいきますと、子供たち、特に中学生は、たくさんの下級生ができるわけですので、やっぱりリーダーシップとか主体性とか、また下級生をいたわる心とか、そういうのもまた育ってくるのかなということで、いろんなメリットというのが考えられるわけですが、逆にデメリットというのもいくつかございます。例えば、松山のような離れている状況での小中一貫になりますと、小中一貫教育を進めていく上での研修をするときに、かなり時間がかかったりとか、あるいは小学校は基本的に45分授業、中学校は50分授業ですので、そういう時間割の調整というのもまた課題として出てきますし、それから、やっぱり一番大きいのはカリキュラム、これは十分に教育計画を綿密に立てないと、運営が難しいなということもございます。

また、教員の方は両方の免許を持ってないと指導ができないということがありますので、これ

は人事との関わりも出てくるかなと思います。小学校の教師で中学校で教えるとなると中学校の免許も必要になってくると、中学校の教諭もそこら辺の免許がないと小学校で授業ができない。そういうこと等も課題として出てくると思います。

それからもう一つ、先ほど私、小学校から中学校への段差を少なくするというような言い方をしましたけれども、でも逆に小学校から中学校の段差がすべてなくなることが、はたして子供たちにとっていいのかどうかということもあります。やっぱりある程度のハードルといいますか、そういうのは課題を解決していく、そういうのを乗り越えていく子供たちを育てていくということもまた別の視点でありますので、すべてフラットで、小学校、中学校からスムーズにということで行きますと、やっぱりある面メリットでもあり、またデメリットでもあるのかなという考え方もありますので、そこら辺が若干いろいろと今後検討されなきゃいけないところかと思えます。有り難いことに県内にも小中一貫教育を行っているところが3校ほど、3地区ほどありますので、そういうところの視察等を兼ねながら、本市に合った、例えば小中一貫教育を導入するということになれば、そういう先進地の視察等を、訪問しながらメリット・デメリットを十分検討しながら具体的に進めていけたらなと、そういうふうに考えております。

以上です。

○2番（青山浩二君） 今、答弁にもありましたように、デメリットが何か所か出てくると思います。でも、このデメリットを少しでも解消できるように、進めていってほしいと思います。

また、小中一貫教育の中で、学校運営協議会制度という、これをコミュニティ・スクールといいます。学校、保護者、地域が一体となり、一緒に子供たちの豊かな成長を支えていく、地域と共にある学校づくり、これを進めていく仕組みがありますが、この制度を取り入れた小中一貫校があるのは御存知でしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校運営協議会が設置されまして、教育委員会から任命された地域の住民の方々が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動についての意見を述べたりできる制度をもったコミュニティ・スクールであります。今後、本市の検討委員会においても、コミュニティ・スクールを導入することの意義が検討されまして、本市の児童生徒の学力の向上を含めた健全育成にふさわしいということであれば、導入も考えられるということでございますので、その検討を待ちたいということでございます。十分そのことにつきましては、認識しているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校運営協議会、すなわちコミュニティ・スクールのことにつきましては、たまたま今日の新聞で紹介がされておりました。県内にはコミュニティ・スクールを導入しているところが2地区あります。坊津学園と、今日新聞に載っておりました薩摩川内市の水引小中学校です。この学校運営協議会は地域の声をたくさん学校経営の中に活かしていこうという趣旨で行われているものなんですけれども、実際、現在、学校には学校評議員というのがございます。学校評議員もコミュニティ・スクールも地域の声をきちんと受け止めて、それを学校経

営に生かすという思いは一緒なんですけれども、大きな違いとして、コミュニティ・スクールの学校運営協議会の方は非常に重みがあります。教育委員会から任命をした方々が参加をする。そして、意見と同時に学校経営にいろいろ言ったことに対して承認をするというようなレベルまで責任がある。そこがコミュニティ・スクールと学校評議員が違うところかと思えます。

今後、検討委員会の中でいろいろな議論が出てくると思いますが、そういうことも踏まえながら、やっぱりこのコミュニティ・スクールを導入することによって、学校がより改善に向けて、改善の方向にいくような、そういうコミュニティ・スクールでなければ、あまりにも学校に対して厳しいことを言って、学校が窮屈になってしまうというようなことでは、逆になるわけですので、そういうことをきちんと踏まえて、今後ともコミュニティ・スクールのことについては、検討委員会の意見等を十分踏まえながら、考えていけたらと、そういうふうに思っております。

以上です。

○2番（青山浩二君） 私も、今教育長がおっしゃった坊津学園、ここに今年の2月に視察に行きました。職員の方からいろいろお話を伺いました。とてもすばらしい制度であると思えます。どうせなら、小中一貫を目指すなら、こういったすばらしい制度を取り入れてほしいと思えます。

この坊津学園は、定期的に学校運営協議会が行われ、様々な問題、課題を学校、保護者、地域が出し合い、そして、解決していくということで、その学校が、そして、その地域が発展していくように感じました。こういった取り組みが市長の目指す学力日本一にもつながっていくのではないかとこのように考えます。今後、少しずつ形が見えてくるであろう、そう思いますので、小中一貫校の導入につきましては、今後もしっかりと質問していきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時16分 散会

平成26年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成26年6月17日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

小 野 広 嗣

玉 垣 大二郎

平 野 栄 作

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松 山 支 所 長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学 校 教 育 課 長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） それでは、改めましておはようございます。

支援者及び支持者の方々の負託を得ることができまして、議員として初めての一般質問になります。そういった中で、「志布志をいい町にしてね」というたくさんの方々から言葉をいただきました。その言葉を常に心に刻みながら精一杯努めてまいります。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答方式により質問してまいります。

まず最初に、私は本市の林業振興対策協議会の委員でもございます。市長の所信表明、施政方針にある本市の公有財産でもあります市有林を含む、林業振興についてお伺いいたします。

戦後、我が国においては、ほとんどの木が伐採されてしまい、先人達の多大な努力によりまして、本市におきましても、松山地区、志布志地区、有明地区のそれぞれが直営で管理、整備されていたように聞いております。伐倒期を迎えたときには、必ずやまちの財源として活用され、それと同時に林業に関わる人材の育成がなされ、林道をはじめとする路網の整備など様々な産業への波及効果も期待され、管理及び整備されてきたものだと思います。

そういった意味で、今まさに伐倒期を迎えた市有林について、地区別の面積及び、また積算が可能であれば、市有林に眠るその数量、体積についてお示しいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。

八代議員の御質問にお答えいたします。

本市においては、市有林を保有しておりまして、面積につきましては、人工林で458.47ha、広葉樹林で323.43haで、市全体で781.9haの市有林を保有して管理しております。このように貴重な財産を有効活用するために、今年度におきまして、これらの市有林内の人工林分458.47haについて、森林簿との樹種、林齢確認等の調査を曾於地区森林組合に委託しまして、今後継続的に管理計画が立てられるよう基礎調査を今回の補正予算をお願いしたところであります。戦後、植林作業が実施され、現在ほとんどの山林が50年前後の山林に成長しまして、伐採期を迎えて、更新を行う時期にきているということでございます。

市有林につきましては、地区ごとには松山地区で人工林が122.16ha、広葉樹林で176.93ha、志

布志地区で人工林が207.88ha、広葉樹林で89.77ha、有明地区が人工林が128.43ha、広葉樹林で56.73haでございます。

それぞれの区域で推定される数量、金額についてでございますが、松山地区で3万1,800m³で、価格にしまして1億5,630万円程度、志布志地区で5万4,000m³で、価格にしまして3億600万円程度、有明地区で3万9,000m³で、推定価格にしまして2億2,500万円程度でございます。

○4番（八代 誠君） 今市長の方から答弁をいただきましたが、約6億円近い木が眠っているということではありますが、この市有林における今言われました森林組合と連携をしながらということでしたが、年次的になっていくというふうに思われますが、適切な森林の管理、整備というものは水資源のかん養にも様々な形で影響があるということは言うまでもありませんが、今市長が言われた曾於地区森林組合と連携しということではありますが、具体的な構想があれば、それをお示しいただきたいと思えます。作業の手順、あるいは管理の方法、整備の方法などについてお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の補正予算にお願いしたのは、ただいまお話ししました本市が保有する人工林につきまして、今後森林組合で森林簿の整理をしていただきまして、その樹齢の確認をしていただきながら、その伐採等をしていただき、そしてまた、さらに再生林というような流れになっていくところでございます。

ということで、今年度においては、とりあえず森林簿の整理をしていって、今後その整理できた書類に基づいて、内容に基づきまして、人工的に森林の伐採の面積をいかほどにするか、あるいはその後の再生林についてどのような形で取り組むかということについて協議を重ねることになるかというふうに思えます。

○4番（八代 誠君） 今年度は検討をしていくと、調査検討を重ねていくということによろしいでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、今年度におきましては、まず森林簿を作り上げることということで、全体の概要をつかみまして、それで伐採期を迎えているところがどこであるかということ確認しながら、次年度以降、その作業を始めていくということになります。

ということで、今後その施業につきまして、どの地区について取り組むかということについては、今申しましたように検討していくわけでございますが、森林組合としましては、その作業に向けて準備をしていただくということになるかと思えます。

○4番（八代 誠君） 市長の所信表明には、この林業部門においては「雇用の拡大」という言葉も使われております。先ほども少し触れましたが、木を伐採して、伐採したら植林をしていくと、植林をしていくことによって、その後の管理、整備に関わっていく。その作業工程というものが繰り返されることによって、安定した雇用の場が提供されていくのかなというふうに考えられるわけなんです。市長のいわれる雇用の拡大について、具体的なものがあればお示しをお願い

いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、森林の伐採がまずされるということになります。その後、再造林、そしてまた、造林がなされたのちには、下刈り、そしてまた枝打ち、間伐と、これはおよそ10年から15年ぐらいかけてこのような流れが生じてくるということで、安定的な雇用が今後発生していくということになろうかと思えます。

ただいま森林組合と協議している内容では、とりあえずは一班編成ということで、作業班の一班編成ということで、四、五名程度の雇用にはなるということですが、今後の計画次第では、その班編成につきましても2班、3班という形での林業振興が図られるんじゃないかなというふうには期待しているところでございます。

○4番（八代 誠君） 今市長が言われるように、この事業については、本当に雇用の拡大というものが十分に期待されるというふうに思っております。市有林以外の個人所有の山林についても、同様のことが言えると思われますので、ぜひこのことについては、今年度は帳簿を作成して計画的にということなんです、速度をもって、ぜひ対処していただきたいというふうに思います。

次に、所信表明の中にある森林資源の再活用についてお伺いいたします。

市長は、森林資源の活用という言葉ではなくて、「再活用」という言葉を使っておられます。例えば、木材として利用されている規格内の幹だけではなくて、通常15cm未満の幹については商品価値がないというようなことなんです、そういった規格外の間伐材、さらに現地で廃棄される枝葉などを活用しますよというような意味なのか、そこら辺を具体的にお示し願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

森林資源の再活用ということについてのお尋ねでございますが、これまでの森林管理施業の手法につきましては、育成途中の森林管理の観点から、主に切り捨ての間伐材がメインとなりました。その林内路網等の整備にコストがかかり、山中に捨てられていたというような木が多かったところでございますが、近年、森林のほとんどにつきまして50年前後の間伐林齢から主伐林齢へと成長してきたということでございます。これまでのように、搬出に手間がかかるような状況が解消されまして、路網整備も容易になりまして、搬出コストも軽減されてきているということがあります。そういうことであるならば、あらゆる林産物が搬出されるということが予想されますが、現在、製材用材（A級材）のほかは、志布志港から海外向けの輸出材（B・C材）として利用が可能であると考えております。そしてまた、本市に立地希望のある木質バイオマス発電施設が進出してきたとなれば、その枝葉までの燃料への利用等も考えられますので、先進事例等を調査しながら、今後業者側と協議を重ねてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 今、市長の答弁の中に木質バイオマスというような言葉も出てまいりましたが、現時点におけるこの木質バイオマス発電、また、近年近隣市町村における計画、本市に

引き合いのある木質バイオマスの施設、あるいはまた、近隣市町村における計画があれば、それをお示しいただきたいと思います。

また、こういった企業誘致に対する市長の考え方をお示し願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、具体的に鹿児島市内の業者が、本市に進出したいということで、設置予定箇所につきまして用地の買収を進められているところでございます。

発電計画されているその発電施設につきましては、一日1万2000kwで、一般家庭電力使用分の約2万世帯分でございます。利用木材が年間約13万m³、そして雇用が発電所で15人、チップ工場で10人という予定になっております。このことにつきましては、全面的に私どもとしましては、進出していただくよう対応を重ねているところでございます。このような形で、本市の木材資源が有効活用されるということにつきましては、本当に有り難いというようなふうに思うところでございます。そしてまた、志布志港においては、昨年、一昨年、この木材の輸出が日本で一番になっているという実績がございます。これは、曾於地区森林組合を中心とします南九州地域の森林組合が連携して、志布志港から木材の輸出をしていただいている流れをつくっていただいたということがあって、このようなことになっているということでございますので、本市においては本当に林業振興というようなものが前向きに取り組まれているということにつきまして、有り難く思うところでございます。

○4番（八代 誠君） 今、本市に引き合いのある木質バイオマス発電所について1万2,000kw、さらに年間13万m³のチップとなる木が必要だということなんですが、昨日も低炭素というような言葉も出てきました。この木質バイオマスについては、植物自体が成長の過程で光合成を行うと、CO₂を取り込んで成長していくんだよということなんですが、チップを燃やして発電をする際に、もちろんCO₂発生するんですが、その成長過程でCO₂を取り込むということで、それが差し引きゼロだよというような考え方、どうもそういう考え方みたいなんですが、薩摩川内市のバイオマス発電所、2015年11月に発電開始だというようなことで伺っておるところなんですが、得てしてこのバイオマス13万m³の木、継続的に本当に提供できるのかというようなことで、非常に私も今回この質問をするに当たって、いろいろ調べてみたんですが、なかなか操業を始めても需要と供給のバランスが難しいというようなこともお聞きしているところなんですが、そういったことについて、市長の考え方があればお聞きしたいんですが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

木質バイオマス発電施設においては、ただいま議員お話のとおり、カーボンフリーというような形で、再生可能エネルギーの中で、位置付けられているところでございます。そのような施設が、本市において立地していただけるということにつきましては、本当に有り難い話だということをお話し申し上げたところでございますが、この同じような施設につきましては、県内でも霧島市、あるいは薩摩川内市においても、来年中には操業予定、稼働予定というふうになっているようでございます。

そしてまた、宮崎の日南市においても、それから都農町においても、また串間市においてもその予定があると、そしてまた、日向市でも予定があるようでございまして、この南九州地域で多くの木質バイオマス発電所が開設されるということになっているようでございます。

ということで、御指摘のとおり、森林資源が大丈夫かというようなことの懸念があるところでございますが、私どもとしましては、はじめに申しましたように森林組合と連携しながら、このことについては取り組んでいくんだと、そしてまた、同時に森林の伐採をしながら、植林をしていって、その森林資源の確保をしていくというような流れで、取り組みをすることでございますが、私どものまちには、志布志港というものがございます。志布志港において、外からもこの資源、バイオマス発電のための資源が取り寄せられる地域であるということで、そういった業者の方々は進出を考えられているというふうに思うところでございます。

○4番（八代 誠君） そういった形で立地条件、非常に有利であるというふうに私も思うところなんですけど、今回この質問をする際に、担当課の方に行って、バイオマス発電の方はどうなんですか、というふうに聞きにいったところなんですけど、職員の方々が、かなり詳しく理解されて、先ほどお話ししましたように、薩摩川内市のバイオマス施設については、中越パルプさんが操業されるということで、もともとがパルプさんですから、そういった林業関係者と、かなり関係が深くてスムーズに事が運ぶだろうというようなことなんですけど、どうもそこには、これまでの日本の林業関係者が右肩下がりに、農家に対して林家というらしいんですが、林家の林業にいそむ方々の人口がかなり減ってきているということで、それは、やはり地元の林業資本といわれるその土地の所有者、そして森林組合、ましてや市内の林業家の方々の利益になかなかつながらないということが、どうも問題だということで理解されていたみたいですので、誘致される場合には、雇用の創出ということも大事かとは思いますが、あくまで林業が発展していくような形で誘致をしていただければというふうに思います。今のことについて、市長からコメントいただければ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当に林業においても戦後どんどん造林がされて、そして、住宅が必要があった時には非常にいい形で展開してきたところでございますが、いわゆる住宅事情が先細りになってきまして、そして、木材の需要が減ってくるにつれて、材木の価格が低下しまして、本当に林家においては、木を切るために赤字だというような状況が続いてきたところでございます。

それが、ここ二、三年状況が変わってきたのは、先ほども言いましたように、本市の志布志港から木材、間伐材の輸出が始まってきたということが契機になっているようでございます。そのことでもって、本市においては非常に有利な地域にあるんだということ。

そしてまた、本市にある曾於地区森林組合が非常に意欲的に経営を展開されていて、そのことでもって、ほかの森林組合と一緒にあって取り組みがされている環境にあるということも相まって、この地域では林業において非常に前向きな地域になっているというふうなふうに認識しているところであります。

ということでございますので、林家の方々においては、今、この森林組合と連携しながら、木材の伐採、材木の伐採、あるいはまた再生林というような形の補助事業もございまして、そういったのを活用しながら、林業振興に努めていただければというふうには思うところでございます。

○4番（八代 誠君） そういったことで、ぜひ先ほども申しましたように、急激な右肩下がり、本当に林業振興については、大変な思いをされている森林組合、そして林家の方々に対して、なるべくそういった企業を誘致する際にも、地元のそういった林業資本が潤うような形の企業誘致ということを第一に進めていただければというふうに思います。それでは、林業振興については、これで終了いたします。

次の質問に移ります。

本市の学校給食の現状について伺います。

まずは給食センター及び担当課の皆さんには、本市の安心・安全、そして何よりもおいしい給食を様々な対応・対策をされながら提供していただいております。このことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

それでは最初に、松山センター及び有明センターの規模、能力、あるいは人員配置について伺います。人員配置については、調理部門、そして配送部門あるかと思いますが、その配置の数等については適正だと思われているのか。例えば、給食センターにおいて、配送が完了してから温食に本当は入らなければならない具材が片付けの段階で冷蔵庫から見つかったなどというような、本当にうっかりした事例であります。本市において、そういった事例がないための管理体制、見直し、そういうことは必要ないか伺います。整理しますと、2センターの規模、能力についてお示しいただき、人員配置、管理体制等については見直し等は必要ないか伺います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志市立学校給食センターは、平成20年9月に開設いたしまして、調理員が現在23名、栄養教諭3名、市職員3名、事務補助の臨時職員1名で一日最大3,000食の調理が可能です。現在2,614食を調理しております。小学校13校、中学校4校、幼稚園1園に3t車3台、2t車4台で配送しております。

松山センターの方は、平成2年4月に開設しまして、調理員が5名、栄養教諭1名、市職員1名で、一日最大1,000食の調理が可能です。現在406食を調理しております。小学校3校、中学校1校に2t車1台で配送しております。なお、配送に関しましては、シルバー人材センターに委託しております。

管理体制の見直しの必要はないかということでございましたが、今後も文部科学省が示しております学校給食衛生管理の指針とか、あるいは志布志市立学校給食センター運営規程に基づいて、安心して安全な給食が提供できるように、適正な管理運営に更に努めたまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（八代 誠君） 有明の可能な提供できる可能な規模が3,000食、松山が1,000食ということでありました。梅雨に入りまして、この時期は本当に食中毒など、次から次へと心配り、あるいは目配りをしていかなければならない対応・対策等あるかと思われまますので、いま一度気を引き締めていただいて、安心・安全、そしておいしい給食を提供をお願いしたいというふうに思います。

今の教育長の答弁でありますと、人数については十分足りてますよということで理解してよろしいでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 給食の調理の人数等については、今の体制で大丈夫かなというふうに教育委員会の方としては捉えております。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

次に、食物アレルギー対策について伺います。アレルギー対策食の園児、児童、生徒の数及びセンターとしての対応について、現状をお示しいただきたいと思えます。特に、対応については、栄養士の方、調理される方、非常に苦慮されているんじゃないかなというふうに思うわけでありまます。食物アレルギーを持つ子供たちは、年々増加傾向にあるということですが、先ほども伺いましたように、人員配置についてのそういった検討していかなくていいのか、通常食、アレルギー対策食、本当に大変だというふうに思うんですが、そういったことも含めて、センターでのそういったアレルギー対策食についての対応、現状をお示しいただきたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） アレルギー対応についてお答えいたします。

アレルギーの対応といたしましては、平成26年度は両給食センターで対象者が34名おります。毎年1月に保護者にアレルギー対応食希望申し出について文書を配布いたしまして、3月末までに希望者からアレルギー給食依頼書及び医師の診断書を添付していただいて、細心の注意を払ってアレルギー対応食を提供しております。

また、それぞれ対応食が異なりますので、アレルギーの程度の重い児童生徒については、学校、保護者、センターと緊密な連携をして、細かな打ち合わせを行っております。具体的に言いますと、1か月前にアレルギー対応一覧表を関係学校に送付し、保護者に渡しております。献立によって原因食品が数種類入っていて、対応困難な場合には、保護者に弁当を準備していただくこともあります。さらに、前日と当日の2回、栄養教諭、調理員によるミーティングを実施し、細心の注意を払い、アレルギー対応食を作って、学校名、児童生徒名を記入した専用容器で配送いたしまして、学校の給食担当者が確認してから、該当する児童生徒に渡しております。

教育委員会といたしましては、今後とも学校、保護者、センターが一体となって、細心の注意を払いながら事故等が起きないように安心・安全な給食を提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（八代 誠君） 3月の定例会の折には、25年度の実績ということで40名、今年度は一応34名ということで、若干減ったのかなというふうに思うところではありますが、今、教育長の答弁にもありましたように、それぞれの子供たちが対象物が違うんだよということでありました。医

師の診断書まで付けて各家庭と連絡を取り合っているということで、本当に大変な作業だなというふうに思うんですが、今、教育長の方から場合によってはお弁当ということでありましたが、過去そういった実績があったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（溝口 猛君） 先ほどアレルギー対象が34名ということでございましたが、なかには弁当持参でお願いしているケースもございます。と申しますのは、一人の児童生徒でアレルギーの品目が非常に多数あるということで、どうしても、その方の特別に作るケースが困難な場合、そういった方は、過去にあります。平成24年4月頃に弁当持参でお願いしているケースがございます。

○4番（八代 誠君） そういった形で、ぜひ困難が多様な場合には、いろんな方法があるかと思しますので、密に連絡を取っていただいて、そういった不慮の事故対策というものを未然に防げるような方策をとっていただければというふうに思います。

次に、食物アレルギーを持つ子供たちの中でも、アナフィラキシーショックに陥ってしまう可能性のある園児、児童生徒数及びその対策についてお伺いしたいと思います。細心の注意を払って、作っていただいた給食にもかかわらず、何らかの手違いによって、ショック状態に陥った場合の処置、研修及び訓練等は各学校にそういった対象になる子供もいない全市において、各学校全ての学校でそういったことが十分に実施されているのか、そのことについてお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

平成24年12月に東京都調布市立の学校でチーズなどにアレルギーのある5年生の女子児童が、給食を食べた後に死亡した痛ましい事故を受けて、教育委員会におきましても、危機感を持っておりまして、児童生徒のアレルギーについて実態の適切な把握と対応に努めております。

学校におきましては、これまで管理職研修会とか、保健主任等研修会において、エピペンについての学習を行ったり、志布志消防署の署員を講師に招いて、エピペンの使い方の研修を行ったりしております。学校においても、エピペンの使い方について実践的な研修を行うよう指導しているところです。

学校においては、緊急時の連絡先や職員の役割分担、エピペンの使い方等を示したマニュアルを作成して、緊急時の対応について体制を整えるよう指導しております。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） アナフィラキシーショックに陥ってしまった場合には、今教育長の方から答弁がありましたように、エピペン注射というのが本当に有効だということではありますが、研修及び訓練等を十分なされているということで、ほっとしたところではありますが、このエピペン注射を学校に持参している子供の数、その数の整合性は把握されているのかなど、つまりショック状態を引き起こす子供たちというのは、先ほど答弁にもありましたように、診断書を出しているわけでありまして、その症状の度合いというのがはっきりしてくるかと思うんですが、ショック状態を引き起こす子供たち全員がエピペンを常に持参しているのか、またエピペンそのもの

の管理というのはどういうふうになっているのか。例えば、いざ使おうとするときに、そのものが破損したりして使えないというような状況になってしまえば大変なことになりますので、エピペンそのものの管理状態はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

最初にエピペンを必要とする子供が何人いるかという御質問ですけれども、現在本市でもアナフィラキシーショックの発症の恐れがあって、エピペンを処方されている児童生徒が5名おります。保護者及び給食センターとの関係機関と十分連携を図りながら、児童生徒のアレルギーについて、実態の適切な把握に努めているところです。

2点目の質問ですけれども、その管理はどうなっているのかということにつきましてですけれども、本市でエピペンを持参している児童生徒については、いつでも使えるような状況でなければいけませんので、それぞれの学校で教室の机、あるいはかばんの中、そういうところで保管しているのが現状です。

学校に対しては、緊急時に学校職員がどこにエピペンが保管されているのかという共通理解を図っておりまして、担任不在の場合でも誰でも対応できるように指導を行っているところです。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） その取り扱いについても、十分管理がなされているということではありますが、先ほども言いましたように、いざ使おうとするときに、破損して使えないということがないように、そこら辺もう少し詳しくですね、詳しくって言ったらかかしいですが、しっかりした形の管理というものを徹底していただければというふうに思います。

最後に、本市の給食費の現状についてお伺いいたします。

まず本市の給食に関わる仕組みについてお尋ねしたいと思います。

給食センターに関わる全ての経費、つまり水光熱費、センターで働いていただく職員の方々の人件費など、今年度も本市は一般会計の予算額が1億2,800万円ほどになっております。

さらに、本市の特産品をふんだんに使用できるよう学校給食特産品活用事業にも取り組んでいただき、牛肉、黒豚、ハモ、うなぎ、メロンなどを使用した給食の提供も実施されております。こういった仕組みについて、今一度分かりやすく説明をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

給食センターの運営に関する経費でございますけれども、平成26年度当初予算において総額1億2,839万3,000円計上しております。

主なものといたしましては、市職員や調理員等の人件費が7,534万2,000円、センターの維持補修経費や燃料代等需用費が3,226万7,000円、配送業務や設備の保守点検等委託料が1,475万6,000円でございます。

また、先ほど議員言われましたように、将来を担う子供たちへ、志布志で生産される特産品の知識や理解等を深めてもらうために牛肉、豚肉、ハモ、うなぎ等の市特産品を学校給食に活用するため157万9,000円を給食費会計に補助しているところであります。これらの市が負担していま

す経費に保護者負担分であります給食の材料代1億3,984万3,000円を合計した2億6,832万6,000円が給食を作るために必要な経費となるところでございます。

給食にかかる単価でございますけれども、平成25年度決算で積算いたしますと、市の負担額1億1,855万8,000円と、保護者負担額1億3,577万円、合計で2億5,432万8,000円となり、市が46.6%、保護者が53.4%の負担となります。市と保護者の負担総額2億5,432万8,000円をもとに、給食費を計算しますと、1食当たり407円、ひと月当たり7,363円となりますので、現在保護者に負担していただいているひと月当たりの給食費、小学校3,950円、中学校4,650円は安価であると考えているところであります。

以上です。

○4番（八代 誠君） 分かりやすく説明していただきました。給食を運営していく中で、給食の構成ということで、市が負担しているのが46.6%、保護者の方々が負担していただいている給食費が53.4%ということであります。しかし、今年度4月1日から消費税が上がったわけでありまして、この給食費についても、小中学校150円ずつ増額をせざる得なかったということで、3月議会の中でお聞きしたわけなんです、そういった市の一般会計からも繰り入れてやっている給食事業であるわけなんです、しかしながら、給食費の未納額、これが年々増加傾向にあるということでお聞きいたしておりますが、各地区別の未納状況などについて把握されている金額があればお示しを願いたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 未納額の各地区ごとの状況の御質問でございますけれども、お答えいたします。

給食費の未納額は、平成23年から平成25年の直近3年間における給食費未納合計額は239万412円です。地区ごとの内訳を申しますと、松山地区がゼロ円、有明地区が124万9,534円、志布志地区が114万878円となっております。なお、合併後の未納総額は、422万3,168円でございます。

以上です。

○4番（八代 誠君） 今教育長からの答弁ありました志布志市内でも松山地区は未納がゼロですよということでありました。

今年度になりましてから、各小中学校への子供便になるかと思いますが、就学援助制度のお知らせというようなことで、教育委員会の方から配布されたお知らせも、こんなのがあるわけですが、そういった制度を十分に利活用していただいて、なるべくそういう未納がなくなればいいのになというふうに思っているところなんです、本当に最後に、こういった未納対策について、検討していかれるつもりはないのか、このことについては、本当にデリケートに取り扱っていかなければならない問題だということは十分承知しておるわけなんです、私は義務教育というのは、保護者が子供に教育の機会を与える義務行為であって、子供が学校に義務でいくことではないというふうに個人的には考えております。憲法では、「義務教育はこれを無償とする」というふうになっておりますが、これは義務教育の段階で授業料については徴取しませんよという意味であって、教育に関わる全てのものが無償になるという意味ではないというふうに思っています。

私、以前、市PTA連絡協議会で役員をさせていただいておりましたが、そういった給食費を払っていただけない家庭に伺いますと、なかには義務教育なんだから、市がただで食べさせるといようなことを言われたといようなこともお聞きしております。この未納額をゼロにするために他地域では年度当初に保護者に対して給食を利用しますか、あるいはしませんかといような契約書に近い文書を交わす自治体もあるかに聞いております。未納を徴収していく方法について、本市においてもマニュアル等を作成するといような取り組みは必要ないか、そのつもりはないかお聞きいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 給食と言いますのは、栄養バランスのとれた食事を提供するといのがあります。そういう意味では、安定した供給といのが求められるわけですので、給食費の適切な負担といのを保護者に負担していただくといことになるかと思いますが、未納問題につきましては、今のところの徴収の状況と言いますと、各小中学校、特に校長先生方を中心に各学校で徴収を行っているのが現状であります。滞納がある保護者に対しては、電話による督促を行ったり、文書による催告、そして場合によっては夜間に戸別訪問して、徴収をしているといような状況もあります。

学校によりましては、先ほど議員言われたように、PTAの方々にも協力をもらって徴収に回っている、そういうこともございます。また、学校から要請があったところに対しましては、センターの職員も徴収に参加してもらっております。未納の現状を的確に把握をして、学校だけではなくて、学校、PTA、給食センターが一体となって今後とも公文による督促とか、電話催促、あるいは夜間徴収等の対応をしているところであります。

また、先ほど議員の方からマニュアル等のことがお話がありましたけれども、今後も、他の先進地等の事例等を参考にしながら、学校給食による食育の教育的意義とか、現状を保護者に理解していただきながら、未納解消に学校と一体となって取り組んでいきたいと思っておりますので、今のマニュアル等のことについても、また今後教育委員会で検討できる場所があれば、検討していきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○4番（八代 誠君） 本当にこのことについては、デリケートに扱っていかなければならないといふふうに思っておりますので、就学援助制度などについても、十分市内の小中学校の保護者の方々に周知をしていただいて、そういう制度を利用していただいて、また未納額を本当にゼロに近い形にしていっていただければといふふうに思います。

先ほどもありましたように、松山地区は未納額がゼロといふことですので、やってできないことはないんじゃないかなといふふうに、私思うところであります。ぜひそういった形で、この議場にも今年度の市P連の役員の同僚議員がおりますので、市P連全体の協力をいただきながら、未納額ゼロといふものをスローガンにしていっていただきたいと思います。

そしてまた、先ほども申しましたように、6月になりました。食中毒、いろんな形で大変な作業が続けて起こってくるかと思いますが、市内の子供たちに安心、そして安全なおいしい給食の

提供を引き続きお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆様こんにちは。

早速、質問通告に従って順次質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

はじめに人口減少対策の観点から2点質問をいたします。

先月、民間の有識者らで構成される日本創成会議は2040年までに全国の約半数である896の自治体で出産期に当たる20歳から39歳の女性が半数以下になるとの試算を発表し、各方面に大きな波紋が広がっております。これらの自治体では、出生率が上がったとしても、若年女性の流出が影響して、人口減少が加速をし、将来的には消滅の危機にさらされるとのことであります。人口減少社会が直面する現実を浮き彫りにした今回の試算を我がまちでも強い危機感を持って受け止めなければならないと、私自身思っております。

市長御自身は、この日本創成会議の提言をどのように受け止められたのか、まず伺っておきたいと思います。

また、人口減少に歯止めをかけるためには、若者が結婚をし、子供を産み育てやすい環境をつくるための施策を集中することが必要であります。雇用・生活の安定や結婚・妊娠・出産支援、働き方の改革等々、総合的な施策の展開が急務であります。日本創成会議の座長を務めた増田元総務大臣は、まず危機感を共有し、地域の実情を踏まえた対策に早急に取り組まなければならないと強調しておりますが、本市では今後どのような対策を考えていくのか伺っておきたいと思えます。

次に防災・減災対策の観点から質問をいたします。

昨年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が成立をいたしました。その後、同法に基づき安倍首相を本部長とする国土強靱化推進本部の会合は開かれ、巨大地震などの大規模災害が発生した場合、壊滅的な被害を免れるための政策大綱が決定をし、防災・減災の取り組みが本格的にスタートをいたしました。

また、今月3日には国土強靱化基本計画が閣議決定をされました。基本的には国の責務とともに地方公共団体などに対し、計画策定や施策について、その責務が明記されております。そこで災害から生命を守る計画策定に向けた本市の計画策定をどう考え、今後どのような取り組みを行っていくのか伺いたいと思います。

次に、イベントにおける安全対策について質問をいたします。

昨年8月に京都府福知山市において、花火大会の会場で露店の爆発事故が起き、3人の尊い命を奪い、57人もの負傷者を出し、楽しいはずの花火大会が悲惨な事態となりました。事故の発端はガソリンという危険物の取り扱いに対して、基本的なことが守られていなかったとのことであ

ります。また、ゲリラ豪雨などの急激な天候の変化により、花火大会がいくつも中止となり、なかには豪雨の影響で交通網は麻痺をし、会場近くは帰宅できない人であふれた所もありました。イベント開催時の来場者への安全確保は、必ず行わなければなりませんけれども、本市ではどのような考え方に立って対策を行っているのか伺っておきたいと思います。

次に、図書館行政の観点から質問をいたします。

今回の市長の施政方針で、図書館運営について、「図書館へ行こう」をキャッチフレーズに、本好きな子供を育てる環境づくりや、高齢者や交通弱者等への移動図書館車による図書館の宅配サービスを拡充をし、図書館をより身近に感じられる読書活動の推進に努めるとありますけれども、今後さらに図書館利用の推進を図るために、どのような効果的な取り組みを考えておられるのか伺っておきたいと思います。

この後、一問一答方式で質問をしてみたいと思いますので、誠意ある答弁、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、人口減少対策について、日本創成会議が衝撃的なレポートを発表されたということについて、提言をされたということについての私の感想でございます。去る6月8日に民間の日本創成会議が地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば30年間で20から39歳の若年女性が半分に減る自治体が全国の約半数に当たる896市区町村にのぼるという試算を発表されたところであります。

本市におきましては、人口移動が収束しない場合、20から39歳の女性が3,050人から1,501人減少し、1,549人となり、若年女性人口変化率が49.2%という試算が出たところであります。また、この896市区町村については、行政運営が難しくなり、将来消滅する可能性がある消滅可能性都市として公表されたところであります。

本市においては、人口減少問題につきまして、以前から限界集落等の問題も含め、重要なテーマとして捉え、少子化対策など、子育て日本一を掲げて様々な施策に取り組んできているところです。

今回、日本創成会議の試算を見まして、私自身もこのまま少子高齢化と、現在の大都市への一極集中がこのまま続けば、本市においては、特に深刻な状況になるということを改めて認識させられ、大変な危機感を持ったところであります。そして、これまで以上に人口減少対策については、重点的に取り組む必要があるというふうに感じたところでございます。

次に、この対策について、関係課を連携しながら取り組む必要があるのではないかとということのお尋ねでございます。

現在、各課において様々な取り組みをしておりますが、主な取り組みとしましては、保健課においては、妊娠期、乳幼児期、思春期、それぞれの時期に応じた保健指導や乳児検診などの各種検診をはじめ、不妊治療助成事業などを行い、福祉課におきましては、出産祝金支給事業、子ども医療費助成事業やマタニティーコンサートなどの開催などの事業を行って、妊娠、子育てに対

する支援を行っております。

また、企画政策課では、出会いサポート事業や移住定住促進事業、建設課においては、公営住宅や活性化住宅の住環境の整備を行い、農政課におきましては、農業公社研修事業や新規就農支援金ツーリズムなどの事業、そしてまた、港湾商工課においては、工場設置、用地取得や地元雇用などの企業立地促進補助ということ、それから、それらのことを通じまして、就農・雇用の促進・充実を図っております。

さらに教育委員会におきましては、学校施設等の教育施設の整備や図書館の充実のほか、ブックスタート事業等を行うなど、各部署において様々な取り組みを行っておるところでございますが、現在このことについては連携しているという状況ではないということでございます。

次に、防災・減災についてでございます。

防災・減災について、本市の取り組みについてでございますが、国は、昨年12月に強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法を制定、公布し、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強じんな国土づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進することを定めました。

また、本年6月には、閣議決定した国土強靱化基本計画を踏まえて、地方公共団体においても速やかに国土強靱化地域計画を策定し、地域を含めた関係者が総力を挙げて取り組み、国と地方が一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが求められたところであります。もちろん、このことは本市におきましても重要課題として捉え、当然に取り組んでいく必要がございます。したがって、今後の説明会等を踏まえ、全庁的に慎重かつ適切に協議してまいりたいと考えております。

次に、イベントにおける安全対策についてでございます。

昨年8月に京都府福知山市において事故があったということで、全国的にもこのことについては危機感をもって捉えられたところでございます。本市において四大祭り、特に四大祭りについての安全体制はどうなっているかということのお尋ねでございますが、福知山市で発生しました爆発事故は、照明用として使用されていた自家発電機へ、携行缶からガソリンを給油しようとした際に、気化したガソリンが噴出し、露店の鉄板に引火したことが原因とされております。この事故で亡くなられた方や負傷された方がたくさんおられたということで、同じようなイベントを実施している自治体としましても、誠に残念だったというふうに感じております。

本市としましても、そのような教訓を受けまして、お釈迦まつり、みなとまつり、やっちく松山藩秋の陣まつり、ふるさとまつりのイベントにつきましては、実行委員会組織という形態で運営しておりまして、その中に警備安全対策の専門部会を設けることで、イベントの成功と安全に向けて協議を重ねて対応しております。特に、安全対策については、1番目に警備部部会による警備計画とその実施、2番目に出店業者等への指導、3番目に緊急連絡体制の確立のこの三つの柱を設けて、安全対策に取り組んでいるところであります。

次に、図書館行政についてでございます。お答えいたします。

図書館は本と人、人と人が出会える心のオアシスでありまして、地域の蔵でございます。そんな魅力のある図書館に親子や家族で楽しく気軽に来館していただくために、毎週土曜日、図書館本館や五つの分館では、図書館ボランティアの皆様や読書指導員によるおはなし会を実施しております。また、その実践の場として4月に迫田アヤさんの志基金を活用した志ふれあい交流館が開館されました。交流館においては、引きこもりをなくしてほしいという迫田さんの御遺志を引き継ぎまして、子供から大人、高齢者から障がい者が楽しく集える交流の場としての新たな活用を展開してまいります。図書館の環境整備につきましては、平成24年度に新図書管理システム更新事業によりまして、本館と五つの分館、移動図書館車をネットワーク化しまして、携帯電話やホームページから本の予約申し込みができるなどのサービスを拡充したところであり、情報発信にも努めているところであります。

今後の図書館利用の推進につきましては、現在行っているおはなし会やブックスタート事業、セカンドブック事業、そして移動図書館車の運行、ボランティアグループや学校との連携などの各種事業を更に充実させまして、子供から高齢者まで、これまで以上に市民に親しまれる図書館づくりを進めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 図書館行政についてお答えいたします。

現在図書館では、本好きな子供を育て、親子で読み聞かせができる家庭環境づくりを推進するために、生後3か月の健診時に図書館の紹介や絵本の読み方を実施し、絵本と貸し出しバッグをプレゼントするブックスタート事業を行っています。そのフォローアップとして、昨年度からは小学1年生を対象に入学時に20冊の絵本の中から、子供たちが自ら選んだ絵本と貸し出しバッグをプレゼントする県内初のセカンドブック事業を展開しているところであります。

平成26年4月に開館した志ふれあい交流館では、読み聞かせ、おはなし会のほかにも子育て支援や高齢者学級の交流の場としての活用を図ってまいります。今後の図書館利用の推進を図る取り組みにつきましては、図書館ボランティアや子供たちと一緒に志布志の民話の紙芝居づくりや、土曜シアターやアニメ上映会など、新たな事業を展開してまいります。

また、著名な絵本作家を招へいし、夢と感動を呼び起こすおはなしキャラバン巡回公演の開催と、高齢者や障がい者、交通弱者への対応としての宅配サービスや移動図書館車サービスの更なる充実を図ってまいります。今後とも、利用者の御意見を聞きながら、市民の大切な生涯学習の場として市民に愛され、親しまれる図書館づくりを目指してまいります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） それでは、人口減少対策に関して質問を行ってまいりますけれども、市長の方でも、この人口減少に対して大変本市にとっても重要なテーマであると、大変な危機感を持って受け止めたところであるということで、思いは同じであろうというふうに思うわけですが、今回この創成会議が個別の自治体の名前まで出して発表したと、そこがやっぱりポイントなんです。それはやはり、危機感を同じように日本全国の自治体が共有をして、ここに向けて対策を練っていこうという狙いが基本的にはあるわけです。本市はかろうじて消滅都市の中に入ってな

かったわけですが、しかし鹿児島県で見ていったときに11の自治体がかろうじて50%を超えなかったということなのですが、志布志は実に49.2%、指宿が49.8ですから、ほとんど志布志と指宿は、自治体消滅という状況に限りなく近いところに位置しているということ言えば、大変な危機的状況にあるんだなど。そして、このいわゆる集計されたデータというのは、これまでの様々な分析の中で極めて角度の高い分析であったということが後ほど様々な分野から検証を受けております。当初は、各自治体の特に知事なんかは、ちょっと大げさなんじゃないかとか、様々あったわけですね。それは、自分の地域の方々に不安を与えたくない、そういったことも当然あって、そういった観点から分析したらそうじゃないよというのがあったわけですね、でも、その後そういったことの思いもだんだん鳴りをひそめてきまして、いかに今回の調査が精度が高いかということが言われるようになりました。そういった意味では、この2010年の基準ですが、3万3,000の人口から、2040年の志布志市の人口がいわゆる2万1,000と、1万1,000弱減少するというふうに想定をされていますね。そして、なかんずく、これはあくまでも今の人口動態等を含めての分析ですが、手をこまねいて何もしなければ、これよりも厳しくなるということを知ってほしいというのが増田総務大臣の見解でありました。そういった意味では、市長が先ほど申し上げられましたけれども、各課でいろんなことを一生懸命されています。それは僕も存じ上げています。子育て支援日本一を目指そうということで、様々な施策を打たれて、その水準というのは、僕は鹿児島県一ぐらいになっているなと思っていますね、全国一をぜひ目指してほしいと。そうすることによって、人口減少に歯止めがかかる部分というのにも出てくるわけですね。だから、そこについてのまず意欲をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、この数字を見た時に、消滅自治体にほとんど近い数字ということでありまして、これは極めて危機感を持って今後対応しなければならない内容だなというふうに思ったところでございます。

ただ、これは、あと30年後の世界ということになりますので、私どもの次の世代が現実的に迎える状況になるところでございますが、私どもとしましては、その動態につきまして、今確認ができたところございますので、少しでもできる限りの対策をとっていかなければならないというふうに思うところございますが、ただいま議員がお話がありましたように、私どもは幸いにも子育て日本一のまちを標榜して、様々な政策に取り組んできた実績があると、歩みがあるということであろうかと思えます。そのことを更に精度を上げて、そしてスピードを上げて、取り込むことが肝要だなというふうに改めて思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） これまでの2期8年間の市長の取り組み、今9年目に入っているわけですが、そういった取り組みも少し影響して、ぎりぎり49%台にとどまったのかなというような好意的な見方もできるわけでありまして。そういった中で、やはり随分前から少子高齢化というのは言われて、我々の身近なところにあったように感じていましたけれども、実際にこうやって数字で表現をされてくると、誠に身につまされるということであろうと思えます。それが、先月創

成会議が5月に発表したわけですけれども、このデータをですね。そのことの詳細が6月号の中央公論に載っていました。そして、その衝撃を受けて、7月号の中央公論には、その処方せんなる対談とか、各地域の分析であるとか、そういったのが載っておりますよ、ここに載ってますよね。「全てのまちは救えない」ショッキングなタイトルでもありますけれども、人口急減社会への処方せんという、道筋もだけどしっかり載せています。そういった意味では、この中央公論で6月、7月と発表になった、こういった大事な行政にとっての記事、これは市長とか担当部局はしっかり学ばれているのか、ちょっとそこをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員がお示しになりました中央公論の記事については読んでおりませんでしたので、今後読み、その歩むべき姿が示されるということであるならば、そのことも参考にしてみたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） この政策的な課題だろうというふうに思っております。企画政策課といたしましては、今お示しをいただきました中央公論については読んでおりませんが、ただ、この創成会議の中で出されましたことについては、いろんな社説とか、各メディア等が出されております。それについては、読みながら確認はしたところがございますが、さらに私どもも、今いろいろな形で新聞・雑誌等でも出ておりますので、非常に参考になるかというふうにも思っておりますので、今後さらにまた注意深く見ていきたいというふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） 人口減少対策に関しては、今後また議論を今からしますけれども、庁内横断的にまとめ上げていかないと、答えは出ないわけですね、そういった意味からしたときに、例えばここに課長以上級がそろっていらっしゃるんですが、この新聞報道等、マスコミ報道等を見て、この人口減少の問題がこうなんだと、そして、本市においては、こういう位置付けになっているというのが発表になりましたね、それを受けて、それぞれが危機感を持って、それぞれの立場です、見なければいけないと僕は思っているんですね。そういった中で、企画はそうでしょう。でも、ここにそろっていらっしゃる方の中に、何人かでもこの中央公論の6月号と7月号をしっかりと読んで、様々に自分の中で知恵を巡らせていくと、そして市長にいろんな自分の考えをお伝えするとか、そういったことがあってしるべきだろうなと思いますけれども、皆さんの中で、この6月号、7月号を読まれた方はいらっしゃいませんか。

手を挙げたからといって、その人に質問をするわけじゃないんですからね、読んでらっしゃるのに黙ってるということはないと思いますが、とにかく、かようにしてですよ、こういった市長もすごい危機感を持って受け止めた、私もすごい危機感を持って受け止めたんですよ。だから、こういった質問をしてるんですね。だから、これは企画が受け止めて、あるいは市長が受け止めて、答弁をすればいいという世界ではなくて、どの課にもまたがっていく、先ほど市長が言われましたね、本市で各課において取り組んでいる、この子育て支援の対策、あるいは人口減少へ歯止めをかける対策を各課がみんな行っているわけですから、我がこととして受け止めていかなきゃいけない。僕がいろんな質問をする中で問うてるのは、そういう角度というのが多いと思いま

せんか、市長。そういう角度で仕事をしてほしいというのがあるから、こういった問いかけになるんですね。そういった今の現状を見て、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市役所内の各課においては、それぞれの部署で、それぞれの所管する事業について進捗を図っているということでございます。ということで、私の目からしましても、やはり縦割りになっているのかなというふうには、いつもいつも思っているところでございますが、私自身は職員に対しましては、その市役所の仕事というものは、何のためにするのかということについて、いつもいつも話をしておりますので、前提としましては、自分らが所管している事業については、その最終目的につながっているというようなことの認識はあろうかと思えます。しかしながら、現実的には仕事をしていく中で、所管の仕事にとらわれすぎてしまっているということがございます。ということでございますので、改めて今議論になっている少子化について、そしてまた2040年の時に志布志市はなるんだということの認識については、改めて深めていただいて、今、自らが抱えている仕事そのことについてどういった影響があるのか、そしてまた、その改善を図るとすればどういった形でできるかという観点から今後は仕事に取り組んでもらうよう指導してまいりたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、市長が申されるとおりであろうと思えます。各課が自分の持ち前の仕事を抱えている。そういった中で仕事量が本当に今、行政のやる仕事というのは増えていると思えます。それは私も実感しております。そういった中で、やはり選択と集中といいますが、そういった中で庁内横断的に、やはり、この志布志の将来について、大きなくくりとしては、やはり意識を持って仕事に取り組んでいくと、そういったの中から知恵が生まれて、市長の補佐もしっかりできるということになると思うんですね。そういった意味では、副市長、あるいは総務課長もそういったところに目配りをしながらですね、職員と語らっていただきたいなというふうに思えます。

具体的に少し聞いてまいりますが、先ほど企画政策課長からもありましたけれども、この発表以後、様々な見地から意見であるとか、感想であるとか、驚きであるとか、様々な声が寄せられる中で分析等も出てまいりました。そういった中で、特にこの出生率向上ということで、その目標を設定することがいかに大事かということが言われるようになってまいりました。ただ産めよ増やせよということではなくて、それは女性の選択でもありますので、強く言えないわけでありませうけれども、そういった中で、やはり目標設定は大事であるというふうに言われております。本市では、この目標設定についてどのように考えて、位置付けていらっしゃるのかお示しをください。

○市長（本田修一君） 目標設定につきましては、現在具体的なものは設けていないところでございます。ただ、私としましては、先ほども申しましたように少子化問題、あるいは少子化問題を解決するための子育てという観点からしたときに、この項目については、ここまで持っていこうねというような目標は示しているところでございますが、ただいま議論になっているような人

口減少、将来的な人口減少に対する目標設定というものはしていないということでございます。

○13番（小野広嗣君） 国民のですよ、いわゆる結婚とか出産に関する要望といいますかね、そういったものをまとめ上げて、それがかなったとしたときの出生率というのは、今の1.41から1.8に上がるわけですね、この1.8でもまだ良しとされないわけですが、とりあえずは、この1.8を目指すことが望ましいというのが識者の一致した見解なんですね。ですから、そういったものをもって、そこにどう、本市としては近づきつつあるのかということを進めていかなければ、いわゆる各課で様々な事業をしているけれども、どういう地点に達しているのかというのは全く見えない。そこはやっぱりしっかり目標設定をまず、例えば1.8というのに本市では掲げて、そこに例えば5年間でどこまで持っていくのか、10年でどこまでたどり着くのかということをやっぱりやってほしいと思いますが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、子育て日本一の目標を掲げて、それぞれの分野で取り組みをしているところでございますが、それが今お話があったように出生率1.8とか、あるいは2.1に、具体的にどういったふうにつながるかということについては、検討してきていないところでございます。今お話がありますように、2040年に向けて非常に危機的な状況だということが今示されましたので、私どもは、そのことをそういった状態にならないために、出生率をじゃあ1.8にするには、具体的にそれぞれの所管で何が必要かということの検討を始めてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひその出生率の目標値というのを定めて、例えば、まずは1.8なんですよ、急に2.1なんていうのは、国だって25年をめどにしていますからね、25年になったときに9,000万人ぐらいの人口減るんですよ、減るけれども9,000万人から9,500万人で落ち着くというんですよ。ですけど、その前に1.8がやはり共通の目標値になろうなというところがあります。沖縄だけが、今そういった状況にありますけどね、それ以外はたどり着いていませんね。そういう意味では1.8というものを本市でもまず掲げていただいて、そして、そこにたどり着く各課における施策を集中的に取り組んでいただくということが大事だろうと思いますので、これは要請をしておきたいというふうに思います。

あと、僕も本当に市長頑張られて、子育て日本一を目指して頑張られている、あるいは定住促進についても頑張られているし、様々このまちに住んで良かったと言えるまちづくりを一生懸命されているなど、僕は基本はやはり、このまちに住んで良かったなって市民が思うことが大事、市民がそう思っていないところにほかから転出者が来るはずがないわけですよ。そういった意味では多岐にわたって取り組んでいらっしゃる、そういう意味では、人口減少へ向けて鹿児島県の中では子育て鹿児島県一と、僕は申し上げてもいいと思っていまして、鹿児島県では先進自治体だと思っているんですよ、一番の先進自治体。だから、そのことについて、本市に県内からはいろんな所から今後見えられらるんだらうなというふうに思うんです。しかし、日本で見るときに、先進地になっているかということ、まだ一步届いてない、これは市長も実感をされていると思いません。そういった意味では、日本一に限りなく近づいているところというのが結構いっぱいあるわ

けですね、そういったところの先進地の情報、いわゆる人口減少を止めるための情報、こういったものはどうやって今取り組んでいらっしゃるのか、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、今まで様々な分野で日本一を目指してきているということをございまして、特に、例えば医療費の無料化については、今現在高校生まで医療費を無料化にしようということになっていきますので、これは鹿児島でも1番、2番、全国でもトップの方になっているというふうには認識しているところでございます。そしてまた、いつもいつもお話していますように、例えば保育園の現在改修率におきましては、たぶん日本一の改修率になっているんじゃないかなというふうに思いまして、保育環境においても、非常にすぐれた環境になっていると。ただ、このような取り組みはそれぞれの分野で見回しながらやってきているということをございしますので、それが全国的にどのようなレベルかということについては、まだ確としてつかんでいないところがございます。

ということをございますので、そのことについては、きちっと裏付けをしながら皆様方にお話を申し上げまして、この地域は格段にそういった取り組みが進んでいる地域だということが、多くの方々に知ってもらえるような取り組みも必要だというふうに改めて感じているところでございます。そのような中で、まさしく日本一だということの評価が得られるようなまちにしたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） ですから、市長、先進自治体のいわゆる人口減少対策、あるいは子育て支援、子育て支援はうちは一生懸命頑張っているわけですがけれども、そういった状況の把握体制がしっかりできているのかという問いですからね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお尋ねになった件につきましては、今までその情報入手について取り組んでおりませんでした。今後、そのことについて、きちっと目標を定めるために情報収集をしまして、私どもができる内容の目標設定して、そして将来的には日本一を目指してまいりたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 子育て支援に関しては、限りなく日本一を目指すチャンスにきているかと、いよいよ本田市長も3期目に入って、今期が総仕上げなのか、あるいは次の期まで頑張られて総仕上げされるのかは分かりませんが、子育て支援に関しては、相当数頑張ってきている。だけれども、人口減少対策という大きな観点から見たときには、様々な施策の展開を先進自治体でやっているわけですので、そういったところへの状況把握というのは、しっかり今後やっていただきたいというふうに思いますね。

例えば、今回の中央公論でも人口急減社会の処方せんということで、いろいろな角度から分析があるわけですが、そういった中でうちも頑張ってるんですが、市長、「手厚い子育て支援で若い夫婦がやってきた」というのがあるわけですよ、ここはうちよりはるかにすばらしいと思うんですが、ここは人口はそんなに多い町ではないんですが、今回の若年女性の人口増加率が全国で1位だったところなんです。これ石川県の川北町というところなんですけどね。ここをずっと分析

をしていくと、例えば出産育児金、国保加入者の場合は第1子は一緒ですよ、42万円ですけれども、第2子にプラス10万円、第3子にプラス10万円ということをやっていたり、うちが今回始めます18歳までの子供の医療費、これはもうとっくにやっていますね。そして、ここは75歳以上の高齢者の医療費も無料、そして35歳以上は人間ドックにかかる費用の約1割を負担するだけで、あとは受診が可能、健康対策ですね、そして、さらに公共料金の水道代は月10tまで無料、そして下水道も月額2,000円で切っているという状態です。家族が少ない世帯では、水道料はゼロ円のところも出ていると。なんとここは、町内に生活保護家庭はゼロなんです、すごいですね。なぜそういうことが生まれたのかといたら、やっぱり長期的な計画なんですよ、もう1980年代からこういったことに対して取り組んできている、30数年です。これから我々が目指す30数年ですね。いわゆる一つは企業誘致をしっかりとやっていくと、そして、企業誘致を図らっていく中で、固定資産税等も出てきますね。本市もそのところにも今後力を入れていくわけですがけれども、そういったものも含めて、いわゆる小さい町というものを一つの改革の宝として、人口が減っているから逆手に取って頑張ろうというところから出発をしていて、そして、そうやって固定資産税等が少し上向いてきた。そういったものを市民に還元しようというところから出発しているわけですね、派手なことは別段していないんです。そのことが、いわゆるこの町に住みたいと、働く場所も預ける場所も川北町にはあると、子育ての天国だと。だから、「小さい町だからこそ独自の路線を敷いていった究極の町民への恩返し政策が少子化を止めた」って書いてあるんですが、これもぜひ読んでいただきたいなというふうに思うんですね。ですから、やはり情報をしっかりと収集をしていくと、自分のまちが日本一を目指しているけれども、どういった、案外簡単には比較はできませんけれども、どういった位置付けにあるのかなということも見えてくると思うんですね、そういった面でのやはりアンテナの張り方というのは、ぜひ注意を払っていただきたいなというふうに思っております。

あと、市長も危機感を持って受け止めるというふうに言われたわけですがけれども、いわゆる創成会議が様々な提案をしています。その一つ一つは、もうここではやりません。たぶん勉強すれば済むことですがけれども、そういった中で、やはり子育て支援策に集中するとか、あるいは定住促進を図るとか、政策をとにかく集中的にやらなきゃいけないと、人口減少を防ぐためですよ。急減するということを緩やかにするしかないんですよ、これ、なかなか止めるというのは難しい。そういった中で、やはり今までの政策の見直しをしなければいけない、提言の中では高齢者には少し厳しくなるのかもしれませんが、高齢者施策も含めて見直しをし、そういった部分も含めて人口減少対策の施策に当てなければいけないと、そういった提言もしていますね。そういった中で、考えられるのは、いわゆる各世代に応じて志布志市では、どういった支出をしているのかというのをしっかりと見極めていきながら、そこで見直すところ見直して、いわゆる、この人口減少対策の施策に充てていくと、こういう角度での見直しが必ず必要であるというふうに思うんですが、それはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人口減少に対する取り組みで重要なことは、出生率の向上ということが最重要かというふうに思います。しかし、その出生率の向上ということについても様々な政策が取り入れられなければ、その向上は図ってこられない。そしてまた、お話がありましたように、層別の年代別の意識の向上ということも取り組んでいかなきゃならないということについては、論を待たないところでございます。

私どもとしまして、そういった観点で今まで市の行政というものを進めてこなかったということにつきましては、今お話がありましたことで気付きを得られましたので、そういった観点から今後の様々な施策については、取り組みをしていくと、とにかく2040年には大変な状況になっていくんだよと、そういったことにならないために、私どもが今やっている事業については、そのことを前提として取り組みをしていこうということをして今後は指導の1番目にしていきたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今の市長の答弁は全く認識を共有できるなという答弁でしたので、よく理解をいたします。

本当にこういった数字的に表現をされて、やっと気づくというのが我々だろうなというふうに、やっぱり思うんですね、少子高齢化ということで、大変だよということで何回となく議員になって以降、少子化対策についても質問をしていましたけれども、こういった時を恐れながら質問をしていたんですが、それ以上に、こんなところまで来たんだというのが実感です。

垂水市が昨年、人口計画、垂水市激減していますね、そういった中で3万8,000いた人口が1万7,000ぐらいまで減ってきていて、大変な危機感を持って今の市長が取り組みを開始ということで、10年計画を立てて、いわゆる微増ですよ、微増だけれども、そこまで持ってくるんだという取り組みを開始しました。このことは、当然今月の5月の10日の南日本新聞の記事でも手をこまねいてはいけないと、垂水市みたいに10年計画で取り組んでいるところもあるんだということがありました。そういったことで、本市もここからスタートだというふうに思うんですね、そういった意味では、やはりこの人口減少に取り組んでいっている先進自治体を見ていくと、やはり人口減少対策推進本部とか、そういった名称は様々ですけども、そういったものをちゃんとつくっています。そして、その下部組織としてプロジェクトチームを庁内横断的に出している、係長を2人置いて、あと職員を6人置いて8人体制ぐらいでやっているところもずっと見てみたらありました。そして、特にこの推進本部は本部として、プロジェクトチームはどちらかという若手、若手を起用して若手の議論、そして提案、こういったものを取り入れて一つ一つできること、できないこと、提案されてもできないこともありますのでね、そういったものを取捨選択しながら人口減少のためのまちづくりを展開しているところがある、そのための要綱、設置状況等もしっかりつくり上げていますね、そういったことがまだ本市はできていない、まずそこも始めなきゃいけないと思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この人口減少、そしてストップ少子化ということについては、ただいまお話があったところで

認識が深まったというようなことでございまして、今後、私どもは全庁的に取り組みはしなければいけないというふうに思っております。そのためには、危機感をまた共有するという、そしてまた目標をきちっと設定するということになろうかというふうに思います。今、現在捉えておりますので、その協議の場というものは、今後前向きに作っていきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういった方向でこのことをしっかり取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

大きくくりとしては、そういった角度で、大きな角度での議論をさせていただいたわけですが、身近にできるところから入っていくと、例えば、1点だけ、例えばいわゆる市民環境課、ここで転入転出を扱いますね、例えば、志布志市に転入されて来られる方、こういった形で転入されているのかというのをアンケート等で、いわゆるあまりにもプライバシー的なことはできませんけれども、調べる。そして、転出される方においては、こういったことによって、志布志から転出されるのかということも参考にして、やはり人口定着のまちづくりということもできると思いますが、そのことぐらいは簡単に始められるなど僕も思って、もうさっき言いました政策提案を若手がして、そういったことに取り組んでいる自治体が結構出てるんですよ、こういったことは我が町でも即取り組めるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ転入の際、また転出の際の事由についてのお問い合わせはしていないところでございます。参考にするために、今後アンケート等で確認をしてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） じゃあ、この件はそういった方向で進めていていただきたいと、これはお互いに真剣に取り組んでいかなきゃいけないし、僕も言いつ放しにならないように、しっかりアンテナを張って勉強してまいりたいと思いますので、市長共々よろしくお願い申し上げます。

次に、国土強靱化の関係です。

市長答弁、簡潔明瞭、すごく短くて、僕も書き取りをしたわけですが、2行で終わってしまったということですが、本市でも重要懸案として受け止めていく、そして、説明会等を設けて慎重に、今後このことに関しては対応していくということで、いわゆる市長、県、国の特に国の動向を見極めながら、そういった国の説明会等も受けながら取り組んでいくという意味合いのことだろうと思いますが、今の段階では、少し待ちの姿勢になっているんだろうなというふうに思うんですが、実際、国土強靱化基本法が昨年の12月に制定されて、そして、いわゆる45項目からなる脆弱評価というか、そういった脆弱性の評価システムというのをしっかりやった上で、この基本計画というものを作成するというふうな流れですね、この基本計画というのは、この6月2日でしたか、3日にもう閣議決定をされました。そして、4月の段階では、ほぼ流れが見えたので、いわゆる地域における、地方におけるこの計画を実現するためのガイドラインというのがもう示されたんです。示された以上は、以上はですよ、示される以前だったらいいですよ、示された以上であれば、当局でそれを受けてのそれなりの現段階での、いわゆる答弁というのは僕はできると思うんですよ、そこはどうなんですか。ガイドラインを読まれているんでしょう。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、本市としましては、本年6月に決定されました国土強靱化基本計画を踏まえて、地方において国土強靱化地域計画を策定しなきゃならないということの認識でございまして、今御指摘のとおり、まだ今から内容については検討するというようにしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 国土強靱化基本法、あるいは基本計画、そして、このガイドラインに沿って我がまちでも、先ほど市長答弁、「速やかに」って言われましたよね、そういうふうになっていきますよね、いわゆるこの基本計画が示された後、速やかに計画を立てていくと、地方自治体で。だから速やかにですから、もうガイドライン等を読み込んで、それなりの体制を整えてなければいけないという思いがあるものですから、こういった質問をしているんですよ、どうですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 市長が答弁したようなことが概要でございましてけれども、私ども所管課としまして、お恥ずかしいことながら、御質問いただいてから、いろんな形での調査等をさせていただいたところでございます。

今御質問いただきましたガイドラインにとりまして、私は、もう今年示されておりますので、一応コピーをとりまして、一通り読ませていただきました。今後の進め方につきましては、議員もおっしゃるように、速やかにということでございますけれども、県も計画をつくる、それから市町村もつくるといふようなことでございますので、連携した形での取り組みが必要だということで、県の方にも問い合わせをしたところでございます。県の方でもなかなか取り組みといふのか、その体制というものが、この10日にちゃんとしたところで、部署で取り組むということが決まったということでございまして、その後の計画につきましては、国の方から7月以降になるということでございましたけれども、今申されました基本計画、あるいはガイドライン等の説明を受けてから具体的に県及び県下の自治体等と連携をして取り組んでいくということが、今現状でございます。私どももそういったことでございますけれども、今申されましたように、市町村としては県のそういう状況でございまして、できるだけ早く情報等をつかみながら、速やかな対策をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今課長申されたことは、よく理解して質問しているんですからね、何を言いたいのかというと、こういった基本法が制定をされて、基本計画が閣議決定、その2か月前、まあ1か月半前ですけども、4月にはその地域計画をなすためのガイドラインというのは、もう示されたわけですね、そういったものが示されている中で、事前に我が市としてやれることというのは当然あるわけです。これまでも防災計画を練るために一生懸命2年、3年かけてやってきているわけじゃないですか。そういった下地はきちりあるわけじゃないですか。そういった、あるところからゼロからスタートすることじゃないんですよ、そういった意味での対応というのはできるから、今のうちにガイドライン等に沿って、しっかりと取り組むところは取り組んでほしいという、そういった思いで質問をしているわけですね。

少し小さな話に戻させてもらいますけれども、例えば、今回の国土強靱化基本法によって、インフラの整備というのが急がれていくということは当然お分かりだと思いますけれども、ソフト面での強化ということも一方であるわけですね。そして、今回は、いわゆる災害が発生後ということもうたっていますけれども、それよりも事前防災ですよ、減災ですよ、それがしっかりとたわれたということが大事、その観点から本市では何をやるのかということが問われていくわけですね。例えば、うちも防災会議等に女性の登用ということで、市長にお話をこれまでもし、女性の委員の登用等もあったわけですね。直近では、防災訓練、避難訓練等もあったわけですね、そういった中で、よくよく見ていくと、女性だとか、子供だとか、高齢者だとか、障がい者の方々、こういった方々に対する施策、これをしっかり見ていくためには女性の視点というのがいかに大事かということをやっぴりこういったことの危機管理監であるとか、そういった方、専門の方々は同じように申されています。そういった状況の中で、例えば、今回もやりました。訓練等もやりましたけれども、例えば、避難訓練等を行う、そういったところに女性の視点に立った、いわゆる訓練が今回できたのか、あるいはそういった避難場所での対応、女性をどう救済するのかという対応型の訓練になっていたのか、そこを少しお示してください。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいまの御質問は、先月5月23日に県の防災訓練が本市で行われまして、あわせて津波避難訓練も行ったところでございます。25か所の避難場所に約2,000人を超える方が避難をしていただきました。その際に、実はアンケートをお採りしておりまして、そのアンケートで、今議員が申されるような、そういういろんな方々の御意見等を取りまとめて、次の対策に生かしたいということで、今集計をしているところでございまして、2,000人を超えるアンケートでございますので、今日ここでお示しすることはできませんけれども、取りまとめをしまして、中身を検証しまして、今議員がおっしゃられるような、そういった形での特に女性の視点からでの対応・対策というものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 女性の視点を生かした避難所での対応と、こういったことも取り入れていかなければいかんですよね、いわゆる防災会議の中にも、そういった委員の方を入れていただいて、会議等ももう開かれてきたわけですので、これはちょっと細部にわたっていってまますけれども、ソフトという面を考えたときに、今後そういったところにも目配せをしなければいけないということで申し上げます。

もっと、今回大きく質問しているのは国土強靱化対策ですよ。このインフラ整備をやっていくということは、当然大事なわけですが、一方で今のソフトに戻れば、いわゆる国土の強靱化、あるいはこの市内の施設の強靱化とかいうのは、今後なされていくわけですね、時間とともにですね。なされていくわけですが、南海トラフ等で試算をされていく、これが国土強靱化がなくても、それでもなおかつ防ぎきれない災害というのは起こると言われてるんですよ、そのインフラ整備をしてもなおかつ救えないもの、そこをどうやっていくのかというのがソフトの面です。その中で、いわゆる、我々国民、あるいは志布志市民の人間の強靱化対策、これを図らなければそこは補えないというんですね。その視点というのが、すごく今後大事になってくるよという

ふうに言われています。ちょっと参考にしとっていただければいいわけですが、答弁は結構ですので、ソフトということ考えたときに、全体的にはそのことを含めて考えていってほしいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、この国の動きに、動きと一緒になつて各地でインフラ整備がどんだんなされていくわけですね、そういった中でも先行する形で先進自治体においては対策を練つているところがあるわけですね、いっぱい。うちはやっぱりその面は、少し先ほど第1項目で議論した部分は、結構頑張つているんですけども、この国土強靱化対策という観点からは少し遅いのかなという気はしているんですよ。学校関係は進んでいますよね、それ以外は少し遅いような気がしてならんわけですが。

例えば、世界で初めて、このマイクロ波を通じて、この道路の中、ここを細やかに分析をするノウハウを持っている会社があるんです。ここにおいての調査依頼というのが、ここ数年で倍々で増えてきていて、その調査キロメートルでは、とんでもない数ですよ、そこまでみんなが危機感を持って自治体がつり組んでいるという部分があるんです。この辺は、市長は御存知ですかね、こういったことは、建設課からそういう情報が入っているか分かりませんが。

○市長（本田修一君） お答ひいたします。

私は、まだそのことについては、建設課からも情報として寄せられておりません。

○建設課長（中迫哲郎君） 長寿命化の中では、舗装の長寿命化等の中で路面性状の調査とかというのは、あるということは聞いております。

あと道路の中とか地中の中では、極端に言ひますと、例えば、エコーみたいな形での地中の中の性状を調査するというのは、過去防空壕調査で行つたことがございます。

○13番（小野広嗣君） その、今の答弁と違ふんですけども、防空壕調査の件は、僕は旧志布志町時代からよく存じ上げていますので、そういった取り組みがあるということを理解をしとっていただければいいかなと思ひますが、国がまず、この基本計画をつくる基本となる脆弱性評価というのを45の観点からやり終えたわけですね、やり終えて基本計画が出来上がった。今度ははいよいよ地方にそのことが求められてくるわけですね、その脆弱性の評価、いわゆる今もありました長寿命化の対策、こういったことに対する事前対応というのが、志布志市でしっかりなされているのかというのがすごく心配なものですから、こういったことを質問するわけです。

そういった意味では、今回、国の方でも公共施設の老朽化に対しての取り組みということできていると思ひますが、この公共施設等の総合管理計画の策定というものを国は求めてきておりますね。そして、それが出来上がつて、この対応をしていくと、ここの視点というのは、きっちり今整理されていますか。

○市長（本田修一君） お答ひいたします。

公共施設の老朽化対策につきましては、インフラ長寿命化基本計画に基づきまして、行動計画を策定して、そして、現状と課題、そしてまた中長期的な維持管理、コストの見直し、取り組みの方向性を取りまとめるとともに、個別の施設整備計画を策定することになっております。

地域計画との整合性が求められますので、このことにつきましても、今ある計画の確認、見直し等も含め、全庁的に今後取り組んでまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長、公共施設の管理計画というものが、それぞれなされていなければならないわけですね。ある意味では、白書的なもの、そういったものの議論を数年前もこの場でさせていただいていますね、市長からも答弁をいただいているわけですが、そういったものを基本にして、今述べたことに対して対応をしていただかなければならないということで、そのやり取りをここでやっていますが、その後、公共施設の管理計画、利用状況、そして年度的にどこまで傷んでいるのかとか、様々な議論をしましたね、こういった白書的な部分というのは、その後しっかり整備されているんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 建設課で所管します橋りょう長寿命化、また公営住宅の長寿命化等の計画は作成されているところでございます。

○13番（小野広嗣君） それは建設課所管ですよ、国が今回求めているのは、公共のあらゆる施設ですからね、建設課に限られたことではないわけですから、所管的には教育委員会も当然入ってきますし、そういった白書的なものとしては出来上がっているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま建設課の方で答弁しましたように、建設課担当部については、そのようなものの計画はつくられていると、そしてまた、他の部署において公共施設耐震化計画、あるいは学校施設耐震化計画についても、それぞれでなされているということでございます。

○13番（小野広嗣君） 耐震化計画だけではなくて、いわゆるその施設が必要であるのかないのか、あるいは利用状況によっては、それはもう除却しなきゃいけないとか、そういったことまで今度の国が1月に求めてきた計画案というのは、そういうことが求められているというのは御存知ですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の国土強靱化につきましては、基本的には戦後建てられた様々な施設が、インフラ施設が寿命にきているということで、そのことについてそれぞれの施設の調査をし、そしてまた、今お話がありましたように、スクラップするべきものはスクラップしなきゃならないという方向性が求められるということにつきましては、認識しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） そういったことを考えたときですよ、市長、先ほどの人口減少でもそうですけれども、2040年と、ある意味ではそこを目指して、本田市政のときに、その基礎がなつたと、そして未来世代にしっかりとバトンが渡されたということが言えることが大事ですよ。ですから、ある意味で高度経済成長時代に、やみくもにつくっていたインフラが、今すごく重しになってしまっていると、だから止血するところ止血するけれども、しっかり見直して、いわゆる除却しなきゃいけないところは除却すると、そういった判断を迫られる時にきたわけですね。そういった意味から見ると、2040年を見たときに、あと26年ですけれども、あるいは半世紀、自治体によっては30年後課だとか、半世紀課、所管の課ですよ「課」、そういう半世紀課という名前を

付けて取り組もうとしているところもあるんです。だから、やはり未来志向で礎をつくっていくということが大事だろうと思うんですね、少し脱線をしましたけれども、考え方としてはそういうことが大事かなというふうに思っています。

今後、求められることのひとつとして、これはたぶん今回の基本法でうたわれている第5条、ここに「事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない」という、国民、市民に関する義務が課せられていますね、これを考えたときに、例えば、自治会であるとか、自主防災組織であるとか、地域の協力が必ず必要になってくるということでもあります。そうした場合、例えば、地域計画を策定するにあたって、例えば用地の円滑な取得を得る場合に、地域に協力を求めなきゃいけない。そういった時に、市民の中に法的な知識、この国土強靱化に対するですよ、概要版でもいいわけですが、そういった基本的な知識だけは知っと思ってもらわなきゃいけないと、そういうことから考えると、まず第一弾として、こういった周知をはかる時期に1回きているなど、計画がなってからまたはかるわけですけども、その前段階として住民から意見を求めなければいけなくなりますので、そういった対策を今のうちに練った方がいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

○

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国土強靱化法第5条に「利用者及び国民は、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化の施策に協力するよう努めなければならない」と記されておりますので、できるだけ速やかに、市民の皆様へ国土強靱化法の概要等をお知らせし、その後、志布志市で策定することとなる地域計画等への御意見、御協力をいただけるよう取り組みをしてまいります。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、基本計画等の概要がもう示されておりますので、その件を市民に周知し、法律の趣旨、そういったものを御理解いただくようよろしくお願いいたします。

あと、市長の方で冒頭、今後、国の動向を見ながらという流れの中で説明会を受け、慎重に対応してまいりたいというふうにあったわけですが、今後6月、7月を中心に全国7ブロックに分けて説明会等が組まれていくわけでありまして。そして、この地域計画の策定の在り方、そのことに対してのセミナーが開かれるわけでありまして、これ、九州では福岡会場でもたれます。この情報はしっかり届いていますか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 申し訳ございません。場所までは、福岡というのは理解しており

ませんでした。

○13番（小野広嗣君） 場所は聞いてないって言われますけど、日付は分かっているんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 失礼しました。説明会が開かれるということは周知しておりましたけれども、場所、それから日程につきましても、まだ私ども知り得ておりませんでした。

○13番（小野広嗣君） この国土強靱化の地域計画の策定を支援するという、そのためのセミナーが7月に開かれるんです。7月14日ですかね、開かれまして、様々な角度で民間のシンクタンク的な講演等も入るし、そこにNTTからの提言だとか、あらゆる団体が入って、今後の策定に向けてのサポタージュをするという流れがありますので、そこをしっかりとアンテナを張っておいてください。お願いいたします。それはそれで結構でございます。

あと、この国土強靱化のモデル自治体というのを国が公募したというのは御存知だろうと思うんですが、第1次公募はもう発表になりました。11か12ぐらいの自治体が発表になったと思うんですが、これはこれでいいんですが、第2次の公募をして選定をするというのが、今年の8月、9月、ここら辺りにあると思います。そのモデル事業としての支援等がありますけれども、そういったところで本市として手を挙げる予定があるのかどうかお示しをください。

○総務課長（萩本昌一郎君） 第1次の今議員がおっしゃいましたモデル事業に15の自治体を選定されたという情報は、私ども知り得ておりました。第2次があるということでございますが、今日ずっといろいろ質問いただきましたように、私ども、まだこの強靱化法の全容そのもの、概略的にしか存知得ておりませんので、今後、先ほど申されましたセミナーなり、県の説明会なり、そういったことを十分検討させていただいて、可能であるようであれば、第2次の方へ手を挙げるような、そういう検討も、また市長としてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、検討に値するかどうかはよく分かりませんが、お願いをしておきたいと思います。

あと、市長、今月に入って、古屋国土強靱化対策担当大臣というのがいるんですね、ここが今後自治体がこの地域計画を策定するにあたっては、地域住民、そして議会ですね、議会に対して十分な説明を果たしていかないといけないという、その責務を課しますということを断言されているんです。やはり、その背景には、やはり地域住民であるとか、議会だとか企業、そういったところが一体となって行政とですね、取り組んでいかなければならない。特に、市民の生命・財産を守り抜くための計画になるわけですから、地域のことがよく分かっている、そういった議員に対する説明責任というのは重いということをうたっています。わざわざそのことを今月発表されました。そういったことから言うと、様々な市の今後へ向けてのプランが策定されます。専門性を有する一つ一つの分野に限られる部分は、それはしょうがないんですけども、こういった大事な部分に対する、計画プランに対する策定をしていくときには、やはり議会の関与というのが、すごく当初の段階から大事であろうというふうに僕は思うんですね、まったくそのとおりだなと思いました。いつもプランが出来上がってどうぞと、こういうふうに計画はできました。その時に、言いたいことがいっぱいあるけれども、もう策定し終わっているんですね。ですから、

計画の段階からことに関しては議会が絡んでいく、そういった在り方が必要だなというふうには思っています。市長、どう考えられますか。

○市長（本田修一君） 地域計画を定める際に、様々な形で論議が必要かというふうに思います。

そのことにつきまして、私どもが論議した内容につきましては、全て議会の方に全協あたりで報告をしながら、議会の御意見等も賜りながら進めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） どういう在り方がいいのかというのは、今後お互いに模索し合いながらやっていかなきゃいけないんですけども、大臣の方で、この地域計画を策定するにあたって、その事業設定するにあたっては、議会の関与というものが条件付けられたということは、理解しとってくださいね。わざわざ述べていますので、今月に入ってから。

いろいろと述べておりますけれども、こういった防災・減災に関しては、これまでも市長に度々この場で質問を展開してまいりました。そういった3・11が起こるその直前でも、この場で様々な質問をしました。そして、それ以降もさせていただきました。そういった中で、特に議論してきたのが、いわゆるこういった危機的状況が取り巻く状況が厳しい中で、いわゆる本市において消防防災係がありますけれども、こういったものをもっと強化するためにも、そして、市民意識を高めるためにも危機管理監を配置して、いわゆる危機管理室、あるいは名称はいろいろあるでしょう、防災対策室なるものの設置を何としてもやってほしいということで、再三にわたって述べてまいりました。国もこのことに関しては、相当力を今後入れて取り組んでいく中で、そういった国土強靱化法案、こういったものの実効性をつくりゆくためにも、そういった室の設置、危機管理監等の設置が必要だと思いますけれども、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

危機管理につきましては、防災面だけでなく、ほかの危機もあるということでございまして、その点については、議員の方から度々の御指摘があったところでございます。

そしてまた、今現在、国土強靱化法に基づく地域計画を策定し、それをまた実施していく段取りになっていくということでございますので、更にその危機管理についての重要性というものは高まってきているということでございますので、本市におきましても、専門的に扱う部署を設置するという点については、検討してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） もう再三にわたってやり取りをしています。今、市長がそういった前向きな答弁だというふうに受け止めますので、庁内でしっかりもみ上げながら、そういった対応をお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、次へ移りたいと思います。

イベント関係の安全対策ということで、市長の方から実行委員会を組織する中で、四大祭り体制、イベントはこの四大祭りだけではないんですけども、大きくはやはりここが中心になると、でも、志布志市で行う全てのイベントのことを含んでいるということは、承知おきをしておいてほしいと思います。なかでも、この四大祭りというのが大勢の方々がみえるということでは、対策が急務でありますね、そういった中で警備部の安全対策部会で対応を検討し、また、そういった

中で出店者等への指導、緊急連絡対策等々を行っているということではありますが、例えば、冒頭でも申し上げましたけれども、福知山の件は当然承知おきされていますのでいいわけですが、例えば、諏訪湖で昨年8月花火大会があって、ゲリラ豪雨で花火大会が中断されたわけですね、その時に6,000を超える人数の方々が帰宅困難者になってしまった。会場も十数会場を用意して避難所を設けたということがあったわけですね。そして、そのまま一日を費やした人が何百人も出たという状況があるわけですね、そういったことを考えたときに、この前のお釈迦祭り、何とか9万人ほどでしたかね、大盛況で無事に終えられて良かったと思うんですが、今後、今度はみなとまつりを迎えると、そうすると、例年10万人強の方々がみえる。数年前ですよ、それこそゲリラ豪雨じゃないけれども、大変な雨が降る中を休止した方がよかったのか、どうなのかという議論も後、起こりました。そして、来賓室に私たちもいましたけれども、怒とうのごとく、当然傘を持たれてない方々が、あのテントの中に駆け込んで来られて、もう息苦しいような状況になりました。ああいった状況の中から事故が起こったり、病人が出たりするわけですね、そういった意味では、こういった10万人規模の来場者を見るような祭りのときの避難対策、避難所の在り方というのは、すごく大事だと思うんですが、そこらは、いわゆるみなとまつりを目前に控えて、どのように考えていらっしゃるのかお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

始めに答弁いたしましたように、警備部部会による警備計画と、その実施ということで検討等、そしてまた、協議がされているということでございます。

具体的には、例えば、そのイベント、イベントによる会場の状況というものの、そしてまた、そのイベントの内容等によって集客される場所がどの地域になるかということの詳細な検討があった上で、様々な事故が発生したときに対して、どのような警備が必要かということについては、その部会の方で検討がされるということであろうかと思えます。今回、改めてみなとまつりにつきましては、会場が変更になっておりますので、その会場が変更になった分だけ、そのような事故に対する対応と対策というものについては、今慎重に協議がされているということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 前回、今回、つい最近行われたみなとまつりへ向けての実行委員会、これには参加していませんが、その前の実行委員会には参加をさせていただきました。

そして、前回のみなとまつりにおける様々な反省点も網羅されていましたが、しかし、その際はそのことが網羅されているだけで、いわゆるそのことに対する解決策みたいなものは当然議論されていません。今後そのことは議論されていくんでしょうけれども、やっぱりかなりの量でいろんな反省点があったんですね、その一つ一つをクリアしていくということだけでも大変かなという思いがありました。そういった意味では、実施主体がお釈迦まつり、そしてみなとまつり、やっちく、そして有明ふるさとまつりですね、それぞれに実施主体が違うけれども、今市長が述べられたことは徹底されるという理解でいいと思うんですが、そのための安全指針とかいうものが、しっかりくくりとして市でお持ちになっているんですかね。

○市長（本田修一君） 現在のところイベントでの災害事故に対しまして、安全管理マニュアルというものについては、作成していないところでございます。

今後につきましては、想定外の事故、災害等にも対応できるようなイベント安全管理マニュアルの整備を四大イベントの代表者で構成しております志布志市観光振興連絡会で検討してまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、本来ならば、前回の福知山の大きな事故、そして冒頭述べました花火大会の続いての中止、こういったものを受けて、そういった多くの来場者を呼び込んでのイベントをする場合の安全管理指針というのは、昨年以降、多くの自治体がつくり上げているんですよ。そのことに対して、本市がこれから始めますということは、相当危機感がなかったなというふうに思うんですよ、そのことはいいでしょう、今後のこととして、もうそこにみなとまつりも近づいていますので、そこまでに間に合う分は間に合わせていただいて、それ以降しっかりとくみ上げていく。安全管理指針をしっかりとくり上げて、その上でチェックシートもしっかりくり上げて、項目ごとに一つ一つチェックをしていくと、そのことによって、より安全が担保されるわけですからね、そういったことも含めてやって、市民だけではなく、市外からみえる方々の命の安全も守っていくと、志布志に行き、お祭りに行き、不快感を得ることがないように、誘導一つであっても親切丁寧な誘導をしないと、これ不快感を持っていかれるわけでしょう。この前も鹿屋でメモリアルの飛行機飛ばすね、ブルーインパルス、あの時も四、五万みえていたと思いますけれども、あの時も誘導でトラブって、かなりのけんかになってましたよね。一生懸命やっているんだけど、心ない来場者が罵声を浴びせていたというシーンも目撃をしました。そういった意味では、気をつけなきゃいけない。志布志のみなとまつりでもですよ、これまであちこちでけんかが起こっていますよ、警察沙汰になっていますよ。僕もその近くを通ったこともあります。やはり、そういったこと、一つ一つに対して市民が巻き込まれない、市外からみえた方々が、そういったけんかやトラブルに巻き込まれない、そういった配慮もしていかなければせっかくの楽しい祭りがおじゃんになりますのでね。よかったよかったという面だけではなくて、意外とそちらの方をしっかりと手当てをしていかなきゃいけないというような気がするものですから、今回、こういった質問もお願いしています。

そして、実施自治体に、市長の方からもお願いをされていますけれども、実際の文書で防災、安全の対策等についてという実施主体に対しても、公的文書でもお願いをみんなしているんですね。やはり、それだけ去年のあの事故が、やはりみんなにインパクトを与えたんだなという気がしてなりません。そういう意味では、もう少しですね、このことに注意を払っていただきたい。そういった意味からいえば、イベント開催時の指針ということをしっかりマニュアルを今後練り上げていくということで、それで安心もするわけですが、例えば、1点、そうだなと思うのは、食中毒なんかも出てきますよ、直接ものに触るといふか、そういったことに従事する方々というのは、実際は10日前に、検便を取ってやらなきゃいけない、そういったこともしっかりとされているのかなという心配をしてならんのですよ。そういったものが多いですよ、そして、もっと

言えば、火を扱う露店、これはその露店ごとに、いわゆる消火器が必要、その確認もきっちりできているのかなとか、さまざま心配事はあります。そういったことをチェックした上での祭りの開催になっているのかと思うんですが、これまでのことも含め、これからのことも含めて、1点だけそこを答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市内の4大イベントにおきましては、出店者説明会を開催しまして、衛生管理の面では保健所から営業許可証、または臨時出店許可証を受理した業者に限り出店させております。

また、市が管理している市道での出店の場合は、道路専有許可証並びに警察に対しまして、道路使用許可証を取得している業者を出店させているということでございます。

そしてまた、今回は自家発電機の使用をなくしまして、露店で火災事故防止のために、その電気の供給としましては、共同で使う大型の発電機で賄うということとしております。

○13番（小野広嗣君） ちょっと時間がないので、もう少しまだ言いたいことはあるんですけども、次へ移りたいと思います。

主に教育長に答弁と、市長にもちょっと答弁していただくこととなりますけれども、この図書館運営の状況ということで、数字的なもので時間を取るわけにはいきませんので、事前に僕の方で要請をしていたものがあります。一つは、図書館の貸出冊数、利用者数、そして市民1人当たりの年間の貸出冊数と、こういうのがあって、この3年間の状況をお示しをいただきました。市民1人当たりの年間貸出冊数が5.5冊、23年。24年が5.5、そして、25年が昨年が5.8ということで推移をしています。そして、貸出冊数も少し増えておりますね、そして、利用者数も少し増えていると。その代わり利用者1人当たりの年間貸出冊数は、利用者数が増えた分だけ、冊数としては減っているというような状況になっておりますね。そういった中で、市民1人当たりの年間貸出冊数というのは、いわゆる国の平均値というのが出ていますけれども、これは御存知ですかね。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 私どもとしましては、鹿児島県の公共図書館という会に入っておりますので、県内の状況については把握しているところでございます。現在、志布志市が貸出冊数が19万1,677、市民、人口が3万3,232名ですので、1人当たり年間に5.8冊と、議員の申されたとおりでございます。この数字の評価、平均ということになりますけれども、鹿児島県におきましては、全体で10位ということでございます。全国の平均については、把握していないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 全国平均値というのは5.7なんですね、23、24は届いていませんでしたけれども、25年は、その平均値を0.1ポイント上回ったと、だけれども平均値にしかすぎないと、あれだけの立派な図書館を持っていて、やっと平均値なのかなという気がしてならないものですかから、そういった角度から見たときには、図書館へ集う、あるいは利用者、これを増やしていかなきゃいけないなあというふうに思うんです。教育長、ちょっとお願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 今回お尋ねの図書館利用の推進をどう図っていくのかということですが、私は、公立図書館が生涯学習の場として、市民の方々に大いに利用されなきゃいけ

ないということなんですけれども、二つの視点が求められるのかなと思っています。

その一つは、図書館をたくさんの本を借りてもらったり、それから情報を提供してもらったり、それから、これまで多くの市民の方々に利用してもらうために、例えばネットワークを整備したり、あるいは開館時間を延ばしたり、あるいは移動図書館ということでたくさんの方々に利用してもらう、そういう措置をしたり、それから障がいのある方々へ宅配するという、そういう措置。そういう措置等を通して、多くの市民の方々に利用しやすい図書館をつくって、よりたくさんの方々に本を利用してもらおうという、そういう視点がひとつ、これからも充実していきなさいいけないだろうと思っています。

そういうことで、今年度新たな事業として、志ふれあい交流館ができましたので、あそこで上映会を開いたり、それから紙芝居づくりをしたりというような、そういうたくさんの方々のいろいろな市民に対する情報を提供するという立場が、これが1点だと思います。

でも、これからの図書館に求められるのは、今度はもう一つ、市民の方々にも図書館づくりに参加してもらおうというような視点も大事かなと思っています。その一つとして、今年度始めたのが読み聞かせのボランティア、結局いつも図書館が市民にサービスをするという視点だけではなく、市民の方々も図書館づくりに参加してもらおうということで、今回、読み聞かせのボランティアの方々に講習会を開いて、たくさんの方々に参加してもらって、市民自らが図書館の活用のために頑張ってもらおうという、そういう視点が大事かなと思っています。

先ほど、市民1人当たりの年間貸出冊数の数字が出ましたけれども、子供たちの状況は、私としては、全国学力学習状況調査で生活状況調査というのがございます。小学校6年生というひとつの学年を対象にした調査ですけれども、これを見ると、鹿児島県というのは全国的に非常に高いんです。図書館を利用したり、本を読む子供はですね。それでいくと志布志の子供たちというのは、図書館に行く回数というのも県よりも上回っている。それから、読書が好きですかという声も上回っている、そういう実態が子供たちの実態としてあります。そういう意味では、学校の取り組みとしては、非常に子供たちが本に親しむような、そういう状況というのができつつあるのかなと思っています。

今後、公立図書館としての役割として、先ほど言いましたように、市民にいろんなことを提供する。逆に、市民の方々も図書館の活用の際して協力をもらう、それがひとつのまちづくりであり、人づくりではないのかなと思いますので、そういう二つの視点で、今後さらに多くの市民の方々に利用できるようにしていけたらなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 市民の角度から見たときには、平均値に今あるということは、お分かりになったと思いますね。学校に関しては、少し見解が違うんですよ、それこそ全国学校図書館協議会が毎日新聞と連携をとってやっている、例年5月を中心にして判断をしている子供のひと月の本を読む数ですね、そして、それから類推したところの年間の数、これを見たときに、本市は大体小学校でその数を平均値を超えているところ、平均値、これ130冊なんですよ、大体。超えて

いる学校は結構あります。しかしながら、平均値が100冊ですので、30冊ほど全国平均より低いというふうに見ております。

そして中学校は、これはどんどん下がるんですけども、全国的にも。全国平均で見たときが、これ、49冊ぐらいあるんですが、本市の場合は15冊という状況で、そういった角度から見たときには、小学生、中学生とも全国平均より貸出冊数は落ちているというふうにデータの的には出てまいりますので、そういったところをしっかりと、その角度からも見ていって、手助けをしてあげられればなというふうに思って、質問をしたところでございます。そういった角度も教育長、ぜひお知りにならなければというふうに思います。

あと、今回こういった図書館が蔵書数も増えて、立派な図書館を持っていて、どんどん市民の中へ、また子供たちの中へ、そして、市長の方針であります「図書館へ行こう」と、そのキャッチフレーズ、なぜそれが生まれたのかなという答弁が全然なかったもんだから、ひとつお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

図書館は、本と人、人と人が出会える心のオアシスであると、そしてまた、知識の蔵であると先ほどお答えしたところでございます。

そしてまた、今回は特に実践の場として4月に迫田アヤさんの志基金を活用しました志ふれあい交流館が開館されたということでございまして、今回は特に「図書館へ行こう」というようなキャッチフレーズをもちまして、市民の方々が多く集えるような図書館づくりを目指していきたいという思いで、お示したところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の方から施政方針に盛られた思いというのはお聞きをしました。そういった意味で様々本市でも取り組んでいただいているわけですが、教育長、そういった読書活動を推進していく上で様々な先進自治体があるんな取り組みをしている、その中の一つを御紹介をさせていただきますけれども、今、読書通帳とか、あるいは読書貯金通帳とかいうものをつくり上げて、それを子供さん、いわゆる乳幼児から子供さん、そして、市民全体まで配布をしている自治体が今増えてきているんですね、いわゆる通帳に出版社名だとか、あるいは本のタイトル、貸出日、そして感想は5段階評価で自分でチェックを入れると、あとはすごくちゃんと銀行の通帳みたいに記録されていくんですね。こういった取り組み、いわゆるお金の場合は貯金しても増えたり減ったりもするわけですが、この分は必ず増え続けていくという、一生の宝になる、心の財産になっていくということで、いろんな自治体に取り組んでいらっしゃるんですが、そこに対する情報はどうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

この読書通帳という形での読書記録を残すというのは、今議員の紹介された、これは初めて知りました。これまで図書カードというのは、もちろんあると思うんですけども、こうして形に残っていくと、一つの自分の振り返る財産になるような気がいたしまして、非常におもしろい試みだなというふうに思うことでした。

もし、採用するとしましたら、どのような方法があるのか、予算的な部分、いろんなことが今後出てくるとは思いますけれども、試みとしては非常におもしろい取り組みをされているなというふうに今感じているところであります。

○13番（小野広嗣君） 時間があまりないので、詳しくは説明できないということもあまして、今資料をお渡しをしましたけれども、やり方はいろいろあるんですよ、こういった機器を導入してやっていくと少し経費がかかりますけれども、やっていく方法。あるいは、やっぱり読んだか読まないか分からないから、しっかり読んだ分を記帳していった方が、手書きでもいいからいいんじゃないかと、それが50冊でまとまったら、図書館に行っはんこをもらって認定をもらうとか、そういった方法もありますね。

そして、ホームページ等にそういったもの自体が、これですね、広島市なんかこうやってホームページでダウンロードできるようになっているんですね、そして自分たちでこれを使って図書館に持っていけばオッケーと、これ30冊用、50冊用というのは、広島市が実際作って手渡しで渡していますね、様々なんですよ、経費がかからない方法もあります。どちらがいいのかということも当然あります。やはり、乳幼児からというのは、子供さんのために親御さんが自分で子供さんの名前で申し込むと、いわゆる乳幼児のときから読み聞かせの記録まで残っていくというのは、一生の宝になりますよね。そういった取り組みもいいなあと思います。

そして、経費がかかるといった場合、取り組んでいる自治体がどうやっているかといったら、地元の銀行とか、そういった企業に支援をいただいて、あるいは各種団体から補助金をいただいてやっているんです。ですから、市長のトップセールスであるとか、そういった取り組みでお願いしていけばクリアできるんですよ。そして、もっと言えばふるさと納税等も、そういった教育分野に使えるわけですので、そういった部分に適用するというのもいかがなものかなと思いますけれども、ちょっと細かくは言ってませんが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） 先ほど教育長から答弁がありましたように、このことについては、かなり斬新なおもしろい取り組みだというふうな答弁があったところでございます。

また、本市として取り組むとすれば、教育委員会の方からも提案がございますでしょうから、その際に、その資金について、財源についての方向性も示されると思いますので、その時にあわせて検討させていただければと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひ市長の方でも理解をいただいて、予算措置がかなえばなという思いで質問をさせていただいています。

あと1点、Web図書館のいわゆる推進ということで4年ほど前に質問いたしております。その際、当時の教育長もITにはちょっと不得手でという答弁をされて、たぶん会議録を読まれたかもしれませんが、そういったやり取りを細かくやっています。ここではもう時間がありませんので、御理解されているという思いで言いますけれども、その時にWeb図書館についても、図書館で十分に調べて、遅れないように取り組んでいきたいという前教育長の答弁でありました。それから4年が経過をしておりますが、どういった議論がなされて、検討がこれまでなさ

れているのかお示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 以前の議員の質問でWeb図書館の導入についての質問がございました。私も答弁書等を見ることでしたけれども、それから経ってるわけですが、Web図書館が全国的にかなり普及しているという状況はあまりないのではないかなというふうには理解しています。結局、Web図書館の良さ、あるいはまた課題というのもいろいろあるのかなと思ってまして、Web図書館の良さとしては、いつでもどこでも多くの方が自由に利用できるというメリットというのはあるんだろうと思います。ただ、課題として、たくさんの方々に利用してもらおうということでWeb図書館を導入するとすると、利用できない、利用しにくい方も結構いらっしゃるのかなと考えたときに、従来の貸し出しの方法とWeb図書館を併用してやっていかなきゃいけない、そういうこともあるんだろうと思います。

それから、予算的にもWeb図書館を導入するとすると、かなりの予算がかかるのではないかなと思います。そういうデメリットとメリットも、もちろんあるわけですが、多くの市民の方々がより利用しやすい図書館はどうなればいけないのかというふう考えたときに、どうしてもやっぱりWeb図書館だけではやっていけないだろうと、Web図書館と従来の図書館と並立した形でやっていかなければ、年配の方々、多くの方々が利用しにくい図書館になるんだろうと思いますので、今のところ、簡単にWeb図書館への移行というのは、なかなか難しいんじゃないかなと思います。図書館の方にも、「電子図書の希望とか、そういうのがありますか」と聞いたりしますが、今のところ市民の方から、そういう電子図書をぜひ入れてほしいという声等は聞いていないというようなこと等もあります。

でも、今後時代の流れとして、より多くの方たちに利用してもらおう方法としての一つのWeb図書館でありますから、先進地等のことについても、また情報を把握しながら、志布志市の図書館が多くの市民の方々に利用しやすい状況をつくっていくために、どうなればいけないのかということについて、また教育委員会内部でも、それからまた、図書館運営協議会、そういう中でもまた意見を求めて考えていきたいなど、そういうふうには思っております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 少し勘違いをされているなと思いますけれども、Web図書館に移行してほしいという質問じゃないですからね、あくまでも。志布志の図書館の利用形態の中で、Web図書館という利用形態も一つの在り方だなということで提案していて、徐々に徐々に増やしていけばいいわけですよ。そんなにいっぺんにできることじゃないわけですから、スタートしたところから見ると、もう7年経過していますからね、一番の先進地からは。そういった中で、やっぱり10年計画ぐらいで取り組んでいくとか、そして全て移行するとか、そういうことではないですよ、ずっと並行していくことですからね、そこはそういう思いでお願いしてください。メリット等はもうお分かりだと思いますのでね。僕は図書館ではあまり本は借りません。若い頃は借りていました。しかし、線を引いたり、付せんを貼ったり、僕はどうしてもするものですから、図書館の本に書き入れできないわけですよ、書き込みもしたりするものですから、だから自分で買

ってやります。それがでも、Web図書館になってくると、そこに線は引ける、付せんは貼れる、そして本を返す、その本も傷まない、ずっと使える。そして、更にもう1回借りたときに、自分のパソコンでやった場合はですよ、同じ線が引かれて、付せんが残っているんですよ。そのくらい便利なんですよ、紙をめくるようにできるわけですから、そういったものを少しずつ、少しずつ増やして行ってほしいという思いですのでね。だから、それはそういう思いで理解してください。

あと大活字本がありますね、これもWeb図書館で見ると、文字の拡大、あるいは読み上げ機能まで付いているわけですから、耳の聞こえない人には大活字で見えていただくと、目の見えない方には音声で聞いてもらおうと、そういう方法もあります。一般の方々でも少し見えなくなったら活字が伸ばせられるわけですから、それが大事。でも、そこまで今届かないとすれば、図書館の大活字本のストックをしっかりとしてほしいと思います。今、中央図書館569、僕は2,000冊ぐらいあったほうがいいと思いますけれども、もう時間がきましたので、そこに対する思いをお聞かせください。

○教育長(和田幸一郎君) 今、市立図書館の志布志の図書館のいろんなまた今後の要望等についても指摘等ありました。私もまた勉強不足のところがありましたので、先ほど申し上げましたように、障がい者の方々含めて、多くの方々が、よりたくさん利用できやすいような、そういう図書館の蔵書についても充実を図っていかなきゃいけないんだなということを改めて感じました。

今後とも、志布志の場合は、ブックスタート事業とか、セカンドブック事業とか、県内で初めての事業等を取り入れて、より多くの市民の方々が利用できる環境をつくっておりますので、また学校においては、全ての学校に司書が配置されているというのは、ある意味ほかのところにはない取り組みではないのかなと思います。幼児、そして学校、家庭、地域の方々がより多くの本に親しめるような環境づくりに向けて、今後また取り組んでまいりたいと、そういうふうに思っております。

[小野広嗣君「大活字本の取り組み」と呼ぶ]

○教育長(和田幸一郎君) 大活字本の取り組みにつきましても、今後また蔵書、増やしていく、そういう方向でまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

[小野広嗣君「議長、終わります」と呼ぶ]

○議長(上村 環君) 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、10番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

○10番(玉垣大二郎君) お疲れさまでございます。つらい時間帯とは思いますが、通告いたしておりましたので、順次質問させていただきます。

まず、地域振興策についてであります。

先日、都城志布志道路整備活用推進大会が都城で開催され、鹿児島県、宮崎県の両工事区間ともに事業の進捗を図り、早期供用開始を目指す大会決議案が採択されました。当日は、沿線市町

の関係者1,700人余りの出席があり、防災の道、経済の道、医療の道として、この道路に対する重要性と期待感が示された大会でありました。

本市においても工事が着々と進み、伊崎田方面から安楽大迫地区において、完成後の道路状況が見えて取れるようになり、また、港湾道路においても盛り土が築かれ、完成が間近になってきていると感じられるようになってきております。町原・弓場ヶ尾線の大原地区から国道220号線までの志布志道路区間3.2kmは、一昨年説明会が開催され、既存の市道を利用した4車線化で、一部立体工法で進められるようになりました。当初は、この地域の住民や事業所などから、この工法をとることにより右折することができない。店舗への出入りが阻害されるなどの反対もあったようですが、町原地区への代替道路を建設することにより、利用者への不便が取り除かれることで理解を得られたようでした。現在、この市道沿いには、多くの住宅やアパートが建設中であり、この付近の開発が期待されるわけですが、先ほど解決案で示された代替道路の建設計画はどのようになっているのか、また都城志布志道路の完成に伴っての今後この地域の開発についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 玉垣議員の御質問にお答えいたします。

都城志布志道路の志布志道路工区は、県道志布志福山線から国道220号までの延長3.2kmの地域高規格道路です。平成24年11月に県による地元説明会が開催され、市道町原・弓場ヶ尾線を一部利用し、4車線道路や高架橋による立体道路が計画、発表されました。現在は、制限なしに右折や道路横断ができておりますが、4車線道路部分においては、交差道路の状況に応じて、それができなくなる所が出てまいります。そのような状況を解消するために、周辺道路の改良整備が必要であり、市においては、志布志道路の事業進捗にあわせて周辺道路の整備をする必要があると考えております。

説明会時に市で代替道路をつくる計画があると回答いたしました。その後、周辺地区の交通対策の検討をしましたが、志布志道路の事業進捗が6%でありますので、県と連携して対策に取り組んでまいります。そして、この地域の今後の開発につきましては、現在のところ白紙でございますが、総合的な土地利用を考慮して開発が進むような構想が必要というふうには考えているところであります。

○10番（玉垣大二郎君） 今の回答によりますと、代替道路についてはまだ計画はされているんですが、進捗はしてないということではよろしいわけですね。

それとも一つ、県の方の進捗、志布志道の方の進捗は6%というふうに、今おっしゃったんですけれども、これはどういった部分が6%進んでいるのか、お分かりであればお示してください。

○建設課長（中迫哲郎君） 今志布志道路につきましては、計画がなされまして地元の用地の立ち会い等が済みまして、用地の測量図もできたところでございます。今、志布志道路につきましては、用地の先行ということで、補償物件の先行やら用地の先行を行っているところでございます。

また、一部橋りょう等が架かる所なんかのボーリング調査とか、そういうのが終わっていると

ころでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 用地の先行が始まっているということなんでございますが、この本格的な工事の着工の時期はいつか、大体分かりますでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） 志布志道路につきましては、工区を3工区に分けて、整備するような計画でなっているところでございます。

まずは、港湾道路の臨港道路と接続させるということで、国道側の区間を整備いたしまして、その後、県道志布志福山との交差分、志布志インターとの接続を町原・弓場ヶ尾まで行って、最後に中間の4車線部分を整備するような計画になっております。

したがいまして、用地の方も集中的に国道の方を優先させて行っているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 工事の時期については、まだ分からないということで、よろしいわけですか。分かりましたら御提示してください。

それから、これに伴いまして供用開始の時期はいつ頃と見込んでいらっしゃるのか、お願い申し上げます。

○建設課長（中迫哲郎君） 工事の着工につきましては、もう今年度あたりから橋りょうの下部工とか、そういうのが始まるのではなかろうかということで考えているところでございます。それも一番国道側の所ということでございます。

おおむね10年以内にはというような話でありますので、市の目標といたしましては、2020年を目標にしておりますが、それに分けまして3分の1ぐらいの年数で工事は進んでくるということで、残りがあと6年ぐらいしかございませんので、着実に進んでいくものと考えているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） この代替道路につきましては、出来上がってから支障があるということと代替道路を建設したんじゃないんじゃないかというふうに私は思うわけでございます。この工事が始まれば、やっぱり住民、あるいはお店を利用する方々については、支障を来すわけでありまして、一緒にこの建設、連携して進めていくような状況じゃなくて、先にこの代替道路は建設しないといけないんじゃないかというふうに私は考えるわけなんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） 議員がおっしゃるとおり、代替道路につきましては、早くできていた方が工事の進み具合とか、進め方ということでは代替道路が先に先行するべきだとは考えております。今現在、志布志インターの所の沿線の道路の整備を今年から始めますので、それと並行いたしまして、国への補助を考えておりますので、国の補助をいただきながら、なるべく早く、こちらの方の計画も立てて着工をしていきたいと考えているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 国の補助が付けば開始されるということでありまして、できればここ二、三年のうちにはできるんじゃないかというふうに伺ったところであります。期待をしておきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この地域は、牧・町原線、町原線、町原・弓場ヶ尾線、六月坂・安良線の市道に寄り添うよう

にして住宅が混在しており、どこに行くにしてもこの道路を利用して日々生活していらっしゃる。これらの道路は、ちょうど円のように形成されており、端から端へ行くにも弧を描くように遠回りをするような形で利用しなければなりません。場所においては道路幅が狭く、車の離合にも気をつけなければならない所もあり、快適な交通状況にあるとは言えないようであります。

先日、六月坂・安良線の今後の見通しについて説明があり、早期完成が期待されるところでありますが、この地域の方々の意見としまして、この地区の中央を横切る牧・町原線から町原・弓場ヶ尾線に通じる道路を建設していただけないかと切望されております。

また、この地域の生活道路については、昔からの田畑に続く農道をそのまま利用されている所もあり、納得のいく道路とはいえず、現在のままでは緊急車両の交通にも支障を来す状況にあります。道路拡幅等、整備をしてくれるのであれば庭の一部を寄附してもよいと言われる方もおり、早急な整備を望まれております。

市道の新設や生活道路の改善を図っていくことで、地域の方々の利便性が高まることはもとより、良好の住宅地として移住も進み、定住促進にもつながると思っておりますが、新しい市道の建設や生活関連道の整備についてはできないものか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この地区につきましては、市道町原・弓場ヶ尾線の東側と、字北牧、南牧地区の一带でございます。南北1km、東西0.5kmの範囲であります。この地区の現状は、周辺に市道はございますが、範囲内に市道はなく、以前の水田、畑地の耕作のための農道や里道があるだけでございます。

しかし、最近は耕作放棄地が多くなりまして、道路には草木が繁茂しまして、通行できない状況になっているということでございます。

ただいま御質問のありました新たな市道の建設についてでございますが、新設道路を通すことによりまして、利便性が向上しまして、宅地等への転用も接続道路が確保されるため、民間の宅地開発等の呼び水になるというふうには理解するところでございます。しかし、この地区の開発、そしてまた道路だけの計画では不十分でございまして、上水道、排水路等も含めた総合的なまちづくりを考慮しながら、開発が進められるべきだというふうに考えます。

都城志布志道路の計画に伴い、ごく一部を考慮した周辺道路の構成ではございますが、この地域全体を考慮した計画ということにつきましては、今後の課題としていただいております。

○10番（玉垣大二郎君） 今の答弁で総合的なまちづくりをしていかないといけない、進められないという答弁であったかと思っております。このことについては、この質問自体が最後の方で全てひっくるめた形で、また開発についての意見を求めますので、その時にまたお答えいただきたいというふうに思うわけですが、先ほど代替道路のこともお聞きしました。住民の方としましては、一刻も早くこういう道路をつくっていただきたいし、また、生活関連道路の方も改善を図っていただきたいというふうに切に思われているわけです。このあとについては、副市長も町原地区の住人でありまして、職員の方々も多くこの付近には住んでいらっしゃいますので、またその方々の意向を聞きながら進めていただきたいというふうに思いますが、先ほどの代替道路の建設の部

分と一体化した形で先にこの部分ができないのかどうか、お考えはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、総合的に考えながら、この開発については進めていかなきゃならないということですので、もう少し時間をいただきましたら、その計画につきまして、概要等もできると思いますので、その時にまた御議論いただければというふうに思うところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） では次にいきます。

この町原地区には、先ほどもありましたように耕作放棄地が多く混在しており、場所によっては農道にも雑木が植生し、今では農地であった形跡もないような状況にあります。そこに土地は持ってはいるが、再度利用したいと思ってもこのような状況であれば中に入ることもできず、宝の持ち腐れとなり、利用するにしても処分するにしても処理に困っているという方もいらっしゃるようであります。この問題について以前当局に伺って回答は得たのですが、その回答にはある程度納得はしたものの、このままでは耕作放棄地の解消、土地の有効利用にはつながらないと思いを質問させていただきました。この土地を有効に利用するためにも、市として何らかの手だてが必要だと思っておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この地域は、水田であったところでございまして、耕作放棄地が増加し、それに伴い農道も荒廃し、草木が繁茂しているということにつきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。この地域の有効利用となりますと、先ほどもお答えしましたように、土地利用や都市計画も考慮しました総合的な検討が必要ということになるかと思っております。ただ、今回この都城志布志道路の志布志道路に伴う沿線と、そしてまた、市街全域を見たときに、残された有望な開発地域になるのではないかなというふうには思うところでございます。そのようなことでございますので、今後、新たに設置される道路等も含めて、この地域の全体的な開発計画ということの検討は進めてまいりたいというふうには思うところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 近年、地球温暖化対策の一環で住宅の屋根には太陽光発電が数多く設置されるようになりました。また、東日本大震災以降、各地でメガソーラーの建設も進み、身近なところでも空き地や立ち木の伐採を進めてまでも太陽光発電が設置されている現状にあります。

本市においても平成25年、伊崎田地区にメガソーラーが建設され、今年5月には上昭和地区にも完成を見ました。このことについては、私自身再生エネルギーの活用として取り組みに期待しているところでありますが、建設される場所について思うところがあり、今回の質問となりました。この町原から清水までの広大な手をつけられていない土地にメガソーラーが建設されてしまうと、市が後で何かを計画したときに、この場所を利用できなくなってしまうのではないかと危惧するところであります。今まで質問してきましたこの一帯については、東九州自動車道、都城志布志道路へのアクセスとしては志布志港に近いこと、また市道や生活道を整備することにより、今後最も利用可能な有効な土地であろうと思っております。メガソーラーが導入される前に、これらの土地を先行取得するなりして、地域住民の利便性や今後の志布志市の開発につながるよう

な施策をとるべきではないかと思いますが、この一帯の開発について再度市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市においてメガソーラーの開発が進んでいるということについては、私どもにとりましても、エネルギー保存料の多い地域を目をつけていただいたんだなというふうに思い、感謝しているところでございます。

そしてまた、いわゆる荒れ地がこのような形で利用されるということについても好ましい状況だというふうに捉えているところでございます。ただ、今議論になっておりますこの地域において、そこが進むのかということについては、私自身は少し、かなり用地の買収等で難しい面があるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そしてまた、私自身、私どもの方としまして、あの地域にメガソーラーが進出してくるというような話は現在のところ聞いていない状況でございます。仮に、今からその用地買収等にかかり、そしてメガソーラーが設置できるような造成というものをするとすれば、かなりの期間が要するというところでございますので、現在の段階では、この再生可能エネルギーの太陽光発電については、かなり九電側との交渉が難しくなっているということも聞いておりますので、そのようなことも含めて、この地域のメガソーラー進出ということについては、いろいろな状況、情報を取り入れながら、また私どもの方に何らかの相談があらうかと思っておりますので、その時には状況等をよくお聞きしまして、私どもが、もしこの地域に対して何らかの開発の計画が今後まとめられるということになれば、そのこともお話を申し上げながら、進めてまいりたいとは思っているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 今市長の方の答弁には、メガソーラーというふうに出てきたんですけども、私が言うのは、そのメガソーラーじゃなくても、自分の土地であれば、そこを開拓して太陽光発電を設置されてしまえば、あと市で何かをそこにしたとしても、20年間はそこに何もできないわけですから、そういった面を伝えていたところでございます。今はですね、先ほどこの土地を所有されている方につきましては、市外の方々も多いみたいでございまして、難しい面もあらうかと思いますが、そこを開発計画の重要性は考えておいていただいておりますので、今後庁内一体となったこの地域振興計画をまとめていただきまして、市からの発信として、開発に取り組んでいただきたいと要望いたしまして、次に移ります。

次に、防災行政についてであります。

鹿児島県総合防災訓練が宮崎県を含む82機関、団体参加のもと5月23日に本市で行われ、その一環として南海トラフを震源とする地震による津波発生に対しての避難訓練も実施されました。今回は、県の主催であったからなのか、いつもより参加者が多いように感じられ、避難場所になっている中宮跨道橋では、集落の方々のほかに高校の生徒さんが若浜・宮前線を移動しての訓練に参加されておりました。この方々の参加に感激するとともに、実際津波警報が発令された場合、この数以上の人が、この避難経路や避難場所に集中するのだらうなと思ったところであります。

この避難経路は、鉄道線路跡道路で緩やかな上り坂となっており、入り口から数百メートル移動すると、稚子松跨道橋で標高13m、もう少し進むと中宮跨道橋で標高22mと、短期間で移動できる良好な避難場所となっております。ここに避難する方々は、若浜、松波、稚子松の高齢の人たちも多く、この地区からの入り口は運動公園駐車場前からの1か所だけであり、この避難路を利用しても、別の避難路で移動するにしても避難場所に到達するには遠回りを余儀なくされる方々もいるのではと想定されます。稚子松の住民の中には、短時間ですぐに移動できるようにと、自宅前の高台になったこの道路に自前で階段を製作して利用されている方もいらっしゃいます。この付近には大型スーパーもあり、多くの買い物客の避難も予想され、現状では稚子松交差点から町原・弓場ヶ尾線と、少し距離のある経路を経て、この避難所への移動になるのではないかとと思われるところです。こういった方々の避難時間や経路を少しでも短縮するためにも、国道から稚子松跨道橋への避難階段を建設していただけないものか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波等の避難階段につきましては、平成24年度通山地区において、県の事業によりまして、急傾斜施設を利用しました避難階段を3か所整備してきたところであります。海岸区域に面し、市街地を有する本市においては、できるだけ多くの方々が高台へ避難できる施設が不足していると認識しているところであります。

御質問にあります稚子松跨道橋付近には、商業施設や小学校、高校などがあり、緊急時には多くの方々を避難させる必要があるため、平成26年度当初予算に単独事業500万円を計上しまして、避難道路の指定がされている市道若浜・宮前線へ階段を計画し、本年度より着手の予定としているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 500万円の予算で本年度建設していただけるということでございますよね。ありがとうございます。

ちょっと知らなかったものですから、この回聞いてみようと思ひまして、今の質問になりました。この工事はいつ頃着工開始で、完成はいつ頃になるのか、教えていただければと思ひますが。

○建設課長（中迫哲郎君） 稚子松跨道橋付近に、現在建設課といたしましては、2か所ほどを計画をしたところでございます。国道の左右側に設けることで国道を横断しなくて済むという安全性も考慮した2か所の設定でございますが、今回500万円一応計上しておりますが、2か所で若干予算を実施設計を組みましたところオーバーしてしまいましたので、何とかもう少しコスト縮減ができないかなということを考慮しまして、今検討しているところでございますが、近いうちに発注いたしまして、年度内には完成をとということで目指しているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 2か所ということで、予算が大分経費がかかってしまったということなんですけれども、どのような形状でつくられるか、もし分かればお示しください。

○建設課長（中迫哲郎君） 稚子松跨道橋付近の2か所と申しますと、当初から2か所計画しておりまして、本年度は1か所分の500万円で計画したところでございますが、先ほど申しましたとおり、若干予算が足りなくなってきたということで、再度ちょっと検討しているところでござ

ざいます。

形状といたしましては、階段工でございます。階段を1割5分の勾配で、上の若浜・宮前線の歩道側につくるということでございます。東側の方に2か所、国道の。今年の工事につきましては、北側の方、上の方の所に、この土地につきましては、道路敷きでありますので、用地の買収が必要ないということで、こちらの方に階段をつくっていくということでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 早期の完成を期待しているところなんですけれども、これ階段式ということでございませぬ、車椅子対応とか、そういった方々には対応、そこまでは考えてないということでよろしいですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 議員がおっしゃるとおり、階段となりますと、車椅子等が利用できないということになります。そういうこともございまして、当初スロープにできないかというのを今回検討をしたところでございませぬが、なかなかスロープにしますと、勾配がずっとのぼっている関係上、ずっと延びなきやいけないということで、厳しいのではなからうかということで、とりあえず当初予定しておりました階段で整備するというところで今考えているところでございませぬ。

○10番（玉垣大二郎君） よろしくお願ひしたいというふうに思います。

先の避難訓練時に香月小学校の児童の避難状況に対しまして、危険ではなかったかという保護者からの御意見をいただきました。通告はいたしておりませぬが、教育長のこれに対する認識と、その後の対応策について、どういうふうに指示されたか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校における防災教育というのは、児童生徒の命を守るということで、非常に大事な教育の活動だと思ひております。御存知のように、通山小学校と、それから有明中学校については防災教育のモデル校ということで、指定を受けて、これまでも数々の避難訓練等を実施してまいりました。その二つの学校だけではなくて、市全体でのやっぱり取り組みというのが求められるんだらうと思ひます。志布志の方では、志布志の防災教育の10の視点とか、そういうことを設けて、やはりそれぞれの学校が自分たちのこととして受け止めるということがすごく大事だと思ひますので、今後もこの防災教育というのは、特に志布志はこういう地域でもありますので、南海トラフの地震、そういうことが十分予想されるところでありますので、今後ともそれぞれの学校が通山小と同じような気持ちで防災教育に取り組んでいく必要があるんだらうと思ひているところでございませぬ。

○10番（玉垣大二郎君） すみませぬ、私が先ほど質問いたしましたのは、この前の避難訓練において、小学校の避難状況を見られていた保護者が、この避難状況がちょっと子供たちが危ないんじゃないかというふうに聞いたもんですから伺ったんですけれども、そのことを御存知ではないですか、聞かれてませぬか。香月小学校児童の避難状況ですな。

○教育長（和田幸一郎君） 直接は届いておりませぬけれども、たぶんその避難状況が、たまたま私その場におりましたけれども、とにかく急ぐということで、一番先頭に教師がいなかったことを指摘されたのかなと思ひますけれども、下学年と上学年が一緒に避難する形をとっていた

ようなんですけれども、一番先頭を6年生の子供が先走って行っていた、その状況かなと思いますけれども、こちら辺の指導については、やっぱり気をつけ、先頭に誰か教師がいないというの
はあり得ないことだと思いますので、それについては、また今後、きちんと指導していく必要がある
んだろうと思ひまして、学校の方にはその旨、伝えたところでございます。失礼いたしました。

以上です。

○10番（玉垣大二郎君） ですね、災害時には交通整理もいけませんので、やっぱり前と後ろには、指導者がちゃんと付いていての避難訓練じゃないといけないんじゃないかというふうに思ひますので、日々そういった状況での避難訓練を心掛けるようお願いいたしておきます。

次に、前回の同僚議員の質問で香月小学校児童の避難路としての階段建設を六月坂・安良線の工事区間に建設を考えていくということでありましたが、その進捗状況をお伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 香月小学校前の水ヶ迫線の改良でございますが、法面に避難階段の計画はということでございますが、今、水ヶ迫線の工事を昨年からは法面を切り、工事が始まったところでございます。平成25年6月議会の質問を受けまして、法面部において検討を行い、施設の管理用階段として、本年度より2か年で法面部を活用した避難階段を予定しているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 本年度より2か年ということで、来年度には完成するという事で考えてよろしいですね。場所としまして、1か所という形になりますでしょうか、再度お願い申し上げます。

○建設課長（中迫哲郎君） 本年度より2か年をかけまして、整備するところでございます。階段の箇所は1か所でございます。高さが7mでございますので、7mの階段が4段、高さが30m近くございますので、4段の階段が法面にずっと上っていくという形になります。

○10番（玉垣大二郎君） はい、よく分かりました。今回の避難訓練の終了時に知事が通山地区にできた避難階段も視察されたと聞きました。県においても、この施設の必要性和重要性を確認するための視察であったらと思うところですが、志布志の方々からも、このような避難階段が必要であり、つくっていただきたいという声があるところです。計画はないものか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日の総合防災訓練、県の防災訓練におきまして、知事が統監として来られまして、指揮をとられたところでございます。そして、終了後、鹿屋の方面に行かれる際に、通山地区の避難階段を視察されたところでございます。この避難階段においては、3・11が発生いたしまして、すぐさまその年度において緊急的に対応できる事業はないかということで求めがありまして、この避難階段においては、管理用の階段として設置されておりましたが、上部まで抜けられるような避難階段にできるということで申請をいたしまして、そして、いち早く避難階段として整備をしていただいたところでございます。その避難階段を視察されたということでございますが、この避

難階段を見られて、市内の方々がほかの地域にも設置してほしいというようなことの要望があつているということについては、十分理解しているところでございます。

ただいま課長が答弁しましたように、水ヶ迫線の所に今回設置するというところで、新たな整備はするところでございますが、その他については、現在は計画はしていないところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） はい、分かりました。

また、この件につきましては、地域の方々からの要望等、今後ますます出てくると思しますので、その時には耳を傾けていただきたいというふうに思うところであります。

実際に地震による津波が発生した場合、人々は少しでも早く、高台に逃げられるような所を探されるのではないかと思うところです。大掛かりな施設ではなくても、すぐに高台に避難できる階段や通路、また避難道を示す案内板等も必要になってくるものと思しますので、今後検討方を要望いたしておきます。

次に移ります。このことについては、以前にも同僚議員が幾度となく質問されていることではありますが、再度お伺いいたします。

先日の避難訓練において、香月から新町地区について防災無線からの音声聞き取りにくいという参加者からの御指摘を受けました。防災行政無線を設置する際は、いろいろ検証されて設置されたものと思っておりますが、当日の風向きの影響であったのか聞き取りにくいというより、聞こえない状況にありました。訓練開始を知らせる行政告知端末の警報については、驚くほどの音量で、避難には十分な役割が発揮されましたが、避難を開始したその後の災害状況や、さらなる指示については、この防災行政無線に頼らざるをえず、人命を守るうえであってはならないことと思うところであります。

志布志地区においては、平成27年度にデジタル化への改修が計画されておりますが、その際にも再度調査を行い、ラップの向きや増設についても検討をしていただき、難聴地区の解消に努めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、防災行政無線同報系につきましては、合併前の旧町でそれぞれ整備されておりましたが、合併後、平成19年度に本庁に統合卓を整理しまして、昨年度まで運用してきたところであります。

しかしながら、施設の老朽化や部品調達が困難になってきていることや、総務省がアナログからデジタル化への移行を推進していること等から、昨年度よりデジタル化へ取り組んでいるところであります。昨年度の実績としましては、本庁にあります操作卓、消防組合にあります遠隔制御装置、それから野井倉中継局、有明地区の屋外拡声子局を整備したところであり、引き続き平成26年度は松山地区、平成27年度は志布志地区を整備する計画であります。その整備の中に、難聴地域解消対策としまして、新たに海岸沿いや山間部に5か所整備する予定であります。3か所については、整備が済んでおります。また、状況に応じてスピーカーの増設についても検討したいということでもあります。

ただいま御指摘の香月小学校付近でございます。香月小学校のグラウンドの南側、志布志高校

に隣接して設置してあります二つのスピーカーは、海側を向いております。学校の授業等にも配慮し、設置したものと考えておりますが、今後デジタル化を進めていく中で、スピーカーの増設についても業者や学校、地域とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番（玉垣大二郎君） 今後におきましても、支障のないように定期的な調査を実施していただきますとともに、学校や港湾施設周辺の人が多い所では人命を守るということで、特に増設を図って充実したものとなりますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） 皆さん、こんにちは。

本日最後の質問者です。最後まで、よろしくおつき合いをいただきたいと思います。

本日は、二つの項目について質問をさせていただきます。

一つが環境行政でくくっておりますが、ほとんどの課に共通する項目ということと、今全国的にメリケントキンソウという植物が発生しております。ネットを見ても、なかなか各自治体手につけられない状況が続いているというようなことが、ずっと載ってるんですね。

本市におきましては、まず声を挙げたのは子供たちでした。私も、あともってその状況は知ったんですが、それを見た時に我々もやはり加勢をしていかないといけないなど。そして、自分の役目柄、やはりこれを市民の方々に伝えていく、そして市の対応と対策を講じていく必要があるのかなど。そして、いつも市長が言っている日本一に引っかけて、メリケントキンソウ撲滅を果たした志布志市という結果が残せれば、子供たちも大いに満足をするんじゃないかなということで、今回この質問をさせていただくことにしました。

質問の冒頭に、まずこれはネット上から拾ってきたものです。これは一部ですけれども、グラウンドに生える雑草、通称チクチク草、手をついたりすると腫れるほどの激痛が走る、トゲは硬く鋭いので、もちろん裸足（はだし）でその上を歩くことはできない。犬や猫がその上を歩くと、以降はそこを避けるようになるという。今月末から秋の終わりまで、トゲに悩まされる。鹿屋に来てから2年、当初と比べてもかなりの面積が広がっている。スポーツクラブの子供たちにも影響があるから困る。子供たちには、芝生の上で伸び伸びと遊んでもらいたい。何かいい方法はないのか。メリケントキンソウ、大嫌い。鹿児島県鹿屋市です。

南九州市立の、これは宮脇小学校のブログから一部抜粋です。2013年5月6日、運動会を26日に控えて、怒とうの3週間がスタートします。気になるのが、校庭の芝生に紛れて生えているメ

リケントキンソウです。3年前ぐらいから宮脇小の校庭に生え始め、その種子のトゲで保健室に駆け込む子が急増しています。4年から6年生の組み体操は基本裸足（はだし）、何か良い方法を考えなければ。5月11日、本日3年から6年生の組み体操が完成しました（私の頭の中で）。校庭の芝生の部分が使えない（メリケントキンソウのせいです）ので、動きを考えるのに苦労しました。月曜日からの練習はハードなものになります。頑張ろうね。さて、明日は愛校作業です。運動会前に学校をきれいにする絶好の機会です。保護者の皆様の多数の参加をお願いします。5月15日、今日初めて校庭で行った組み体操練習、メリケントキンソウのために芝生を避けての演技練習だったんですが、移動できる場所、演技できる場所が限定され、いまいちうまくいきません。もちろん子供たちは一生懸命頑張っています。残りわずかですが、体形を変更して対応することにしました。4年から6年生の皆さん、また変更がありますが、頑張らしましょうね。

ネットを見て、このメリケントキンソウについて、いろいろ私も調べてみましたし、この近隣も歩きました。そして、市内も該当する所はほとんど行きました。そして、今回子供たちが一生懸命このことについて、普及啓発、ボランティアに取り組んでいる、そういう状況を見て、ああ我々も本当何かをしていかないといけない。だったら一般質問で取り上げて、これを市民の皆様に周知をしていって、こういう事態がこの志布志市では発生しないような対応を今後は取り組んでいかなければいけない。ただし、この種子等、今もう種がこぼれて、たぶん今年の10月ぐらいに発芽していくわけなんですけど、計画的な駆除体系を確立していかないと、単年度での駆除というのはまず無理があるだろうと。ですから、早いうちにやはりこの体系づくりをしていく、そういう形で皆様方に、この状況を知っていただきたいと。

昨日、同僚議員の質問がちょっと早く終わったおかげで、私は採取してきました。

ちょっとビニール袋に入れているんですけども、これ、ちょっと種が落ちないようにですね、あとでお返しします。こっち側のにんじんの葉のようなのがシマトキンソウで、こちらにも生えているやつです。もう一つがメリケントキンソウです。これは、その開田の里にあります。びっくりするぐらい私も探したんですけども、駐車場のすぐそばのくすのきの影に潜んでおりました。群生しております。こういう状況が本当我々の近場で起こっていると、そして、私もずっと見ていって、鹿屋の平和公園の所に行ったんです。ちょうど、小さい子供さんを連れてお母さんが来てらっしゃいました。植え込みの所の芝の所、その先が遊び場なんですね。そこで二、三歳の子供さんを遊ばせている。ここの路傍、その中に写真が入ってますけれども、いっぱい生えています。

後で靴底を見ますと、たくさん刺さってるんですね。本当びっくりする、これで本当我々が声を上げないとどうなっていくんだろうと、そういう思いになりました。ただ、志布志市の現状をずっと見てみますと、建設課の大浜緑地については、この前駆除があったみたいです。そして、その後についても、今ちょっと経過観察をしているところなんですけど、やはり100%の薬効というのはないようです。薬剤じゃないですね、特殊肥料ですけども、根本的なものはないと。やはり人力的なものでの除去というのが必要になってくるのかなと思っておりますが、こういう状況で、

県内においても全域において発生というのが確認されております。本当、このままでは、唯一憩いの場である公園での散策もできなくなると。そして、サッカーの練習、屋外スポーツもできなくなる。

そしてまた、学校での授業もできなくなると、屋外での授業ができなくなる状況が本当そこにあるわけなんです。これは、質問通告をした時点で、この市内における発生状況等については、各課とか、教育委員会等では、もうお調べになっていると思いますけれども、これを今の段階だとまだ止められると思います。ただし、全国の事例をずっと見てみますと、もう広がり過ぎて手が付けられない状況と、学校でもその場は避けると、先ほど言いました。避けていく状況になっているんです。特に、学校関係については、薬剤の使用、これを非常に嫌っております。ただし、こういう状況になっても薬剤を使わずに子供たちに遊ぶ場を提供しない、そういうやり方というのは、いいのか悪いのか、そこらあたりは若干疑問を持つところでもあります。ですから、これがまん延しないうちに我々は何らかの打開策をとっていかないといけない。

そして、まだ知らない市民の方々がたくさんいらっしゃいますので、そういう団体と連携をとりながら、この撲滅に対して理解を求め、一緒にボランティア等で取り組んでいていただきたいなと思っているんです。

この前の新聞でサッカー協会の記事が取り上げていただいております。これについても、松山の子供たちが率先して、声を掛けて実現したと。そして、サッカー協会の方々も理解をいただいて、全面的に協力していこうという方向性が出ております。子供たちが、こっぴど一生懸命頑張っている。我々は、まだそのメリケントキンソウという自体を知らない。そういう大きなギャップがあるんですね、ですから、今回はこの子供たちの声を大きく取り上げて市民の皆様方にも伝えていきたいと思っております。

私も4月になるまで、このメリケントキンソウというのは、ほとんど分かりませんでした。たまたま学校に行って、そして行事の計画をつくっている時に、PTAの会長がこの頃メリケントキンソウが多いよね、という話が出て、そして写真を教頭先生からいただいて、初めて見たわけなんですけれども、「どこにあるんですか」と聞いたら、「大浜緑地行けば、たくさんあるよ」ということで、早速行ってみました。びっくりしました、最初、香月公民館の下の西側の方ですね、あそこに行ってまずびっくりしました。今度はアピア側の方、遊具の所ですね、あそこにも行って見たんです。あそこに行ったら、ほとんど見当たらないもんですから、ないんだなと思ったら、ちょうど木陰になっている所にちょっと群生しているんですね。なぜだろう、これの特徴としては、日当たりを好むんですよ、なのに日陰の所にあると、その開田の里もそうです。ちょうど人が日をよけるような場所に生えているんです。

ですから、よく考えると、やはり最初来た方々がちょっと日をよけて休む、休憩する場所、そこにやはり種が落ちやすいのかなというのをこの状況を見たときに考えたところです。

それと散策コースなんですけれども、そこも大浜緑地もやはり木陰の所に密集しております。それは、建設課の方でを押さえていらっしゃると思いますが、そういう状況で志布志市にも入り

込んできているんです。

ネットで見たときに、チームMK Tというのが引っかかりまして、まずそのチームMK Tって何だろうと、見たら新聞に掲載されて、市報にも取上げてられていた。これは、お恥ずかしい話、私もその部分は見落としておりました。すぐまた市報を見直して新聞の方もネットで見てみますと、一生懸命ボランティアで駆除していて、そしてまた、啓発活動をしているということでしたので、そこもちょっと調べました。このチームをつくった発端というのが、サッカー少年団を通して、試合中にけがをしたと、その体験をもとに自分たちの遊び場は自分たちで守っていくという決意をし、その原因を探り、研究観察を行い、駆除ボランティア及び啓発活動を実施しているということでした。すばらしいなと思いましたね、これを見たときに、どこの自治体の被害状況のそういうところを見るんですけれども、市民の声はアップされております。使えない使えないというのがずっと続いているんですが、子供たちがこういう形で関わっているというのは志布志だけだったんですよ、これでまずびっくりしました。そして、チーム名のMK Tがメリケントキンソウの略と、「守ろう子供の楽しい遊び場」の頭文字なんですね。すばらしいなと思いました。最初は、MK Tってちょっと縮めすぎじゃないかと思ったんですけれども、二つを掛け合わせてたのかなと思って、またびっくりしたところなんですよ。

これがですね、いろいろ調べてみますと、1930年に和歌山県で発見されたということで、南アメリカ原産の帰化植物のキク科の一年草ということですね、今、現物を持ってきましたので、もうお分かりだろうと思います。

全国の取り組みとしても、どこも薬剤を使えないというネックが一つあるのと、繁殖力がすばらしく早いということで、追いつかないという状況も分かかってきております。そしてまた、自分の志布志市内を歩いて、そして、近隣の市町村を歩いてみますと、これだけ拡散しているのかということに驚くする思いでした。ネットで調べているうちは、そうでもないんだろうと思っていたんですが、本当自分の足元、もうそこまで来ているんだなというのを痛感しました。

そしてまた、今回質問を行うにあたりまして、チームMK Tの顧問であります。石堂先生にいろいろ貴重な資料や体験に基づくお話も聞かせていただきました。そのことについては、まずもってお礼を申し上げておきたいと思います。

先ほども言いましたが、6月14日付けで南日本新聞の南ネットで大きく記事が掲載されて、これからチームMK Tと一緒に、この撲滅に取り組んでいこうということが、報道がされておりましたが、このようにですよ、子どもエコクラブチームMK Tの活動が新聞や市報に掲載されているわけなんです、御覧になってどのように思われたか、まず御意見、お尋ねいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

通常、外来動植物につきましては、在来種への影響が一番懸念される場所ではありますが、このメリケントキンソウについては、その生育場所、種子の形態から人的被害に至るということから、一般的な外来植物とは異なる影響をもたらす植物であるということにつきまして、改めて認

識させられたところでもあります。

そのような中で、泰野子どもエコクラブMK Tの児童が除草による駆除活動を展開している記事が南日本新聞に掲載された際には、すばらしい活動が展開されているというふうに認識したところでございます。彼らの大きな志というものを大切にしていまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

このMK Tの子供たちの活動について、私、教育長に就任する前、2月の頃でしたかね、1月、2月連続して新聞で紹介されましたので、こういう子供がいるんだということをすごくうれしく思うし、すごいなという思いを持ちました。何をもってすごいなと思ったかといいますと、先ほど言いましたように、自分たちで気づいて、そして問題を見つけて、そして解決しようという、そういう子供たちということで、本当にすごい思いを持った、問題意識を持っている子供たちだなということをすごく感じました。それが一つ、志布志にはこういう子供たちがいるということが、すごくうれしく思いました。

二つ目には、その問題を自分たちだけの問題ではなくて、ほかの学校のこと、市全体のことまで考えて行動しようという、その志、まさに志布志の志だと思えます。自分のことだけではなくて、周りのために何ができるのかという、そういう視点で取り組もうとしている。その姿にも非常に感激をいたしました。ちょうど学校では、今環境教育というのが行われているわけですが、環境教育の中での取り組みとして、私は非常に価値があるものだと思いますので、今後また、この泰野小のMK Tの取り組みについては、市全体に広げていける状況をつくっていきなると、そういうふうに考えているところです。本当にMK Tの子供たちのすばらしい取り組み、そしてまた、それを指導している石堂先生ですかね、石堂先生の取り組みにも非常に感謝しながら、教育委員会としても支援をしていきたいなと、そういうふうに思っているところです。

以上です。

○7番（平野栄作君） 私も本当、ネットをずっと、自分自身が分からないものですから、情報としてずっと入れるために、いろいろなところのものをみてきました。その中で、いろいろ問題はあるんだけど、やはり子供たちが率先して取り組んでいる姿には、本当感動しました。これは、やはり、これはどうしても声をやはりこの場に持ってこないといけないなということで、持ってくるには、やはり自分なりにもある程度の見識は深めないといけないということで、市内あちこち歩いて回ったり、そしてまた、ほかのところの状況等を一応聞いたりしたところなんです。

これは、浜松市役所の都市整備部公園課にもお聞きをしたんですが、原則除草剤の散布は禁止という方向だそうです。特殊肥料を11月と3月の2回散布をしていると、効果は6から7割程度、駆除できていると推測される、というのが河川敷に相当繁殖をしているが、国が薬剤の散布を認めてくれないので、対策を実施できない。結局ほかを駆除しても河川敷から広がっていく、担当者の意見、除草剤を活用した方がいいんじゃないかと、個人的には思うということでした。

もう一方、今度は逆です。延岡市の都市計画課の方でした。ちょっとお名前は聞きそびれたんですけども、これですね、ホームページ上で市民に広報をしているんです。こういうメリケントキンソウがありますということを中心に大きくそれも写真掲載しております。そして、ここは除草剤を散布しているんです。ただし、散布については、散布地区民の意見を聞いた上で、十分メリケントキンソウの性質等も話をし、理解を得られた所から散布して駆除をしていると、散布を得られないところについては、散布できないので、そのままというようなことでした。でも、除草剤の活用は、本当は嫌われるんですけども、この植物の特性からしたときに、どうしてもやはり使わないと駆除ができないということで、ほとんどの住民の方は理解をいただいているというようなことでした。ここが11月と4月の年2回除草剤を使っていると。開始して3年が経過するが、大分駆除ができていくというような状況でした。

もう一つ、この浜松市は議会でも意見書を出しております。24年3月23日、「メリケントキンソウ（外来植物）の駆除対策の推進を求める意見書」、これを出しております。というのは、先ほど申したように結局一部は駆除できるんですけども、結局国の機関がオッケーを出さない関係で大本を退治できないと、その関係でどれだけ中を駆除しても、またそこから持ってきて、結果は一緒だと、そういう状況じゃないかなと。それと、ここは都市公園課だけで年間500万円の薬剤代を使っているということでした。そして、ほかの課、教育委員会とかと思うんですが、1,000万円ぐらい総体薬剤代を使っているということです。結局広がっていくと、これがずっと毎回、毎年こういう予算が必要になってくると、とてもではないけど、手で取るということは考えられませんかというような発生状況ということでした。

今、冒頭に私も言いましたけれども、今の志布志市の現状でいくと、確かに群生をしているところもあります。まだまだ手で取っていけば駆除できるんじゃないかというような範囲で収まっている。そしてまた、石堂先生にもいろいろ聞きました。今の状況では、まだ手で取れる場所もありますということでした。石堂先生も、やはり除草剤等を活用しながら、計画的な効率的な駆除計画を策定し、そして市民にも周知をし、市民のボランティア等の活動、そしてまた、各種団体、屋外スポーツ施設でグラウンドゴルフとか、サッカーとか、いろいろ競技がありますが、そういう競技団体の活動をもらいながらですね、駆除していく地道な形になると思いますが、そうすることで短期間のうちに駆除ができるんじゃないかなというふうにお話をされていたところでした。

今回、この質問にあたりいろいろ見たと言いましたけれども、まず隣の大崎町なんですが、これは道の駅のあすばるですね、ここが体育館の西側、それとグラウンドゴルフ場の東側ですね、これも本当、あの敷地なんですけれども、一部なんです、不思議と、今の状況ではですね。田中グラウンドでは、北側にサッカーゴールポストが置いてありますが、その周辺です。持留公園では多分公園の外周を散歩されるのか、その外周部だけでした。真ん中には生えておりません。平和公園では、先ほど言いましたように、路傍に密集しております。陸上競技場では駐車場の横に密集しているので、靴底に刺さっている状況でした。

志布志では、もう皆さん確認済みとは思いますが、松山道の駅の遊具西側の所、その下に公園の中に遊具がありますが、その周辺、それとプールの東側、それと鉄道記念公園一帯、アピア前の緑地公園遊具設置箇所北側に5㎡程度密集しております。それと、先ほど言いました香月公民館の下、西側群生、ここは肥料をまいて駆除をしております。あとプール東側及び南側に広範囲にわたって群落を多数確認しております。松林ですね、ちょうどグラウンドゴルフなんかで休憩をされる所、あそこ中を見てみるとびっくりします。道路を挟んで両サイドとも、もう生えております。ですから、本来ならば立ち入り禁止とか、そういう措置を今後はどうやっていかないといけないのかなとは感じたところです。先ほど言いました開田の里入り口、宇都鼻のグラウンドですね、あそこも一部ですけれどもあります。そこは自分で、今後取っていかうかなと思っております。学校関係でも把握はされているとは思いますが、香月小、安楽小、志布志中、伊崎田小、尾野見小、泰野小、松山中等で確認がされている。そのうちで、私は志布志中には行ってまいりました。ここも木陰になる所、ここがちょうど草は刈ってありましたが、写真を撮っておりますように、生えております。このように足元、我々のこの地域にもこういうふうに広範囲にわたって確認がされているわけです。このことというのは、市としては把握をされているのかどうか、教育委員会として、学校の現状として、把握をされているのかどうか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま平野議員がメリケントキンソウの生態について、また現在の繁茂の状況についてお伝えいただいたところでございます。

私どもの方としましても、議員の一般質問の通告を受けまして、改めて市内の小中学校をはじめ、市内の公共施設等の繁殖状況について確認をしたところでございます。その結果、市内の21小中学校のうち14校で、また志布志運動公園周辺付近の松林内、あるいは鉄道記念公園、大浜緑地、松山道の駅、城山総合運動公園児童広場、それから市立図書館、川西グラウンド等の公共施設への繁殖も確認されております。

学校等におきましては、抜き取り等の除草作業によりまして、以前繁殖した学校でも駆除に成功している学校もあるようでございます。繁殖している学校のほとんどが、部分的な繁殖状況であるようでございます。今回の調査で繁殖が確認された施設も多数ありますので、その実態の把握に努めながら、適正な駆除を検討していく必要があるというふうに認識しているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

特に教育委員会関係の所管の施設等についてお答えいたします。

メリケントキンソウの発生状況ですけれども、志布志地区の運動施設におきましては、志布志運動公園ふれあい広場の北側と松林の境界付近において発生が確認されております。以前より鹿屋体育大学芝グラウンドや有明高校グラウンドでの大量発生、また大隅半島の公園グラウンドでの繁殖等の情報を得ておりましたので、すぐに薬剤によるスポット散布を行い、平成25年7月上旬に消滅を確認いたしました。

現在の状況でありますけれども、しおかぜ公園、多目的広場、ふれあい広場では、現在確認しておりませんが、温水プール周辺の松林で確認がされております。有明地区におきましては、宇都鼻の農村グラウンドで発生を確認しており、クエン酸と塩で生成した溶剤を周辺に散布している状態であります。有明市民グラウンド、有明野球場では発生の確認はしておりません。

市内の21の小中学校では、14校発生の確認をしております。繁殖している学校のほとんどが、部分的な繁殖でありまして、抜き取り等の除草作業による駆除を実施しているところがございます。大まかに申し上げましたが、先ほど議員から言われましたように、多分に確認されていないところが、まだたくさんあるのではないかなど、そういうふうに認識しております。

以上です。

○7番（平野栄作君）　ほとんど私も今言われたところは見てきました。一つ気掛かり、今回質問をするにあたって、その現地で薬剤散布をしているところにもちょうど出くわしまして、写真も撮ることができたんですが、管理者が違うんですね、建設課の管理部分、NPOの管理部分が分かれていますよね、あそこの多目的グラウンド、松林は建設課範囲になって、大浜緑地の方は建設課でやって、中の多目的広場の芝のところはNPOが管理をしているというような形ですよ。両方とも薬剤散布をしていらっしゃるんですね、私は一緒にされているんだなと思ったら、NPOの方は自分たちの芝の管轄の所に除草剤をふってらっしゃいました。そして、もう一方、建設課の作業員の方々は、大浜緑地の方で、特殊肥料をふってらっしゃいました。そこに話を聞きに行ったんですけれども、ちょっと言い方は悪いんですけれども、NPOの作業員の方も意識はなくて言われたんだと思いますけれども、うちのところ除草剤をふっているからこれは入ってこないんだという言い方をぼっとされたんですよ、ただ、建設課の作業員の方もいらっしゃるものですよ、どう受け止められたかはよく分かりませんが、そういう問題で済むのかなというのをまず第一に感じたところでした。同じスポーツ競技をして、管轄は違ってもそこで休憩をしている実態があるのにもかかわらず、管理者がそういう、管理者と言っていいのかどうか分かりませんが、それだけまだ認識が足りないんだろうなというのは自分でもつくづく感じたところなんですけれども、そういう状況があったわけです。ですから、これではいけないなど、やはり広く市民の方々にも、こういうのもあるんだということと、こういう特性があるから、やはり駆除に協力をしてもらいたいということを伝えていかなければいけないんだなというのを強く感じたところです。

もう一つ、これもネットから拾ったものなんですけど、熊本の荅洋高等学校というところが、試験をしていたんですね。私もちょっと細かいデータまではよく分かりませんでしたけれども、分かる範囲でちょっとまとめてみました。日本水産学会秋季大会において、アンケート調査を実施、全国の各高校のうち、山形県の加茂水産高校敷地で確認、関東以西と言われていたのが、上にも広がっていく。熊本県下34校から回答を得、うち18校で生育がみられ、そのうち15校で被害が出るほど繁殖をしている。強度測定器を使い、強度を測定したところ、メリケントキンソウとシャープペンシルの芯、直径0.3mm、ほぼ同程度、種の完熟度合いごとの発芽実験によると、未熟75%、

中熟75%、完熟50%の結果であった。ですから、種になっていない状況でも繁殖をし続けるということですので。そして、最後のまとめとして、種の7割の発芽が推定され、トゲは非常に細く強度もあり、刺さりやすい。また、何かにトゲが刺さり、卵一つ分以上の負荷がかかった場合、トゲが折れ、種子のみがその場に落下する。メリケントキンソウを駆除するには、未熟種子の発芽率が高いことにより、第1頭花が受粉する前に除草するべきではないかと思われると結んであります。

結局、今もう種が落ちてます。それか、今から落ちます。10月から来年の4月ぐらいにかけてずっと生育していきます。4月以降に花を付けていきます。我々の感覚でいくと、硬くなった種が発芽をしていくという認識しかなかったんですが、このデータを見ますと、まだやわらかい状況でも発芽をする要素を持っているということなんです。だから、そういう情報がない中で、持っていて駆除をするのと、持たないで駆除するのでは大きな雲泥の差が出ますよね、時期的な問題にしても。だから、先程来薬剤処理をしているのが11月と2月とかいう形で出てます。除草剤の散布がやはり極寒の時期は効かないということがありますので、やはりその時期をずらした形で対応をしていると、4月以降にしているというのは、こういう根拠があったんですね。私もこれはネットで見て初めて分かりました。なぜ4月じゃいけないんだろうかと、まだ4月の段階では種にはなっていないんですよ。ずっと見てきましたけれども、5月になってやっと硬いのが出てきているんですね。だから、そういう状況の中で、なぜこの2月だったんだろうかなというのをちょっと疑問に思ってたが、やっと理解ができたと思っています。こういう状況がある中で、今後、これは多分今年は広がっていく方向だと思います。いくら1回駆除をしたからといって、現に種は落ちていて、その種は多分どこかにか広がりつつあるでしょう。そして、明らかに10月以降には、それが発芽をしていきます。そして、来年の何も手を打たなければ、来年の5月にはまたそれが倍増していく、そういう形で増えていくものと推察をされます。この公共施設における繁殖状況の調査なり、対策を講じる必要があります。

また、繁殖期には立ち入り制限区域を設ける、先ほど言ったように、使っているところはないけれども、休むところにある、そういう隣にあるんですよ、そういう状況が、本当にある状況があるのに、何もしないでいいのかなと、立て看板なんかをして注意喚起を促すことが必要じゃないのかなと、そしてまた、市民への啓発活動を行うのにやはりホームページ等に掲載する。そしてまた、特に学校等については、先ほども教育長の方で回答がありましたが、児童生徒にそういう学習の機会を設けて、積極的に除去に自分たちで取り組んでもらう、各種団体、市民に駆除ボランティア等の参加を呼び掛けて、市民一丸となってこれはやはり取り組んでいかないと、根絶ということはたぶんどできないだろうと、ここが根絶しても、たぶん向こうの会場から持ってくる、そういう繰り返しになってきます。なるべく密度を低く保つ、そういうのには、やはり市民意識のレベルアップをしていく。そして、そこに危険なものがあるのであれば、そういう危険なものがあるということを見板なり立てて、目で訴えていくしかないのかなと思います。この点について市長はどのようなふうにお考えですか、また教育長のお考えもお聞かせいただきたいと思

います。

○市長（本田修一君） ただいま議員のお話を聞くにつれて、これは本当にやっかいな問題だなというふうに認識を深くするところでもあります。そしてまた、あるいはイタチごっこになってしまうのかなというような気もしたところですが、いずれにしても、このメリケントキンソウの種が害を及ぼすということですので、そのことについては、対応は必要だと、特に子供たちがふれあうグラウンド等についての対応が必要だなというふうには認識するところがあります。例えば、公園等においては、立ち入り禁止とかいう措置も必要かというふうに思いますが、担当の課長に話を聞きますと、出入りをしたとしても、出る時に靴の裏側の泥、特に種ですが、それを落としてもらうということに心がけてもらう、そういった運動というものが何かもしれんというふうには話はしているところがございます。

そういうことで、まだまだ市民の皆さん方の認知が低いと思われまますので、まず、こういった状況だということを知ってもらうということが第一、そしてまた、この駆除については、今お話がありましたように、市を挙げて市民こそって御協力を賜りながら、その都度その都度対応していくということが必要になろうかと思えます。特に高齢者のグラウンドゴルフ愛好家の方々におかれましては、例えば、プレー開始直前に10分でも5分でも取り組んでもらうと、除草に取り組んでもらうということの運動の勧めも必要かというふうには思ったところがございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど議員の方から情報を持って対応するのと、情報を持たないで対応するのでは、雲泥の差があるというようなことを言われありましたが、私もそのとおりだと思います。

実は今朝、教育委員会の朝会がありまして、その時に私が、もう一つこういう厄介な植物で、オオキンケイギクという特攻花があるわけですが、あれを今日、教育委員会の職員に見せまして、知っている人というようなことで話をしましたが、ほとんど知らない。それからあわせて、今日一般質問でメリケントキンソウの話があるんだけど、写真を見せて「これを知ってる人」と言ったら、知らない。だから、そういう状況というのが多分にあると思うんです。これは教育委員会の職員だけじゃなくて、多くの方々が今日初めて目にする、こういう話題を目にすることが多分にあるんだろうと、そういうふうに思っています。

学校におきまして、一番新しい情報が14校でした。でも、四、五日前は9校だったんですね、9校が14校になったというのは、やっぱりなかなかまだ意識が足りなくて、見つけられなかった状況があると思うんですが、メリケントキンソウが生えている伊崎田小学校の例を申し上げますと、伊崎田小学校がグラウンドの隅にメリケントキンソウが生えているということで、PTAの方々に相談して、PTAの方々がちょっとした薬をまいて、これは許可をもらって薬をまいて駆除をする。でも、その代わりに子供たちに対しては、やっぱり認識を深めていかなきゃいけないということで、看板を立てて、メリケントキンソウはこういう植物ですと、だからここは入ってはいけませんということで、ポールを立てて、ロープを張って、しばらく使わないというような、そういう措置をしたりしています。ただ学校の悩みとして、先ほど宮脇小学校のことが出ました

けれども、例えば遊具の側に生えたときに、その遊具が使えなくなるというような状況がありますので、これは学校の子供たちだけでは対応できないだろうということで、ぜひ今後は保護者の方々にも関わってもらって、除草、抜き取りとか、そういう奉仕作業等でやっていただくという、そういうことも全市的にやっていかなきゃいけないのかなというふうに思います。保護者の方々も多分にメリケントキンソウというのがどういう植物で、どういう害をもたらしているというのは、多分に知らない方が多いと思いますので、そういう方々への認識というの、また深めていながら、学校、そして全市挙げて取り組みを進めていくことが大事かなと、改めて思うことです。

以上です。

○7番（平野栄作君） やっぱり知っておけば対策ができるよ。

私、これを見て、この靴底に、これ私の靴なんですけれども、片一方15分かかります、これを抜くの。私、単車で行ったんですよ、何気なく単車のところに行ったら、見たら付いていたもんですから、これを持って帰るわけにはいかないということで、木しかなかったんですが、ずっと片方取ったんですけれども、結局30分かかってました。だから、先ほど取ると言われましたけれども、相当な器具か何かを持っていないと、ちょっとなかなか厳しいのかなと、それよりも逆にですね、カバーを付けて、そのカバー、取り外し式の何かそういうのがあればいいのかな、それはまた別途ですけれども。

そして、もう1点、このトゲなんですけれども、さっきトゲが卵1個分の重さがあれば折れると言いましたよね。この写真、さっき見てもらいましたけれども、私、これトゲが入ってるんじゃないのかなと思ったんです。体の中に食い込んでいく、スライディングをしたと、先生の方も6か月も経つのに治らないというのは、おかしいなというようなことも言ってらっしゃったようですけれども、やはりもう一つの問題として、トゲの問題もちょっと考えていかなきゃいけないのかなと、そういうことでまた化膿したりとかいうことにもつながっていくんじゃないかなというのをちょっと危惧している。

そこで、もう1点、教育長の方にお伺いしますが、今、学校関係の敷地については、除草剤をほとんど使えないという我々は認識を持っていますけれども、今後こういう植物等が繁殖してきた場合、特に私が見た中では、志布志中学校は人力で抜くというのは、ちょっと到底無理じゃないかなと思ったんですが、そういう場合の最低限の除草剤の使用とか、そういうことについての方向性はどのように考えていらっしゃいますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

まずは、薬をまく前にまず除草というのが、まず優先すべきことだと思います。これについては、先ほど答弁しましたように、私は保護者の方々にやっぱり協力をもらいたいなという思いがします。できるだけ薬をまかない状況で駆除ができるという、そこをまず最優先にしたいと思います。どうしても薬をまかなきゃいけないという状況がある場合は、これについては、薬害、いろんなことがありますので、そこら辺は慎重に判断していかなきゃいけないんだろうと思います。

けれども、今の状況では、抜く状況で対応できないのかなと、そちらを優先して取り組みを進めていきたいと思っておりますが、使う薬については、やっぱり慎重に選んでいかなきゃいけないんだろうと思っておりますので、これについては、また農政課の方へいろいろ相談をしながら進めていきたいと思っております。とにかく、子供たちが日々生活する場ですので、安心して安全な場所を学校としては、いつも提供していかなきゃいけないわけですので、十分そこら辺も考えながら、教育委員会だけの問題ではありませんので、市全体での問題だと思っておりますので、慎重に考えて対応してまいりたいと思っております。

○7番（平野栄作君） 教育長からは、今のような回答がありました。市長はどのように考えられますか。この広大な敷地の中で、人力の手もあります。できる場所もあると思っております。学校関係にしても一緒ですね、少しのところは人力できる。ただ、志布志中学校を見たときに、あの範囲を点在している所と群生している所を人力で保護者で全部できるか、相当期間をかければできるんでしょうけれども、なかなか難しいところもあるのかなというのがあるんですけども、そこは市長はいかがお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の管理する施設においては、面積の少ない芝生のあるところ、あるいは広大な芝生があるところがございます。

ということでございますので、その対象地において区分けして、人力で対応できるところについては人力で、そしてまた、それに対応できないところについては、別途対応を考えなければならないというふうに思います。

○7番（平野栄作君） やみくもに除草剤を使えということではなくて、今なかなか忙しい時代ですので、保護者の方々もボランティアとか、いろいろ奉仕作業とか、いろいろあると思っておりますので、100%出て来られればまだいいんでしょうけれども、その負担を和らげるためには、やはりある程度の計画性をもった形で最小限の活用と、あと人力との組み合わせを検討されていった方がいいのかなとは個人的には思っているところです。

先ほどもほかの自治体の二つのパターンをお示ししましたが、どちらが良いとは私も思いませんけれども、やはりそういう先進でやってらっしゃる自治体の情報等も入れながら、本市のやはりこの対策の計画的な対策を講じていかなければいけないのかと思います。

今1回ですね、建設課の志布志支所の方で大浜緑地での特殊肥料の散布を行っておりますけれども、その後の経過というのは、観察していらっしゃいますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 建設課では、最終的には5月28日に大浜緑地と鉄道記念公園にナンラAG水溶液の散布を行っております。その後、状況を見ているという状況でございます。

○7番（平野栄作君） ネット上で見ますと、効果があまりないというようなことも言われております。ただ散布の時期とかいうものもあるのかなとは考えておりますが、そこらあたりも今の状況、5月28日にまいて、今私が見た感じでは、根がまだ生きているような気がしておりました。今、行って見ますと、また復活をしている状況が見えます。ですから、そこあたりも今年1年か

けて、やはり実施した作業に対しての結果を把握しながら、次の計画に結びつけていただければいいのかなと思っています。

それで、今、示したように、非常に厄介な植物が出てきたということなんですけれども、状況については、もう大分把握されたと思いますが、本市において、今後効率的、効果的な対策ということを進めていかなければいけないと思いますが、どういう形で進められていくのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○市長（本田修一君） これまでの駆除体制につきましては、発生施設の管理者においてそれぞれの駆除作業が実施されております。御指摘のとおり、メリケントキンソウの生態に関する共通認識をまず持つということ、そしてまた、適期の駆除が可能になる、より効果的な実施をするんだということで、新たな拡散を防止することにつながるんじゃないかなということで、まず生態に関する共通認識を持つということが大事であるということでございます。

そのため、これまでの縦割りの体制でなく、関係する部署を網羅した横断的な体制整備が必要であるというふうに思ったところであります。

行政のみならず最終的には各競技団体等の代表者も含めた形での駆除、拡散防止体制の整備にも努めてまいりたいと考えたところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

まず日々活動している学校の取り組みについてですけれども、先ほど冒頭で言いましたけれども、環境教育の視点から非常に大事ななというふうに思っておりますので、このメリケントキンソウを環境教育のいい材料として扱いたいなと思っています。

環境教育につきましては、それこそ大きな地球的規模の例えば酸性雨とか、熱帯林の減少とか、いろんなそういう地球規模の環境問題もありますけれども、昨日ごみ問題のことが論議されましたが、そういうごみ問題とか、まさにこのメリケントキンソウとか、身近なところにもこういう環境に関わる問題というのがいっぱいあるわけございまして、今回のこのメリケントキンソウについては、そういう意味では環境教育として取り扱うのに最高の材料かなと、私自身は思っています。しかも先ほどMKTの子供たちが、自分たちのこととして一緒に活動している。このこともまた、非常に意味のあることですので、環境教育を進めていくときに、よく使われる言葉で「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」という言葉があります。シンク・グローバリーというのは、地球規模で考えて、行動は足元からということで、このメリケントキンソウも、これは志布志の問題だけではなくて、多分に県全体、ひょっとすると、議員言われるように日本全体の大きな問題になる可能性も秘めていますので、でもそういう問題については、地球規模で考えて、まず足元からということで、子供たちには、まず自分たちの学校をどうするのか、市全体の学校もお互い危機意識を持って取り組むという、そういう対応をしてまいりたいと思います。

それから、教育委員会の施設につきましては、先ほどNPO法人の除草剤をまいているから入ってこないというような、そういう認識で作業されているということでしたけれども、私どもと

しても危機意識のない部分というのが感じられますので、NPO法人の対応の方々につきましても、やっぱりこのメリケントキンソウのことについては、十分な危機意識を持って今後作業等をしていくように、また指導をしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○市長（本田修一君） 補足して答弁申し上げます。ただいま担当の方では、この対策につきまして撲滅対策協議会の設置を考えているということでございます。まず関係者の方々に集まっていただきまして、勉強会を開催して、現状把握をして、情報を共有していただくと、そして市民に対する周知をすると、それから公園利用者に対しましては、特に競技団体、それから市民の方ですが、使用前15分の草取りの実践をしていただこうと、そして使用前後の靴の裏のチェック、それから一斉の除草、駆除作業への参加と、公園管理者としましても、別途現状把握をしまして利用者への注意喚起をします。そして、除草駆除方法の検討及び実践ということで、何と担当の方では、撲滅目標年次を2019年というふうに掲げています。これは現在の素案で、一案でございますので、このことにつきましては、協議会を設置しながら定めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 逆手の発想で、悪いものを教材にして、子供たちの勉強の一環としようというのは非常にいいのかなと思っています。まだまだたくさんのもが入ってきているんですよ、ただ、今回このメリケントキンソウを取り上げております。そういう形で少しずつでも前に進んでいただきたいなど。

そして、市の方としましても、そういう協議会をつくっていただく、非常に有り難いことだなと思っています。まだ、この周知が足りないという部分が多々ありますので、そういう部分を早期に市民の方々に周知をまずしていただきたいということを願っております。それと、ちょっと看板とか、緊急的に設置ができないものか、そこはどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

緊急に対応できるものについては、それぞれの所管の方で現在、現状の段階では立ててもらおうと、そして、協議会が設置された後には、協議会の中で設置するということとなりますので、しばらく時間をいただければ看板は設置できるものと思います。

○7番（平野栄作君） できるところから少しずつでもいいですので、進めていっていただきたいと。

それと、先ほどNPOの方で、自分のところではないというような、私は認識と言いましたが、本来入っているんですね、ちょうど体育館の入り口に倉庫がありますね、志布志高校の方から入ってすぐ左手にちょっとした小屋がありますけれども、あの周りにあります。それと駐車場の周りにあります。それと西側のグラウンドの土手にも生えております。そこは、体育施設の管理者のテリトリーというふうになっておりますので、そこあたりも自分のところも、もう1回足元から見直していただければ有り難いと思っております。

なにぶん周知が足りないのが第一の原因だと思っておりますので、今後そういう形で市民の

方々にも周知を広めていっていただきたい。

そして、もう一つは、やはりこれは市、ここだけの問題じゃないんですね、本当さっき言われたように、全国という規模ではまだ無理かもしれませんが、やはりここを核としながら、大隅半島、鹿児島県という形で、この取り組みをやはり進めていって、その第1走者目を志布志市が担っていただければ非常に有り難いのかなど、施政方針の中にも生涯スポーツについては、各地域の運動施設の利活用を進めて、市民の誰もが、いつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめることを目指し、施設の整備、充実に努め、県が提唱しているマイライフ・マイスポーツ運動推進を掲げられていらっしゃいますので、ぜひそういう形で、このメリケントキンソウ撲滅について第1走者の重役をば担っていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、道路行政についてです。これは私どもの公民館の方でも、ちょっといろいろ話が出ていたんですが、各自治会で基本年1回、場所によっては年2回実施をしていらっしゃるようでもありますけれども、基本年1回道路伐採等の作業をやっております。年2回実施していらっしゃるところは、年1回では生えすぎていて、ちょっとその対応ができないと、搬出とかですね、大きくなりすぎて、そういう形ですので、1回はボランティアで実施をしているような状況だということでした。

そしてまた、近年高齢化が顕著になってきております。そして、作業自体が困難になって、もう作業ができない自治会も出てきているようです。そういう場合は、申し出ればそれでいいのかもしれませんが、ただ、我々も私も集落に入って20年を経過しますが、ずっとやはり集落と行事的な形で進めてきておりますので、やはり年齢を重ねても、やはり自分たちがしないといけないというような形で作業を今も継続して一生懸命やっていたら自治会もあります。しかし、そこも高齢化をしていないということじゃないですね、まだ何とか、集落、自治会全員が協力をすれば実施できるのかなというような形で作業を継続して実施していただいているものと理解しております。また、見てみますと、作業分担等につきましても、人が少ないですので、車とか重機なんかですね、そういうものを活用することで人手不足を補っていると、そして、そういう重機なんかの運転、車の運転については、若い人なんか配置をされていくと、そうすると必然的に高齢の方々が後の作業に回されていくと、そうなったときに男性の高齢者などが草払い機なんかで先頭を切って草を伐採し、そのあとを女性の方々が集めていくようなスタイルになっていくのかなと思います。そういう形に当然なっていくですね。そうしたことがずっと近年続いておりましたが、作業中に、やはりけがとか事故をするということが、ちょっとよく耳にし、自分の校区でも1自治会であったわけですが、やはり大きなけがをすると、あとの回復がなかなかだなどいうのをつぶさに感じております。こういう形をつぶさに見ている関係で、自治会が行っている道路清掃作業に対して、市は安全対策面としての配慮義務と、もし事故が発生した場合の補償義務というものが伴ってくると思っっているんですけれども、この点についてお示しをいただきたいと思っいます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の市道等伐採清掃に伴う自治会作業につきましては、昨年市が管理する約半分の343kmを231自治会において、伐採清掃作業を行っていただいたところでありまして、共生・協働の社会基盤を推進している本市においては、心強い取り組みであります。作業の安全対策につきましては、毎年各自治会へ伐採清掃のお願いを通知する中で、刈払い機等、作業中の注意事項や市の保険では補償金額や内容によって適用外となる場合があることから、各自治会、民間等の傷害保険加入へのお勧めを一部明記しているところでもあります。

作業中のけが等につきましては、合併後3件の刈払い機等による事故が発生し、市が加入している総合賠償の補償保険が対象となり、対応したところでもあります。

また、これからの方向性としましては、路線数や延長の調整など、自治会の意見等を集約しまして、高齢化に伴う作業困難な自治会は市が行う伐採作業で対応したいと考えております。

○7番（平野栄作君） 3件ということですね、まだそのぐらいで済んどけばですね。でも結構中身が大きな事故だったというようなことも聞いております。

それで一つ、今市長も言われましたように、内容次第では該当して、内容次第では該当しないというような捉え方になるんですが、該当する部分と該当しない部分というのは、どういう形の時に発生するものなんでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） 議員の質問ですが、非常に難しい質問でございまして、ケースバイケースというようなこととございます。その前に市の掛かっている総合保険で、最初は報奨金を出している関係で、無償が対象ということがまずございました。ただ、その点につきましては、決して個人がその報奨金をもらうということではないということをご理解していただいて、保険の適用を行ったところとございます。

あと、その他どの部分がということは、なかなかケースバイケースということで、はっきりとはうたっていないところとございます。

○7番（平野栄作君） そうすると、各自治会においては、やはり作業を行うにあたっては自治会単位で、そういう補償というか、保険に加入した方がいいということになるわけですかね。

○市長（本田修一君） お答えします。

ただいま課長が答弁しましたように、ケースバイケースで対応はされるということとございますので、自治会の皆さん方においては、必要と思われる場合には、民間の傷害保険をお勧めしているということとございます。

例えば、自治会10名以上を対象とし、傷害等賠償保険を選択されますと、1日1人当たり40円程度で加入できる保険もあるようでございます。

補償の詳細については、事故の内容、また加入の内容によって違うと思われまますので、その際は詳細に調べていただきまして、自治会独自の加入をお願いできればというふうに思うところとございます。

○7番（平野栄作君） 私もこの質問をするにあたって、過去の過去の質問をちょっと調べて、21

年の9月のときに、西江園議員がこの関連を質問をしてらっしゃるんですが、その時もこのような回答だったんです。ただ、我々自治会に帰ったときに、だったらどうするのということと言われるわけですね。掛けろと言われれば、この保険1人40円ですか、それがあるから、それを掛けろというようなことがあれば、たぶん自治会の方でも掛けると思うんですよ。ただ、そこが曖昧な中で、市の補償に乗られるのか、乗られないのか分からない状況で今までずっと対応が可能だったらそれでいいんじゃないかというような発想になっていくと思うんですよ。だから、そこらあたりが各自治会長も1年1年で交代していく中で、なかなか判断が難しいというようなことがあるんですが、そこらあたりをもう1回お願いします。

○市長（本田修一君） 民間の傷害保険ということでございますので、こちらの方で掛けていただきたいということは言えないということでございます。

ということで、御案内申し上げましたように、1人1日当たり40円程度ということの保険がございまして、このことについては、十分自治会の中で協議していただければというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） それでは、今年からでもいいですので、こういう市の補償については、該当しない場合もある関係で、自治会単独での保険加入をということで、こういうものも参考として入れてもらえれば、自治会としても対応が可能だと思います。そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員が、お話なられたような内容の文書をまとめて配布をしてみたいと思います。

○7番（平野栄作君） それとですね、もう1点、これは校区の側からなんですけど、公民館総合補償制度というのがあります。これについては、行事傷害がO型、賠償がC型という形で、その校区の程度によって、人数分けで加入をしているわけなんですけど、この補償について、これちょっと役員の捉え方なんですよ。もし、そういう伐採作業中にけがをした場合は、公民館保険で対応すべきだというような声も一部聞いたこともあるんですよ、ただ、そうしたときに校区の行事計画の中にはっきりと示されていないと該当要件にならないというようなことで、当校区においては、9月の1か月間の間を清掃美化月間として、各自治会が清掃活動を行う月間というのをば盛り込んではいるところなんです。これの、いつも送ってくるんです。結局この公民館のこの保険というのは、どこが所管になるわけなんですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 公民館の担当は生涯学習課ということでございます。

今、議員お尋ねの件ですけれども、公民館の総合補償制度支援事業ということでございまして、これにつきましては、21の公民館の保険加入を全体合わせまして一括して加入しているところがあります。269万5,000円という予算の中で一括して加入しております。この補償につきましては、先ほど議員おっしゃいました傷害補償がO型ということ、賠償責任がC型というのは加入しているところでございますけれども、この対象につきましては、あくまでも公民館の主催事業ということでございまして、ここに書いてある文言を読み上げますと、公民館長が運営責任者となっている事業ということになります。公民館が主催をしている事業ということになりますので、そこ

の範囲というのは限定されるのかなと思っているところでございます。

○7番（平野栄作君） 我々もちょっと理解ができていないものですから、今回質問しているんですが、結局我々は公民館として13自治会が9月に1か月の間に、清掃作業を行うわけですよ、これを流れがちょっとおかしくなるんですけどね、市の、私なんかボランティア的な位置付けで考えていたんですけども、ただこうしたときに、公民館が校区として各自治会がその時にボランティアみたいな形でやるんだよという行事に位置付ければ、この保険の対象になるのかなということで、今そういう行事計画には乗せ込んではいらるんですけども、この場合は補償の対象にはならないということになるわけですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 個別のケースになるかもしれませんが、例えば、公民館が主催した愛校作業を実施するというようなことで、学校の美化活動をする場合があると思います。公民館が音頭をとって、公民館役員の方と一緒にそういった作業する場合には、対象になるのかなと思っているところでございますけれども、市道清掃について、冠を付けて行う場合になるかというのは、個別で調査しないと分からないのではないかと考えているところであります。

○7番（平野栄作君） 何か、聞いておけば、また一部該当する方向にもいけるのかなというのが、ちょっと感じるところもあるんですけども、これは本当今後、非常に多くなるといけないんですけども、ちょっとやはり慎重にならざるを得ないところであって、報奨金等で対応していくと、保険とかというところまでいくと、やはり厳しい状況が出てきますよね、自治会としては。今でもなかなか難しい、経費的には、なくてもいいんじゃないかと、タイヤショベルを借りて、ダンプを借りてしたときに、借上料、燃料代、そうしたときには、いいところはないというのが今の実情ですので、その上に保険まで掛けないといけない。

そして、この公民館補償制度についても、なかなか説明がうまく末端まで届いていないので、何か訳の分からない形での活用を持っているような気がするんですよ、ただ、やはりそこあたりはうまく整理をして、公民館、説明はされているのかも分かりせんけれども、やはりちゃんと分けて、これは使えない使えるとかというのは、ちゃんと明確にしてもらった方が、後でまた公民館の方にきたときに、いやこれでは使えないですよという、また説明をしないとけないと、その時にはトラブルになっていくんですよ、どうしても。だから、そこあたりをちょっと線引きをしていただきたいと思いますと思うので、そこらはどうですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 手持ちの資料では、公民館長が運営責任者となっているということが条件だというふうに書いてございます。それについては、そのとおりだと思いますけれども、個別の道路清掃等の件につきましては、また、詳細のことを調査したいと思っております。

○7番（平野栄作君） ぜひそうしてください。でないと、今後、非常に年々年を重ねていきますので、やはり何かがあったときは、対応がすぐできるようにしていった方がいいと思います。もし、けがをされた方に補償とか、そういうものをちゃんと把握しとって、すぐ対応ができるような体制をとった方が我々もいいかなと思っていますので、ぜひそうしていただきたい。

それともう1点が、配慮義務のことなんですけど、やはり市道の伐採をします。そうした時に確

かに文書では、小組合長さんには、そういう文書がきて、作業前には安全に注意してくださいという形になるんですが、どうしても作業が始まると分散していきますよね、そうしたときに、どうしても先頭と後尾までの間に距離が出てきて、なかなか小組合長も目が届かない状況があると。私が以前、小組合長をした時に、非常に高齢の方々が多くて、道路を横断されるのに自分自身が怖かったもんですから、市の伐採中の看板だったですかね、あれを二つ借りて、前後に立てて、それを移動した経緯があるんですが、やはり今後、市道の伐採等を市が依頼するのであれば、やはりそういう、ちょっとした文書もなんだけど、そういう貸し出しとか、そういう安全面に対しての配慮もうちょっと考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、その点について見解をお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在貸し出し用の看板等はありませんが、市が所有する三角コーン等、数に限りはありますが、在庫の範囲内で対応し、今年度の状況を見まして、自治会の意見等を踏まえて、また安全対策面については、配慮をしてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） 作業の時期が重なって、いくつも集落が一緒になるとなかなかでしょうけれども、やはりそこまでしてあげた方が、市の道路を伐採するわけなんです。特に自分のところは広域農道を抱えております。日曜日に実施するんですが、大型車両、それと宮崎ナンバーとか、そういう車が結構通るんです。その中を重機、そして片付け班、女性の方々がやはり高齢の方々が、そこは声は掛けるんですけども、どうしてもそういう隊形になってしまって、目が届かない状況も出てくる。やはり、そういう中でここは作業をしているんだよということをドライバーの方々に明確に示せる、そういう配慮もやはり今後検討をしていかなければいけないのかなと思っているところです。

ですから、その部分については、今後ますます重要性を帯びてくると思いますので、各自治会と連携をとりながら、安全対策については、万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

今回2点について質問いたしました。私、本当今回の一般質問で一生懸命歩きました。でも、何かうれしかったですね、子供さん方と、そして一生懸命なっている先生方と同じ共通の話をして、これから先の志布志市をどうしようよというような架空の話をしながらだったですけども、こんだけ一生懸命やっているんだと、だったら、もうちょっと我々も加勢していこうよと。そして、市を挙げて、市民を挙げて協力して、あなた方の思いが早期に達成できるように頑張っていこうよというような感じで、今回質問をしました。

そしてまた、自治会については、やはり高齢化が進んでまいります。そういう中で、市としてもやさしい目線を降りそそいでいただきたいなと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時03分 散会

平成26年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成26年6月18日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

丸 山 一

東 宏 二

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松 山 支 所 長 上 原 登	志 布 志 支 所 長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学 校 教 育 課 長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

○9番（丸山 一君） 通告に従い、質問をいたします。誠意ある答弁を求めます。

まず、環境政策についてであります。その中で公の施設におけるアスベスト対策についての現状について質問をいたします。

市長にお尋ねしますけれども、市内には教育的財産、普通的財産としてどのぐらいあるか把握されておればお教えいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。

丸山議員の御質問にお答えします。

アスベストについてでございますが、石綿につきましては、その粉じんを吸入することにより、肺がん、中皮腫などを引き起こす恐れがあり、特に建材として使われることが多いため、建築物の解体工事などでは、一層の石綿ばく露防止策が必要になるとのことで、国ではこのような状況を踏まえ、大気汚染防止法などにアスベストを含む、建築物の解体・改修を行うときの注意点を定めておりますが、今年6月から、これらの法の一部を改正し、規制を強化しているところでございます。

現在、市内の公の施設において、建物についてでございますが、アスベストは使用されていないというふうに把握しているところではございますが、水道事業における水道管の方に石綿の石綿管を使用、保有しております。送水管、導水管、配水管を総延長にして730km程度ございますが、そのうち2.5kmほどの石綿管、アスベスト管が現在も稼働しております。しかしながら、水道管における石綿管としましては、健康に被害を及ぼす粉じん等の飛散はしないものというふうに認識しておりますが、管材の強度として強じんでないために、老朽化等により漏水も引き起こすという状況でございます。このため、危機管理上ではございますが、経費節減等も考慮しまして、道路改良工事などにあわせて早めの布設替えを計画、実行しているところでございます。

このほかにも今後アスベスト使用の公の施設が発見され、解体・改修される場合には、法にのっとった作業をするよう、発注することになろうかというふうに考えております。

○議長（上村 環君） 市長、公の施設の数を。

○財務課長（野村不二生君） ここに資料を持ってきておりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回、質問にありますアスベストの対象となる建物でございますが、建設課関係では、住宅関係で14棟ほどございます。

その他、前回の調査したところでは、庁舎が支所も含めて3庁舎、それから保育園が2か所ほど、5棟ほど調査しております。合計で19棟のアスベストの調査を行っているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教育委員会所管の施設につきましては、平成17年度に国より対策の強化・徹底が依頼されたことに伴い、調査・撤去等を行ったところであり、その結果、現時点で市内の教育施設については、アスベスト吹き付け材の残存はないものと認識しております。

以上でございます。

○9番（丸山 一君） 志布志市が発足して、まもない頃に、所管事務調査で松山町の歴史民俗資料館というところに伺ったことを通告書を出してから思い出しまして、その当時委員会の中でもいろいろアスベストは問題になったわけですがけれども、委員会の質疑の中では、松山町の歴史民俗資料館が1か所だけアスベストが使用されていると、あとは使用はされていないということをお出ししまして、年はとりたくないものだなと、実際認識はいたしました。今、名古屋の地下鉄の駅の事件とか、昨年起きてましたけれども、あれとか、近隣の市町村でも庁舎で、まだアスベストが使われていた。しかも玄関口であったことが発覚いたしまして、そこは通行禁止になっていると、先ほど答弁の中でもありましたけれども、今一度皆様に注意喚起を促す意味もありまして、あえて取り下げをせずに質問を続行していきたいと、皆さん御承知だと思っておりますけれども、アスベストは、今まで大量に消費されております。耐火性とか、耐熱性とか、防音性、耐摩耗性などに優れ、腐敗せず加工も容易な性質から奇跡の鉱物と言われ、多様な建材に使われております。例えば、ブレーキパッドであつたりとか、天井材、壁材、カーテンなど3,000種類に使用されたということでもあります。

しかし、今は先ほどの答弁にありましており、全面禁止になっております。実際、いろいろ資料等を調べてみますと、我々の毛髪約5,000分の1の大きさであると、ですから非常に軽くて、いつまで経っても地に降りてこないとか、浮遊するということがありまして、結果は市長答弁にありましており、肺がんであつたり中皮腫のもとになります。実際に2006年に、データ的に見ますと、中皮腫による死亡者が1,000人を超えて、それは今は、ほとんどメディアを通じて発表はされませんが、毎年増え続けているということでもあります。日本人の特性といたしまして、ブームに弱いという一面があります。これは熱しやすく冷めやすいということでもあります。その当時はアスベスト一色で、どのテレビを見ても、メディアを見ても、アスベスト対応が延々出ておりましたけれども、今は誰もメディアも誰も言いません。しかし、アスベストの被害というのは続いております。別名、サイレントキラーと呼ばれておまして、時々国とか企業が裁判

によって敗訴しているというのが時々出ております。

建物所有者に関しましては、アスベストの飛散防止対策を怠ったとして、損害賠償が命じられております。建築基準法第12条では、定期的な点検、記録による管理を行うことが義務づけられております。先ほど、市長答弁にありましたけれども、市の建物においては、これはもう済んでおると、チェックも済んでおるということをもう一度確認しますけれども、間違いはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併前の平成17年に国からの調査がありまして、当時担当課において、調査対象となりました吹き付けアスベストが使用されていないか、建物設計図を見て確認しております。

そして、吹き付け材等のアスベスト及びロックルールというものの記述のあるものについては、材料メーカー等が公表しているアスベスト含有商品の製造期間の確認をしております。その上で建設年次がアスベストを製造していた期間に入るものには、建物からサンプルを採取しまして、検査機関に分析依頼をしております。その分析結果に基づきまして、市の管理する施設においては、アスベストは検出されていないということでございます。

○9番（丸山 一君） 現在の本庁舎とか支所の建物もいずれは立て直す時期がくるわけですね、そう何十年ももつわけじゃないですから、吹き付けアスベストは、例えば、オフィスビルであったりとか、体育館であったりとか、住居ビルとかいうところに使われております。その当時覚えておりますのは、例えば天井裏の断熱材であったり、壁材であったりとかですね、そういうところによく使われております。それと、この間名古屋駅の地下鉄事件では、機関室の壁に使われていた。エレベーターホールの箱にも使われていたというのがありまして、意外と僕らの知らない身近なところに使われているんだなということで危惧をしております。

先ほど言いましたけれども、現在の本庁舎、支所の2か所に関しましてのエレベーター等ありますので、そういうところで間違いなく使われていないということであればいいんですけども、ひょっとすればということがありますけれども、再度お伺いしますけれども、大丈夫ですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほど市長が答弁いたしましたとおり、当時吹き付けアスベスト等の調査の時に、建物の設計図を見まして確認しております。ちょっと疑いがあるというのは、検査に回しておりますので、その結果がないということでございます。今のところ庁舎の建物には、アスベストはないということで認識しているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今の答弁では、厳しいチェックの結果、市の建物に対しては使われていないということで安心をしました。

ただし、北九州市では民間の建築物に対しまして、アスベストの除去に関しては補助をやるというのがあります。それと具体名は申し上げられませんが、近隣の市町村で本庁舎の入り口のところで使われていたというのが分かりまして、そこは通行禁止になって、今、対応を迫られているというのがありますので、いま一度、できますればチェック機能というのを働かせて、いま一度やっていただければ有り難いかなと思います。

次に、事業者への指導はどうなっているかについてお伺いをいたします。

平成26年6月1日より、改正石綿障害予防規則が施行されます。6月1日です。建材として多量に使われていることが多いので、一層の石綿ばく露防止対策が必要となりますので、厚生労働省では建築物の解体などの石綿の除去や、封じ込め、囲い込みの作業を行う事業主、発注者は改正法規則に基づき労働者のばく露防止対策をとらなければならないとなっております。建築物の解体、改善等の工事を発注する場合は、工事請負人に対しまして、石綿含有の使用状況の通知が必要となりますが、市営住宅など、解体工事に関しましては大丈夫かなと私は危惧しておりますけれども、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

石綿の飛散を防止する対策のさらなる強化を図りまして、人への健康に関わる被害を防止するため、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の一部が改正され、ただいまお話のとおり、本年の6月1日から施行されたところであります。

御指摘のとおり、事業者等において、今回の大気汚染防止法等の改正内容につきましては、十分な周知がなされていないというふうに考えております。市では危険廃屋を撤去することで、景観及び住環境の向上、安全・安心の確保を図ることを目的に、危険廃屋解体撤去工事を実施しております。この中でも住宅における解体撤去が事業に該当するかどうかの相談も数多く受けており、直接解体業者の皆さんから連絡がくることもあります。

法改正の趣旨を踏まえ、広く事業者等への周知を行うことは、重要なことだと認識しております。危険廃屋の相談等に来られる際に、解体に入る前の事前調査の必要性と、アスベストなどの特定建築材料がない場合でも、発注者への調査結果の説明及び事前調査における結果を現場に掲示すること等を改めて周知してまいりたいと思います。

ただいま御指摘になりました市営住宅の解体においては、十分配慮していきたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 通山地区の市営住宅も築50年ぐらいですかね、かなり古うございまして、見ておりますと、今は産廃処理をしますので、上から順番に降ろして行ってやっております。

ただ、木に関しましては、ユンボで、パワーショベルで上からがさっと崩すのが実際の仕事であります。見ていますと、すごく粉じんが飛び出ておりまして、それに対してやっぱり水をかけたりすればいいのになと思っているわけですね、特に昔のことですから、当時はアスベストは使われていなかったかとは思いますが、50年ほど前ですから、ただ、以前も問題になりました住宅の欄間の所にもアスベストは使われているというのがありまして、私の家も古うございまして、20年ぐらい前に欄間も大工さんに塗ってもらったことがあります。そこも実際飛散をするということがテレビで出ておりまして、寝ている間に僕はアスベストを吸っているのかなという危惧はしております。ですから、市営住宅なんかの解体とか、先ほど市長も答弁されましたけれども、危険廃屋の解体とか、空き家対策とか、ああいうところで実際民間業者が作業をされておりますけれども、作業をされております例えば従業員の方たちの健康被害とかいうこと考えますと、これは絶対市の方がタッチをされて、管理とかいうのは必要であろうということ

がありますので、それに対しての今一度市長の答弁をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大気汚染防止法では、アスベストなど特定建築材料の使用が認められた場合、県知事あてに特定粉じん等作業実施届を提出します。

今回の法改正では、知事による立ち入り検査の対象に解体工事にかかる建築物が加えられておりますので、掲示等がない場合の対応については、国や県に相談していきたいというふうに考えておりますので、これらのことを通じて従業員の作業の安全性というものは確保されるというふうに考えるところでございます。

○9番（丸山 一君） 住民の負託を受けた我々議員も、それと市の職員の方たちの我が、この志布志市の生命財産を守る立場にあるわけですから、これからも節度ある対応をお願いしたいと思います。

次に、不調になった入札執行について、お伺いをいたします。

昨日のテレビで、国立競技場の解体工事に関しまして、入札が不調になったというのがテレビで出ておりました。新聞等を見ていると、入札不調が非常に今多いというのが現実であります。特に県の工事に関しましては、なぜか知らんけれども、そういうのが多いというのがあります。

我が市においては、どういう状況にあるのか、例えば25年度において、どのぐらい発生したのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

入札執行にあって不調になった件数でございますが、建設工事案件の入札不調については、平成24年度はゼロでありましたが、平成25年度においては9件となったところであります。このような入札不調に至った原因、背景につきましては、各々の案件において異なる用件もあると思われませんが、おおむね新聞報道等にもありますとおり、県や他市の状況にも見られるような建設業界の人材、機材不足が背景にあるものと認識しております。

本市における今回の事例におきましては、年末、年度末により、各業者が受注済み、下請け済みの工事現場を抱えており、現場代理人や監理技術者などの配置予定技術者や、また現場作業員など作業労務人員を確保できず、施工体制がとれないため、参加できない状況があったと捉えているところであります。

○9番（丸山 一君） 今、市長答弁にありましたとおり、私も土木の会社に長年おまして、昔であれば、とてもじゃない考えられない状況に今あるわけですね、これもやっぱり毎年毎年公共事業が減少してまいりまして、本当右肩下がりで公共事業発注が下がってきているのが現状であります。いろんな社長たちと話をしますと、事業が減ってくるわけで、従業員を減らさなくちゃいけないと、やむを得ず現場代理人、技術者の辞めていただくというのを社長たちはやってきておりますので、会社がスリム化しております。なおかつ会社がスリム化することは、現場の作業員も減ってきておる。それと、例えばパワーショベル等の機械等も、昔はタイヤローラーであったり、マカダムローラーであったり、グレーダーであったりとか相当な建設機械を各社

持っておったわけですがけれども、それもほとんど手放して、今、資材倉庫には機材というのはほとんど入っておりません。それと、リース会社も貸し出し機材をすごく減らしておるとというのが現状であります。ですから、今、市長答弁にもありましたとおり、なかなか発注しても受注をしてもらえないというのが現実であるわけです。それについて、市当局は改善策をどういうふうにご考えておられるかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

入札不調となりました案件に対しましては、再入札ということにするところがございます。再入札の際には、参加対象業者の格付け等級や地域要件を広げて、多くの業者が参加できるよう対応したところであります。

また、このような状況を踏まえ、今後の対策としまして、今年度からは、必要要件を満たした場合、現場代理人が担当の工事現場を2か所まで兼任できるというように運用を改めたところがございます。今後も入札執行の結果に注視しつつ、状況に応じて参加資格要件の緩和や応札者の負担軽減を図りながら、事業の円滑な執行と公共工事の品質確保が得られるよう努めてまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） 今度、本会議の時にいただいた資料等を読みまして、初日の日に繰越明許費の説明がありました。その中をよく見ますと、25年度内に完成が見込めないのが一番の理由であるようです。25年度内の工期内に3月末で仕事が完成が見込めないというのが、断られた最大の理由であります。

それと、去年は自民党から臨時元気交付金というのがありまして、6月補正でも補正をされまして、その発注が10月、11月ぐらいだったと思うんですけれども、今まで仕事をいっぱい抱えとった上に臨時交付金で事業化されなかった部分に対しまして、事業がされたということで、我々市民にとりましては、すごく有り難いというのが一面はありますけれども、それがまた正月に発注がきたということで、今まで仕事をいっぱい抱えとって年度内に何とか済ませようというところに、もう一度発注がかかったもんだから、受注する側とすれば、もうこれ以上抱えても3月末においては工事完了は無理だというのが大方の建設会社の人たちの言い訳というか、言い分であったようであります。

今まで、私は本会議の中で2回ほど入札不調に関しましては、2回ほど言いましたけれども、例えば発注の仕方とか、工期のもっていき方とか、そういうところを僕は工夫すべきじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の入札不調になった原因につきましては、議員も御指摘のとおり、業者の方々が納期は確実に守れないということが予測されて、そのような結果になったということであろうかと思えます。

また、その原因につきましては、先ほども議員のお話のとおり、長年の公共事業が削減されてきた関係で業者自体が少なくなっている。また、業者においても従業員が少なくなっている現況

からして、急に工事量が増えたとしても逆に対応できないというような状況があったのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、そのことを解消するための一つとしまして、私どもとしましては、事業の早期発注ということについては、常に心掛けながらやってきているところでございますので、今後とも、その点には更に注意を払いながら努力を重ねながら、今回のこのようなことが今後はないように発注をしてまいりたいと思います。

○9番(丸山 一君) 今、市長答弁にありましたとおり、早期発注を心掛けておくべきだと思うんですね。実際、25年ぐらい前になりますけれども、その当時は右肩上がりで、仕事はいくらでもあった時代がありまして、その時、県とか農林事務所が仕事をいっぱい発注をしました。ところが正月前に発注をかけたもんですから、業者さんはもうめいっぱい仕事を取らざるを得なかったということがありまして、実際、労災事故がその年はすごく発生したんですよ。労働基準監督署がどういうことをしたかと言いますと、発注元に今度は勧告を出したんですね、発注の仕方が悪いと、何でもこういうふうに年度末工事が押し迫っている時に、そんな仕事を発注したのかと、もうちょっと早期に発注すべきであろうと、労災事故の原因になっているのは、発注の仕方が悪いんだということを労働基準監督署が県に対して、かなり厳しい勧告をした時代があります。それとはちょっと事情が違いますけれども、今回の不調になったことに関しましては、今、市長答弁にありましたとおり、早期発注をすべきであろうと。

それと、あと工期を、先ほど言いましたとおり、スリム化しておりますので、技術者、労働者、機材等が二次製品の会社とか、すごく少なくなっておりますので、工期的なものを見直しをしまして、もうちょっとロングで構えるべきではないかと。それと、答弁にありましたとおり、現場代理人が今までは県の工事であれば3,000万円の工事に関しましては、現場代理人は1か所しか持てなかったというのが現実です。それを今、県の方も2か所まではいいですよということをしております。いろいろ調査をしますと、市の方でも2,500万円以下であれば2か所まではいいですよという配慮をされておりますけれども、市長に再度お伺いしますけれども、もうちょっと工夫というのはできないものですか。

○議長(上村 環君) 財務課長、先ほどの結果を報告してください。

○財務課長(野村不二生君) 大変申し訳ございません。

施設の棟数でございますけれども、全体の数だけを申し上げます。平成24年度末でございますけれども、全体で913棟になるところでございます。

[丸山一君「教育的財産と普通的財産は分けてないの。」と呼ぶ]

○財務課長(野村不二生君) 実際、細かに分けてあるんですけれども、現在その集計をまだ現時点で終わっていませんので、全体の数だけを申し述べたところでございます。

[丸山一君「全体で913。」と呼ぶ]

○財務課長(野村不二生君) そうです。

○市長(本田修一君) 早期発注についてでございますが、平成25年度につきましては、国の補

正予算に伴う地域の元気臨時交付金事業の実施を平成24年度の繰越事業として優先して執行しました。このことについては、議員も御指摘のとおりでございます。

平成25年度の事業発注としましては、総体的にその後の発注となったところでございます。25年度はこのような状況があったということでございますが、通常発注の時期につきましては、財源の確保、起債や交付金の確定というものや、災害の発生、工事現場の状況等によりまして、適切な時期が決まってくるということでございまして、第1、第2四半期、早い時期にどうしても発注できない案件もあるということでございます。

ということで、第1四半期、4月から6月においては、過去3年間において発注率は25.1%でございます。

○9番(丸山 一君) 今、市長答弁にありましたとおり、4月から6月に25.1%もあるというのは、すごく我々の時代からすれば早期発注を相当かけられている。実際、我々の時代は、3月末で仕事を2か月ほぼ徹夜みたいな仕事をやってまして、仕事を済ませて、4、5、6、7が失業の時期なんです。そうすると、作業員の人たちも失業をもらわないかと、日数が足りない人は失業保険もかからんというのが現実であったわけですね。ですから、何回も申し上げますとおり、工期の見直しであったり、発注の仕方であったりということを私が提案をしておりますので、今答弁にありましたとおり、25.1%で発注をかけておられるのであれば、今一度これも努力をされて、もうちょっと発注のパーセントを上げればと、業者さんの対応の仕方も随分違ってくるんじゃないかと考えていますので、なお一層の努力をお願いをしたいと思います。

次に、市道安楽中園線の道路改良についてお伺いをいたします。

この道路につきましては、私、小さい頃からよく通る道でありまして、道路幅員などの形状は何ら昔と変わっておりません。舗装になったというのが唯一であります。道路幅員が狭くて、離合ができないと、途中でどちらかが待っていきなかつちゃいけないというのが現状であります。特に河川堤防の一部を市道としてなっておるとというのが、すごく私不思議な感じがするんです。2級河川ですから、県土木の管理地であったはずなのに、市道に昇格しているというのが、よく県が認めたなというのがあつたんですけども、せめて堤防部分に待避場所か、もしくは片側1車線の道路の改良ということは考えられないかお伺いをいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

安楽中園線につきましては、通山方面から国道220号を志布志方向へ向かって、安楽橋を渡るとすぐに左へ左折する路線でございまして、中宮集落まで延長が476mの市道であります。狭い路線でございまして、国道から入り約200mの区間は河川敷内でありまして、河川堤防と市道を兼ねておりまして、河川管理者の許可がなければ道路を切り下げたり、構造物等の設置ができない区間があります。

御指摘のとおり、国道入り口付近にコンビニエンスストアが建っております。そしてまた、中宮集落内も住宅が増えましたので、交通量が増えつつあります。そしてまた、隘路(あいろ)部分がある、狭い部分があるために対向車がくると、広い場所で待っているというような状況でござ

ざいます。

また、道路伐採など維持管理を実施しておりますが、回数を増やすなどして、利便性の向上を図りたいと思います。場合によりましては、張りコンクリート等によるメンテナンスフリーを施して、利便性の確保をしてまいりたいというふうには考えるところでございます。

○9番（丸山 一君） 市長、あの道路は安楽小学校への通学路なんですよ。車道と歩道の区別もないんですよ、もともと道路が狭いからセンターラインもない。両サイドにあそこだけガードレールがありますけれども、一丁田の子供たちは小学校まで通学するためには絶対あそこを通るわけですよ、あまりにも狭いと。それで子供たちの安全性の面から、どこか一部に、やっぱり車がきたときには危ないなど、子供たちが逃げるような待避場所というのは僕は1か所ぐらいは必要ではないかと、できれば県と協議をしまして、河川側の方にもう1車線ぐらい道路をつくって、片側1車線にしてあげれば、すごく利便性も上がるかと思う。特にあそこは、同僚議員も先ほど言いましたけれども、両サイドから、特に河川側から竹が繁茂いたしまして、なかなか通りづらい状況になりまして、市長答弁にありましたとおり、伐採も時々やるということではありますが、やっぱり地域住民の人たちが、もうちょっと利便性を上げていただきたいというのが希望でありますので、今一度答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘になられた点、河川敷については水路もございまして、河川との距離も必要ということになります。そしてまた、河川敷を過ぎた狭いところについては、民地、土地改良区の管理する水路であるということ、こちら用地にかかる事業同意が必要ということになりますので、かなりの予算が必要になってくるのではないかなというふうに思っています。しかしながら、今児童が通学路となっているということもございまして、待避所につきましては設置できないか検討をしてみたいと思います。

○9番（丸山 一君） 車線をもう1本増やすというのは、県との協議もなかなか難しいでしょうから、予算的なものもあるでしょう。けど待避場所に関しましては、例えば鉄橋の上だって待避場所は何箇所があるわけですよ、安楽川の鉄橋の上だってそうです。ですから、あの200mの区間においては、ぜひともせめて1か所か2か所ぐらいの待避場所をつくって、子供たちの通学の安全を図るのが市がやるべき仕事じゃないかと思っておりますので、ひとつ御努力いただきたいと思っております。

その先になんですけども、200m、残りのところですけども、両サイドが田んぼになっておりまして、道路の真下には安楽土地改良区の水路も通っておりますね、あの水路もかなり老朽化しておりまして、時々改修を我々はしております。この道路改修も必要だろうと思うんですけども、残りの道路の両サイドは、ガードレールも何もないんですよ。近頃は、土日で一生懸命トラクター作業をされる方たち、特に高齢者が増えまして、トラクターの運転ミスによると思うんですけども、かなりトラクターの横転事故が発生しております。もしもあそこで落ちた場合、3mはありますから、多分かなりの事故につながるんじゃないかと危惧しております。せめてこ

の区間だけでも道路改良をされまして、両サイドにガードレール等を特に田んぼ側、どっちかといえば中宮に向かって右側の方ですけれども、左側は今住宅が増えておりまして、かなり埋土をされまして、そこはもう大丈夫、1か所だけ小さな田んぼがありますけれども、そこを組み合わせしてガードレール設置というのは考えられないかお伺いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 議員御指摘のガードレール等の設置でございますが、現在の道路でガードレール設置するとなりますと、当然狭くなりますし、逆に走りにくくなる恐れがありますので、現地踏査を行いまして、必要であればガードレールの設置できる敷地を確保できれば、そういうふうな形で少し検討をしてみたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 舗装道路の部分が3mちょっとですかね、3m50ぐらいですかね、両肩まで合わせれば5mを超えてるんじゃないかと思うんですよね。ですから、せめて片側、田んぼ側の方だけでもガードレールが必要じゃないかと思うんですけれども、課長どうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 今幅員が台帳で見ますと3.7mから4mぐらいというふうになっておりますので、再度現地の方を調査いたしまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○9番（丸山 一君） それと今度は、田んぼに降りる農道取り付け道路が1本あります。そこもトラクターで、私も時々降りたりはしますけれども、かなり怖い、すごく狭い上にかまぼこ状になっておりまして、これは落ちたら大事だなということがあります。近頃は怖くて、そこはトラクターで通らないように私はしていますけれども、ただ、農繁期とか田植時期になりますと、あそこは道路が行き止まりでありまして、バックで降りていかなくちや出てこれないというふうな、頭で突っ込んでしまうと、今度はバックで出なくちやいけないとかありますので、あの農道の取り付け道路の例えば改良であったりということは考えられないかお伺いします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今おっしゃられる農道につきましては、安楽土地改良区と一緒に現場を見させてもらいまして、検討させていただきたいと思います。

○9番（丸山 一君） 今課長答弁にありましたとおり、できれば安楽土地改良区の管轄もありますので、やっぱり農道を整備されて、皆さんが危険性なるべく減少するというか、危険性がないような状況にしていただければと思います。

実際、先ほども言いましたとおり、狭い上にかまぼこ状になっている。しかも、田んぼとの高低差があるわけですね、新聞等でもよくトラクターの横転事故があつて、よく挟まれたとかいう事故が近頃はしょっちゅう見られます。特に兼業農家であれば、土日に一生懸命暗くなってからやるとかいうことがあります。あそこは暗くて防犯街灯もほとんどないんですよ、ですから、そういうことを考えればですね、できれば両サイドにウォルコンで立ち上げて、道路幅員をめいっぱい取って、できれば落下防止のガードパイプなりを立てて、皆さんの利便性を図ると、危険性を少しでも減少というか、される努力をされた方が僕はいいと思うんですけれども、課長もう一度、安楽土地改良区と今、幹部会の方でいろいろやっておりますけれども、あの道路に関しても改良区と協議しますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） そのようにしたいと思います。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

次に、17番、東宏二君の一般質問を許可します。

○17番（東 宏二君） お疲れさまでございます。

質問を通告しておりましたので、通告順に従って、質問をしてみたいです。誠意ある答弁を期待するものでございます。

はじめに、今、盛んに協議されている生涯スポーツの中の一環であります。グラウンドゴルフ場の専用場のことでございます。この件については、2回ほど質問をした経緯がございます。答弁の中で、本市のスポーツ振興計画の中で協議をしていくという答弁をいただいておりますが、今回計画の中で、平成28年度を目標計画をされていますが、このことについて、事業化に向けて前に進んでいるのかお聞きします。

また、愛好者の方々から少しでも前倒しできないかという声もあるわけございますので、前倒しはできないものかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） 東議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、グラウンドゴルフ愛好者というものにつきましては、毎年増えてきてまして、そのような方々が健康増進につながっているということから、市内の利用者、グラウンドゴルフ関係者の皆さんから専用グラウンドゴルフ場の要望があるということでございます。

このグラウンドゴルフ場の整備につきましては、現在策定を進めておりますスポーツ振興計画の中で、それぞれの地域の特性を生かした整備方針を定めております。松山地域においては、城山総合公園のテニスコート、有明地域は野球場の整備、そして志布志地区におきましては、しおかぜ公園など、サッカーゾーンの活用とグラウンドゴルフ場の整備を掲げているところであります。その中で、健康スポーツの推進、競技力向上、スポーツ合宿等の推進の面から、それぞれの施設をできるだけ早い時期に整備していきたいというふうには考えているところでございます。

現段階におきましては、それぞれの施設整備を平成28年度までに完成させたいというふうに考えているところであります。26年度におきましては、スポーツ施設整備計画を立てまして、具体的な整備に取り掛かってまいりたいと考えております。ただいま御質問のグラウンドゴルフ場専用場につきましても、グラウンドゴルフ愛好者やグラウンドゴルフ協会の皆様方の御意見を十分に聞きながら、今年度に具体的な整備案を策定しまして、28年度を目標として整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教育委員会としましても、市民の皆さんが生涯にわたり、明るく心豊かな生活を送り、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指して、各施策に取り組んでいるところです。高齢者の皆さんがグラウンドゴルフ等を通じて健康づくりを行い、また、スポーツとの関わりの中で、生きがいや喜び、充実感を得られていることは大変素晴らしいことだと考えております。

議員御質問のグラウンドゴルフ場専用場の整備につきましては、現在志布志市スポーツ振興計画に基づきまして、利用者及び関係団体の意見をよく聞きながら、年次的に整備を進めてまいります。財源的な手立ても必要でありますので、財政当局、市長部局と連携調整を図ってまいりたいと、考えております。

以上です。

○17番(東 宏二君) 計画どおり28年度に完成を目標にやっていくということでございました。私も2回ほど前回やっておりますが、市長のこの前の選挙のマニフェストにもちゃんとつくるといって掲げてあります。守られたということでございますが、できればですよ、早めですね、今回の予算の中でも全然出ていないんですよ、担当課長と話をしたところ、まだ出てないと、市長にお話をして、補正でも組んで、調査費とかいろいろな形でしていかないと、前に進んでいかないんじゃないかということもお話をした経緯があります。今回、そういうことでこういうふれあいの生涯スポーツということで、26年度出ていますが、先ほど市長が言われました3項目については、私も見させていただきました。

それで、今ごみゼロ、さんふらわあ、そしてNPOの志布志スポーツクラブ、いろいろな行政に関わる方々が大会を行っておられるわけですよ、できればですよ、一日でも早くそういう状況が、取り掛かったという状況が見えてくるのか。また、我々関係者にいつ頃御相談、また協議をしていただくのか、その辺はどうでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

はじめに申しましたように、様々なスポーツ施設の整備計画というものを立てておりますが、例えば、松山地区のテニスコートにおいては、何年もかけて整備を早くやりたいというような計画をしておりましたが、財源の確保ができなくて延び延びになっているところでございます。そしてまた、野球場につきましては、今回補正でお願いしているところもございますが、これも完全とは言えないというようなことでございます。

ということで、各団体において、それぞれの施設の整備について早急にしてほしいという御要望がございまして、そのことにつきましては、ただいま申しましたように財源の確保ということがまず肝要でございまして、そちらの方の道筋をつけながら整備をしていきたいということでございます。

そしてまた、グラウンドゴルフの専用競技場においては、関係団体の方々と協議をしながら計画を立てていくということでございますが、今年度に計画しておりますので、早いうちに協議会については立ち上げをしていきたいというふうに思うところでございます。

○17番(東 宏二君) このグラウンド専用場というのは、やはり芝を植えたりとか、いろいろなことで時間がかかると思うんですよ、できれば28年度完成ということは間違いのないということで認識してよろしゅうございますか、その辺をもう1回言ってください。

○市長(本田修一君) 今申しましたように、財源の確保等を目指しながら、そして計画を立てていくということでございます。目標としましては、28年度ということでございますので、御理

解いただければというふうに思います。

○17番（東 宏二君） 今、我が志布志市にも愛好者が2,000人を超えているということでございます。協会に入った方々は1,600人ぐらい、ほかに今公民館等、校区、自治会などで盛んにこのグラウンドゴルフの競技をされて親睦を深めておられる自治会とかいっぱいございます。その辺でやはり道具を持たなくても、市の体育館に行けば道具も貸し出しができるということで、本当に手軽に健康増進につながる生涯スポーツだと思っております。最高年齢も95歳という方が会員に入られて、一生懸命頑張っておられます。また、聞くところによると、国保税も大分このことで下がったということで、ほかの議会の方々が志布志市に研修に来られる経緯もあったということをお聞きしております。その辺のことで、早めにそういうことでございますので、我々関係者、またほかの担当課とも早く協議をして前に進んでいきたいと思っております。今回予算的なもので補正を組んで、調査費、いろいろな形でお金も要ると思うんですが、その辺はどうですか。いつ頃、そういう予算的なものを組まれますか。

○市長（本田修一君） グラウンドゴルフ愛好者の方々が2,000人を超えておられるということについては、本当にうれしい限りでございます。

私、これもホラになるかどうか分かりませんが、いつもお願いしているのは、3,000人を超えてくださいよねというふうをお願いしているところであります。このグラウンドゴルフ愛好家の皆さんが3,000人を超えると、そしてまた、一方生涯学習の場面でも3,000人を目標に会員の獲得をしてくださいというふうには、はっぱを掛けているところでございますが、これは高齢者の方々が1万人を超える時代になりましたので、そのうち3分の1程度の方がこういった場面でいつもいつもお元気な姿があるということになれば、更に本市の健康増進、そしてまた、ひいては医療費の低減につながるということで、そのようなことをお願いをしているところであります。3,000人という数字を示していただければ、すぐにでも取り掛かりたい気持ちでございます。お互いにそのことについては、一緒になって頑張っていただければというふうに思います。

そして、その調査につきましては、昨年度から調査をしておりますので、そのことを前提にしまして検討委員会等でお示ししながら、協議を進めさせていただければというふうに思います。

○17番（東 宏二君） 今3,000人を目標にしてくださいというのも聞いておりますが、やはり、この3,000人というのは行政も動いていただかなきゃならない、我々、関わる人間だけではちょっと大変だと私は理解をしております。やはり、ウォーキングとか、いろいろな中で市報の中に、広報の中にいつやりますよとか、そういうお知らせがあるわけですが、グラウンドゴルフも1回そういう形で会員募集をしていますよというのも行政から出していただければ、いろんな講座もやっておりますので増えると思います。その辺はまた執行部の方で考えていただければと思っております。すぐ3,000人は超えると思います。これはすぐでもなると思っておりますので、それと、28年度に目標ということでございますが、やはり担当課の方々も、どこに補助金があるのか、やはりいろいろな自主財源を使わずに国の補助を引っ張り出してですよ、県の補助とか、そういうやり方で、金峰町1万人もいないところが、もう既に完成をしているんですよ、やはりその辺は財源がなく

でも、そういういろいろな補助金があると思いますので、その辺を担当課、執行部ももちろんですが、知恵を出しながらその辺を早急に調べて、我が一般財源を使わないような形でやっていただければと思っております。

それと、次に入るんですが、場所的にもまだ示されておりません。私が前の質問の中では、志布志町の体育館の東側の空き地、市有地ということで、一般質問をしているわけですが、このスポーツ振興計画の中で出された中で、大まかには丸印で示してあるんですが、どこだろうかということも大事だということですので、この振興計画の中でも駐車場を併用した形で新設をするということが書いてございますので、その辺の場所もお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グラウンドゴルフ場の整備につきましては、基本的な考え方としましては、志布志運動公園を中心にした範囲の中で、最も適した場所を検討してまいりたいというふうには、考えているところでございます。

ただいま議員のお話の中にありましたように、志布志体育館東側の市有地につきまして、活用できないかということも御意見もいただいております。この市有地につきましても、土地の形状や面積、グラウンドゴルフ場としての配置が可能かということも調査はしているところでございます。

また、隣接する大浜緑地公園の活用などもあわせて検討しているところでございます。

ただ、今後2020年の鹿児島国体なども控えており、大規模なスポーツ大会やみなとまつり花火大会等のイベントもございますので、駐車場の確保の面からも関係団体との協議など、慎重な検討が必要というふうには考えているところでございます。

また、現在香月公民館隣の志布志保育園跡地につきましても、併せて今後の活用を検討しているところでございます。

以上のとおり、志布志運動公園周辺につきましては、スポーツイベントゾーンとしまして、香月地区、若浜地区、新若浜地区の総合的な活用についても検討する必要があるということでございます。ということで、グラウンドゴルフ場整備の場所につきましては、いまだ検討を行っている段階でございますので、先ほども申しましたように本年度中にグラウンドゴルフ愛好者、グラウンドゴルフ協会の皆さん方の御意見を賜りながら場所の選定や活用方法、整備計画を進めてまいりたいと考えております。

○17番（東 宏二君） 場所もまだ選定していない、大体あの辺だろうと、体育館の周辺をスポーツゾーンの形で考えていると、2020年の国体に向けて、いろいろな整備をしていくというお話でございました。早めにですよ、このことについてはしていかないと場所も決まらず、28年度にできるということではおかしいですから、やはり場所を早く決めて取り掛かっていただかないといけないと思っております。私が言っているのは、専用場といっても、ほかの保育園とか幼稚園の皆さんが遊びに来たりとか、そういうときも使っていいわけですので、もちろんグラウン

ドゴルフ場だけの問題だけじゃないと思うんです。ただ、凸凹ができないようなスポーツであれば、どんどんお互いに健康増進のためにも使っていいわけですので、その辺は何も我々が専用場ということで絞めつけることはないと思いますので、その辺は御理解をいただければと思っております。

場所的にはその周辺なんですけど、なぜ決めないのに28年度にできるということを言われるわけですかね、その辺をもう1回、ちょっと場所が決まらないのに28年度、あと2年後にはもうつくるんだよと、もうできるんだよということは、ちょっと納得しにくいようなところがあるんですが、その辺どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの場所のことで質問がありましたけれども、志布志運動公園周辺につきましては、あらゆる施設を活用していろいろな種目の競技がなされておりまして、現在の施設管理につきましては、利用者の意見を聞きながら維持管理に努めているということでありまして。

新たなグラウンドゴルフ場整備につきましては、先ほど市長が答弁されましたように、利用の方法とか、土地の形状とか、場所等について、今後またグラウンドゴルフ協会の方々や関係団体の意見等を十分聞きながら総合的に検討してまいりたいと思っております。

具体的な場所の選定等については、今後私ども教育委員会の方も早めにいろんな状況を把握しながら検討を進めていくことになると思います。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

場所につきましては、大まかに大体あの辺りということの想定はしているわけですので、そのことを御理解いただいて、28年度中にはできるということをお話していただければというふうには思うところでございます。

○17番（東 宏二君） はい、よく分かりました。前向きな答弁ということで御理解をしております。

31年度までには、いろいろな計画ができていますが、将来このグラウンドゴルフ場は、志布志町に1か所か、旧有明町、松山町、ほかにそういう計画的なものを考えておられるか、その辺はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

旧町ごとの単位においては、先ほど申しましたように、それぞれの別なスポーツにおいて施設整備をするということの計画をしておりまして、このグラウンドゴルフ場を別途造成するという考えは、今のところないところであります。

○17番（東 宏二君） 3,000人を超えたら考えられるのではないかと思っていますが、少しでも増やせるように頑張っていきたいと思っております。合併したことでございますので、1か所でもいいのか、あと5年経てばどうなるか分かりませんが、頭の中には入れとってください。もう1か所ぐらい、やはりというような形もですよ、入れとっていただければと思っております。

この件については、終わりたいと思います。

次に、枇榔島の棧橋は、平成23年度台風で破損して3年になりますが、いまだに修復をされていません。この件では3回ほど質問をしていますが、いまだに手つかずでございます。今年の5月の漁業振興協議会の中でも、漁協の委員の中から棧橋は修復してほしいという意見が出ました。本市の観光スポットである観光マップのホームページなどでも枇榔島が掲載されて紹介されております。教育委員会でも山形県の酒田市との交流事業もあるとのことでございます。棧橋は必要だと思います。25年度6月議会で答弁で、今後棧橋の復旧の補助事業を導入を具現化には複合的な団体など、合意形成によりメニューを盛り込む必要がある。引き続き検討を重ねていくとの答弁をいただいております。このことで、修復計画が前に見えてきたのか、その辺どうでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

枇榔島の棧橋復旧につきましては、昨年の6月議会でも議員から一般質問を受けまして、答弁させていただいたところであります。このことを受けまして、復旧について補助事業の活用をとることで、本市において事業導入には現実的に高いハードルがあり、棧橋復旧の補助事業の導入には複合的な団体などからの合意形成によりメニューを盛り込む必要があることから、事業導入は厳しいとの旨答弁させていただいたところでございます。

また、他の団体等での棧橋整備となりますと、様々な許認可等の問題、莫大な資金等がかかることが容易に想定されまして、このことについても厳しいものというふうに考えているところでございます。

○17番（東 宏二君） 私が去年の6月議会に答弁をもらったそのまま答弁をされておりますね。これは、やはり志布志のシンボル、伝説的なものもある、また神社もある、漁業者がいつも不漁の時にはお願いに行って、大漁を祈願されておられる。また、観光面、ある団体の方も最近行かれて新聞等にも掲載されましたよね、黒ゾカにも載られましたよね、早よのらんな、うっちゃかるっどというようなことで出ましたけれども、やはり棧橋がないと何もできないんですよ。今までは民間の方で造られておったんですが、なぜ行政ができないのか、それが不思議でたまりません。民間の方々が造って、あそこに連絡船をつけて、枇榔島を紹介されておられたわけですよ。その辺で何で行政ができないのか、行政がやると、危険性、いろいろな形で耐久性とかいろいろな形で問題があるかもしれませんが、このことはですよ、やはり前向きに考えていかないと、最終的にはやはり今市長の今度の所信表明の中でもパイロット事業の中でトコブシやらヒラメやら、鯛を放流せないかんということをおっしゃっております。枇榔島も岩場があつて、大変漁的にはいい場所でございます。そういう事業を今後展開していく中では、やはり船着き場がないと駄目だと思うんです。私が言っているのは、船が着ければいいという形の船着き場です。立派なものは要りません。港、岸壁を造って船を係留するようなところは要りません。ただ、船が着いて、あの島に上陸できるだけの整備をしてほしいということでございます。そういうことでございますけれども、その辺、市長は立派なものを造らんないかんという考えをもっておられるんじゃないで

すか、私が言っているのは、漁船が止まって、専従されている方々が降りられたりとか、観光の方が降りられたりとか、釣りをされる方が降りられたりとか、いろいろな形で乗り降りできる栈橋を造っていただきたいということが皆さんの要望なんです。同僚議員の中でも頑張ってくださいという声もいただきました。その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

民間の方で栈橋を設置されまして、それが台風等によりまして、損壊しております。民間の方が構築された栈橋においても、基礎等、かなり念の入った形でされておられるわけですが、それにしても台風等の荒波にもまれて、あのようなふうになっているということでございますので、公がするとなると、かなり堅ろうな形でしっかりした形でなければならぬんじゃないかなと、そうしなければ台風等がきた時に損壊するとなれば、予算の無駄遣いになるということになるかと思っておりますので、かなりしっかりした堅ろう性のあるものをしなければならぬというふうには考えるところでございます。

しかしながら、そのことをするにしても、現在の損壊した栈橋をどうするかという問題があるかと思っております。このことにつきましては、民間の方と協議をするということになるかと思っておりますが、そのことについて、民間の方がまず撤去をしてもらった上で私どもは取り組むということになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

そのようなことから、まだこちらの方の協議もしておりませんし、そしてまた、今申しましたように公がするとなると、かなりしっかりしたものを造るということになれば、予算も多大なものになるということでございますので、私どもとしましては、このことについては厳しい状況というふうに思っているところでございます。

○17番（東 宏二君） 漁協の方々も、ぜひ修復してほしいという要望があるんですよ、それはもうたぶん要望書もくるかもしれません。きているかもしれません。そういう話でございました。だけど、私が6月に一般質問をした、今後の栈橋復旧の補助事業導入には具現化には複合的な団体など、合意形成によりメニューを盛り込んだ必要があるということ答弁されて、先ほど答弁されたことと一緒にですがね、何も前に進んでないということですがね、でしょう。だから何も進んでいないから無理だ、無理だということばかりですがね、やはりこれは大事なことなんですよ。枇榔島というのは、前も何回も言いました、言いたくないですけどね、本当に志布志の山宮神社と、あの神社とのつながりとか、いろいろな伝説で、この前も迫田アヤ記念館がオープンしたときに、語り手の岩満さんが枇榔島の伝説の話もされました。そのぐらいの伝説のある島なんですよ、それをですよ、民間の方が何百万もかけて造ったか分かりませんが、行政でできなければ補助金として漁協にお願いをして、漁協から造ってもらうような形もできると思うんですよ。漁協の方が使われたりとかすればですよ、漁協に補助金を流して、漁協の方がこの補助金でして管理もされると思うんですが、私も県議の方にも話をして、県の方でも何か補助金はないのかとお聞きをして、まだ回答をもらっていないところなんですけれども、やはりその辺はですよ、市長、やはり必要ないですか、あそこは、どう思われますか、私は必要だと思うんですが、

その辺どうでしょうか。

○市長(本田修一君) 漁協の方からの要望書は届いております。しかしながら、その要望書の中身を見ますと、今お話がありましたように枇榔島にある乙姫神社を祭るために棧橋を設置してほしいということですので、このことにつきましては、宗教的な面から、かなりまだ取り組むことが難しいのかなというふうには思ったところでございます。

また、漁協の方々において、そのような補助金の申請をしながら設置をしていくという道については、私としましては、もしそのような資金があるとなれば、もっと別な形で漁業振興のために補助金の活用をした方がいいのではないかなというふうには思うところでございます。また、そのようなことで、ぜひ議員におかれても補助金の活用があれば、そのような形での活用というものを漁協の方々ともお話していただければというふうに思うところでございます。

○17番(東 宏二君) 私は、いつも漁協には、ちょっと燃料が上がったから、ちょっと補助していただけないでしょうかという質問もしておりますよ、今になって私が枇榔島の棧橋を造ったそのお金を漁協の方に補助した方がいいということは矛盾すぎますよ、私は枇榔島のことを言っ、あそこの枇榔島と、また漁協に補助するものは別だと思っております。まず、あそこがですね、市長はあそこは要らないと思っておられるというような気がするんですけども、漁業者の方もマニュアルはないかと、要望書を初めて作るんだけど、マニュアルはないかと聞かれました。よかん自分で考えてくださいよということをお願いしたんですが、やはりそういう不漁のときには大漁祈願に行かないといけないということでの前向きに出されて、そういう要望書になったと思うんですが、私が聞くところには、やはりパイロット事業の中で、やはりヒラメとか沖合に出さないんですよ、近場では岸壁にすぐ明くる日は釣られたりとか、小さいヒラメとか鯛が釣れるんですよ。ちょっと外海に放流しないと効果が出ないと思うんですよ。そのために、トコブシとか岩場が多い所でございますので、そういうところにトコブシとか放流すれば、大分広いわけでございますので、その事業が今、夏井の前の平瀬というところで実施されていますが、そこに限られていますかね。今市長も御存知のとおり、西之表とか種子島は全部トコブシで放流されて、キロ8,000円から1万円の値が付いていますがね、そういうのをやはり枇榔島周辺にもやればできると思うんですよ、そのためにですよ、やはりこの棧橋をなぜできないのか、もう皆さん本当に不思議に思っておられるんですが、市長がやる気がないからできないのは分かるですけども、やる気を出してみてくださいよ。あそこは良いところですよ、1回も行ったことはないですか。その辺やはり前向きにですよ、同じようなことばかり答弁が返ってくるんですが、その辺どうでしょうか。

○市長(本田修一君) 私自身は市長になりまして3回ほど枇榔島には行ったことがございます。しかし、近年いくにつれて、今現在では砂浜がなくなりまして、本当に以前の面影がなくなっているんだなというふうに改めて思うところでございます。

そういうことから、この島においては、いわゆる原生林というような形で保っていくのが望ましいのかなというふうには、一方では思うところでございます。

そしてまた、今お話がありますように、この棧橋の設置ということを考えてときに、では、そのような島にどれぐらいの人が渡るんだろうというふうに考えたとき、極めて厳しいものがあるんじゃないかなというふうにも思うところがございます。この島の伝説的な内容につきましては、私自身も十分認識しておりまして、そしてまた、この志布志という地名にも関わっているんだということについては、本当に有り難く思っているところがございますが、こうして改めてそのようなところに開発とまでは言いませんが、棧橋を設置するとなると多額の予算が必要と、そしてまた、そのことによる効果と、そしてまた、別途の漁協振興ということも考えなきゃならないということがございますので、現段階では厳しいというふうなふうに考えているところがございます。

○17番（東 宏二君） 今の答弁を聞いていますと「そんなところ」、やはり頭にはないですね、であればですよ、なぜ観光マップとか志布志のインターネットに掲載をされているのか。それとですね、教育委員会にも通告をすればよかったですけれども、このことには山形県の酒田市と共同事業で竹のやぶ払いとか、いろいろな事業をされているんですよ、ここがちょっと今度通告が抜けていましたけれども、市長はあまり重要な場所ではないという認識をもっておられます。

教育委員会としては、どういう考えを持っておられるのか、教育委員会もちょっとお話を聞かせていただければと思っております。

議長よろしゅうございますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

枇榔島は御存知のように国の指定の日南海岸国定公園に指定されておりまして、特に亜熱帯の植物群が国の特別天然記念物に指定を受けておりますので、教育委員会の所管として、亜熱帯の植物群をきちんと保存していかなきゃいけないという立場で年2回ほど行って伐採等をしております。最近、行ったところでは、唐竹という竹がかなり出てまして、それを伐採して亜熱帯林を保存するという、そういうことをしたところがございます。

今回、棧橋のことにつきましては、文化財の立場からいくと、あそこにたくさんの方々が行くということは、亜熱帯の植物群というのが国の特別天然記念物という指定を受けていますので、そういう意味からすると、あそこにたくさんの方が行くというと、文化財保護の立場からは、非常にまたどうなのかなという視点はあるかなと思います。

以上でございます。

○17番（東 宏二君） 教育委員会でもやる気がないような形、市長に聞いてもやる気がないような形、枇榔島は永遠に上陸できないような島になってしまう、さびしいですね。砂浜がなくなると、だからもう駄目だと、あの砂浜は何でなくなったか知っていますか、市長。志布志湾を埋め立てて工業地帯を造ったから、肥料工場とかできて、ああいう埋め立てをして、潮の流れが変わって砂浜がなくなったんです。あそこばかりじゃないです、砂浜がなくなるのは。もうすずれヶ浜が少しあるだけのことですがね、あと押切浜も浸食をするし、もう一度聞きます。今後もう1回検討して、この枇榔島に棧橋を造る考えはないですか、もう1回聞きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

再度お尋ねですので答えるところでございますが、先程来お話ししているような理由で、現段階では極めて厳しいというふうなふうに考えているところでございます。

○17番（東 宏二君） 何回言っても同じ答弁だと思いますので、やはりですね、このことは、やはり市長、少しは頭に入れていただきたい。今後ですよ、やはり枇榔島が、私の前の同僚議員の有明の議員の方も言われましたがね、枇榔島を買えと、2回質問されましたがね、そのぐらい皆さん、志布志にもおられない有明の議員の方がそういうことを言われているということですよ、やはり皆さんが重要視している島だと思っておられますので、その辺もう1回ですよ、よく考えてみてください。答弁書がそういうことでできているから、そう言わないといけないという考えじゃございません。やはり自分の考えを言っていただかないといけないと思っております。

漁協の方も要望書の中で、神社ということであれば宗教的なこともあるからということでお断りするというような形でございますが、やはり人間は駄目な時は神頼み、やりますがね、市長も選挙の当選祈願をしたことが何回もあるでしょう。そういうこともあるわけですので、その辺はやはり前向きにですよ、もう1回考えを変えて、やはりどうにか利活用できないかというような前向きな計画を立てながらですね、やっていけばですよ、やはりできると思っておりますので、その辺はまた今後一般質問をしていきたいと思っておりますので、この件については何回言っても一緒ですので、終わりたいと思います。

次に、最後ですが、ふるさと納税でございますが、平成20年から始まり、本市出身の方々や鹿児島県にゆかりのある方々の寄附として本市に納税をして、多くの方々から志を受けています。県内43市町村のうち、26市町村で納税寄附された方々に特産品等を送付しておられます。本市においては、市報しぶし1年分、お茶10gですよ、お茶10g、志のあるまちを掲げている我が志布志市では、お粗末ではないでしょうか。びっくりしました。本市にも多くの特産品等がありますが、宣伝を含めて特産品を送付していくと、納税寄附していただく方々も喜ばれるし、また特産品の宣伝にもなると思います。

また、このことについては、ふるさと納税をしていただく方々も少しでも増えて、この納税が増加していくと思っておりますが、本市でも特産品等を送ることはできないか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと納税の寄附者に対する特産品等の送付につきましては、御承知のとおり現在全国的に広がりを見せておりまして、各自治体も金額に応じた多種多様な特典を設けておりまして、中には高額な限定商品の特典にしたことで、新聞やテレビ、雑誌の特集でも取り上げられるなど、ふるさと納税の関心が非常に高くなってきております。

最近ではインターネットで全国選りすぐりの特産品を紹介するポータルサイトが公開されまして、手続きも簡単にできることから、より身近なものとして定着しつつあるところです。任意の自治体へ寄附できるというメリットを生かしまして、お礼の品に付加価値を付けた様々な特典を

設けることで、納税の促進と地元の魅力や特産品のPRが図られ、さらには協賛団体の収益にもつながることから、地域経済への波及効果が期待できるものと認識しております。

しかしながら、一方ではこうした過熱気味の状況に対しまして、ふるさとへの応援という制度本来の趣旨にそぐわないという慎重な意見もあることから、国の方からも特産品等の送付については適切に良識をもって対応するよう求められております。本市におきましても、これらを十分に踏まえながら関係団体と連携して調査研究を進めてまいりたいと考えます。今後も引き続き様々な創意工夫をしながら、ふるさと納税のPRや寄附の呼び掛けを図るとともに、ふるさと志布志に思いを寄せられる方々の期待に応えられるよう努めてまいりたいと考えております。

○17番（東 宏二君） 今市長が言われたように、様々な、インターネットに出ています。いろいろ出ていますランキングまで出ています。近場では、鹿屋市も10万円未満2,000円相当の特産品、10万円から20万円コース3,500円とか、ずっと出ています。垂水市もカンパチを送ったりとかやっております。曾於市でも5万円以上には5,000円相当の特産品を送付されております。大崎町でも合計、前年度までということですが、5万円に達した場合は5,000円相当のマンゴーを特産品として送られている。我が町はお茶10g、笑ってしまいますよね。これを見て僕はびっくりしました。やはり、この金額、幾らになっているか、何件、20年から始まっているんですが、累計はどのぐらいのふるさと納税をしていただいているのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

毎年多くの出身者、本市にゆかりのある方から、ふるさと志布志に対しまして、温かい志をいただいて、そしてまた、このことにつきまして、本市へ直接寄附していただいた総額につきましては、平成20年から25年度までで246件、4,607万9,118円でございます。そのうち昨年度につきましては、53件の709万円となっております。寄附の件数と金額の推移につきましては、制度のスタート時の伸び悩みや、口てい疫対策の寄附金の増加など、多少の特殊要因はあったところがございますが、近年においては、件数、金額ともにほぼ横ばいで推移している状況でございます、ここ3年間の平均では、51件で約741万円となっております。

なお、この金額につきましては、県内においては大体4位から6位の金額となっております。

○17番（東 宏二君） ですよ、これだけの4,900万円、資料では4,700万円、県からの寄附金を入ると4,900万円を超えているんですよ、高額者もおられると思うんですよ、私が計算してみると、大体平均して30万円というような、割ってみるとですよ、1件になるんですが。そのことです、志布志に特産品がないわけではないですがね、お茶は今新茶も出る、ハモもある、さつま揚げ、チリメン、様々な、うなぎの蒲焼きとか、いっぱいあるんじゃないですか、その中でなぜこのお茶10gというのが出たのか、その真意をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと納税そのものが、こういった見返りを期待した制度で始まったということではないということについては、御理解いただいているかと思えます。先ほども申しましたように、近年、

こういった特典を付けるものがある、目立ってきているというようなふうで今考えると、
ございます。

本市においては、私もお茶10gということについては、びっくりしたところでございますが、
せいぜい100gぐらいしなさいよと言いたいところですが、茶業振興会の方々の篤志により、寄附
をまたその方々に差し上げているという形でございまして、本市として予算を立てて返礼をして
いるということではないということでございます。本市としましては、市の広報誌をお礼状とと
もに差し上げているということでございます。当初の発足時のふるさと納税の趣旨を尊重した
形でのお礼の表し方というふうになっております。

ただ先ほど申しましたように、現段階では様々な地域で特産品等のお礼を差し上げているとい
うことが一般的となっているようでございますので、本市としましても、そのような形を研究し
ながら対応していかなくちゃならないというふうには思うところでございます。

○17番（東 宏二君） 市長、思うばかりじゃいかんですよ、実行しないと、この特産品を送
っていかれると、志布志にもいっぱいあって、志布志の業者も東京、大阪、名古屋に行って鹿児
島県物産展に参加をされて、地元のものを売られたりとか、いっぱい宣伝をされているわけす
よね、この中で志布志市の特産品等を送付していくと、やっぱり懐かしいなど、また注文せん
いかんなどということが出てくると思うんですよ。懐かしさを、いっぱいあるわけですので、だか
らですね、市長、やはり志の志布志市という、いつも市長は言われますがね、ほんの志でいい
ですよ、もらって腹かく人はいません、怒る人はいません。やっぱり志布志もよかもんを買っ
たねということがあるんですよ。懐かしいなあと、おいしかったよと、ほかの出身者や鹿児島
県の方々にも、近くにおられれば紹介して、注文でもくればどんどん特産品も売れていくわけ
ですがね、志布志のためになりますかね。だから、予算をとってですよ、思うところでござい
ますじゃなくて、9月補正でも組んでこういう事業をしていかれると、おのずから、このふるさと納
税が増えてくると思うんですが。

それと、同僚議員も同じ質問があったもんだから、私もこの件だけに通告したんですが、取り
下げをされてですが、いろいろ聞くとですよ、やっぱり窓口対応とかいろいろなこともあるとい
うことは聞いております。また、された方も私もふるさと納税したんですけども、志布志で祭
りとかいろいろなものがあるんだけど、私なんかも鉄砲とか、いろいろなほかにもあるん
ですが、そういうのに所属しているんだが呼んでいただけないだろうかとか、いろいろな要望もあ
るんですよ。その辺でふるさと納税をした方からそういうことでなくして、今関西志布志会
の方々はお釈迦祭りには行列をしていただいておりますけれども、地元で思いを持って、こ
ういう大きなお金を志布志に寄附納税していただくということでございますので、その辺は
どう考えておられますか、今後の取り組みをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、現在本市の近隣のまちにおいても、金額等に合わせ
てお返しをされているというようなことでございます。私どものまちも今までは、そのよ
うなことに

いては配慮してなかったところがございますが、そのことに私どものまちも当然取り組むべき時期なのかなというふうには思うところでございます。

○17番（東 宏二君） 思うところでございますじゃなくして、私は9月の補正でも組んで、いつ頃から始められるんですかと、これは志布志のためになるんですよ、本当に。特産品を送ってあげれば、先ほども言ったように広がって注文は来る、手づくりのあれでもいいですがね、広報の中に、このさつま揚げはどこのさつま揚げですよ、このハモは志布志漁協のハモですよとか、いろいろな形で紹介をしてパンフレットをつくって紹介していただければ注目は来ると思うんですよ、多分。季節季節のものを織り込んでいったりとか、やってあげればですよ、本当に志布志の特産品も売れる、またふるさと納税も増えていくと思うんです。市長は、このふるさと納税を横ばいということで、このデータを見ると横ばいになっているんですが、これを増やすためにはどういう方策をしてあげれば、少しでもこのふるさと納税をしていただく方が増えていくのか、その辺はどういうふうにご検討おられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階でふるさと納税につきましては、特にふるさと会が開催される時に御案内をしているということでございまして、その方々を中心にふるさと納税が寄せられるということでございます。特別にそういった特典というか、お返しがありますよというような案内をしてなくても、こういった形で寄せられているということについては感謝申し上げたいと思います。今議論がありますように、いわゆる志的なものを付けなさいと、お返ししなさいということについては、先程来お話ししますように必要かというふうには思いますので、早いうちにこのことについては取り組みをしたいと思います。

○17番（東 宏二君） 早いうちにということでございます。早いうちにしてください。

それとですよ、この使い道、金額としては、4,900万円ぐらいあるんですが、どういう使い道をされているのか、それと、その使い道も相手方に報告、寄附された方々にどういうところにお金を使いましたということもお知らせされているのかお聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと納税に寄せられました寄附につきましては、ふるさと志基金施行規則に基づきまして、一番目に観光及び生活環境に関する事業、2番目に福祉に関する事業、3番目に教育・文化に関する事業、4番目にその他市長が必要と認める事業という四つの事業を指定しており、これらに基づいて寄附をしていただいたということで使い方を指定していただいているところでございます。

これまでの活用としましては、健康診断用の体成分分析機や、しおかぜ公園のサッカーゴールの購入、口てい疫車両消毒装置の設置など、目的に応じて効果が公益的に期待できる事業に活用しております。今回の補正予算におきましても、配食サービス車両の更新や有明野球場の備品購入に予算を計上させていただいているところであります。

○企画政策課長（武石裕二君） このふるさと納税につきましては、ただいま市長の方の答弁あ

りましたとおり、現在、各自治体全国で展開をされています特産品、この特典を付けた形の取り組みができないかということで調査研究というか、具体的にできる方向で取り組みをしている状況でございます。

それから、お尋ねの市の用途に応じた予算付け等につきましての広報の在り方でございますが、市のホームページの中に随時何月末現在ということでの総計の累計、それから市へ直接いただいた合計、それから県からいただいた合計、そして、使い道の状況等についてもお示しをしているところでございます。特に御本人、寄附をいただいた方が了解というか、承認をいただいた分については、その寄附をいただいた方の名前も掲示をしている状況でございます。

それと、市の広報においても年度ごとに、その年度の寄附の状況、それから使い道等についてはお知らせをしているという状況でございます。いずれにいたしましても、このふるさと納税につきましては、温かい寄附という一方で、市をPRするという一面でもございますので、私どもも関係する団体、例えば特産品協会あるいは業者の方々、そして、どういった品物があるのかという選定の在り方、そして県内を見ても1万円以上、それから2万円、3万円とか、各寄附をいただいたそれぞれに応じて品物を変えていくというようなのもございますので、私どもの市もたくさん、そういった意味では特産品がございますので、関係課の方々と一堂に会しまして、やれる方向で検討はしていきたいというふうに考えております。

○17番（東 宏二君） いろいろ私も資料をいただいたわけですが、ホームページの中でも出させていただいて、ホームページで紹介しているということで、パソコンをしていない方はどうなるのかなということもあるんですが、皆さんには、やはり寄附していただいた皆様には、使い道とか、いろいろな形を出させていただいて、また要望等、志布志にはこういう特産品等がありますよと、そういう紹介も大事だと思います。その中から選べる特典、いろいろな中であると思います。嫌いなものを送っても喜ばれない、自分が好きなものを送れば喜ばれる、大事だと思います。

それとですよ、やるという答えはいただいておりませんが、このふるさと納税の方々が、やはり自分のまち、大小縁のある方が鹿児島県の志布志は本当に忘れられないというようなことがあるから100万円でも寄附されると思うんですね、普通はされませんよね、やはり志布志に愛着があるから、その志のまちを掲げている志布志がお茶10gということで、まずいということで私は一般質問をしているんですね。市長もそういうことで、考えていく時期だろうということでございます。

それとですよ、やはり志布志に故郷に帰っていただくためには、いつも市長が自慢げに言われます志布志のバルク井とか、いろいろな食の中でグランプリをとったとかいろいろな会場で自慢げにお話をされるんですが、その辺の利用券とか送っていくと、帰ってこられる機会も、チャンスもあるのではないかと思います、その辺の考え方は、考えられたことはないでしょうか。いろいろなグランプリで、バルク井とかちりめん三昧井とか、いろいろな中であるわけですよ、そういう中で食事券も送っていただいて、ぜひ故郷にも帰ってきてくださいとかいうようなこと

をすれば、やはり宿泊とかいろいろなものプラスになる、また割引をしていただければ喜ばれる、年に1回ぐらいふるさとに帰りたいなというような気持ちにもなると思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お返しに差し上げる志布志の特産品につきましては、先ほど課長申しましたように、様々な関係者等を交えながら協議をしていくということになるかと思えます。その中で今お話があったような形で本市に来られた方につきまして、サービス券ないしは引換券みたいなものを差し上げるということも議題として出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そのことも含めて検討をしていきたいと思えます。

○17番（東 宏二君） 検討をしていただければと思って、検討と、そう思いますという答弁しかございませんけれども、やはりですね、このことは市長は、もうそういう時期にきているということで、本年度は間に合わないわけですか、来年度からですか、その辺のことはどうなんですか。まだいつからやるということは聞いておりません。9月でも補正をとってという質問はしましたけれども、答弁が返ってきませんので、再度お聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後取り組むとするならば、金額の設定とか、例えば寄附金額に応じてどんな形でお返しするのかと、それから特産品を何にするのかと、季節等もございます。それから協賛団体につきましては、どの団体をお願いするのかと、それからまた発送の方については、どういったものが、どういった形がよしいのかというようなことも調査しながら協議をしていかなきゃならないということがございますので、いつということの時期については、今ここでははっきり申し上げられないところでございます。

しかしながら、なるべく早い時期にまた皆さん方に御相談申し上げまして、このことについては取り組みをしたいと思えます。

○17番（東 宏二君） 今、特産品も選定をしなきゃ時間がかかるということがございます。やはりいろいろな形で、いろいろありますので全体的な形で特産品を集めて協議をしていただいて、一つに偏らず、やはり平等にやっていただければと思っております。

それとメニューも送る、私が思うところでは、やはり志のあるまちですので、志ふるさと便とか、いろいろな形で、いろいろな、これじゃないですよ、私が言っているものでなくても結構なんですけれども、いろいろなユニークのある発想で納税をしていただいた方に気持ちのいい形で受け取っていただくような形で、中には本当にさっき言われたように志で私はしているんだと、お返しなんか求めていないんだという方もおられると思えます。だけれども、やはりその志を送っていけば、ああやっぱり我がふるさとはいいなあと、本田市長はやっぱり立派な人だと、こういうこともつながっていくんですよ、本当ですよ、笑いごとじゃないですよ、私はそう思いますよ。だから、大阪の関西志布志会に行っても、東京の関東志布志会に行っても、やはり市長の話が出るわけですがね、やはりそういう形でユニークなやり方ですよ、少しでも寄附金が本市に

くるようにしていくには、いろいろな形があると思いますが、もう1回最後に市長の考えをお聞かせをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような志布志の志をまたお返しするということにつきましては、一人私がしているということでないこととございます。当然、志布志市全体の市民の心の総意だということとございますので、そのことをお届けしたいというふうに思います。そしてまた、そのことが感じられるような形でのお返しというものを心掛けて取り組みをしてまいりたいと思います。

○17番（東 宏二君） 今回の一般質問の中でも新人議員の方々が4人質問されました。さわやかな質問をされたらと思っております。聞くだけではなく、やはり市民の思いを議員になられて質問をされておりますので、一般質問をされた方々みんな一緒だと思います。今回の質問の中でも、いい質問がいっぱいございました。行政側もやはり耳を傾けて、できるものからどんどんやっていって志布志のまちを盛り上げていきたいと思っております。我々も、やはり行政と議会は両輪の輪ということとございます。良いものは良い、悪いものは悪いという判断を示していくのが我々の仕事とございますので、今回の質問の中でも枇榔島も出ましたけれども、無理だと言わずにですね、市民の思いがあるわけとございますので、その辺は前向きに検討していただいて、私の質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

○

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、国会が開かれて最終盤に向けて進んでおりますが、この国会の中で安倍内閣は、次から次に秘密保護法、そういったものをはじめとして、次から次に、私たち国民から見たら大変重たい法律が可決をされているという状況があります。最終盤に一内閣で憲法の解釈を変えて、海外で戦争をする国にしようと、集団的自衛権ということで今与党の中で協議をして、国会の中では一日だけ集中審議ありましたけれども、まさに国民には知らされないままに、戦前から戦争を通じて守ってきた日本国憲法を解釈で変えようと、そういったことが行われようとしております。日本共産党は戦前から一貫して戦争に反対と、その立場で戦前戦後頑張ってきました。そして、今もこの憲法をしっかりと守っていくと、その立場でこうした一内閣の解釈変更によって国の有り様が変わるようなことには絶対反対だと、その立場でこれからも努力をしていきたいとい

うふうに思います。

国が目指す憲法解釈による戦争をする国への集団的自衛権の行使は認められない、その立場であります。これは、ただ単に国の問題ではなくて、ここに住んでいる自治体、そういうこと全てに関して影響が出てきます。そのことは、当然市長も理解をされているとおりでと思います。断固反対という立場でこのことについては、これからも努力をしていきたいというふうに思います。

いつも言いますけれども、国が悪法、いわゆるとんでもないことをやるときには、地方の自治体はその防波堤になってしっかり守ってやると、そういった意味で当局と一緒に、住民の皆さん方の福祉向上のために全力で頑張っていきたいというふうに思います。

今回も約5項目ほど通告をしております。その点で順次質問をしていきたいと思っております。

まず、政治姿勢ということで、庁舎問題を取り上げました。それに先立って、市長の施政方針でTPPの問題に関して、これは通告は政治姿勢ということで、議長お許しをいただきたいと思っております。TPPの問題に関して、自民党の決議を遵守するという一言が入っております。私たちは、衆参の農林水産委員会、国の国会の決議を遵守してしっかり政府にやってもらおうということで、この議会でも意見書を上げておりますが、その自民党の決議、それを遵守するという施政方針のその思いはどこにあるのかというのをまず冒頭にお聞きをしたい。

そして、庁舎問題については、先の3月議会で市長に本庁舎あり方検討委員会、そういったもの立ち上げる考えはありませんかというふうに質問をしました。その答弁として、まだ場内といえますか、庁内で議論をしていないが、近いうちに立ち上げたいというふうに答弁をされました。そのことで、私は今回の通告に、あり方検討委員会の設置等というふうに「等」を入れました。これは近いうちでいろいろあるでしょう、その中で市長自身がこの役所の中で、そのことについて議論を当然されたでしょうということも含めて「等」というのを入れさせていただきました。先の議会で答弁があった以降の、この場内でのそういったこと、そうして要綱等々が作成をされているという方向であれば、その報告もあわせて求めたいと思っております。

○市長（本田修一君） 小園の議員の御質問にお答えします。

はじめにTPPに関しまして、施政方針で述べているところでございます。「私たちのまちにとりまして、TPPの協定締結は極めて重要な関心事であり、その決定が農産物重要5項目である米、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味資源作物について、聖域として自由化を阻止するといった自民党決議が遵守されるべきものと考えるところです」というふうに施政方針で述べております。当然、このことにつきましては、国会の決議ということもなされるということでございますので、国会の決議として、このことがきちっと担保され、そしてまた、遵守されなければならないということ、そして、このことが本市にとって大きな将来性を左右する協定になるんだということでございますので、私どもは、特に自民党が大多数でございまして、自民党の決議が遵守されるべきものというような意味で表現しているところでございます。

次に、庁舎問題でございまして。

あり方検討委員会等ということでございまして、このことにつきましては、議員から度々御質

問がありまして、私自身も今回の選挙のマニフェストの中で述べております。10年が到来するというので、検討してもいい時期になってきていると、そしてまた、その前提としまして、市民の皆様方の機運の醸成というものが必要ですよということも述べているところでございます。

そして、3月議会におきまして、合併して10年という節目で議論を始めるにはいい時期だと、そしてまた、庁舎機能の位置や利用方式につきましては、客観的及び多角的な見地からの意見集約が必要であると思っております。

現在、庁舎のあり方に関し、どのような形で協議する場を設置するか、どのような資料が必要かということ等、先進事例における情報収集を含め、調査研究をしているところでございます。その調査研究結果を踏まえ、今後、必要に応じて研究会や検討会設置について協議をしていくということでございます。

○18番（小園義行君） 今そういう調査研究をしているということでもあります。近いうちにといい議論はもう、市長しませんよということで3月議会でもやりましたね。そういう役所の中で、職員の間等々で含めて、そういうものを調査をし、ほかの町ということでしょう。その中でぜひですね、検討委員会を立ち上げる際に経済団体、そして有明町地域、松山町地域、志布志町地域いろんな形の網羅の仕方はあるでしょう。ぜひそのことを踏まえて、この検討委員会というのは議論をしてほしいというふうに思います。その中には、この8年間の志布志市のあり方、それがどうだったのかという検証も含めて、今後どういった方向に市長が志布志市を導いていこうというふうに考えておられるのか、そのことが大きな本元にないと、検討するということにもなかなか難しいのではないかという思いがあるわけですね、そういった意味で、そういう今私が申したようなことで、検討委員会の立ちあげというふうになっていけばいいなど、その前段としては、この役所の中で、全ての課の方々、総務課、企画政策課、そこだけじゃないですよ、皆さんで本当にどうなのかという検証の上に立って、それができていくといいなあというふうに思っております。そういった立場で、市長がやる考え、あなた自身が志布志市をどういう方向に導いていこうというふうに思っているのかということが一番大事なことだと思いますので、ぜひ職員の方々と大いに議論をして、そういう方向性で立ち上げをしていただきたい。これ、予算等々を伴うということも当然出てくるでしょう。でも今回の施政方針、予算に出ていないんですね、そのことは9月補正なのか、12月なのか分かりませんが、近いうちというふうに議会の中で市長がお約束をされたわけですから、そのことについては、近いうちということに理解をします。そういうことで要綱の作成等々が進んでいるのか、あわせてお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本庁舎の設置につきましては、様々な角度から、そして様々な立場の方々の御意見を賜りながら進めていくべき課題だというふうに思います。そしてまた、多くの市民の方々の御意向等も探りながら進めていくべき内容だと思います。

そしてまた、私自身の想いというものを考えるならば、昨日の議論にもありましたように、2040年には極めて深刻な少子化の時代になっていると、そのような時に、このまちがどのような姿で

あるのかということにつきましても、考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。そういうのを考えるとすれば、この志布志市の行政が、あるいは志布志市の市民の生活がどうなっているのか、例えば、極端な話で言えば、今の単位でいいのかというようなことも考えなければならぬんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

今後20年、30年、40年、50年の長いスパンで志布志市民の生活を培っていく施設を考えていくということでございますので、そのことにおいても当然頭に置きながら、議論が進むべき場を設置しなければならないというふうに考えているところでございます。先ほども申しましたように、ただいま現在着手したばかりでございます。調査している段階でございますので、できるだけ早い時期に検討会の設置については取り組みをしたいと思っております。

○18番（小園義行君） ということは、まだそういう検討委員会を設置するための要綱だとか、そういうようなものはないということですね、ぜひこれは今市長が答弁されたように、職員の方と一緒に、近いうちから、早いうちという表現は変わりましたが、これは同じだというふうに思いますので、松山の地域の方々、また有明町地域の方々、志布志町地域の方々、いろんないい形で網羅して、ぜひ検討の結果、こうだねというものが出てくればいいと思います。基本的には、そういうことで、私自身の立場は新しい庁舎を造るとかいうことではなくて、志布志の支所でいいのではないかとということで、これまでも取り上げてきましたので、そのことは申し上げておきます。ぜひですね、そういった立場で、この本庁舎の問題、これまでの8年間の検証と、これからどうやっていくのかと、今市長が答弁があったような立場で、ぜひ大いに議論をしていただいて、方向性が出てくると思いますので、そういう理解をして二つ目の質問にいきます。

2番目には、教育行政についてということをお願いをしました。私が通告をしていた時点では、地方教育行政法案だったんですね、それでこれが参議院で、つい先日可決をしまして、法律ということで施行というふうになっていくわけですが、今回のこの地方教育行政法の改正というのは、これまでの教育委員会の在り方が大いに変わっていくということで、首長の権限が非常に力を増すと、平たく言うと、大綱をつくって、それに基づいて教育委員会がそのことを執行していく。そして、教育長、今の教育長制度と教育委員長を一つにして新教育長ということで、いわゆる市長の下に教育長がいるというような形で、教育委員会の独立性、そういったものが大変心配をしているわけですが、この法案ということで改正案ということで出していましたけれども、一応参議院で可決されましたのでね、そのことについて市長並びに教育長が国がそういう方向を目指しているそのことについて、どういう思いがあるかお尋ねをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

日本の教育委員会制度につきましては、戦後教育の民主化を目指して、政治的中立性や専門性を確保するための合議制の機関としてつくられたものと認識しております。

創設以来66年を迎えまして、教育委員会制度の抱える様々な課題が指摘される中、大津市で起きたいじめによる自殺で市教育委員会の対応が遅れたことが契機となりまして、教育委員会制度

改革が議論されてきたところでもあります。今国会で議論された地方教育行政法改正案につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図ることが趣旨とされております。この制度改革により、市長への権限が増え、また強化されようとも、それらを個人的、恣意的に用いることは本来の民主主義の理念に反することであり、そのような事態に陥ることを不安視する声があることも理解しております。大切なことは、教育行政の基本理念に基づき、本市の教育振興を図るため市長に課せられた責務の重さを十分自覚し、市長と教育委員会が積極的に連携しながら教育振興を図っていくことであるというふうに認識するところでもあります。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回の教育委員会制度の見直しは、市町村によって重大事案発生時に迅速かつ効果的な対応ができなかったり、責任の所在が明確でなかったりしたことなどに端を発したものであります。

本市の教育委員会におきましては、私以外に4人の教育委員がおりますけれども、毎月の定例会では各委員が高い意識をもって学校教育、あるいは社会教育を問わず幅広い視点で活発な議論をしていただいております。

また、いじめや不登校など重大事案に発展する可能性のある問題については、情報を共有し、事務局や学校の対応について、改善策等を提案していただいております。さらに定期的に市内小中学校を訪問し、校長から経営方針を聴取したり、教育活動の様子を観察したりして、問題解決の改善策を提言してもらったりしています。

また、委員独自で学校訪問をしたり、朝のあいさつ運動や立哨運動もしていただいておりますので、私としましては、本市の教育委員会は現行制度のもとでしっかり機能して、責務を果たしていると認識しております。

今回、地方教育行政法の改正案が国会で成立しましたがけれども、改正案では政治的中立性、継続性、安定性を担保するために教育委員会を引き続き執行機関と位置付けて、職務権限は従来どおりとされておりますので、今後とも教育行政の基本理念を十分認識して、市長とも積極的に連携を図りながら、本市の教育振興に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○18番（小園義行君） それぞれ、これまでの教育委員会制度をしっかりと守っていくということです。ですがね、今回のこの改正案では、いわゆる大綱、いわゆる教育行政はこういうふうにするということを首長が、その大綱の中に書きますね、例えば一つの例で言いますよ、学校を統廃合するというのを書きますね、そしたら、そこで教育委員会で議論がされるわけですね。議論されて、教育委員会は、そのことに従う必要はないわけですよ、今回の法律の改正案でもですね、でもその中に、市長自身がそういう思いを持っている中では、正直言って教育委員会としてもですよ、これまでは教育委員会の中で、教育委員長というのがいますよね、いわゆる教育委員長の方が上なわけですから、それが教育長が今回は上になって、教育委員長というのはなくなるわけ

ですね、その中で首長がしかもそれを任命して、議会が同意ということなわけですので、教育委員会が駄目だと言えばそれでいいわけですがけれども、なかなか難しいのではないかというふうな思いがあります。この改正された法律を見るとですよ。その中で教育委員会としての独立性、そういったものが担保ができるというふうに教育長は思われますか。そして、市長はそのことについて首長のいわゆる恣意的なそのことによって、できるんだということがこの大綱ということの中に書き込めば、それを実践していくということになるわけで、非常に難しい立場にそれぞれが置かれるなというふうに思うわけですね、そこらについては、しっかりとそれが担保できますか、現在と同じようにできるんだということで。

○市長（本田修一君） 今回の制度改革においては、新たに総合教育会議というものが設けられて、その主催者としまして、私自身がなるということに位置付けられております。

そして、その会議の中で大綱を定めながら教育行政を行っていくということになるということでございますが、大綱でございますので、この大綱については、本市のこれまでの教育に関する基本的な方針につきましては、教育委員会が定めてきたところでございますが、そのことにつきましては、私どもにも常日頃から示されてきておりまして、そのことについて、また別な角度からも要望等も申し上げたりしてきたところでございます。今回の改革におきましても、多分流れとしましては、そのような形でなるのかなというふうには思うところでございます。特段この教育委員会の方向性が、私の考えている方向性と違うということにはならないというふうに思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

今回のこの教育委員会制度、当事者としてどんなふうに位置付けられるのかなと私自身も非常に興味を持っていました。議論の過程で教育委員会そのものは廃止すべきだという意見もありました。それから、市長部局の附属機関でいいんじゃないかという意見もありました。最終的に教育委員会が市長部局と独立した執行機関として残ったということは、私にとっては個人的には非常に有り難かったなと思っております。それとともに、教育委員会の権限というの、そのまま残されておりますので、今回の総合教育会議が、市長が開くことになるわけですがけれども、その中に教育委員会ももちろん参加しますけれども、総合教育会議の中身ということについても、例えば予算の部分とか、これまである職務権限、そういうことについてが主になるんだろうと思いません。

執行機関として、教育委員会の方は、先ほど議員が言われましたように政治的な中立とか、それから公正性とか、そういうのをきちんと私自身が主体的に受け止めてやっていくということが最も大事ではないかなと思っておりますので、もちろん市長部局との連携というのはとっていかなくちゃいけないわけですがけれども、教育委員会としては、法にのっとってきちんとした政治的な中立性、公正性、継続性、そういうものをきちんと踏まえた上で行政を進めていけるように今後ともしていきたいと、そういうふうに考えております。

○18番（小園義行君） それぞれですね、しっかりとしたそういう立場は、これまでと変わらな

いというようなことであります。この改正法が移行措置として現在の教育長の任期、この2月から始まりましたね、4年間は大丈夫ですよと、現在のそのままで行くわけですから、この任期中は大丈夫でしょう。市長も教育長もですね、でも今後これが本格的に始まったときに、今教育長の方から答弁がありましたいわゆる政治介入を許さないとか、教育委員会としての独立性、そういったものはしっかりと守られていかないといけないと、これは戦争の悲惨さ、そのことをもって、その後やっぱり政治から独立してないといけないという、その思いの中で、ずっと守られてきたものが今回の改正で少し変わっていくということでもありますので、そのことについては、しっかりとやっていただきたいと思います。

その答弁を受けて、今回市長の施政方針の中で「学力の向上日本一を目指した教育の推進のために関係者からなる確かな学力の定着に向けた検討委員会を設置し、本市独自の教育の在り方を検討し、志あふれるまちならではの教育システムの創出と学力向上に取り組んでまいります」という施政方針です。本市独自の教育の在り方、これを確かな学力の定着に向けた検討委員会という、このことを設置してやっていくんだということではありますが、おとといも少し議論はありましたけれども、この中身について少し詳しくお示しをしていただきたいと思います。考え方を含めてですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

確かな学力の定着に向けた検討委員会設置についてでございますが、私自身は志あふれるまちづくりを推進していくということで、学校や家庭、地域社会が一体となった人材育成システムの創出に取り組むことということで述べてまいりました。志の心とは、教育により育まれるんだと、特に親に感謝する心、高齢者を大切に作る心、尊敬の念を持って接する心、そして地域を大事にする心ということについては、幼少時からの教育が必要ではないかなというふうに考えるところでございます。そこで、幼児教育の段階から一貫性のある教育システムの構築や基礎学力、人格の形成、体力の向上といった知・徳・体のバランスのとれた力の育成のためのシステムづくりが必要と考えまして、確かな学力の定着に向けた検討委員会という、これはまだ仮称でございますが、これを設置することとしたところでございます。

内容につきましては、教育長の方から答弁させます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

本市におきましては、これまでも知・徳・体のバランスのとれた志あふれる子供たちを育成するために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の視点から生きる力を備えた人間性あふれる児童生徒の育成に努めてまいりました。そのことが全国学力学習状況調査の生活実態調査で見ますと、あいさつがよくできるとか、お手伝いをよくするとかなど、本市の子供たちの良さにつながっているのかなと考えております。

しかしながら、本市の現状を申しますと、基礎学力の定着が不十分であったり、それから中には自分に自信が持てず、自らの良さを発揮できない子供がいたり、不登校の状態に陥ったりしている子供もおります。そこで、本検討委員会では、確かな学力の定着に向けて、児童生徒の学力

や生活の状況等について実態を把握し、きめ細かに分析をすることにより学校として何ができるのか、教育委員会として支援していかなければならないことは何か、家庭地域から協力してもらうことなどについて、様々な角度から意見をいただいて、今後の施策に生かすこととしています。今後とも、未来を担う志布志の子供たちが、基礎的、基本的な知識、技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けて、豊かな心と健やかな体をもって、たくましく自立していけるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○18番（小園義行君） 今、市長の思いとですね、具体的にはそういうことだということで、教育長の方から答弁がありました。

ここにですね、本市の子供たちの確かな学力という学力という、学力というのは非常に捉え方が難しいですよ、知・徳・体ってよく言われますけれども、その中で、本市の学力、子供たちの学力がどの水準にあるのかということで、それぞれ受け止められておられるんでしょう、そのことをどこがどうだということをここで発表する必要もないわけですけども、それぞれここに教育行政要覧で、それぞれの学校の目標というのが書かれていますね、これはもういちいち述べませんよ。本市の子供たちの状況というのは、それを見ると、そこに到達していないんだということで、そこに引き上げるためには、確かな学力の定着に向けた施策をこれから努力をしていかなきゃいけないということですよ。その中で、これは教育長も見て分かっていますよね、その中で、市長がそういった確かな学力をつけてもらいたいということの中で、今回の市長選挙のマニフェストの中に、市民が輝く志あふれるまちづくりということで地域再生制度を利用して日本一の教育先進地へということで、優れた幼児教育から創年大学まで一貫した日本一の人材育成システムを創設、小中一貫モデル校などを軸に志布志市独自の方法で、学力日本一へチャレンジという、なんぼかあるわけですが、このですね、思いを市長が掲げられたんですよ、これはどういう意味ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員が紹介されましたように、私は選挙において、マニフェストの中に、このことを掲げたところでございます。市民が輝く志あふれるまちづくりをするためには、教育というものの確かなものの位置付けが必要だということを考えたところでございます。

そして、この教育をすとなれば、地域再生制度というふうに、この時は書いたわけでございますが、現在はこのことについては、特に文科省の方では、小中一貫等を全国的に広げようというような方向性にきておりますので、このような制度を特に活用しなくても、流れとしましては、このようなことになっていくのではないかというふうに思うところではございますが、本市はいわゆる志布志市ということで、志あふれるまちをつくらうということをやまちづくりのテーマとしてきているところでございます。その中で、学校現場においても、知・徳・体バランスのとれた子供たちを育成するにしても、志というものをキーワードにした本市独自の取り組み、そしてまた、その中で学力向上を目指すということになれば、私はいろんな分野で日本一というものを掲

げておりますので、この分野でも日本一の教育先進地にしていければというようなことを思いを込めてこのような表現としたところでございます。

○18番（小園義行君） 本市独自のあり方というか、教育のあり方って、これはですよ、教育委員会として、こういうものが出されたのか、それとも首長の意向でこれが出たんですよね、これをですね。それを教育長としては、これはどういうふうに受け止められたんですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

ちょうど私が教育長に就任する時に、市長の方からも学力のことについては、志布志の課題でもあるというようなことは聞いておりました。マニフェストの中に、こうしてうたわれて市長が当選したわけですけれども、もちろんマニフェストでうたわれているから、私が委員会ということも、それは一つあるのかもしれませんが、私自身の主体的な捉え方として、志布志の子供たちの学力の実態とか生活の現状、そういうのを見たときに、何か取り組みをしていかなきゃいけないだろうと、そういうふうにしておりまして、その中でやっぱり志あふれる子供というのは、知・徳・体のバランスのとれた子供であるだろうと、確かな学力につきましては、小野議員からも指摘がありましたけれども、学力の定義というのが曖昧であると非常に分かりにくいので、学力というのをどういうふうに捉えるのかという質問がありましたけれども、その時にお答えしましたが、単に数値ではかれるものだけではなくて、学ぶ意欲とか、あるいは活用する力と、総合的なものが、それが学力だというようなお答えしております。

今回の、この検討委員会につきましても、知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育成するために、これまでも前教育長坪田先生が、いろいろ取り組みをしてきてくださっています。そのことを受けながら、私自身として、もっと幅広く、多くの方々に意見を聞きながら、さらに一步前進、何か前に取り組める施策というののできないかなという、そういう思いで検討委員会を立ち上げて、より子供たちの確かな学力の定着に向けて取り組みを進めることができたらなど、そういう思いで今いるところでございます。

○18番（小園義行君） ここに書かれているそのことと、現状を把握されて、そこまでに引き上げていくために、確かな学力として、それを子供たちに身に付けさせるために、いろいろ本市独自のやり方でやるんだということですね。そこでね、少し市長にお聞きをしたいと思います。

こういうね、小中一貫モデル校って、こういうことをおっしゃっているわけですけれども、首長の権限というのを地方教育行政法の第24条は、何て明記しているか御存知ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

長の職務権限としまして、第24条、地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し及び執行すると、大学に関する事、私立学校に関する事、教育財産を取得し及び処分すること。それから、4番目に教育委員会の所掌にかかる事項に関する契約を結ぶこと。そしてまた、5番目に前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌にかかる事項に関する予算を執行すること。以上であります。

○18番（小園義行君） そのことを自ら読んで、今回のこのマニフェストを含めて、施政方針で

書かれたそのことをどういうふうに思われますか。

○市長（本田修一君） 私が掲げましたものにつきましては、マニフェストということございまして、このことにつきましては、ただいま法律の第24条に述べられた内容について、齟齬（そご）があるかということについては、私自身のこれは想いでございますので、今後実際に実施するとなるとなれば、教育委員会としっかりと話し合わなければならないということは前提として思っているところでございます。

○18番（小園義行君） これは法律ですからね、長の職務権限というのは、そこに書いてあることだけなんですよ、それ以外は全て教育委員会、23条が教育委員会の職務権限を地方教育行政法ね、うたっていますよ。それからしたとき教育長、市長がこういうことだということで、教育の内容にね、口出しを、言葉は悪いけれども、やっている、そのことをめんめんと受け止めて、教育長としてそのことに従うという、そのことについて、職務権限以外のことは駄目ですよ、というぐらいのことがあってしかりじゃないですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

今回の教育委員会制度で一番問われているところかなというふうに思いますけれども、先ほど答弁しましたように、もちろん市長がマニフェストでうたわれておりましたけれども、私自身としましては、先ほど言いましたように、志布志の子供たちのいろんな実態を見たときに、やはり何かしら手を打っていかなきゃいけないなということで、そういう意味で、私の方でどちらかという主体的に今、方向を進めておりますので、市長がマニフェストでこうしてうたっておりますけれども、教育委員会のあくまでも主体的な取り組みで、今後進めていきたいと思っております。

だから、今後いろいろ市長の方からも提案とかあるかもしれませんが、最終的には先ほど言いましたように、教育委員会の主体性というのを発揮しながら、今後とも進めていきたいなと、そういうふうに考えております。

以上です。

○18番（小園義行君） ここね、とても大事なところで、今回の法律の改正があって、教育委員会の独立性だとか、そういったものが損なわれる恐れがある。なぜかという、首長が、言葉は悪いけど、大阪市の例を新聞等々で見るとびっくりするようなことがどんどん起きるじゃないですか、そういうことは、よくないなって僕は思いがあるわけですよ、教育長がおっしゃる、このね、ここに掲げている、これは全て国や県のそこに参酌して書かれていますよね。その子供たちの本市独自の志をもった、それはもうよく分かります。引き上げていきたいということです。でも、法に基づいて私たちは行政を執行していかんといかんわけです。その中で、学校教育法で求めている学校というのは、小中一貫モデル校、言葉は悪いけど、学校教育法第1条に何て書いてありますか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校教育法の第1条です。この法律で、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と、こういう

ふうに明記されております。

○18番（小園義行君） 小中一貫校というのがありますか。ないでしょう。これ、今回、今教育再生会議の中で議論になって、来年ここに義務教育学校をというようなことで国が法案といいますかね、それを議論し出すということで、ないものをこういう形で出されてびっくりするわけですよ、私たちは。この法律に、学校教育法に小中一貫の学校はないでしょう。法律上あるんですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 小中一貫教育を進める学校の場合は、特別に特例として認められている学校ですので、もちろん自分勝手に今の市町村が小中一貫教育を進めるから、小中一貫校をつくるということはできません。だから、特例として県内3校ございますので、今後、検討委員会等で、いろいろ議論される中で、小中一貫教育の方が子供たちにとってみても、保護者の要望、そういうことも踏まえて、いいんではないかなといったときには、現段階では特例として認める形で学校が設置されることになると思います。

以上です。

○18番（小園義行君） そのこととですね、本市の子供たちに、しっかりとした確かな学力をつけていく、それは行政の教育委員会としての大事な仕事だと思います。それも、やっぱりこの法に基づいてきちんとやっていかれないと困るわけですよ。そのことで、今の学校教育法は、小中一貫校というのは、ここにうたっていないんですよ、特例で、今教育長がおっしゃったので何個かありますよ。それも、それぞれ良い面、悪い面あるでしょう、これ。そういったときに、本当に本市の子供たちの学力を確かなものにしていくということで行くと、この学校教育法のここにそれぞれが小学校でやらなきゃいけないこと、幼稚園でやらなきゃいけないこととして、21条に、義務教育として行われる教育は、教育基本法に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとするということで、これはもう教育長御存知ですよ。教育基本法は、いわゆる人格の完成というのを目指しているわけでありまして、そのことによって本当に、この志布志市に住んで教育を受けている子供たちが一人一人が本当に、この目的に沿った形で社会に出て貢献ができるようにと、そのための努力を行政として、教育委員会としてやっていくということですよ。長としては、いわゆる地方行政教育法の第24条に基づいて、しっかりとそのことをそういう環境を整える。そういうものが首長としての仕事ですよ、それを先頭を切って、こうだということになると、勢い、少し新聞等々で見ると混乱をしてしまう、そういうことになりかねないという心配があるものですからね、今回このことを少し取り上げさせていただきました。やっぱりですね、この法律に基づいて、私たちはきちんとそのことは執行されていないといけなし、お互いにそのことについては、そのことを理解した上で、教育委員会としてきちんと向き合ってもらいたい。そういう思いがあって、今回こういうことで質問をさせていただきました。

首長が具体的にそれを、確かな学力を定着させるために、今回予算も計上されていますね、旅費と報償金というか、そういうことですが、具体的なものは、ここで今委員会もあるんで

しょうけれども、もう提案されていますのでね、どういったことをされようとされているんですか。

○学校教育課長（松元伊知郎君） お答えいたします。

検討委員会のメンバーに対する謝金、それから先進地の視察を行いますので、その謝金等について予算を組んでおります。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 先進地って日本一の学力のところなんでしょう。どこですかね。

○学校教育課長（松元伊知郎君） 現在のところ考えておりますのが、県内では薩摩川内市、南さつま市、それから県外では大分県豊後高田市、それから秋田県、福井県などを考えております。

それから学力が非常に高く、この頃高まっておりました高知市も考えております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 今そういう、もろもろこれ、されるんでしょう研修もですね、市長もそういうことで、それなりに研修といいますか、こういうことを施政方針でうたわれるわけですから、研修されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の確かな学力の定着に向けた検討委員会を設置するという進むということですが、私自身は先程来申しましたように、学力日本一、日本一の教育先進地、そしてまた学力日本一ということのチャレンジをするということでございますので、日本一の学力の秋田県由利本荘市に行ってまいりました。

○18番（小園義行君） それぞれですよ、お一人で行かれたり、それなりに関係者等々を含めて、市長はそこお一人で行かれたんですかね。

○市長（本田修一君） 私一人ではなく、教育委員会の職員、そしてまた、民間の方も同行されました。

○18番（小園義行君） ぜひ本市の子供たちの教育が本当に教育長がおっしゃるように、確かな学力を現状を把握した上で更にそれを高めていくというその立場からしたときに、変なことにならないように、ぜひ子供たちが安心して、ここで勉強して、そして大人になり、社会に貢献できる青年として送り出していく、そのための義務教育を教育委員会が預かっているわけですし、首長の思いに左右されるということのないように、ここはですね、ぜひやっていただきたい。これは、地方教育行政法、その組織及び運営に関する法律で明確にそのことをうたっているわけですし、そこをないがしろにしていくと、今回のいわゆる教育委員会制度の改正、そのことで教育委員会の独立性、そういったものが担保できなくなる。そういう思いがあるわけですよ、ぜひそういった立場で、しっかりと政治介入は許さないというところでのそのことについては、冒頭の答弁でありましたので、首長においても、教育長においても、そのことをしっかりとやるんだということでありましたので、今後志布志市の子供たちがしっかりとした確かな学力を身に付けられる、非常に難しい問題ですけれども、全力で取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。

このことについては、理解をして次にいきます。

そういった意味で、安心して学べるという意味でいきますと、非常に就学援助の問題をこれまでも何回も取り上げてきましたが、今、市長や教育長が述べられるように、安心して学んでいけるというそういった意味から、国が要保護世帯には当然そうだけれども、準要保護世帯にも三つのPTA会費とか、学級費、そういったものも拡充したわけですが、これまでも教育委員会としては、しっかりそのことをやっていただきたいと、安心して勉強してもらいたいためにですよ、クラブ活動とか含めて。そういった思いをもって首長がいるのであれば、この就学援助、準要保護世帯にもきちんと広げてやっていく、それが当然のことだと思いますが、これまでの答弁とあわせて、答弁から考えて、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問の就学援助の支給項目の拡大につきましては、26年3月の議会でも同様の質問がありまして、今後も更に検討を重ねてまいりたいと答弁したところでございます。

今回、補正予算を編成するにあたりまして、教育委員会に県内他市の状況を確認したところ、現在のところ、特に新たに目立った動きがないということでございますので、クラブ活動費やPTA会費等につきましては、引き続き県内各地の実施状況や支給項目及び支給額等について、教育委員会と協議・検討を重ねてまいりたいと考えているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の方からお答えいたします。

教育委員会といたしましては、平成26年度当初予算を編成するにあたりまして、市長部局と協議検討した結果、給食費の値上げに伴います保護者負担増額分と、新規項目として自転車購入費を計上させていただいたところでございます。そのような中、3月議会の文教厚生常任委員会や、その後の総括質疑においても御指摘を受けておりました国庫補助事業において、消費税増税等に伴い、補助単価が増額されましたので、その分の補正予算を今定例会に計上させていただいたところでございます。クラブ活動費やPTA会費につきましては、引き続き県内他市の実施状況等を協議・検討するというところでございましたので、今後も引き続き協議し、要望してまいります。

以上です。

○18番（小園義行君） 教育委員会としては、きちんと要望されたんですよね。予算査定の段階ではですよ、そして委員会で今教育長の方からもありましたように、就学援助の予算、これ増額されたにもかかわらず、そのままだからということで総括をしました。その時、市長も来られましたよね、そういうことで、適切に対応するというで引き上げ分だけ、今回補正で対応したんだということですが、それは当然のことでしょう、引き上げたんだから、でもここでは政策論争をしているわけですよ、そういうものを広げていく考えはないかということで、引き続き他市でやっているところがないならそうでしょう、やっているんですよ、出水市等々を含めてですね。そういうまちで安心して低所得世帯の子供たちが安心してクラブ活動ができるとか、そういったものを含めてできるためには、この準要保護世帯にもそれを引き上げて、広げてやっていくことがとても大事だねというふうに思うものですから、確かな学力をつけていく子供にしたいという

思いなんでしょう、市長としても。そういう教育委員会としては、それをやっていただきたいと思う。これ、やっぱり、ほかの市の動向を見ていくということで、今の答弁ですけれども、現実には国も心配をして予算を増額しているんですよね、これ、要保護世帯ですよ。実際にそのことを含めて、市長、ほかのところの動向を見るということで、答弁としてはそれだけですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

就学援助費につきまして、準要保護世帯にも広げてほしいと、拡大してほしいというようなことでございます。このことにつきましては、3月議会でも答弁したとおりでございますが、しかし、私自身は子育て日本一のまちを標ぼうしているということでございまして、その中でできる項目から少しずつ積み上げをしてきているところでございます。そのようなことも考えますと、例えば、PTA会費、あるいはクラブ活動費、それから、学校給食費と、そういった現在保護者の方々が負担している項目について、総合的にやっぱり考える必要があるのかなというふうには改めて思うところでございます。そのような中で、子育てが更に良い環境にあるまちということになるとなれば、そのような世帯の方が志布志市に移ってきてもらえる環境もつくれるというふうには思うところでございますが、ただいまの段階では、そのことについて、まだ研究もしておりませんので、先ほど答弁したとおり、現段階では他市の状況を見ながら対応していきたいということでございます。

○18番（小園義行君） この問題は、学校教育法の第19条、ここに書かれています。経済的な困難な世帯には、市町村はちゃんとやらなきゃいけないと、国、文部科学省また県教育委員会からもきちんと予算措置してくださいとお願いがきていますよ。今市長の考えで、当面はちょっとほかの市の動向を見させてということですね。そのことは、日本一を目指しているという、学力日本一を目指す、そういう立場からしたときに、少しどうかなあと思います。でもこの問題は、これからも議論していきます。そのことについては、納得はしておりませんからね、今後またやりますよ。

次に、嘱託職員の方々の問題について、質問させていただきます。

今回、本庁、支所、給食センター、保育所、一部事務組合、ここは幼稚園というのも含めてということですからね、職員の業務のあり方をどのように考えていますかと、これは本市が示している賃金の嘱託職員の賃金のあれを見ると、そこが反映されているんだねというふうに思います。それぞれ独自の評価を当局がされているということですよ。あわせて、勤務年数の実態もあわせて教えてくださいということでした。当然それぞれ調査されたでしょう。そのことで、長く勤めておられる方も当然これは当たり前です。短い範囲で変わっていくというね、その職員の方々がですよ、それは非常にそこが実態に即さない形になっているのではないかという思いも少しあったりしたものですから、全て報告は求めませんよ、今回通告をして、それぞれのところで議論されたでしょう。その実態に即した形でうまく嘱託職員の人たちの働き方をどう評価して、そのことが受け止められているのかということについてだけちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

臨時職員につきましては、主に正規職員の補助業務に従事する職員として、本庁や各支所内で事務補助をしていただいております。嘱託職員につきましては、主に知識経験または技術を必要とする事務に従事する職員として、保育士、給食センター調理員、道路作業員のほか、専門的な業務を行っていただいております。いずれにしましても、正規職員数が減少する中、業務量の増大をカバーしていただいている現状でございます。

支所においては、課等の統合により、業務が多岐にわたっている課等では、市民サービス向上のため、業務に精通している嘱託職員の期待も相当あるかと思えます。

また給食センター、保育所、一部事務組合で管理している老人ホームにおいては、特殊性が高い業務、あるいは免許・資格を必要とする業務であり、労働環境も厳しい箇所でございますので、嘱託職員等の方々には、本当に頑張って業務に精通していただいているというふうに考えているところでございます。

勤務年数の実態についてのお尋ねですが、嘱託職員制度を導入しまして、平成26年度で7年になっております。旧町から勤務されている嘱託職員等の方々もいらっしゃいますので、教育委員会の嘱託職員等を除く、本庁及び各支所の嘱託職員等の旧町からの平均勤続年数を算定しましたところ、本年の6月1日現在で、本庁が4.8年、志布志支所が4.3年、松山支所が12.7年という数値になっております。

また保育所につきましては6.3年、給食センターにつきましては5.9年、一部事務組合につきましては5.0年という数字になっております。

○教育長（和田幸一郎君） それでは、教育委員会関係の嘱託職員の方々の勤務状況についてお答えします。

教育委員会が雇用する嘱託職員の方々のうち、本庁分室に勤務する方は、伝票起票等を中心に正規職員の補助業務に従事していただいております。それ以外の出先機関も多数ありまして、例えば学校に勤務する特別支援教育支援員や補助教員、司書補、学校助手、養護助手の方々は専門の業務を担っていただいておりますし、給食センターに勤務する調理員の方は、安心・安全な給食を提供するために衛生管理に細心の注意を払いながら業務を行っていただいております。このほか図書館、幼稚園等に勤務する方々もそれぞれ専門性があり、経験を要する大切な業務を担っていただいておりますので、嘱託職員の交代等で業務に支障が出ないように、また児童生徒を含む住民へのサービスが低下しないように、十分配慮してまいりたいと考えております。

教育委員会におきまして、本庁分室ほか、各出先機関に全部で137人の嘱託職員、臨時職員を雇用しております。勤務年数の状況につきましては、1年未満は19人、1年以上2年未満は22人、2年以上3年未満は16人、3年以上4年未満は11人、4年以上5年未満は10人、5年以上は59人となっております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） それぞれですね、今出ましたけれども、これ、正規職員の方が約半分で、嘱託職員、あわせて臨時職員等々を皆さん含めて、パートの方を含めて約半分というのが、今の

本市の実情です。その中で、この嘱託職員をはじめとしたパート、臨時の方々の力がない中では、行政が回っていかないというのが、もう実情になっているんですね。その中で、例えば給食センターを少し今出していただきましたけれども、あそこは、ここの25年度以降のこれに関する基準というのがありますね、ここで、それぞれ有資格の調理員の方、無資格の方とあるんですが、あそこで、それぞれ待ったなしで、本当に衛生管理に気をつけながら調理をしていただいているわけですね。でも、調べてみますと、夏休み、ここについては嘱託職員ということですが、無休ですよ。8月、夏休みは賃金が支払われるんですか。

○教育総務課長（溝口 猛君） 夏休み期間中の取り扱いでございますが、8月につきましては、2学期の準備期間ということで、五日勤務というふうになっております。

○18番（小園義行君） 五日は勤務されるんでしょう、約40日の間でね、その中で嘱託職員としての賃金は5日分というのが払われるんですかね。

○教育総務課長（溝口 猛君） 5日分の賃金を払っているところでございます。

○18番（小園義行君） そうなるとですね、やっぱり残りの35日は賃金がないわけですね、そこでいったん切れるわけですよ、そうすると、非常に働き方としては大変だろうなという思いがあります。だからそこについては、嘱託職員、月額という形でいくと、そこもしないと、いわゆるそこで管理される方、もちろん教育総務課長が所長を兼務されておりますけれども、下の調理をされる方々を確保する、その人たちは仕事がもう1か月ないから、給料が出ないから別に働きますよと、そういったことが想定されるわけですね、そういうことにならないために、安心・安全な給食を9月からどんとやってもらうという意味からしたときも、経験を有する人を、もう辞めていかれるということは、非常に担当としては困るわけじゃないですか。そこについての働き方、そういったものをどう評価するのかということ、一つここです。そのことの具体的な例として話をさせていただきましたけれども、そこらについては無給のままでいいのかと、約35日ですよ、そこについての担当として、嘱託職員の人を採用したり、いろいろされる担当としては大変な思いだろうなというふうに思うんですが、そこらについても、いやいやそれでいいよという考え方ですかね。

○教育総務課長（溝口 猛君） 先ほどの勤務の日数ですが、ちょっと私が勘違いしておりました、夏休み期間中ということであれば7月の5日分と、8月の5日間で10日の勤務というふうになっておりますので、訂正申し上げます。

今議員御指摘の8月、夏休み期間中の勤務態勢について、どう思うかということでございますが、平成20年度に嘱託員制度が導入されたときに、夏休み期間中の勤務について検討したところでございます。休み期間中は給食センターは休みということで、その当時調理業務がないため出勤させることができないと、出勤の実態がない中で給料は払うことは厳しいということで、平成20年度にそういう方向性が決まったところでございます。

しかしながら、辞められる方の理由を聞いてみますと、中には8月の報酬の関係で辞められる調理員もいらっしゃるということでございますので、センターの方としましては、嘱託職員の処

遇改善あるいは優秀な人材の確保という観点からもですね、10日以外にも何か仕事を、業務がないかというところで作業内容をちょっと検討してみたいというふうには思っているところでございます。

○18番（小園義行君）　そういうスキルが高い人をそのことをもって1か月ですよ、30日分ないから、もう別なところに行くという、これは非常に僕はもったいないと思います。その人たちの力を借りて9月からは、どんとやれるというね、そして、そのことを辞められると採用していかないといけないわけじゃないですか、新しい人をね。そうすると、またゼロからのスタートですよ、あそこは本当に、おそらく私は、先の一般質問でも出ていましたけれども、いろんなノロウイルスだとか、いろんなことを含めてですよ、食中毒の関係を含めて、大変神経を使いながら作業をされている、そのところがそういうことで果たしていいのかというね、せっかくその力を持っているその人が働いてもらうために、何とかして方法を考えると、今課長の答弁で働き方を考えたいということでしたが、しっかりとそのことを、嘱託職員として採用しているんだから、やったらいいじゃないですか。これは教育長ですか、それとも市長がいいんですかね、答弁は。

○教育長（和田幸一郎君）　議員今言われましたように、専門的な仕事でもあるし、夏場本当に35℃ぐらいのところ、安心・安全な給食を子供たちに届けるために、日々一生懸命頑張っていると、そういう実態も知っております。今後、先ほど課長が言いましたように、どんな対応が求められるのか、また調理員の方々にも、いろいろまた意見を聞く機会を更に持って、職場環境の改善を含めて、何らかの形で対応してまいりたいと、そういうふう考えております。

○18番（小園義行君）　市長、教育長としてはそういう立場です。そのことは当然予算を伴いますよ、そういうやるということですよ、簡単に言うと、考えたいということで考えるのと、やるというのは違うわけで、その人たちの財産として、ちゃんと確保しておいた方が私はいいと思うから、そういう今質問をしているんですよ、検討したいということであれば、あくまでも検討ですよ、そこら辺については、教育長、何らかの対応をしたいということでしたね、そのことはきちんとやるということで理解していいですか。

○教育長（和田幸一郎君）　お答えします。

先ほど課長も言いましたけれども、夏休み期間中に今は5日間勤務をしてもらっていますけれども、その勤務の実態をもとに、また夏休み期間中に何かこの方々に、勤務する必要とする業務があるのかどうか、そこら辺も含めて検討してまいりたいと、そういう意味でも受け止めていただければと思います。

○18番（小園義行君）　もちろん調理員の方ですから、それ以外に何か仕事はしようと思えばできますよ、でも調理員として、そのことのスキルをあなたたちが必要としているわけでしょう、技術をね、専門性が高いわけで、そのことを大事にしてほしいと思うんですよ。そこでなくて、ほかに、じゃあ、例えば外の草むしりとかね、そういうことで対応をして賃金を支払うということでもないと思いますよ、そこはですね。ぜひ、そこで働く人の立場と、それを採用して管理をしていかれる人の立場としたら大変なことじゃないですか。そのことをね、もっと深く受け止め

てほしいと、そういう思いがあります。

○教育長（和田幸一郎君） 一応それぞれ嘱託職員を採用するときには、勤務条件というのを一応提示して、それに基づいて、今回も調理員の場合も採用しているわけでございまして、辞める理由ということが、先ほど課長方から一つありましたが、そのほか個人的な理由とか、健康上の理由とか、いろいろあるわけですけれども、先ほど言いましたように、業務が何か夏休み期間中でも可能な業務があるのかもしれませんが、他市町の状況等も、また情報としていただいて、検討してまいりたいと、そういうふうを考えております。

○18番（小園義行君） ぜひそのことはですね、検討して空白がない形で賃金が支払われて、安心して給食が調理ができると、そういう立場をやっていただきたいと、そう思います。

あわせてもう一つですね、私はここの議会から派遣されて、一部事務組合の議員でもあるわけですが、そこで養護老人ホームの関係で3月議会で、いろいろ質疑等々をさせていただきました。その時に、今年から今年度から養護老人ホーム、一部事務組合の方も、志布志市の嘱託職員、臨時職員の勤務条件等に関する基準という、これを準拠したいということで嘱託職員という形になっているということで、私と八代委員の方が、その議員として、ごめんなさい、もう一人おられます。ですけど、その中で、玉垣議員もそうです。その中でいろいろ議論をさせてもらった時に、少し大変な状況になってるんだなというのを感じたところです。そこで、今回通告をしてから、いろいろ通告をする前もでしたけど、調査と言いますか、させていただきました。そこで、あそこの支援員の方を含めて、調理の方も含めて、生活相談員、そういった方々がおられるわけですが、実際に養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正についてと、こういうことで老人福祉法の関係で、これ18年に改正されてるんですね。現在あそこの中で働いておられる方々の嘱託職員としての身分というのが非常に、それまでは一部事務組合のやり方ということだったんでしょう。それが大変な状況に今なっているというようなこと等もありまして、今生活相談員の方もお一人しかおられません。この老人ホームの設備運営に関する基準のこれにいくと、あそこは定数60ですので、生活相談員も二人いないといかんわけですよ。そういった状況を本市のこの嘱託職員のこの基準に合わせてやって、さあどうぞということで混乱を来しているわけですけれども、そういった問題については、向こうでは負担金で運営しているからということで、なかなか難しく、この本会議でやるしかないなと思って、今質問をしているんです。現状を市長どういうふうにお受け止めですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

労働基準法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を遵守するために、本市が行っている嘱託職員制度を今回活用したということでございます。曾於南部厚生事務組合職員の勤務時間、休暇等の処遇につきましては、曾於南部厚生事務組合職員の勤務時間休暇等に関する条例第2条の規定により、管理者の属する市、または町の条例等を準用することとなっておりますので、本市が条例等の規定や嘱託職員制度の内容確認等を含めた相談もございましたが、実態を踏まえて変更を行ったようでございます。

○18番（小園義行君） もうそれは十分よく分かっていますよ、現実には法が求めているそういうものも、満たしてないわけでしょう、いいんですか、それで。生活相談員の方はおられませんよ、お一人しか。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいまの件につきまして、御質問の通告をいただいてから、これまでの経緯を今市長が述べましたような形で報告をいただいたところでございます。

当然一部事務組合でございますので、特別地方公共団体ということで、私どもと同等でございますので、一部・・・。

[小園義行君「もうちょっと大きな声で言って」と呼ぶ]

○総務課長（萩本昌一郎君） 失礼いたしました。

通告をいただいて、今回の経緯につきまして、養護老人ホームの方から経過を聞いたところでございまして、その概要については、今市長が申したとおりでございます。こういう経過に至った経緯は、今市長が申しあげましたように、これまでは臨時職員という形で雇用していたということで、それが宿直を伴う業務等もありまして、労働基準法等に合致しないところがあるということで、指摘も受けたということでございました。それで、一部事務組合ではございますけれども、本庁の嘱託員制度の方がどうなっているか、そういう相談を一部事務組合の方から受けまして、私どもの方の担当の職員が説明をしたところでございました。それを受けまして、一部事務組合では、今回議員のところ、一部事務組合でたぶん協議があったかと思っておりますけれども、そういった準用という形で、志布志市の基準を準用という形で、そして、一部事務組合に必要な、老人ホームに必要な修正を加えた上で、今のような形になったというふうに聞いているところでございます。おおむね変更前と変更後では、それほど相違はないというふうなことで、なおかつ労働基準法に合致するような形で、今回嘱託職員の形の雇用をすることができたというような報告を受けたところでございます。

○18番（小園義行君） ちょっと大きな声で言ってくれませんか、年とってですね、なかなか聞こえないんですよ。多分傍聴の方も聞こえてないですよ。

これ現状をね、少しちゃんと認識して答弁してほしいと思います。向こうでそれぞれですよ、もちろんハローワークお願いされるんでしょう。でも、なかなか人が来ないという状況があるわけですね、それは、そこで働くことの働き方ですよ、それに対する対価だとかいろんなことがあるんでしょう。だから、それは先ほど市長も冒頭で答弁されましたように、それぞれ給食センターとか、支所だとか本庁だとか違いますよね、幼稚園を含めてですよ、一部事務組合のそこも宿直があったり、いろんなことがあるんでしょう。でも、そのことを実情にあった形でのものになると、なかなか人が採用というかにならないわけですよ、その結果、法が求めているものさえもほっといていいんですかということをお聞きしているんですよ。これ、18年に改正になっていますよ、生活相談員、常勤換算方法で入所者の数が30またはその端数を増すごとに1以上、2人という意味ですよ、あそこ60でしょう、定数がね、だったら2人いないといけませんですよ。今回、人事異動で松山支所の方に相談員をされていた方を引き上げておられますけれども

も、そのまんまで1か月は囑託の人が来られました。だけど1か月でお辞めになってるんですよ、今現在空白ですよ、そういうことをあなた方が、あそこで働くということの働き方ですよ、そのことをよく理解してね、決めたからそれでいいんだというものではないというふうに僕は思うもんですから、待ったなしでしょう、あそこに入っておられる方々の生活、身の周りのそういうものをきちんとやんなきゃいけないよということですから、それをただうちは決めたから、それでいいんだということじゃないということをおね、どう受け止めているんですかということですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

相談員につきましては、新たに4月7日に採用がありまして、その方につきましては、5月31日に退職されたということでございまして、ただいま募集中ということでございます。

議員御指摘のとおり、この方がどのようなことで辞められたかということについては、私はまだ把握していないところでございますが、募集中でありますので、この新しく来られる方につきまして、本組合が運営する内容につきまして、懇切に御説明しながら採用という形に結びつけてまいりたいというふうに考えるところであります。

○18番（小園義行君） 早急にですね、これは市から派遣するかね、向こうの一部事務組合で採用するかね、そういうこともちゃんと考えないといけないです。そして、あわせてあそこで調理される方、支援員の方、含めて働き方をね、宿直があつたりいろいろするんですよ、そういうことも含めて、ちゃんと対応しないといかんでしょう。待ったなしですよ365日、その考え方でいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど課長が答弁しましたように、今までとられておりました勤務形態については、若干問題があったということでございますので、そのことについて、改善が図られたということでございます。

また、今後につきましても、今お話がありました相談員等が欠けているということにつきましては、直ちに対応してまいりたいということでございます。そしてまた、別な職員等につきましても、その職員が欠けた場合には、緊急に新たに手配をしたいというふうに考えるところでございます。

○18番（小園義行君） そういうきちとしたですね、法が求めている必置なんですから、それとあわせて対価の問題も考えて、ちゃんとやっていただきたいと思います。

あわせて、それぞれこれまで囑託職員の方々の待遇改善ということで、期末手当も支給はどうですかということで鹿児島市の例なども出してやってきました。これまでの市長の答弁は、経済の状況、それを見て対応したいと、経済の状況はいいから消費税を国が引き上げましたね。そして、ここにおられる私も含めて6月30日の期末手当をもらいますよ、職員の方々も含めて、正規の方も含めて、それまでカットされていたものが元にかえりました。皆さんそうです。市長も含めて私たち議員もそうです。そういった中で、6月30日、それきますよね、その時にどういう思いをしますかね、そういった答弁をこれまでしてきました。そのことで、これまでどういう検討

がされたのかお願いをします。そして、その支給をする考えがないのかね、あわせて答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員等に対する期末手当の支給につきましては、4月1日現在も昨年同様、県内の5市が期末手当に代わる報酬等を支給しているようでございます。

また、嘱託職員等の方々が正規職員数が減少する中、業務量の増大をカバーしていただいているということ考えますと、今後も非正規職員の待遇改善に向け、自治法改正や他市の導入状況を踏まえながら、社会情勢の変化に注視して、本市の財政状況等にも勘案しながら対応してまいりたいというふうに考えるところであります。

○18番（小園義行君） その答弁はこれまでと全く一緒ですよ。国は経済の状況が良くなったから消費税を引き上げましたね、そのことはそうでしょう。良くなければ引き上げないですよ、実際に。そして、市長が述べておられたのは、これまで正規職員もそういうカットしていると、そういうことの中で、大変申し訳ないけど、我慢してっていうみたいな答弁がずっとされていたんです。ほかの市はどうだと、ほかの市、ちゃんとやっているところはあるんですよ、それも言いましたね、これまでも。今回、日本一のあいさつを目指す市役所づくりを目指すというんでしょう。本当に日本一のまちにしたいと思うのであれば、住民の方が役所に来たときに正規の職員の人、非正規の人、嘱託職員、パート職員、ほとんど分かりません。皆さん役場の職員だと、役所の職員だと思われてるんですよ、そうした人たちが同じ思いで、よし頑張って住民の皆さんに返そうというね、そういう立場になれるには、やっぱりその待遇改善というのが大事だと思うんですよ。仮にですね、鹿児島市が、金額はちょっと古いかもしれませんが、夏冬で2万円、2万円、4万円出してますよ。その金額でいくと、うちは1,300万円ほどになります。300人ですのですね。ぜひね、本当に自分たちは、私もたぶんおそらく50万円ぐらいもらうんじゃないですかね。そういう、市長はもっとたくさんもらわれますよ。そういった中で、同じ6月30日どんな思いがしますか。そのことを考えたときに、これまでの答弁を精査すると、経済の状況だとか、そういうのを正規の職員の人がこうだということも含めて、それ外れましたのでね、どうなのかと、どう検討したのかということを知っているんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年度の公務員の給与カットにつきましては、東日本大震災に対しまして、財源を捻出するというような形での公務員のカットがあったところでした。そのことについて、国においては、平成25年において、その措置は終わるということで、26年度から元の給与水準に戻っているところでございます。

しかしながら、公務員の実態においては、なかなか給料が上がってくるというような時代ではなくなってきたということございまして、まだまだ景気ということにつきまして、好景気がこの地域にも及んでいるという状況ではないところでございます。そのような中で、改めて特別に支給をするということについては、まだまだほかに参考にしながら取り組むべき課題だというふ

うには思うところでございます。

○18番（小園義行君） これはね、人事院勧告が求めていることを基にして、僕がずっとこれまで質問をしております。市長は、そういう立場でしょう。でも、これ、今回イエスってならないけれども、この問題、納得したわけじゃないですからね、まだやりますよ。このことについては、とりあえず今日は終わります。

次にですね、児童福祉についてということで、みどり保育所の民間移管の進め方、これはね、これまでも唯一本市の公立保育所として残っているんですけども、いわゆる保護者、お父さんお母さん方の合意が得られるということが大前提だろうと思います。これまでの取り組みと、今後どういう状況になっていくのかということについて答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

みどり保育所の民間移管の進め方、その後の対応についてでございますが、24年6月の議会の一般質問におきまして、議員からみどり保育所の民間移管の取り組みについて御質問をいただき、保護者の方々の御理解をいただきながら進めていくということで答弁させていただいたところであります。

その後の対応としましては、24年9月に保護者会より、最低1年間程度の民間移管の猶予がほしいとの要望書が提出されまして、10月22日にみどり保育所において説明会を開催し、25年4月1日からの移管の延期と、移管先募集の取り消しを説明させていただいたところであります。

平成25年度におきましては、保護者説明会を8月に実施し、経過報告等を行ったところでございます。

平成26年度は、4月に担当課と協議しまして、民間移管に向けて、再度保護者の方々の意向を確認するよう指示したところでございます。

その後、保護者説明会を26年5月15日に開催しまして、意見交換等を行いました。アンケート調査を市の方で実施し、賛成多数であれば民間移管を進めてもいいという合意をいただき、アンケートを実施したところであります。その結果、賛成多数となりましたので、保護者会には、文書でお伝えしたところでございます。

今後は、民間移管に向けたスケジュールや公募の内容等について、保護者の皆様方にお示ししながら作業を進めてまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） アンケートを実施したら賛成多数だったと、それはどういう状況か、そういうことなんでしょう、それ。でも、よく考えてください。旧松山町がですね、城南保育園、みどり保育所、さゆり保育所とあって、まちづくりの視点として定住促進、住宅、学校を複式にしない、そういうこと等も含めてやられてきて、三つの保育所をどうするのかという、それも当然当時から議論されたと思うんです。そして、そのことが今非常にさゆり保育所で子供たち、いわゆる子供が増えていますね、そういう状況の中で、このみどり保育所はどうするんだろうという思いも、当然その当時から議論されたと思うんですよ、二つにするとかですね。そういうことで、今回仮にここがですね、どこかの法人が取ったとしますね、そうしたときに、僕が心配をす

るのは、三つありますね、そういったときに、旧志布志町地域の田之浦の保育所が閉まったんですよ、これね。そういうことになってしまうと大変だなという思いがあるわけですね、なぜなら長い歴史の中で松山町の住民の方は、議会を含めて当局も含めて、いっぱい知恵を出してつくってきたものが終わりになってしまうということになりはせんかなという心配もあるわけですよ、現実には。そういうふうにならんためには、本当の意味での住民の皆さんの合意が得られた上でないと、せっかく長い時間かけてつくってきたものの、それに対して失敗しちゃったなということになると困るという思いがあるからですね、私は、ここは本当に皆さんが100%同意ということは難しいかもしれないけれども、せめて90数%の同意があるということが、当然前に進んでいくための公立だと簡単に閉められんですからね。そのことをもって、僕はこれまでも同意を、合意が得られるための努力をしてくださいといっただけです。

ちなみに賛成多数ということですけども、どれぐらいの方のアンケートをして、保護者の方あって、かえってきて賛成なんですか。

○福祉課長（福岡勇市君） 5月の段階で保護者説明会をして、その時にいろいろ意見が出て、賛成多数であれば進めていいということで、回答をもらったところでもあります。その中で、賛成多数で実施することということで、反対票の票数がどうなっているかという趣旨だと思うんですけども、票数については、保護者等の意見交換会の中で公表しないということを知っています。

全体の世帯については、19世帯あるんですけども、その中の何対何というのは、ちょっと公表はできないところがございます。なぜかといいますと、民営化に関する意見の対立等が原因で、地域のつながりを損ねるといったことがないようにするためでございます。

御理解をよろしくお願いたします。以上です。

○18番（小園義行君） 当然せっかくですね、こういうことで、その地域を二分するようなことになると困るわけで、本来はだから全部の同意が得られたら一番いいでしょう。そういう中で、さっきから言いますね、旧松山町の住民の方々、当局、議会も含めてですよ、このことが非常に頭を悩ませながら、どうするかということで努力をされてきた結果がああいう形で、三つの保育所を守ってこられたと僕は思うんですよ。今後も、仮にこれが民間移管したとしても、あの地域は変わりなく流れていくんですね。その時にそういう禍根を残さないためにも、本当の意味でのいいものに合意が得られた上で進めていくというのが、僕は基本だというふうに思うんです。それは幾らと言わんでいいですよ、賛成多数ということであれば、住民の方が保護者の方々が同意したということで理解するわけですけども、その一人一人にですね、気持ちに寄り添う、そして旧松山町の町の関わってきた全ての人の思いに、僕は沿った形で、これが最後ですよ、あそこになっていくのが、仮に後で閉じてしまうようなことになったら、大変なことだなという思いがあるから、そこはしっかりと受け止めた上で対応していただきたいと、そう思います。あとは当然そのスケジュールに乗ってやっていくでしょう。そのことについては、その時の判断として、強引なやり方は一切しないということで、これまでも進められてきたんですよ、そういうこと

を理解していいですね。じゃあこのことについては、あとあと議会にも当然出てくるでしょう、そういう松山町が頑張ってきた、作ってきたその思いをね、住民と一緒に作ってきたそのことをしっかりと受け止めた提案になってほしいなというふうに思います。分かりました。

最後に、この敬老祝金の問題について、質問をさせていただきます。

これまでも合併当初は全員支給です。その次に、節目支給となりました。その時、私は反対をしました。なぜなら、この条例の目的に基づいてちゃんとやるべきだということで、今回も質問をしているところですが、市長、この敬老祝金支給条例の目的、ここがですね、第1条、市長が読んでみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市敬老祝金支給条例でございます。

第1条、目的であります。この条例は、社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功労を讃（たた）えるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とする。というふうに述べております。

○18番（小園義行君） これでいくとですね、社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功労を讃（たた）えるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とする。第2条で、支給の対象者ということで、ここにいわゆる節目が書いてあるんですね。この目的のですね、ここが僕はとても大事だと、「社会の進展に寄与した者の功労を讃（たた）えるため」ということでいくと、この節目の人だけが、いわゆる社会の進展に寄与したのかと、そうじゃないよと、私は六千何名の方が75歳以上の方がおられるわけですけれども、全ての方が、この志布志市の発展のために、これまでこのまちを守り、発展をさせてこられた。まさしく平等な評価だというふうに私は思います。それが77歳だから、85歳だから、その人たちだけがね、この目的、社会の進展に寄与した者というふうには、僕は思わない。全ての方にこれは対象だというふうに思います。

そして、この支給条例の第3条は、「敬老祝金は、予算の範囲内で支給する」となってますね。約1,300万円ですよ、私はこれまでもこの問題では、この予算の範囲内だったら、二千幾らですね、でも2,000円としましょう、2,000円で全ての方に同じ高さですよ、支給をする75歳、95歳の人も同じ2,000円で同じ敬老の日を祝うと、そのことが本当の意味での敬老祝金支給条例の目的、社会福祉事業の一環として、社会の進展に寄与した者、その人の功労を讃（たた）えるため敬老祝金を支給することを目的とする、そのことに僕は全くふさわしいというふうに思うんですが、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまでも質問をお受けしまして、この事業につきましては、社会の進展に寄与してこられた高齢者の方々の功労を讃（たた）えるという目的。そしてまた、長寿の節目であります喜寿、米寿、白寿のお祝いを中心にしまして、支給をしているということの答弁をしてきたところでございます。

当然、今お話がありますように、社会の進展に寄与した者ということにつきましては、私ども

としましては、どの方が寄与した寄与していないということについては、判断ができないということでございまして、全ての方が対象になろうかというふうに思うところでございますが、ならば全ての方に支給するのかどうかということについては、2条でそのことについて対象者を定めたということでございまして、いわゆる市民の間では節目節目でお祝いをしているというような状況がございますので、市といたしましても、これに合わせて節目節目にお祝いを申し上げるという形にしているところでございます。

○18番（小園義行君） これ市長ね、この目的をしっかりと僕たちは達成するために、この条例があるはずなんです、誰が寄与した寄与しないということ差別しているじゃないですか、支給しないんですから、それ、ここで支給対象をね。もちろん、これ、条例ができるとき反対をしましたけれども、やっぱり全ての方に同じ敬老の日を祝うという意味でしたとき、75歳を例にとりますね、今年からは仮にこの条例が変わったとしますよ、これは要綱を変えるだけでいいわけですけども、75歳の人でも2,000円ですね、この予算だとですよ。そして80になるまで、現在のこの条例でいくと、もらえないんですね、5年間ね、80歳になったとき、今75歳の人が始めて80歳になったとき3,000円もらえるわけですよ。私は、それを75歳から毎年2,000円ずつ支給をして、80になった時も2,000円ですよ、でも5年間ですから、1万円その方に支給ができていますよね。今年の75歳の人を例にとったときですよ。そして、その5年間の中で、役所の人たちが毎年、Aさんて、本当に御苦労さまです、気持ちを込めて安否確認もありながら、感謝の気持ちを込めて職員の方が、住民の高齢の方々に届ける。これは、いつも言うようにお金を配る事業じゃないんですよ。心を配る、本当に私たち、ここまで私たちがやれているのは皆さんのおかげですと、そのことをしっかりと住民の高齢者の方々に届ける、心を配る事業だというふうに、私はこれまでもずっと言ってきました。お金を配る事業じゃないんですよ、心を配る事業と、本当にこれまでいろんなことあったでしょうと、でも本当に御苦労さまでしたと、そのことの意味が市長、分かりませんかね。

私は、92歳でうちの親父も終わりましたけれども、90歳の時いただいたその金額じゃないんですよ、あれ。やっぱり民生委員の方が持ってこられた時、有り難いと言って、仏壇に供えてね、ちゃんとやるんですよ。心を届ける事業として、兼ねて職員の人たち、私も含めて、住民の方からよく批判、怒られますよ、職員もそうでしょう。でも、本当に職員の方々が持っていくことで喜ばれて、兼ねて感謝されますよね。こちらは、その先輩に対して本当にこれまで御苦労さまでしたという意味を込めておめでとうございます。これ金額の問題じゃないと思うんです。僕は、だけど、この条例が予算の範囲内でやるということですから、2,000円を全ての方に等しく、3,000円とするんだったら予算を増やさんといかんけれども、今年は1,300万円ですから、二千幾らですよ、でも2,000円として、きちんとその心を届ける事業として、市長、これ要綱を変えるだけで済むじゃないですか、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘の件につきましては、条例改正という形になろうかと思えます。

先程来お話ししますように、私どもが、この敬老祝金支給条例に取り組んだ時に、それぞれ節目節目で、このことについては対応したいと、喜びを更に倍化させる形で対応をさせたいと。

そしてまた、当然市としまして、市の発展のために尽くして下さった方に対する思いを表したいという形で取り組みを始めたところでございます。そのことについては、現在も変わっていないということでございますが、今後もこのことについては、さらに高齢化というような中で取り組む事業でございますので、内容等については見直しもある時期には必要かというふうには考えるところでございます。

○18番（小園義行君） 何も難しいことじゃないですよ、市長の思いがね、どこにあるかですよ。私は、うちの子供たちにもよく言うですけれども、1個自分より先輩の人が話されるときは、きんきんして話を聞きなさいて、それぐらいの思いを持っときなさいて、やっぱりね、これまで本当にこのまちを営々として守り発展させこらえた方々は、もちろん市長もそうでしょう。でも、そういう方々がおられて、このまちがあるわけでしょう。そこにね、この条例の目的からしても、私は等しくそのことを心を届ける事業としてやると、それこそ本当に日本一やさしいまちだというふうに思いますよ。

隣の曾於市が、昨年から早速要綱を変えて全員支給で民生委員の方、そして、役所の職員の方々が全ての高齢者の方々に届けをされて、非常に感謝されています。兼ねて批判される職員の方が、本当に感謝されてうれしかったと、これが隣の曾於市の市長から聞いております。そういった意味でね、私は、お金を配る事業じゃないんだと、予算を増やせと言ってるわけじゃないですよ。目的がある、その目的どおりに執行しようよって、それをやるかやらないかというのは、市長のここにあるだけですよ、本当にその思いがあるなら全ての方に等しく届ける、心を届けるというそのことの方がね、私はいいと思います。うちの自治会でも、それを毎年敬老祝いをするんですけれども、もらった人と、もらってない人が存在するわけですね、そこで、「おめはもろたとけ」で、「おいは今年はもらわなかったど」って、これでね、自治会としては等しくやるんですよ、お祝いを。そういう時に、ああよかったて、本当にこれは本田市長がこういうのをしてもらってよかったて、そういうふうにして敬老の日をすべからく同じ気持ちで、住民の方々が祝えるような事業にして、心を配る事業として、このことに取り組む考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いろいろな場面で、敬老を祝う行事が開催されていると思います。それらの場面においても、多分今年は88になったね、99になったねということで、大きなまたお祝い、喜びがされるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

私どもとしまして、そのような喜びに、私どもも同じ心を表させていただきたいということで、節目支給ということにさせていただいているところでございます。

○18番（小園義行君） これはですね、市長がそういう思いなんですね、やっぱりね、日本一のまちを目指すというんだったらね、心の持ち方だと思います、私は。市長のね、こういう今の答弁を聞いててね、本当に高齢の方々に對する思いを私を持っていますよと言ってもね、納得いか

ない。いいでしょう、もう時間がきましたのでね。これもね、今日傍聴の方もたくさん見えていますけれども、市長はその立場でこれからもやられるんでしょう。でも僕はね、本当にこれまで、この志布志市を守り発展させてこられた方々に対して、僕が市長ならね、もうさっと、これ変えますよ、本当に。これね、この一つとってもね、市長としてそういう予算を増やせということ言ってるわけじゃないですよ。本当に高齢の方々に、思いに寄り添うとしたら、そうだなあというのが僕は当然だろうというふうに思いますけど、僕は市長じゃないから、でも僕が市長ならそれぐらいのことはね、さっとやりますよ。まあいいでしょう。

今回5項目にわたって、いろいろ質問しました。冒頭にも言いましたけれども、国がいろんなことをやりますね、その時に防波堤になってちゃんと守ると、そしてあわせて、ここのまちの全ての人たちが幸せになるような、そういう政策をどんどん打ち出していく、そのためには少子高齢社会に向かっているんだということを踏まえた上でのね、提案というのをいっぱいしていただきたいと、そういうふうに思います。これからも全力で、ひとりの議員として取り組んでいきたいというふうに思います。

以上で議長、終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から29日までは休会とします。

30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時53分 散会

平成26年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成26年6月30日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第31号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第32号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第33号 土地改良事業の施行について
- 日程第7 議案第34号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第35号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議員派遣の決定
- 日程第10 閉会中の継続審査申し出について
（産業建設常任委員長）
- 日程第11 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（17名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
6 番 持 留 忠 義	7 番 平 野 栄 作
8 番 西江園 明	9 番 丸 山 一
10 番 玉 垣 大二郎	11 番 鶴 迫 京 子
12 番 毛 野 了	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	16 番 岩 根 賢 二
17 番 東 宏 二	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（3名）

5 番 小 辻 一 海	15 番 金 子 光 博
18 番 小 園 義 行	

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と平野栄作君を指名いたします。



日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

議会運営委員長から報告書が提出されましたので、配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。



日程第3 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（上村 環君） 日程第3、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

報告の内容の説明を申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告について、説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、市道の管理瑕疵（かし）に伴う事故による損害を賠償し、和解するため専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

内容につきましては、平成26年5月22日、午後0時10分頃、市道森山・出水線で相手方の所有する軽貨物車が走行中に市道のコンクリート製の側溝蓋を跳ね上げ、車両を破損したものであります。事故の原因は市の道路の維持管理が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、相手方が0%として、軽貨物車の原形復旧に要する費用2万88円を市が賠償し、和解したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分の報告についての報告を終わります。



日程第4 議案第31号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第31号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第31号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、今回の改正は、法人税法に外国法人の恒久的施設が整備されたことに伴う規定の整備、法人市民税の法人税割の標準税率が引き下げられたことに伴う規定の整備、また、平成27年度から軽自動車税のうち、車種区分ごとに1.25倍から1.5倍に引き上げ、さらに三輪以上の車については、新規検査から13年を経過した翌年度からおよそ20%重課する旨を規定、そのほか、引用条項等の整備による改正内容である等の補足説明を受けた後、質疑に入り、次のような質疑がありました。

軽自動車税の減免を受けている車両が13年経過した場合はどうなるのかとただしたところ、減免は従来どおり適用されるとの答弁でありました。

市民への周知はどのように行うのかとただしたところ、今年度中に市報やホームページ、散らしなどで周知していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第31号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第5 議案第32号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第32号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 議案第32号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員7名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子ども医療費助成について、所得制限は設けないと理解していいのかとただしたところ、所得制限は設けていないとの答弁でありました。

次に、子ども医療費とひとり親家庭の医療費があるが、どちらが優先されるのかとただしたところ、ひとり親については子どもの医療費も含め、親の医療費もあるため他法優先でひとり親家庭の医療費が優先になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第32号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

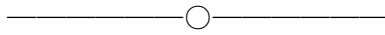
これから採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管委員長の報告の

とおり、可決されました。



日程第6 議案第33号 土地改良事業の施行について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第33号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第33号、土地改良事業の施行について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現段階での同意率は何%かとただしたところ、仮同意の段階だが、25年度末で、97.9%の同意率であるとの答弁でありました。

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」となっているが、採択の要件はどうなっているのかとただしたところ、面積要件は、5ha以上であり、今回の地区は17.7haということでクリアしている。活性化については、農地集積を推進し、100%に近い同意を目指して取り組みたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号、土地改良事業の施行については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

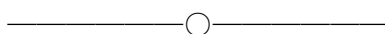
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第34号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告申し上げます。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、既定の予算に8億6,208万6,000円を追加し、予算の総額を189億6,208万6,000円とすること、地方債補正では追加が、総額で1億7,620万円、変更で、合併特例事業を1億3,090万円増額、過疎対策事業で1,990万円減額、消防防災施設等整備事業を580万円増額し、合計で1億1,680万円増額している。

平成26年度末の地方債の現在高見込額については、239億7,052万6,000円と見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市の施設については、長寿命化を図るため、定期的なメンテナンスが必要ではないかとただしたところ、市の施設が全体で913か所あるが、固定資産台帳を3年かけて整備して、全庁的に施設の改修等の計画をしていくとの答弁でありました。

本庁舎屋上と志布志支所庁舎2階屋根の防水改修工事について、保証期間は何年かとただしたところ、保証期間は10年間となっているとの答弁でありました。

土木工事のA、Bランク、舗装工事のAランクの発注に関して、1回落札した業者は1サイクル回るまでは入札に参加できないとなっているが、なぜかとただしたところ、各業者に満遍なく仕事が回るようにしてある。昨年、元気臨時交付金のおき、国からの指導があり、このような形になっているとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消防車両の購入にあたっては、分団員の要望を聞いているのかとただしたところ、消防車両については耐用年数を基準に更新している。更新にあたっては、幹部会等に諮って、分団員の意見を聞きながら整備していくとの答弁でありました。

消防団員の退職慰労金のうち、各方面隊の消防後援会の拠出金が同じような金額になっているのはなぜかとただしたところ、合併時、退職慰労金の算定方式や1戸当たりの後援会費に3町間

で大きな差があり、それらが統一できなかつた経緯があつたが、拠出金については同等の金額を各後援会から拠出しようという協議がなされたところであるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、定住促進住宅用地について図面と写真が提出され、松山町秦野の畑地を購入して約10区画を分譲するものである。

概略以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、定住促進住宅用地の購入予定地は、農振地域でないかとただしたところ、農振地域の指定がされていない白地であるとの答弁でありました。

ブランド推進事業でSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した取り組みをするがあるが、委託先はどこか。また、志布志市をPRするには、市職員も含め官民一体となって情報発信していく必要があるのではないかとただしたところ、委託先は株式会社ふじやま学校を考えている。志布志市のPRについては、庁内にSNSの活用に関する検討委員会を立ち上げており、今後、全庁的に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

定住しようとしても適当な宅地がなく、地元以外に住宅や宅地を求めざるを得ない状況がある。市が率先して土地を探すことも必要ではないかとただしたところ、まとまった土地があつて、宅地造成できるかがポイントになる。1、2件の土地については、地元の協力を得ながら空き家バンクの活用を進めていきたい。また、土地開発公社にも協力をお願いしていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、JR志布志駅舎の整備計画は隣接する土地まで含めての計画になるのか。また、長期的展望で取り組み、中途半端なものにしてはいけないと思うがどうかとただしたところ、隣接する土地開発公社の土地まで含めて計画をする。長期的展望で市の顔となるような施設とし、観光客のおもてなしと市民が交流できる場となるように整備したいとの答弁でありました。

JR志布志駅舎等整備総合計画策定事業の委託先はどこかとただしたところ、有限会社オフィスフィールドノートの砂田光紀（こうき）氏を予定している。砂田氏は阿久根駅を手掛けた水戸岡氏と連携をとっておられる人で、総務省の地域人材ネットに登録されており、このような人材を招へいすると、特別交付税が措置されることになっているとの答弁でありました。

リフォーム事業の所管が換わつたのはなぜか、また、補助は3年間で終わりかとただしたところ、庁内で協議して、経済対策の観点から港湾商工課に所管換えとなった。新たな補助金は、終期を3年と設定し、必要であれば、事業内容の見直しをして、また新たに終期を設定していくという補助金の指針があるため、その指針に基づき事業を実施したいとの答弁でありました。

蓬の郷の今後の修繕計画についてただしたところ、主なものとして、平成27年度から31年度にかけてボイラー等の修繕を計画しているとの答弁でありました。

港湾担当課として港湾の関係者との接触や連携をもっと密にしなければいけないのではないかとただしたところ、志布志支所にも担当窓口を置いているので、今後は支所との連携も含め、港湾関係者と連携を密にしていきたいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、賦課徴収費の税還付金は、平成13年度に増築した設備が償却資産と家屋に二重課税されていた分について、平成14年度から20年度までの課税分の返還金を支出するものであり、利息相当分は放棄してもらい、本税分のみ金額であるとの説明の後、質疑に入り、次のような質疑がありました。

今後このようなことのないよう、配慮すべきではないかとただしたところ、今後はこのようなことがないよう、十分注意して、チェックしていきたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正はパソコンのウィンドウズXP対策のリース契約額が確定したことによる減額が主なものであるとの説明の後、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、嘱託職員が1名減となるが、今後、人材がいれば採用の計画があるのかとただしたところ、嘱託職員も減らす方向にあり、今のところ採用の予定はないとの答弁でありました。

裁判関係経費は今回の減額補正で、すべて計上なしということになるのかとただしたところ、裁判に関する経費はすべてなくなったとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、御報告いたします。

はじめに、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、墓地水道使用料は基本料金の2分の1補助で提案されているが、全額補助についての検討はされなかったのかとただしたところ、市が行っている類似の補助事業、例えば街灯の電気代の補助についても基本料金の2分の1を補助していることもあり、墓地水道

使用料も基本料金の2分の1の補助となったとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育士等処遇改善臨時特例事業については、具体的な内容が法人から市役所に報告があると思うが、実際に保育士の処遇が良くなっていると理解していいのかとただしたところ、各保育園で金額は違うが実績が報告されているとの答弁でありました。

次に福祉課は、新しい事業導入や条例改正など大きな業務が重なっている。組織的に今の体制で大丈夫なのかとただしたところ、子ども・子育て新法については、児童福祉制度の大改革である。これから条例等を制定し、さらに今年度に三つの計画を立て、27年度にこの計画が出てくる。生活困窮者自立支援制度については、7月以降に調整会議を行う。今後の計画については全庁的に取り組まなければならないと思っているので、体制等についても今後協議し、平成27年4月1日に円滑に進むようにしていきたいとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康づくり推進員は何人に委嘱しているのかとただしたところ、健康づくり推進員として委嘱しているのは89人であるが、平成26年度から健康づくり推進員と以前までの介護予防サポーターと統合し、現在130人の方が推進員として活動しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志城跡史跡公園保存整備事業で、法面保護が計上されているが、具体的には今年度実施設計ということかとただしたところ、志布志城跡史跡公園保存整備については、合併前の平成17年に整備基本計画があったが、歴史のまちづくり事業の一部見直しも行いながら、現在、土地公有化をし、実現可能な計画として、志布志城内城の公園整備計画を進めている。今回、史跡の法面保護について国の補助事業を活用するために、本年度は、平成27年度施工箇所の実施設計を行いたいとの答弁でありました。

全体の事業費は幾らかとただしたところ、10年間で約3億円を計画しているとの答弁でありました。

次に、有明野球場の利用団体と年間の利用状況をただしたところ、平成25年度の実績で年間104団体、7,785人が利用しており、稼働率は140日程度である。利用者は地元の少年野球チーム、中学校の野球部、志布志高校・尚志館高校の野球部で、スポーツ合宿として関西大学・同志社大学が2回、昨年度から韓国のヨンセ大学が合宿を行っているとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「確かな学力の向上に向けた検討委員会」と小中一貫教育と関連があ

るのかとただしたところ、検討委員会で議論する中で学力の向上に向けて小中一貫を導入する必要があると検討していくということで、小中一貫教育ありきではないとの答弁でありました。

ここ数年間の中で、定例教育委員会の中で、本市の子供たちの学力向上のための方策についてこれまでどれくらい議論がされてきたのかとただしたところ、定例教育委員会の中で正式な議題として協議したことはないが随時学力の実態を報告したり、学校運営報告会で各学校から聞き取りをしたりして理解を図っているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁をふまえ、市長、教育長へ総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

教育委員会の中で本市の児童生徒の学力の向上について、過去に議論がされた上で、この提案になっているのかについては、定例教育委員会の中で正式な議題としての議論は行っていないということであった。今回、提案されたのは、市長のマニフェスト、そして施政方針に基づき出てきていると思う。確かな学力の定着に向けた検討委員会というのは非常に重く、すぐに結果が出るものでもない。そのことを考えたとき、教育委員会で議論されずに、提案されているのは市長の意向が大きく反映されているものになっているのではないかと、したがって、地方教育行政法、学校教育法等を考えたとき問題があると思う。教育委員会の中で議論され、提案した方がいいのではないかとただしたところ、定例教育委員会の中で正式な議題としていなかったが、教育委員会の報告等の中で学力向上についての検討はされてきた。マニフェストの中に学力向上日本一あるいは日本一の先進のまちというものを掲げて当選させてもらった。教育長には今回の選挙ではこういうことで臨みましたからよろしく願いますということをお話しているとの答弁でありました。

教育委員会の中で議論がされていないものを予算として計上することは教育委員を軽視しているのではないかと。法に基づいて執行されるべきで手法そのものに問題があるのではとただしたところ、期間がかかるため十分教育委員会で検討され、そのことの実現に向けて先進事例等を勉強した結果、学力向上として成果が上がってくると期待している。定例教育委員会の中での協議はなかったが、教育委員の方々にはできる限りの情報は提供しており、おおむね伝わっていると理解しているとの答弁でありました。

また、教育委員を含め、教育委員会の議論が足りないのではないかと、学力向上推進には大いに賛成だが、もっと教育委員会で議論してから提案すべきではないかとただしたところ、教育委員会でも引き続きしっかり議論をすることとし、先進地研修等のための費用としたい。先進地の様子を見届け、子供たちの学力向上のために使いたい。検討委員会の設立については、十分検討のうえ時期を見て設立していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、曾於地域肉用牛災害事故共助負担金による、市場内の事故に対し補償することは生産者、購買者にとって安心だと思いが、事故対象判断は、慎重に行うべきと思うがどうかとただしたところ、様々な事故が想定される。査定委員会や共済獣医師等の診断等、総合的に判断し、慎重な協議が必要であると思うとの答弁でありました。

自宅から市場間の事故については補償されないということだが、一番多いのではないかとただしたところ、運搬中の事故は、件数も多いし、原因もはっきりしない例が多い。関係機関と協議のうえ、今回の事故共助からは除いたとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地・水保全管理支払交付金事業だが、この事業は事業途中で内容が頻繁に変わった。今回の返還の要因となった事項についての説明はどうだったのかとただしたところ、最初の国・県の説明会では、区域内の遊休農地解消は、義務的要件ではなかったが、会計検査が入り、必須事項に変わった。その後、鹿児島県水土里（みどり）サークル活動支援協議会を通じて返還の通知が届いたとの答弁でありました。

雑入で返還金26万1,000円が計上されているが、この内容はとただしたところ、今回の交付金返還については、市が各事業組織にそれぞれの額を返還し、各組織から県の協議会に返納する。本事業については、市も負担割合の25%を支出しており、協議会より応分の返還がある。その分を雑入として受け入れるとの答弁でありました。

市有林森林調査事業の、今回の調査対象面積は、市有林の何割かとただしたところ、市有林の全体面積が784haで、今回の調査対象面積が、458.5haとなるので、約6割であるとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、アグリネット関係の委託料の減額補正については、自前で可能だと

いう判断の減額という説明があったが、最初の段階での調査・検討が足りなかったのではないかとただしたところ、昨年暮れに、受託事業者が農業分野から撤退するというので、保守管理については管理マニュアルを受領し、検討を続けてきた。ソフト面の管理については、情報管理課の協力を得ながら自前で可能であるとの結論に達した。従来の契約業務に入っていた修理関係を切り離し、今回、別途修繕料を予算計上したとの答弁でありました。

茶機能実証委員会の具体的機能と委員構成についてただしたところ、鹿児島大学医学部、鹿児島女子短期大学と業務提携を結び、お茶の効能・効果について実証し、進行管理をする。委員構成は、行政、農協、茶業振興会及び生産者の方々を交えて設立を考えているとの答弁でありました。

ヒートポンプの普及率はただしたところ、平成25年度までに、市内で526台の導入。国の事業対象作物がピーマン、果樹、花卉（かき）である。ピーマン農家の約8割が導入済み。ピーマン農家については、本年度で導入希望の導入が100%となる見込みであるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、市単独道路維持事業は、集落からの要望も多いと思うが、全てについての実施は無理だと思うが、少しでも多くの要望に応じるべきと思うがどうかとただしたところ、特に、志布志地区は未着工の要望箇所が多く蓄積していた。今回、財務課とも協議し、起債事業を活用した予算を計上し、解消を図った。各地区の要望採択分については、一部測量等調査のみの部分もあるが、大方の路線について本年度着工見込みとなったとの答弁でありました。

住宅建設については、補助基準の中で、安価で耐震もしっかりとした建物を多く建築していくべきと思うがどうかとただしたところ、長寿命化計画は、現存の住宅数を減少させ、既存の建替えや修繕を行う計画となっている。その中で、コスト縮減を図りながら、質の良い住宅建設を目指したい。

以上ですべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第35号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第35号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第35号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査の経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、修繕については当初予算に計上できなかったのかとただしたところ、当初予算計上後の検査により発覚したもので、今回の補正となったとの答弁でありました。

施設の耐用年数や経年劣化の確認はしているのかとただしたところ、今後、修繕計画に基づき、指定管理者と協議して、実施していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

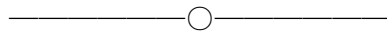
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



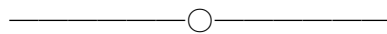
日程第9 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第9、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。



日程第10 閉会中の継続審査申し出について

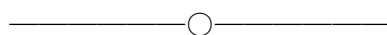
○議長（上村 環君） 日程第10、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第11 閉会中の継続調査申し出について

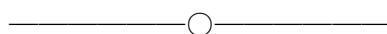
○議長（上村 環君） 日程第11、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成26年志布志市議会第2回定例会を閉会します。

午前10時50分 閉会